受付
52.12.18
日野市立図書館

昭和四十六年
第四回定例会
（十二月九日開会
十二月二十三日閉会）

日野市議会会議録

（第二十八号
第三十三号）

日野市議会

昭和四十六年第四回定例会　日野市議会会議録目次

○十二月九日（第一日）　午後一時十一分開会　午後五時三十一分散会

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……1
議事日程……2
開　議……4
会議録署名議員の指名……4
会期の決定……4
市政経過報告……5
市　長……6
助　役……7
収入役……8
企画財政部長……8
総務部長……10
市民部長……12
民生部長……13
建設部長……15
都市計画部長……17
福祉事務所長……20

教　育　長……21
水　道　部　長……21
病院事務長……22
市政経過報告についての質疑……23
諸般の報告……47
（議案上程）
議案第百十四号、昭和四十六年度期末手当の支給について……53
○十二月十日（第二日）　午後一時五分開議　午後五時十二分散会
出席議員……54
欠席議員……54
出席説明員……55
議事日程……56
開　議……57
一般質問……57
正国務議員（日野市立総合病院について）……57
米沢照男議員（航空公害対策について）……65
鈴木美奈子議員（学童保育所設置の今後の計画と内容の問題点について）……70
〃　〃（乳幼児の医療費の無料化について）……79
剣持佐吉議員（ごみ処理について）……82
〃　〃（プレハブ校舎の改善について）……91
伊藤松之輔議員（市有地に関して問う）……93
伊藤松之輔議員（処理場その後の処置に関して）……96
○十二月十三日（第三日）　午後一時七分開議　午後七時三十四分散会
出席議員……101
欠席議員……101
出席説明員……102
議事日程……103
開　議……104
一般質問……104
三浦重春議員（入札について）……104
〃　〃（大和田、豊田団地付近の市民広場について）……126
森田喜美男議員（市政への市民参加の布石について）……131
板垣正男議員（公害対策進行状況について）……138
高橋通夫議員（日野市史の編さんについて）……150
〃　〃（郷土資料館の建設について）……152
林　重義議員（緑地の対策について）……154
百済　勇議員（教育政策について）……157
〃　〃（排水施設の問題について）……167
秦　正一議員（基本構想に基づく基本計画について）……172
○十二月十五日（第四日）　午後一時十六分開議　午後六時五十九分散会
出席議員……184

欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開　議……
（委員会審査報告）
請願第　二十号　市道東常安寺一号線ほか三路線舗装並びに道路新設に関する請願……190
請願第六十八号　日野用水路の移設と出入口の新設に関する請願……190
請願第　十七号　農道拡幅に関する請願……190
請願第二十七号　補助十九号線側溝新設に関する請願……191
請願第　三十号　南平地域内道路舗装に関する請願……191
請願第三十一号　農業用水路護岸工事及び改修に関する請願……192
請願第三十七号　退職金制度に関する請願……192
請願第三十九号　就職支度金支給に関する請願……192
請願第四十四号　市立幼稚園設置に関する請願……193
（専決処分報告）
議案第九十五号…多摩平幹線一号線舗装新設及びに歩道設置工事請負契約の専決処分の報告承認について……193
議案第九十六号　多摩平二号線雨水管埋設工事請負契約の専決処分の報告承認について……195
（議案上程）
議案第百十六号　日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について……196
議案第九十七号　昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算の認定について……197
議案第九十八号　昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算の認定について……207
議案第九十九号　昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……207
議案第　百号　昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……207
議案第　百一号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算（第四号）……208
議案第　百二号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）……221
議案第　百三号　昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）……222
議案第　百四号　昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）……223
議案第　百五号　昭和四十六年度日野市水道事業会計補正予算（第三号）……223
議案第　百六号　昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）……224
議案第　百七号　日野市遊び場条例の制定について……224
議案第　百八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例について……224
議案第　百九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例について……227
議案第　百十号　日野市基本的総合計画審議会設置条例を廃止する条例について……228
議案第百十一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正について……230
議案第百十二号　市道路線廃止について……231
議案第百十三号　南多摩東部共立病院組合規約の一部改正について……232
議案第百十五号　昭和四十六年における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……232
議案第百十七号　日野市市税条例の一部を改正する条例について……233
議案第百十八号　字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについて……237
議案第百十九号　日野市衛生処理場脱水機改良工事請負契約締結について……237
議案第百二十号　日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約締結について……239
（請願上程）
請願第　五十号　私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する請願……240
請願第五十八号　立川基地再開に反対する請願ほか八件……241

欠席議員……184
出席説明員……184
議事日程……185
開　議……186
（委員会審査報告）
請願第　二十号　市道東常安寺一号線ほか三路線舗装並びに道路新設に関する請願……190
請願第六十八号　日野用水路の移設と出入口の新設に関する請願……190
請願第　十七号　農道拡幅に関する請願……190
請願第二十七号　補助十九号線側溝新設に関する請願……191
請願第　三十号　南平　地域内道路舗装に関する請願……191
請願第三十一号　農業用水路護岸工事及び改修に関する請願……192
請願第三十七号　退職金制度に関する請願……192
請願第三十九号　就職支度金支給に関する請願……192
請願第四十四号　市立幼稚園設置に関する請願……193
（専決処分報告）
議案第九十五号　多摩平幹線一号線舗装新設及びに歩道設置工事請負契約の専決処分の報告承認について……193
議案第九十六号　多摩平二号線雨水管埋設工事請負契約の専決処分の報告承認について……195
（議案上程）
議案第百十六号　日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について……196
議案第九十七号　昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算の認定について……197
議案第九十八号　昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算の認定について……207
議案第九十九号　昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……207
議案第　百号　昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……207
議案第　百一号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算（第四号）……208
議案第　百二号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）……221
議案第　百三号　昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）……222
議案第　百四号　昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）……223
議案第　百五号　昭和四十六年度日野市水道事業会計補正予算（第三号）……223
議案第　百六号　昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）……224
議案第　百七号　日野市遊び場条例の制定について……224
議案第　百八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例について……227
議案第　百九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例について……228
議案第　百十号　日野市基本的総合計画審議会設置条例を廃止する条例について……230
議案第百十一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正について……231
議案第百十二号　市道路線廃止について……232
議案第百十三号　南多摩東部共立病院組合規約の一部改正について……232
議案第百十五号　昭和四十六年における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について……233
議案第百十七号　日野市市税条例の一部を改正する条例について……237
議案第百十八号　字区域の一部を廃止し、その区域をもって新たに町区域を画することについて……237
議案第百十九号　日野市衛生処理場脱水機及び工事請負契約締結について……239
議案第百二十号　日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約締結について……240
（請願上程）
請願第　五十号　私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する請願……240
請願第五十八号　立川基地再開に反対する請願ほか八件……241

請願第六十一号　豊田線バス運行確保に関する請願……242
請願第六十二号　大型トラック駐車場設置反対に関する請願……242
請願第四十七号　公立幼稚園設置の適正化に関する陳情……242
請願第五十二号　市立第二中学校過大学校解消について……242
請願第五十三号　市営柔剣道場設置に関する請願……242
請願第五十五号　公立幼稚園設置に関する請願……242
請願第五十六号　幼児教室存続に関する請願……242
請願第六十号　さくら児童クラブに関する請願……242
請願第六十三号　富士見台、矢の頭、神鋼南地区への小地区センター建設について……242
請願第六十四号　子供のムシ歯の予防処置の無料化に関する請願……242
請願第六十五号　健康相談室の存続と内容の充実に関する請願……242
請願第四十六号　宮三六五番地先道路整備に関する請願……242
請願第四十八号　日野駅周辺農業用水路整備に関する請願……242
請願第四十九号　交通費、作業服、年末手当の支給に関する陳情……242
請願第五十四号　失対労働者の諸要求実現に関する陳情……242
請願第五十九号　栄町二丁目十四番地五ー九号地内側溝新設に関する請願……242
請願第五十一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願……242
請願第五十七号　平山台区画整理補償に関する請願……243
請願第六十六号　大規模学校解消に関する請願……244
請願第六十七号　教育予算増額に関する請願……244

○十二月二十二日（第五日）　午後五時十六分開議　午後十一時五十七分延会

出席議員……254 250 249 248 248
欠席議員……254
出席説明員……
議事日程……
開議……
（委員会審査報告）
議案第　百一号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算（第四号）……254
議案第　百二号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）……257
議案第　百三号　昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）……258
議案第　百四号　昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第二号）……258
議案第　百五号　昭和四十六年度日野市水道事業会計補正予算（第三号）……259
議案第　百六号　昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）……259
議案第九十七号　昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算認定について……259
議案第七十八号　昭和四十五年度日野市立総合病院事業会計歳入歳出決算認定について……268
議案第七十九号　昭和四十五年度日野市水道事業会計歳入歳出決算認定について……268
議案第　八十号　昭和四十五年度日野市農業共済事業会計歳入歳出決算認定について……268
議案第九十八号　昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算認定について……268
議案第九十九号　昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……268
議案第　百号　昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……268
議案第　百七号　日野市遊び場条例の制定について……282
議案第　百八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例について……282

議案第　百九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例について……282
議案第百十一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正について……283
議案第百十二号　市道路線の廃止について……284
議案第百十七号　日野市市税条例の一部を改正する条例について……284
議案第百十八号　字区域の一部を廃止し、その区域をもってあらたに町区域を画することについて……286
議案第百十九号　日野市衛生処理場脱水機改良工事請負契約の締結について……287
議案第百二十号　日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約の締結について……287
議案第五十三号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例について……294
議案第六十五号　日野市道路占用料徴収条例の制定について……294
請願第四十一号　ボウリング場建設反対決議を要請する請願……295
○会期延長について……298
○十二月二十三日（第六日）　午前零時七分開議　午前四時三十五分閉会
出席議員……301
欠席議員……301
出席説明員……302
議事日程……302
開議……305
（委員会審査報告）……305
請願第四十一号　ボウリング場建設反対決議を要請する請願……307
請願第六十一号　豊田線バス運行確保に関する請願……326
請願第六十七号　教育予算増額に関する請願……329
請願第　二号　市道市場線拡幅に関する請願……329
請願第　十六号　新井五六番地先道路拡幅に関する請願……329
請願第三十四号　南川辺自治会内側溝新設に関する請願……329
請願第三十五号　ひばりケ丘自治会内下水排水溝設置に関する請願……329
請願第四十六号　宮三六五番地先道路整備に関する請願……329
請願第五十九号　栄町二丁目十四番地五ー九号地内側溝新設に関する請願……329
請願第二十一号　万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願……329
請願第　九号　都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願……329
請願第二十三号　程久保第一自治会地域内市水道布設に関する請願……329
請願第二十八号　住宅街を縦断する無計画道路日野一・三・四号線建設反対に関する請願……329
請願第五十七号　平山台区画整理補償に関する請願……329
請願第　十九号　メッキ工場団地建設反対に関する請願……330
請願第五十一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願……330
請願第　十一号　健康相談室の廃止反対に関する請願……330
請願第　十九号　日野台二丁目三十五番地先一帯下排水路設置に関する請願……330
日野市選挙管理委員会補充員の選挙について……331
請願第六十八号　倉沢自治会地域への市水道布設に関する請願……331
請願第五十八号　立川基地再開に反対する請願……332
決議案第　六号　航空機による騒音公害阻止に関する決議……332

請願第六十二号　大型トラック駐車場設置反対に関する請願……326
請願第四十三号　緑ケ丘西地区排水溝設置費補助に関する請願……327
請願第四十八号　日野駅周辺農業用水路整備に関する請願……327
請願第四十九号　交通費、作業服、年末手当支給に関する陳情……328
請願第五十四号　失対労働者の諸要求実現に関する陳情……328
請願第　五十号　私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情……329
請願第　十七号　し尿浄化槽の汲取許可に伴う清掃法等諸法令完全実施に関する陳情……329
請願第五十七号　万願寺地区への市立保育園設置に関する請願……329
請願第二十九号　南新井自治会地域への地区センター建設に関する請願……329
請願第三十八号　保育時間延長に関する陳情……329
請願第四十　号　ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願……329
請願第四十五号　在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願……329
請願第四十七号　公立幼稚園設置の適正化に関する請願……329
請願第五十二号　市立第二中学校過大校解消について……329
請願第五十三号　市営柔剣道場設置に関する請願……329
請願第五十五号　公立幼稚園設置に関する請願……329
請願第五十六号　幼児教室存続に関する請願……329
請願第　六十号　さくら学童クラブに関する請願……329
請願第六十三号　富士見台、矢の頭、神綱南地区への小地区センター建設について……329
請願第六十四号　子供のムシ歯の予防処置の無料化に関する請願……329
請願第六十五号　健康相談室の存続と内容の充実に関する請願……329
請願第六十六号　大規模学校解消に関する請願……329

十二月九日　木曜日

（第一日）

昭和四十六年第四回定例会　日野市議会会議録　第二十八号

十二月九日木曜日（第一日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十八番	石川佐太郎君
四番	秦正一君	十九番	大下博君
五番	滝瀬敏朗君	二十番	森田喜美男君
六番	池田重太郎君	二十一番	高橋通夫君
七番	林重義君	二十二番	滝瀬政吉君
八番	谷栄吉君	二十三番	日野涼作君
十番	米沢照男君	二十四番	杉山亘君
十一番	西沢保君	二十五番	伊藤定君
十二番	大柄保君	二十七番	清水芳雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君
十五番	剣持佐吉君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

九番	百済勇君
二十六番	吉冨繁枚君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄	君
助役	葛西正彦	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	篠崎美雄	君
総務部長	遠藤政之	君
市民部長	赤松行雄	君
民生部長	松村清栄	君
建設部長	中島武男	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光	君
書記	坂口泰雄	君
書記	武居一茂	君
都市計画部長	杉本好次郎	君
水道部長	加藤一男	君
福祉事務所長	田中若一	君
病院事務長	成井正夫	君
秘書課長	佐藤智春	君
教育長	永野林弘	君
教育庶務課長	落合豊	君
書記	川上輝子	君
書記補	深海弘子	君
書記補	安原清美	君

議事日程

一、会議録署名議員の指名
二、会期の決定
三、市政経過報告
四、諸般の報告
五、議案第百十四号　昭和四十六年度期末手当の支給について

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第五まで

昭和四十六年十二月九日（木）
午後一時開会

午後一時十一分開会

○議長（滝瀬政吉君）　これより昭和四十六年第四回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。欠席の連絡があった議員は百済議員、吉冨議員でございます。なお、吉冨議員については病気のため市立病院に入院されております。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、二十五番伊藤定君、二十七番清水芳雄君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定については、議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（佐々木昭雄君）　御報告いたします。十二月六日に議会運営委員会を開催いたしまして、第四回定例会の運営について審議いたしました結果、会期は十二月九日より十二月二十二日までの十四日間といたすことに意見一致を見まして、日程を立案いたしましたので、よろしくお願いいたします。

日程につきましては、本日は市政経過報告、諸般の報告と議案第百十四号、昭和四十六年度期末手当の支給についてを御審議願いまして、明日十日より一般質問をお願いいたします。今回の一般質問は質問者十二名にて十八案件ございましたので三日間を予定いたしました。したがって、十二月十日一般質問、十一日、十二日は土曜、日曜日になりますので休会といたしまして、十三日、十四日一般質問ということでございます。なお、吉冨議員については病気のため市立病院に入院されております。

御協力を得られまして十三日中に一般質問が終了でき得ました場合には十四日は休会ということに予定いたしました。次に十二月十五日は委員会の審査報告から入らせていただきまして、議案の上程並びに請願陳情審議をいたしまして、各委員会付託ということにお願いいたしたいと思います。十六日は常任委員会の審査といたしまして、十七日は決算特別委員会、十八日は特別委員会を予定いたしました。十九日は日曜日にて休会、二十日は決算特別委員会、二十一日は事務局のまとめといたしまして、二十二日に最終本会議ということにて日程を立案いたしたわけでございます。提出議案の取り扱いにつきましては、議案第百十四号の期末手当支給の件と、九十五号、九十六号専決処分承認の件、それから百十号です。基本的総合計画審議会設置条例の件と百十三号の東部共立病院組合規約の一部変更の件、以上の五案件につきましては即決でお願いいたしたいと存じます。今回は昭和四十五年度の一般会計決算認定の議案が提出されておりますので、前回特別会計決特別委員会を設置してありますので、一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議員提案にて九十七号議案上程前にお願いいたしたいと存じます。なお、追加議案が五案件予定されております。午前中の全協の中でも協議されましたが、内容につきましては、一つはA農地の課税による市税条例の一部改正の件と、先ほどの四十五年度一般会計決算特別委員会の設置の件、議員の期末手当特例条例の件、平山台、豊田地区の町名地番、字区域の変更の件並びに多摩平下水処理場改修工事の件、以上五案件が追加議案として予定されておりますので御了承願いたいと存じます。

以上御報告いたしましたように、議会運営委員会といたしまして、会期並びに日程につきまして意見一致を見ましたので御協力のほどをお願いいたします。以上で報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より十二月二十二日まで期日十四日と決定いたします。

次に日程第三、市政経過報告を行ないます。市長より市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（古谷　栄君）　その後の市政経過につきまして二、三御報告を申し上げ御理解を賜わりたいと存じます。

最初にノーカー運動の実施でございますが、御承知のとおりノーカー運動につきましては八王子市で実施をいたしまして成果をおさめられまして、いまでは全国的な運動になりつつある状況でございます。この運動は一市だけではその効果が薄く、そのため今回多摩地区のすべての市町村が参加をいたしまして、現在のモータリゼーションの行き過ぎを反省いたしますとともに車の公害から住民を守ることを目的といたしまして、不要不急な車は使わないように市民に呼びかけまして、市民の自発的な御協力を求めまして、少しでも排気ガスの少ない、少しでも騒音の少ない町にしようとするものでございます。この運動につきましては多摩地区二十五市で毎月第三日曜日をノーカーデーといたしまして、市民に呼びかけまして健康を保持するためにもできるだけ歩くなどいたしまして協力を願うものでございます。なお、実施にあたりましては、市の交通安全対策協議会をはじめ、警察、交通安全協会、自治会連合会等の御協力を得て推進するものでございます。市といたしましては、今後助役を本部長といたしまして推進本部制度を設けましてこの運動をより効果あるものにいたしたいと考えております。

なお、先月の二十一日第三日曜でございますが、第一回を実施をいたしましたが、第一回の二十一日は市内の九ヵ所で交通量の実態調査をいたしました。なお、一酸化炭素の調査を二ヵ所、合わせ行なったのでございます。実施の結果につきまして

は、配布申し上げた表にございますように、実施前の日曜日、すなわち十四日でございますが、この事前調査に対しまして、交通量で七・六二%の減、一酸化炭素で三五・五六%減となっております。この調査の比較は天候等によりまして若干の差がありますので、一回の比較だけで効果のほどは確定できませんが、今後続けて市民に協力を呼びかけまして、さらに効果の上がるよう努力いたしたいというふうに考えております。なお、この運動の推進にあたりまして、今回の補正で若干のPR費の経費、交通量測定器具の整備経費を計上いたしこの運動の推進をはかり成果を上げたいと考えておる次第でございます。

次に水道一元化につきまして申し上げたいと存じます。水道の一元化の問題につきましては、東京都分水の料金問題から区部と三多摩市町村との間にいろいろな問題で格差が起きておりまして、これが是正を要望をいたしましたことに端を発しましたことは皆さま御承知のとおりであります。知事といたしましてはこの問題をどのようにするかということで専門委員の方々いわゆる高橋調査会でございますが、この方々に研究を依頼したのでございます。その結果、東京都は三多摩地区の市町村営の水道事業を吸収合併いたしまして、区部の水道事業とともに一元的に経営することによって水道事業における格差を解消する方途を講ずべきである。なお実施にあたっては市町村の事情を個別に勘案いたしまして段階的、前進的に行なうことを考慮すべきであるという助言を昭和四十五年一月にいたしたのであります。そこで都といたしましては、さっそく水道の統合、一元化をどうするのがよいか、調査のための予算を計上いたしまするとともに、同年七月に多摩水道対策本部を東村山浄水場におきまして、この問題を取り扱うべく、本格的に取り組みまして、各市町村の現況等を把握し、近く吸収合併の基本的な事項の発表があると存じます。当市におきましても、だんだんと給水戸数の増加に伴いまして、都の分水受水量も多くなりました。この反面、収益的収入支出面で赤字を生むことは確実でございます。第三期の拡張計画の御承認をいただく際も御説明いたしましたように今後は料金値上げと、東京都に移管する時期が問題になってまいります。私といたしましては、本問題を具体的に進める時点でそのつど議会に十分御相談をいたしたいと考えておる次第でございます。いずれにいたしましても近く水道一元化について知事の基本的な発表があるということを御承知願いたいと存じます。以上、水道一元化について御報告申し上げた次第でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に助役より経過報告を求めます。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　この九月末に用排水路対策協議会を設置いたしましたが、この協議会のメンバーは私をはじめといたしまして、企画財政、建設、都市計画、民生の各部長と関係課長十一名を構成員といたしまして協議会では連絡会、現地調査等会合を重ねまして十一月の初めに討議の結果を市長に報告いたしました。今議会の予算にも反映させたものでございます。

この協議会を設置いたしました趣旨は御承知のように、ことしの台風は雨台風と呼ばれたぐらい雨量が多く、加えて農地が住宅化したこと等もあって、各所で溢水、浸水事故が発生いたしました。そこで明年再びこのようなことが繰り返されてはならない。このためにはどのような対策を講じたらよいか、各関連する部課が共同でこの問題に対処し、解決していこうというところにございます。もちろん、従来このような試みはなされないわけではございませんでしたが、今回のように特に来年の再発を防止することを重点を置き、なお、各部課の分担を明確にしてこれに対処して行なうというところに意義があったわけでございます。この対策は次のような考え方を中心として行なったものでございますが、一つには明年の雨期前、水田の取水が行なわれる前にすなわち四十六年度末までに工事を終えて明年に備えたい、ということ、さらに排水路の問題は将来下水道が建設されなければ解決がむずかしい。この建設がなされるまでは、いわば暫定的な応急措置といった性格になることはやむを得ないことでございますが、事業個所で相当の成果が達成されれた場合には明年度以降も重点的に考えていきたいというものでございます。このようなことから対策に臨む基本的な考え方といたしましては、一つといたしまして豪雨時、水門から流入する用水を直ちに遮断するよう徹底するほか、かすみ堤などから最短距離で多摩川、浅川に水をのがすこと。二つといたしましては、用水路に堆積している土砂のしゅんせつ、土上げ等の利用によって水路を拡幅する。また橋のかけかえ、水路肩のかさ上げ等によって、用水路の容量を高めていく。三つといたしましては、在来の水路で遊休なもの、十分活用されていない個所の整備を行ない、主要幹線水路の負担を軽減するといったことであります。以上のことから四十六年度末までに行なおうとする事業のあらましは次のようなものでございますが、日野用水関係では「四〇〇メートル、上田用水関係では約五、〇〇〇メートル、新井用水関係では約「三〇〇メートル、三沢用水関係で約六〇〇メートル、一ノ宮用水関係では約三〇〇メートルでございます。今後の方針といたしましては今年度しゅんせつを行なった水路は今後も維持管理を持続して行ない、さらに護岸拡幅等の工事を引き続き行なう方針であります。また、各部課の連絡調整を緊密にいたしまして、特に風水害防止を考慮した対策に十分配慮するつもりでございます。農地の転用、休耕水田が増加するに連れまして用水組合の姿も次第に変化していくとは思われますが、これら用水組合との関連を十分配慮してい

く考えでございます。市民に対しましては水路にごみを捨てない運動とか、水路をきれいにする運動等を呼び合っていく考えでございます。以上用排水路対策について御報告申し上げた次第でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に収入役より経過報告を求めます。

（収入役登壇）

○収入役（市川開夫君）　報告いたします。十一月末日の各会計、歳入歳出執行状況は、本日かと思いますが、差し上げました二枚の報告書のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。総括的に少しく申し上げますと、歳入が歳出を上回っております。したがっていままでのところ支払い業務は順調に行なわれてきております。収入における補助金、交付金等外部財源は、業務の進捗に順応して収入されております。交通安全対策交付金は見積りより大幅の増収がありました。交付税は本年度交付団体の資格が生じたために普通交付税が収入されております。表における執行額は、その半分が普通交付税で、他の半分が特別交付税で、すでに収入されております。支出におきまして執行率の低いものがあるのは、平山台や、神明上の委託料の未払い及び工事の関係が主なる原因でそうなっております。農業共済においては農作物、蚕繭ともいままでは災害がなかったので、執行率が低くなっております。家畜においては七件の死廃傷病共済金を支払っております。以上簡単ですが報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に企画財政部長より経過報告を求めます。

（企画財政部長登壇）

○企画財政部長（篠崎美雄君）　企画関係をまず最初に御報告いたします。京王帝都電鉄が運行しておりますバス路線の高幡から豊田まで運行しているいわゆる豊田線というのを廃止をいたしたい、運休をいたしたいと、こういう申し出が本年の二月にありました。利用者が非常に迷惑をすると現実には一日十往復で二百人程度でありますので、会社のほうの企業的な採算からいきますと非常な赤字であると。さらにここはツーマンカーであるために車掌も乗せなければいけない。車掌の確保が非常にむずかしい。したがって大きな赤字になっておるということと、運行が渋滞をしているので、所定の時間に走れない。さらにはその間隔が非常に短いので、徒歩でも中間から豊田まで十五分くらいで徒歩で行けるので支障はないだろうと、こういうような一方的な言い分で、申し出があったわけでございますけれども、私どもといたしましては、せっかくあるものがなくなるということについて、大きな支障があると、こういう判断から二月の時点では運休することをことわりました。さらに本年の十月になりまして、文書をもちましてワンマンカーにする場合、ワンマンカーを運行するときに、非常に狭いところがあるので、待避場所とか、狭いところの拡張を条件に迫ってきたわけでございます。もとよりこれは都道でございますので、都の知事が道路管理者でありますから、関係の官庁のほうに出向きまして、建設部長と同行いたしまして、いろいろ改善については努力してまいりました。こういうことですけれども年度の途中でありますので。なかなか都のほうとしても改修工事一切が整わないというふうなことで、できる範囲の回答をまとめまして、会社のほうには延期をするようにいたしたいと、かように考えておりますけれども、そのまだ域に達していない。ここはこのとおりにするというまでには至っておりません。なお、関係の自治会のほうにも通知をいたしまして、それぞれの力で陳情等によってこの運休を止めたい。いわゆる運休を延期を願いたいと、こういうような考え方で現在進んでおります。

　それから、二番目の事務能率向上運動でございますが、ことしで第七回を迎えたわけで、私が始まりからちょうど七回目になったんですけれども、大きな成果が段々寄せてあります。ということは、とりもなおさず市税でいろいろの事務をやり、職員がいるわけですから、少しでもむだをはぶいて、いわゆる向上をすることによってスムースな、りっぱな事務ができるとこういうことを実際に実践の中から学び取ろうと、こういうのが運動の趣旨でございました。昨年はいろいろの調査をいたしましたところが、若い職員と、いわゆる古い職員との間に非常な隔たりがあると、こういうアンケートの結果をもちましたので、ことしはコミュニケーション調査会、こういうこと、それから文書管理のシステムの研究会、あるいは事務機械の促進部会とこういう三つの柱をもちまして、全体の職員をその中に、ほとんどが入るようにいたしまして、実施を十月の二十日から十一月の十五日まで実施をいたしました。その間十一月の十九日、二十日、これは機械の展示をいたしまして、このような機械があるんだというような、宣伝の一部にもなるかもしれませんけれども、職員自体がこういうことを学ぶということと同時に、十一月二十日には事務能率協会のほうから、経営コンサルタントを招きまして、係長以上に、最近の行政事務における機械化の動向と、こういう題で講演をいたしました。その結果、全体の運動の結果についての集結はまだみておりませんけれども、いずれ集結いたしましたら御報告いたしたいと、かように考えております。

　次に、公害関係でございますが、工場の振動、大気汚染、こういうものが大きく生活の環境を乱していると、こういうことから調査をいたしました。振動につきましては、十一月の一日から一週間昼夜をわかたず調査をいたしました。なお、騒音についても調査をいたしました。この結果等につきましては、本会議で一般質問がありますので、その中でこまかくデーター等を添えましてお答えをいたしたいとかように考えております。

ただこういう振動とか大気汚染、こういうものが非常に多く進むということは現実に戒めなければならないし、取り締まらなければならないという立場でありますので、どうしてもこの環境を保全につとめるという立場から、最大の努力をいたしまして、工場の指導、こういうことにさらに力を注ぎたいと、かように考えております。

それから重油の流出でございますが、十一月の二十日の昼ちょっと前に、住民の方から上田用水に重油が流れていると、こういう通報を受けましたので、さっそくそのもとを調べるべく公害対策室の職員を全部動員いたしまして調べました結果、工場から出ている。これは暖房用の重油が出たということで、これは新聞にも出まして、富士電機のほうでも対策をいたしまして、その晩深徹でその除去なり。いろいろの片づけをいたしたと。問題はいろいろ原因はあるようですけれども、いろいろ私のほうで調べた結果は配管に無理があったということと、最終の、しまいのときのコックの締め忘れと、こういうものがあったと思います。しかしこういうことがたまたま一件あったわけですけれども、今後につきましては各工場、七百近くあるわけですけれども、その工場について、特に重油を多く使う場所につきましては、厳重に事前の監視と注意をするように指導をいたしております。なお、この重油の流出によりまして、河川の汚染、特に農作物の被害とこういうことも一応調査をしたわけですが、幸いにも稲作が全部終わっている時点でありますので、現在のところ被害の届けはございません。しかし今後もしこういうことから被害ができたということにつきましては、会社のほうでもある程度の意向を持っておるようでございますので、その問題については後の問題として残してまいりたいとかように考えております。いずれにしましても、公害関係、非常にこまかい一般質問が出ておりますので、一般質問のときに細部にわたっては御報告いたしたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　次に総務部長より経過報告を求めます。

（総務部長登壇）

○総務部長（遠藤政之君）　それでは総務部関係につきまして御報告を申し上げます。第一点目はノーカー運動実施ということでございますが、さきほど市長のほうから御報告がございましたので、簡単に実施の結果等につきまして報告いたします。第一回の先月二十一日のノーカーデーの実施でございますが、交通量調査を九ヵ所、一酸化炭素の調査を二ヵ所、午前九時から午後五時まで実施をいたしました。それで二十一日のノーカーデーとの比較をするために、前の日曜日、十四日に同一要領で調査を行ないまして、皆さまのお手元に配布してございますが、測定場所一から九までございますが、第一でござ

いますが、これは日野橋の南詰、甲州街道の信号のところでございますが。それから第二は甲州街道、仲町の交差点でございます。それから第三は東光寺の八王子との行政境、それから第四は小西六の西側の八王子の行政境、それから第五が多摩平の高島屋前の交差点、第六は平山台区画整理の上の原の八王子との行政境、それから第七が北野街道でございますが、平山と八王子の行政境、それから第八が七生支所の交差点、それから第九が多摩市との境、一ノ宮の交差点でございます。それで九ヵ所で行ないまして、十四日、二十一日、いずれも晴天でございました。交通量につきましては、通過車両の多い幹線、甲州街道、北野街道、川崎街道、この幹線道路につきましては、ほかの測定個所より比較いたしまして減少率が五％台ということで目立って少なくはなかったということでございますが、それと一酸化炭素の測定でございますが、これは高島屋前と仲町の交差点二ヵ所でもって実施をいたしました。二十一日は十四日に比べまして風が若干強かったということでございまして、このような三五・五六％というような減少率になったかと思いますが、これにつきましては、一回の測定で対比ができかねるということだと思います。それで今後この運動の推進につきましては、市内の主要個所に懸垂幕、あるいは立看板、このようなものをつくりまして掲げ、市民のP.Rにつとめたいと思っております。特に交通安全協会と連携をとりまして、ノーカーデーの日には交通安全協会の方々の協力を得まして、街頭でもって口こみ作戦等によって成果を上げたいというふうに考えております。第一回のノーカーデーにつきましてはチラシを作成いたしまして、自治会連合会あるいは各中小学校、各事業所、交通安全協会、それぞれ協力を得まして全戸へ配布いたしましてP.Rにつとめたわけでございますが、第一回のノーカーデーにつきましては効果があったというふうに考えております。以上でございます。

それから第二点目の工事請負契約状況報告でございますが、今回の報告は九月の定例会の報告以降八月十五日から十一月二十日までの百万円以上の契約でございます。件数にいたしまして二十七件、建築関係で七件、土木関係で十六件、電気関係で四件という状況でございます。それから特に建築関係では八小、滝合小の体育館を、八小につきましては八月、それから滝合小につきましては九月に発注いたしております。それから百草台の児童館を十月に発注しております。特にごみの焼却炉の新設工事につきましては、九月に発注いたしまして、それぞれの契約につきまして現在工事中でございます。土木関係につきましては十月、十一月に主に発注しておりますが、現在それぞれ工事中でございます。なお、この中で工事の完了したものにつきましては、表にございますが、一番の七中校庭整地工事、それから三番、四番、六番、十一番、十五番、十六番、十八番とい

う八件につきましては、すでに工事を完了いたしまして、このほかにつきましては工事中でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に市民部長より経過報告を求めます。

（市民部長登壇）

○市民部長（赤松行雄君）　市民部関係の御報告を申し上げます。最初に市民課でございますが、世帯数でございます。印刷にございますように、十月の末でございますけれども世帯にしまして三万五千四百十三世帯ということで、九月よりも二十六世帯の増加ということでございます。それから十二月の一日現在でございますが、世帯数三万五千六百三十四ということで十一月一日よりも八百程度の増加になっておるわけでございます。それから人口へまいります。人口としましては、十万五千六百六十二人ということで、対前月比が三百二十九人の増加ということでございます。それから十二月一日現在の人口でございますが十万六千三百十一人と、こういうふうな状況でございます。八百人ほどの増加でございます。それから登録の外国人数でございます。内訳としましては、ここにございますように、このような状態でございまして、二百三十五人でございます。

それから、税関係へまいります。税関係としましては、御報告申し上げましたとおりでございまして、総体的に申し上げますと、十月三十日現在で十二億四千二百万円の収納があったということでございます。それで前年同期と比較しますと、収入率におきまして、多少上回っておるわけでございます。

それから国民健康保険事業のほうでございますが、九月、それから十月に入りましてから高齢者の表彰を行なっております。それから健康家庭でございます。これは無給付であったということ、それから保険税を完納しておるという世帯でございます。二百三十二世帯でございます。例年のとおりこれらの家庭及び高齢者に記念品を贈呈したと、こういうことでございます。それから同じ国保の加入状況でございますが、この下に記録がございますが、加入率にしまして〇・四％ふえておるわけでございます。世帯にしまして七百二十四世帯の増加、それから被保険者数にしまして千八百二十八人の増加と、こういうふうなことで、受診件数のほうも約二千件ほどふえておるわけでございます。それから医療費でございますが、千五百十五万円の増加ということでございまして、前年同期と比べますと、一一％の医療費の増加ということになるわけでございます。一枚めくっていただきまして、保険税の収納状況でございます。ここに記録されてるとおりでございまして、収納率を比較しますと、四十五年の同期が三五・八％、それからことしの四十六年が二八・四％とたいへん収納率が悪くなっておるわけでございます。この理由でございますが、各市とも三％前後のことしはダウンをしているという一般的な傾向でございます。その理由としましては、大体十月の三十日が日曜日に当たったということで、十一月の一日まで、一日が納期末になったということで、この統計の中には十月末で収録されておりますので、一日の納期末の伸びが加算されてなかったということ。それから日野の場合には税をアップしておりますので、その多少の余波もあるんではないかと、このように考えております。世間の一般的な不況というものもこれらの要素に入っているんではないかと、このようにみておるわけでございます。いずれにしましても、十一月にはだいぶ収納率、前年並みに回復しておりますので、御了解いただきたいと思います。それから、国民年金の業務でございますが、ここに記録されてるとおりでございます。拠出年金のほうは昨年よりも多少ふえまして、一万一千件の取り扱いとなっております。福祉年金のほうは、老齢、障害、母子、合わせまして、千四百四十七件ということで、昨年よりも幾らか取り扱いが伸びておるわけでございます。それから東京都の老人医療費の助成の該当者、このほうも幾らかふえておるわけでございます。それから五十五歳で入りまして、五十六歳から給付を受ける十年年金のほうの請求件数ですが、二十三件、支給を受ける証書が、交付証書がきましたのが十二件、これらは御本人に手渡しておるわけでございます。年金全体を通じまして日野の検認率が多少悪いということで、目下検認率、収納率でございますけれども、その向上に力を入れているということでございます。以上でもって市民部の報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に民生部長より経過報告を求めます。

（民生部長登壇）

○民生部長（松村清栄君）　民生部関係の報告を申し上げます。東京都の消費生活対策室流通対策課というところから産地の直売をしてみないかと、こういうふうな相談が私どものほうにもちかかってまいりました。私どもといたしましては両方の農協とも相談いたしまして、市内の生産者とも協力を得ましてとりあえず多摩平、平山住宅、百草台団地、この三ヵ所で十月の二十九日に産地直売を実施いたしました。非常に好評でございました。一時間くらいで全部売り切れたと、こういうふうなことを聞いております。こういうことを次回もやりたいということから次は十七日、今月の十七日に実施をする予定でございます。なお、農協の青壮年部は本月十八、十九日市内の生産の直売を自主的に実施したいと、こういうことで八坂神社におきまして野菜等の即売会を実施する予定になっております。次に産業祭についてでございますが、第五回の産業祭が去る十一月の十三日から十五日まで商工会館とそれから市立福祉センター中央会館の特設会場において開催いたしましたが、今回は昨年同様商工部門におきましては屋内展示四十二事業所、それ

から屋外が二十一、農産物の出品が四百九十六と、非常に盛況でございました。なお当日は特に野菜の即売並びに花卉の即売等も実施をいたしましたので成功裏に産業祭が終わったわけでございます。

次にこのプリントにはございませんけれども、昭和四十六年度産米のカドミウム検出結果につきまして、すでに皆さま方新聞紙上でも御存知かと思いますけれども、昨年来のカドミ汚染問題から本年も引き続いてこのカドミの検出を調査いたしておったわけですが、本年は昭和四十六年産米を十月の十八日約三十一ヵ所から採取をいたしまして検査しておったところでございましたが、先ほどもお話ししましたように十一月の二十五日に調査発表がございました。これによりますと〇・四ｐｐｍ以上のカドミが検出されたところは六ヵ所でございます。最高が一・三〇ｐｐｍ、それからこの六ヵ所の検出された地区というのは昨年線引きされた地区でございまして、昭和四十五年産米買上げ指定地域でございます。それ以外のところは〇・四ｐｐｍ以下でございますので私どもほっと胸をなでおろしたところでございます。十一月の三十日カドミ公害対策事業推進協議会を開催いたしました。東京都から係がまいりましてこのカドミの説明会を実施をいたしております。それから今後の措置につきましては昨年同様でございます。一ｐｐｍ未満の場合は政府に売り渡すと、ただし配給しないように要請すると、それから一ｐｐｍ以上の場合は都が政府買い入れ価格で買い上げる、都が買い上げるわけでございます。それから〇・四ｐｐｍ以上のものは政府所有米と交換すると、それから五等米は政府買い入れ価格を上限として資質において都が買い上げると、こういうことで昨年と大体同じ状況でございます。それから各市の状況でございますけれども、〇・四ｐｐｍから一ｐｐｍ未満のところは立川では一ヵ所、国立が十七、府中が三、調布が三、日野が四です。一ｐｐｍ以上のところは立川ゼロ、国立五、府中がゼロ、調布が一、日野が二と、こういうことになっております。今後の対策といたしましては、昭和四十五年同様の都の補助を交付したいと、こういうことでございます。

次に衛生課関係でございますが、伝染病の発生状況、昨年から比較いたしますと非常に減ってるわけですが、昨年はまた異常でございまして七十名以上出ておるわけですが、本年は現在までに十名しか出ておりません。このままでいくんではないかと思います。それから畜犬登録実績数でございます。数字のとおりでございます。それから母子手帳交付母親学級等の実績、それから保育相談月別の実績でございます。火葬場使用状況の実績、以上簡単でございますが民生部の報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に建設部長より経過報告を求めます。

（建設部長登壇）

○建設部長（中島武男君）　それでは建設部の関係を御報告申し上げます。

最初に建築課の関係を申し上げます。建築課の中の教育施設関係でございますが、先ほど総務部長のほうから契約関係についてのこまかい明細が報告されておりますので、現在のでき高を御報告申し上げます。日野の第十小学校新築工事につきましてはただいま六〇％終わっております。これは工事人についてはは三田村建設であります。それから日野市立第八小学校体育館工事、これは八〇％でございます。それから滝合小学校体育館新築工事、これは六〇％でございます。それから百草台小学校の給食室の新築工事でございますが、これは四〇％でございます。それぞれ工期がございますので督励しておりまして工期までには完全に完成させるようにうたしております。それから第五小学校ほか二校の校庭開放に伴うところの便所の増設でございます。次に衛生処理場の施設関係でございますが、衛生処理場の曝気ブロアーの設置工事、これは現在工事中と書いてございますが大体終わっております。それから次の二番のごみ処理焼却場施設の第二期増設工事でございますが、ただいま基礎が打ち込まれまして大体パーセントといたしましては二五％程度終わっております。これは来年の八月までの事業でございまして、継続事業でございます。それから福祉事務所関係の福祉施設でございますが、市立百草台児童館の新築工事でございますが、これはただいま四〇％程度終わっております。それから公営住宅でございますが、昨年建設されました隣りのところに同じ棟数でただいま長山住宅が建設されております。これは昨年と同様の工事人でございますが八〇％終わっております。

それから次に土木工事でございますが、土木工事におきましては、工事完了というものについてはもちろん完了しておりますが、工事中という記載がございますが、これはたしか十一月の十五日現在でございますので終わっておるものもございます。そのように御推察願いたいと思うんです。工事の場所等を御説明申し上げたいわけですが、これも契約関係の中にうたわれておりますので省略させていただきたいと思います。舗装補修については多摩平の二十九号線ほか三路線というのは多摩平の三ヵ所と、それから日野の一中のところだと思うんです。それから第五小学校ほか二校の校庭開放に伴うところの便所の増設でございまして、あの通りでございます。それから二の側溝補修、落川一号線ほか、これは小長井住宅それから東光寺東、これをさしております。それから水路の補修でございますが、日野用水が分流工事、これは警察裏の南側の側溝でございます。それから補助十三号線の土留工事、これは大和田と滝合小学校の間の中込というところをいうんで、昨年も工事しておりますが、それの引き続きの工事でございます。それから豊田五一六番地の先のこれは山口平太夫さんの裏でございます。それから四ツ谷下

地区水路整備工事、これはたしか昨年請願が出ておりました、四ッ谷下区画整理事業との間の桑園にいく道の橋がございます。それの上流約二〇〇メートルの工事でございます。それから道路改修、補助十七号線道路改修工事、これは昨年も申し上げましたように百草から新井橋のたもとまでくる道路でございまして、これは幹線道路になりまして、現在この付近には工事をやりますと舗装も一緒にやりますので付近の方には水道の取り入れと同時に水道の本管を入れてもらうように水道にも話してあります。それからそれに伴うところの取り入れでございますが、これは付近の住民の方にもなるべく早く申し込みをしていただいて、工事の負担がかからないように、こういうことでたしか自治会でそのまとめをしていただいたところでございます。それから舗装でございますが、補助十七号線、これはいまの工事と同じでございますが、改修工事と舗装でございます。これはいま申し上げました二点が同じ工事になります。それから多摩平幹線一号、これはやはり高島屋のところから日野ディーゼルの前までの工事でございますが、大体半分ばかりでございます。水道の裏の北側の通りの約二〇メートルくらいの手前で終わる予定でございます。今年は。なお商店街につきましては商店が十二月中に非常に商売にじゃまにならないように十二月はこれはあかしまして、ほかをやっております。これは、この工事につきましては、歩道橋をつける関係で舗装だけでなく歩道も一緒にやっております。これは青木建設という会社がやっております。それから側溝新設、多摩平二号線雨水管工事でございますが、これは毎年非常に御迷惑をかけました多摩平六丁目の工事でございまして、これもおかげさまをもちまして九月の補正をいただき、なお専決をいただきましてこれは大木建設で、これは大手でございますが大木建設でございまして、大体日数は百三十四日を要する予定でございます。なお付近の第五小学校から商店街の付近にはあらかじめ私のほうから商店に御迷惑がかからないように商店の休日を利用いたしまして夜間工事を二日続けております。なお、ほかの住民の方にもたいへん御迷惑かかりますでしょうけれども六丁目の方のためにぜひ御協力を願いたいということで御了解をいただいております。なおその他の工事でございますが、多摩平幹線一号歩道橋、これが先ほど申しました幹線一号と同じでございます。それから日野市内交通安全施設工事でございますが、これは総務部の交通安全対策の中から生まれましたガードレールあるいは反射鏡、こういうものをつけてございます。それから補助七号線の交通安全施設工事でございますが、これも先ほど申しました、これは七号線はディーゼルの裏でございまして、ディーゼルの裏はたしかあれはこばと幼稚園のところから都道二二四号線のところまで出る予定でございます。それから市民総合グラウンド整備工事これは台風のために流れましたあのグラウンドを整備するとこ

ういうことでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に都市計画部長より経過報告を求めます。

（都市計画部長登壇）

○都市計画部長（杉本好次郎君）　都市計画部関係の御報告をいたします。

最初、都市計画課、一番の日野都市計画道路二、二、一の計画変更決定についてでございますが、これは過般の議会でも申し上げましたけれども、甲州街道栄町の入口。日野交通から省線のガードを越しまして東にまいること三三〇メートル、二二三号線までの間、この間幅員一六メートルでありましたけれども、これを一五メートルに変更するということ、これが計画の決定がなされたということでございます。二番目の日野都市計画道路二三三の計画追加承認について、これにつきましては神明上に消防署が建築中でございますが、それの東南端二三三号線から端を発しましてこの庁舎の西側を通過し消防署の裏を通り甲州街道二十号線、川崎街道の入口に至る一二八〇メートル幅員が一二メートルでございますが、これの決定をみたと、知事の承認が得られたという報告でございます。三番目の河川、谷地川の計画追加決定、これは長い期間かかっておりましたけれども印刷のとおり四十六年十一月五日付で告示がなされて、計画案のとおり告示されたと、知事決定でございます。これは八王子の戸吹町に源を発する河川延長七〇・四キロの一部、日野市内の部分は延長約四〇〇メートルでありますが、幅員二三メートルから三一メートル、計画施行年度としては四十六年から五十年の五ヵ年の計画である、都の施行すべきものであります。その計画案が計画案のとおり告示されたという報告でございます。次の四番目に入りますが都市計画法に基づく開発行為でございます。この開発行為が次のように意見の伺いがあったと、十件ほどございます。この中でワクの一番上の伊藤晴江、これは西武団地の入口の右側でございます。次のシェル石油は寿徳寺の西側の川崎街道沿いに完成をみつつあるものでございます。それから三番目の室町殖産の程久保でございますけれども、これは福祉園の入口、公団の高幡団地入口に橋がありますが、あの橋の西南端地区でございます。次の大成建設は七生支所西南端の高台。次の永豊企業でございますが、これは南平の駅の西南端。次の鈴木自動車工業株式会社は甲州街道の警察の東側でございます。次の大興産業につきましては落川の駅の北側、団地でございますが、十八区画小さい規模でございます。次の黒田絹江、高幡の駅南端、店舗でございます。次に日本電建につきましては二つございますが、電建団地の開発しました明星大学の入口の両南端それぞれ分譲をいたしたいということで開発の行為、二十三区画並びに九区画でございます。この中で一番最初の伊藤晴江それから八番目ですか、一番下の黒田絹

江さんにつきましてはそれぞれ同意協議が済んでおります。他につきましては十一月以降出てきたものであって内部で協議中でございます。

次に区画整理課、平山台の土地区画整理につきまして、初めての保留地の処分でございます。六区画を処分をしたと、申し込み者は六十三名であったと、入札の執行は十月一日に行なったわけです。それの最低価格と申しますと、やはり収入を見込まなければなりませんから、最低価格を示しまして価格、筆ごとにそれぞれの合計金額が四千百七十二万五千六百十九円、落札の結果五千六百七十六万一千円になりました。これについては六三%の上昇でございます。なおこまかくここでちょっと申し上げますと区画の中で最低の価格を示す、その価格が坪計算にいたしますと七万七千円のところが一二・五%の上昇をみたと、こういうことでございます。それから最高をみますと坪単価でまいりますと十三万六千五百六円というようなことで、最低の金額の落札者は七万七千円であると、最高が十三万六千五百六円であると、こういうことでございます。次に契約等につきましてはそれぞれ済みました。

次に神明上関係を申し上げます。この事業計画の変更について、これにつきましては、長期間それぞれ変更についての討議を行なったわけですが、その結果十月の八日の日に建設大臣の認可がおりたと、それによってそれぞれの仮換地の指定を進めておると、こういうことでとりあえずは長期間かかったこの変更が十月の八日で認可になったという報告でございます。なおこれらにつきましてはいろいろとあります。そういう中で詳細については今回の百十一号議案にのっております。事業委託契約の一部変更の中でこまかく説明をいたしたいと思います。次に審議会の開催でありますけれども、それぞれ午前中全員協議会の中でお話がありました実践の用地について云々という問題が発生しましたので、それぞれ協議を行ない審議会を開いたということでございます。次の四番目に入ります。指定状況でございますが、すでに五回ほど指定をしております。六回七回というのがこの数字でありまして、十一月の十一日を最後に百六十七件この日に行なったわけでございます。合計いたしますと八百四十五件ほど済みました。あと百四、五十で全部終わる予定でございますが遂次準備を進めて指定を続けております。

次に四ツ谷下に入ります。協議会の開催でありますが、それぞれの地区内の補償等について問題がありましたので、それらについて検討をいたしたと。次が評価員の会議、三番目にあります保留地の処分についてのそれぞれの単価決定でありますが会議を開いた。次の三番目でございますが保留地処分を行ないました。これについては六区画でありますけれども四回目の保留地の処分を行ないました。入札の執行は十一月の十九日、そこで最低の合計金額は二千九百十二万九千五百五十四円でありますけれども、入札の結果四千七百七十万の収入をみれました。上昇率六三・七%になります。これら計算をいたしまして坪であらわしますと最低の価格で落札した方が十万九千百二十一円でございます。約三七%最低価格より上回っております。最高では十三万二千二百六十四円、八五・三%上回っております。平山台については第一回目でございますが、四ツ谷下地区につきましてはそれぞれ保留地の処分をするごとにそれぞれ上昇をしております。

次に記録ありませんけれども、四番目といたしまして万願寺地区の区画整理事業施行意向調査についてというタイトルでちょっと御報告をいたしておきます。万願寺の地区につきましては昭和四十年に区域決定をみております。それから六年ほど経過しておりますし、時期をみて開発すべきであるという考えのもとで、地元の方々の意向の調査に入りました。区画整理を実施をするんでひとつ内容の説明をするからお集まりなさいという会合でなく、特に中心となります土地所有者の方々。この方々に通知を差し上げて行ないました。行なうにつきましては、やはり地元の区域内の議員の方々、それから農業委員の方々、自治会長さん等の懇談の会を持ちまして意見を伺った結果が、やはり市から地元に出向いて説明会を持ちなさいと、そして意向を調査したらよかろうということがアンケートの結果出ましたので、地元に出向きました。対象者としてはやはり地主拾いきれませんでしたが、一応三百六十人の地主の方々に通知を差し上げまして八会場を持ちましたけれども、三百六十人中百二十三人のみしか集まっていただけませんでした。しかし同じような方法でそれぞれの会を進めたわけですが、その結果といたしましては開発すべきであるというのが九三%、それから区画整理を実施してよろしいかというようなこと、これについては約九〇%さっそく立ち入り調査をして細部設計に入ってよろしいかというような問題ですが、これについても約九〇%、そのほかありますけれども八〇、七〇、落ちておりますけれども、総合的には百二十人ほどの方々の意見ではさっそく調査に入る調査に入っても建設大臣の認可を得るには一年半ないし二年かかるんだと、しかしいますぐ入るかあるいは二年後に入るかというアンケートでございましたけれども、さっそく入ってよろしいんだという意見が非常に多かったのであります。しかし慎重に行なわなければなりませんし、アンケートをいただいたのでありますけれども、やはり私どもどうしてももう始めたいんだと、時期が到来したんだというような中でスライドをもっていろいろ説明したわけです。内容が大体にぎれたと趣旨の説明があると、そういうような中でやがてアンケート、懇談というような形をもちましたので先ほど申し上げましたような結果が出たのではなかろうかとも考えるわけです。そこで今後の進め方としてはこれのみで進めてはまだ時期が尚早であると、もう少々こまかく意向の調査を行なって踏み切らなければならない

というようなことで、次にはやはりあらためてまた会合をもって検討を行なう。それから出てきていただけなかった方々について出向いてもひとつ意向を聞いて、そして取りまとめて進めたいと、そういうようなことで三ヵ月あるいは六ヵ月程度はかかるんではなかろうかと思います。なお、会合にこれなかった方々はいろいろと用事もおありだったと思うんですが、その解釈を二つに分けますと、行なうんだということなので、通知がきたんだから私は出席をしないんだという方は特別に反対でないからこなかったんだという解釈も成り立ちますし、いろいろと問題が発生すると思います。そういうようなことで今後もその意向を調査して、そして皆さん方大部分、まず土地所有者全部拾いますと約五百内外あると思います。そういうような方々の七〇%程度の方々が実施に踏み切ったほうがよろしいというような結果になりましたら、市としてもその考えで方向づけをし、実施に入りたいと慎重に考えております。以上まだことば足りませんけれども報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に福祉事務所長より経過報告を求めます。

（福祉事務所長登壇）

○福祉事務所長（田中若一君）　福祉事務所関係でございますけれども、最初に福祉課関係でございます。老人健康審査の実施状況でございますけれども、これも毎年無料でお年寄りの方を対象に市の医会と契約をし、御協力を得まして行なっておる事業でございます。対象人員に対しまして本年の実施件数は約二・五%と、こういうふうな数字でございます。次に臥床老人の見舞金の支給でございますけれども、これはまたお年寄りでしかも家庭の中でお休みになっておると、いわゆる戸外へ出られないと、こういうような方、これをお世話している方に対してお見舞と、こういうことで一件五千円当て八十六名の方に支給したとこういうことでございます。

次が二四ページの社会課関係でございますけれども、一、二は敬老会並びに敬老金関係でございます。三番目戦没者の追悼式でございますけれども、この件につきましては、いままで、昨年までですね、昨年まではこの慰霊祭の行事につきましては市の遺族厚生会にその仕事を委託したものでございましたですが、本年から市の直営で行なうんだ。こういう中で若干スタイルを変えまして行なったということでこの数字のような結果であったというわけでございます。

次にめくっていただきまして二五ページでございますけれども、児童手当十一月支給分でございます。千二百四十三名の子供さんに対して千二百八十三万六千円の支給額、こういうような数字でございます。内容は、このとおりでございます。次の五番目の災害救護の関係いわゆる災害見舞金品の援護状況でございます。前回議会に申しましたですが、七月二十日のぼやと、八月五日のぼやと、その後議会中に台風の二十三号あるいはまた二十九号、こういうような台風二回の災害で床上浸水の家庭に対してのお見舞い百一万に相成ります。次が十七日、平山で二件の全焼火災があった、こういうことでございます。次に二十六ページに相なりますけれども六番目の遊び場設置状況でございます。本年、先ほどの契約の中にも含まれた中にございますけれども、それ以外のものもここに掲げた工事を行なっておる、こういうことでございます。以上、私どもの関係につきまして簡単でございますけれども報告にかえます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に教育長に経過報告を求めます。

（教育長登壇）

○教育長（永野林弘君）　教育委員会関係の経過報告を申し上げます。例年のように五歳児の募集をやったわけですがその結果によりますと、第二幼稚園と第三幼稚園のほうはいっぱいになりましたけれども第一幼稚園が二学級だけ不足を来たしました。そこでこれをまた例年のように従来やりましたように四歳児を募集しようということで教育委員会でも話し合いましたし、それから市長の特別の御了解を得まして四歳児を二学級だけ追加募集することにいたしました。きょうの午後二時、もう過ぎましたが、二時、抽選で決定いたしました。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に水道部長より経過報告を求めます。

（水道部長登壇）

○水道部長（加藤一男君）　水道部関係の経過を報告させていただきます。二八ページをお開きいただきたいと思います。

まず第一の四十六年度の予算の執行状況でございます、まず収益的収入におきましては、ここに掲げましたように、二億二千四百万円強に対しまして、五六・三%の執行率でございます。これは予定どおりの執行率を見ております。それから二番の収益的支出関係でございますが、予算に対しまして三九・六%、やや収入に対しまして下回っておりますが、これは十二月の執行を見ますと、やはり予定どおりの執行率を示すものと思います。収益的収入並びに支出につきましては、以上のような執行率を示してございます。

それから三番の資本的収入でございますけれども、五億円に対しまして、一一・九%と非常に低い執行率を示してございます。この内容はほとんどが起債でございまして、ここに掲げましたように五千万円の起債前借りはいたしておりますが、まだ工事の完了を見ておりません関係で借り入れ金が少ないということから一一・九%という率を示しておるわけでございます。めくりまして、二九ページでございますが、これは資本的支出

でございます。五億四千七百万円強に対しまして、執行率は一五・四％の率を示しております。これは収入と同様、工事の完了がまだ見ておりません。そういう関係で支払いをいたしません関係から、このような数値を見ておりますので、もちろん発注につきましては約六〇％の発注は終わっている予定でございます。これが資本的収入並びに支出の状況でございます。

それから第二の関係でございますが、一番、有収水量及び調定料金でございますが、これは七月から九月までの件数並びに数量、料金を掲げさせていただきました。御覧のとおりでございます。それから二番の給水工事実施状況でございますが、これは八月から十月までの新設並びに改良関係の件数を掲げさせていただいたわけでございます。約一ヵ月二百件の新設がある。三ヵ月掲げました関係で六百件という数値が出ておりますが、約一ヵ月二百件現在受け付けておるわけでございます。これが給水工事の実施状況でございます。

それから三番の修繕工事関係でございますが、ここに掲げましたように七十九件のそれぞれの修繕をいたしたわけでございます。それから三〇ページの四の建設工事関係、いわゆる請負契約関係でございますが、ここに掲げましたように二件の工事請負契約を済ませました。総額で一億二千八百六十七万三千円の契約をいたしたわけでございます。内容につきましては、そこに工事内容に掲げましたこのような工事を執行するためのものでございます。以上簡単でございますが水道部関係の報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に病院事務長より経過報告を求めます。

（病院事務長登壇）

○病院事務長（成井正夫君）　市立病院につきまして御報告をいたします。そこに入院、外来の診療状況を九月、十月分について示してあるわけでございます。入院、外来患者数とも若干減少をしております。ただ十一月に入りまして若干患者数がまたふえてきた、こういうことでございます。次に十一月の一日付で外科医が二名着任いたしております。なお、同月十一日には過去約一年間欠員がございました内科医が着任に及んだ、こういうことでございます。医師の総数は十三名、病院総職員数は百二十二名とこういうことになっております。なお十一月の二十四日に病院の運営委員会が開かれたわけでございます。これにつきましては、医師会側委員及び学識経験者の委員、こういうものが任期が切れておりましたので再委嘱をお願いしたわけでございます。なおその節、病院運営につきまして各委員からいろいろ御意見をちょうだいしております。以上簡単でございますが、終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの市政経過報告についての質疑はのちほどにしまして、ここで暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後二時三十八分　休憩

午後三時　二十　分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの市政経過報告について御質疑はありませんか。

米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　三点ばかり質問いたします。一点は京王バスの豊田線の運行休止の問題ですけれども、先ほど経過について報告があったわけですけれども、これは一部このコース周辺の住民が署名運動をやって運輸省のほうに働きかけているやに聞いております。関係住民としてはいままであったこの足が奪われるということでたいへんこの問題については重視をしているようです。お聞きしたいのは、その見通しですね。市として延期を申し入れたそうですけれども、いまの時点でつかみ得る見通しとしてはどういうことになるのか、その点一点お伺いしたいと思います。

それから二点目は公害対策室の報告に関連してですけれども重油の流出問題について聞くところによりますと、消防団がかり出されて、その取り除き作業でしょうか、やられたように聞いておりますけれども、それら一連の対策、具体的にはどういう手が打たれたのか、この内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

それから三点目は税務管理課の報告についての質問ですが、いわゆるドルショック以後各地方自治体の税収減がかなり大きな問題になっております。現時点で昨年同期との対比ではむしろ収入率としては上がってはおりますけれども、それでは来年度どのような状況が予測されるか、この点についてお伺いしたいと思います。以上三点。

○議長（滝瀬政吉君）　伊藤　定君。

○二十五番（伊藤　定君）　ただいまの京王バスの問題でございますけれども幾らかうわさは耳にしたことがあるんですけれども、突然発表されて驚いている次第です。それで自治会へ文書を出したそうでありますけれどもその文書の内容は大体想像はつきますけれどもどのようなことを書いてやったのか。それから二点目は発送日時はいつか。三点目はそれをまとめる時期をいつに指定したか、しなかったか。以上三点まず最初に質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　いま京王バス問題ですが私もいま初めて聞いたわけでありますが、実はびっくりしているような状況であります。ということは、私が議会のたびに口

をすっぱくして申し上げてることは、七生地区には市立病院を利用するのになかなか足がないんだということから、非常に苦慮しているような状況でございますが、少なくとも救われておる道は高幡から豊田へ出るいまのバス、これで救われてるんじゃないか、というふうに考えてるわけです。豊田へ出ましてもあそこから遠いわけですけれども、それでも日野駅へ来てあそこで乗りかえてそっちへ行くよりも助かっておるということですね。したがってこれが利用度が一日十回往復で二百人程度だという御報告ですが、これはおそらく私の見る目では高幡から乗る人は病院を活用する人、病院に行く人だというふうに私は考えておるわけです。したがいましてむしろこれは京王からそういうふうな話が出たとしてもまあ、京王は必ずしも会社ですからいろいろと採算のとれないものはむずかしいと思いますけれども、これを積極的に私はむしろ豊田から一歩進めて病院の前までひとつ延長していただきたいぐらいに考えておったんです。京王で採算がとれないとするならば、私は最初から申し上げておるように市が独特に一つの市のバスを出してもやっていただきたい。非常に利用度がむずかしいので、そういうことを申し上げた時点もありましたけれども、少なくともこの点はひとつ廃止ということは絶対にしていただかないで、少なくともこれに対しては市が積極的に財源的にも援助するとか、というようなことをお考えになって前向きにやっていただきたいというふうに意見もまぜてお願いしておきます。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは米沢照男君の質問の中の二点、三点はのちほどにして米沢照男君、そして伊藤定君、正国務君の質問に対する答弁を企画財政部長より求めます。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　この前二月に来たときには一応断りました。その後はいま運行しているようにツーマンカー、いわゆる車掌を乗せた運行をしているわけでございます。その後組合とのいろいろの折衝とかいろいろありましてなかなか車掌の確保がむずかしい、というようなことで、どうしてもワンマンカーにしたいんだ、ワンマンカーにする場合に二小の少し上の豆腐屋のところにガードレールを設置したために、また反対側に木があるために非常に車がこすれて困るんだそういう問題が一つあります。それからそのほか待避所が非常にない。山口さんの前ものりを拡張しまして、そのところを待避所にするような計画を実は持ったわけですけれども、今度は東京都のほうでそこを歩道専用のようにガードレールをつくってしまった。かえって狭くなった。こういうようなもろもろの要望をまとめまして十月の五日の日に文書で私のほうにまいったわけでございます。そこで十二日の庁議にかけまして担当部門をきめまして、自治会関係の方にも働きかけまして、これは総務部のほうでやっていただく。それから建設のほうにつきましては、都道でございますから、建設部のほうでこれを担当しのは東京都のほうでなおすように処置をいたしたい。そこで東京都のほうでも第三工区の区長と建設部のほうで現地を踏査いたしましてこの場所はこういう形になる、とこういうふうな調査をいたしまして、京王のほうの文書に対する回答を一月中にはまとめまして、交渉に入りたい、こういうふうに考えてるわけでございます。

それから二番の、重油の関係ですけれども、これは私のほうでは消防署のほうに手配はいたしておりません。ということは消防団のほうにもしいったとするならば、会社側で頼んだかどうかは私は夜、あんまりおそくまでいませんでしたので、こまかいことはわかりませんけれども、会社の力でもって全部動員をした、というふうには聞いております。市のほうの公害対策室のほうでは十時ごろまでいろいろ手配は見ておったわけですけれども、消防団のほうに会社で依頼したかどうか、消防団関係担当しているほうでもそういうことよく知らないようでございますから善意の中でやったかどうか、こまかいことはよく存じておりません。

○議長（滝瀬政吉君）

○総務部長（遠藤政之君）　総務部長。

地元の関係自治会ではバスの廃止につきまして、現在廃止しては困るということで、いま署名ですか陳情を取りまとめているということでございまし

て、まだそれはこちらに回っておりませんが、やがて市の副申をほしいというような状況でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君、一点目だけお願いします。

○十番（米沢照男君）　先ほど正国議員からも発言ありましたけれども特に七生地域に限っていえば豊田方面に出る唯一のコースであるわけです。いわゆる足であるわけですね。ですから全市的な立場から見ればたとえば四十七年度中でしたか中央線をまたぐ立体交差の道路ができる。それができれば一応市内循環バスの見通しも出てくるというふうにかって聞いていたわけですけれども、そういう一つのそれにかわるものができている、その中で運休ということが代案的に出てくるなら、これはやむを得ないというふうに思うんですけれども、現状このままで運休するというのはいかんせん、企業側の経営という面からみれば確かに採算合わないという面が実際問題あるかと思うんですけれども、現状、住民の足を確保するという点から考えると何としてもやはりこの運休は一つの見通しが持てるまで延期をしてもらうということで、これは強く京王側に当たっていく必要があるのではないか、というふうに思いますので、一応意見として申し上げておきます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に伊藤　定君。

○二十五番（伊藤　定君）　私は自治会へ文書を発送した日時とそれからいつまでにそれをまとめるということを言ったかどうかということをお聞きしたわけで、その答えはないんですけれども行政としてこれは大変な問題でして、とにかくあの中間区域ですね。これがなくては勤め人が非常に不便になってしまう、ということはもうだれが考えても明らかなことです。それに自治会長に発送しましても、自治会長はたとえば堀之内部落を見ましても日野のほうへ出る半分はこれは関心はないわけですね。一応あそこを日夜使っている者に非常に関心があるので自治会長さんが非常におおような方だと、これを出してくれといったって日時までに間に合わない。この問題を考えれば、これを十四日までに出して、何としても付託しなければ間に合わないと私はそういうふうに考えてるわけです。それでこれは行政の非常な不親切ではないか、そう思うんですけれども。それで問題点はこれを解決するには第一に住民の力だと思うんです。住民パワーがなかったらまずい。それで現実に話せばこれはたいへんだと全部私は言うと思うんです。これを利用している者は……。それともう一つは言うまでもなく、執行部の力であり、また都道をなおすということについては、当市からも優秀な都会議員が出ているんだからこれを十分に活用しなくちゃまずい。この三者合わせてはじめてこの問題は解決できると思うんです。それで私たちも関係議員の清水議員、池田議員とも相談しまして、早速自治会のほうへも手配しますけれど

も執行部のほうにおきましても書類は十四日までにまとめろ、できた分だけでいいから至急議会へ届けろ、ということを指示してもらいたいと思います。そうして三つの力を結集してぜひこれは阻止してもらいたい、かようにお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次、正国務君よろしいですか。

○二十九番（正国　務君）　一日に十回往復ということは間に間隔があき過ぎるんですね。だから利用度が少ないということです。あれは少なくとも日野駅に来るぐらいの時間で来れば相当の利用度があると思うんです。私は……。高幡の駅前で一時間以上も次の来るまで待つということになりますと、なかなか利用ができないということです。だから少なくとも時間の間隔をせばめてもらうように交渉してもらえれば利用度がうんと高くなるというふうに考えます。意見として申し上げます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に米沢照男君の三点目の質問に対する答弁を市民部長より求めます。

○市民部長（赤松行雄君）　お答え申し上げます。大体、昨年から景気調整に入りまして、大体ことしの夏が底でございまして、秋から上向くというふうなことで、財政的なというか、市税のほうの基本見通しというものをずっと立てておったわけでございますが、御質問にありましたような事態になりましたので大きな修正を加えておるわけでございます。それで経過報告の中で御報告申し上げておりますところの滞納分ですね。滞納分の法人を見ますと九十四が昨年の実績でございます。収納率が……。ことしは四六。五というふうに半分に落ちてるわけです。これらも非常に景気の悪さというものを反映しているんじゃないか、というふうに考えられるわけでございます。この悪い面につきましては、この法人に対しましてもう手形をいただいて処置してございますので手形の期限が来ますと収納という形になりますので期間的な問題でございます。それからことしの九月の会社の決算がございます。三月と九月が日野の場合の大会社の決算の大きな決算期になっております。九月を見ますと、昨年の九月決算とことしの九月決算を比較しますと毎年、前年同期と比べますと、相当の伸びを示しているのが普通でございますけれども、ことしは三百万程度昨年九月期の決算よりも落ちてる、こういうことでございます。それでドルショックに入ったばかりの九月期の段階で、もうマイナスが出てくる。こういうふうなことは大きな関心事ではないか、このように考えています。

　それから昭和四十年はなべ底景気でございます。このときの企業の受けた影響はどうか、あるいは一般市民税の影響はどうかということ等もいろいろ考えて、要するに見通しの修正をしたわけであります。四十年の法人税は三十九年の法人税に対しまして、マイナス九％というふうななべ底景気の影響があらわ

れてるわけでございます。これらを考えまして、それから現在の市内の企業の景気に対するところの弱さとか強さとか、影響度ということ等も会社をたずねて聞いた上でいろいろと見通しを立ててるわけでございます。来年につきましては、法人税におきましても相当マイナスするのではないか。大きいのは会社の設備投資あるいは償却資産ですね。そういうものが目立ったものがないんじゃないか、このように見ております。会社自体も相当手控えております。そういうようなことで償却資産の償却する償却落ちのほうがはるかに大きいということで相当のマイナスを見込んでおります。それからことしは来年に課税するところの、ことしは新しい工場、昨年はいろいろな大きな工場の建設等もございました。ことしはございませんので、そういう新工場とか、あるいは増設の工場というのがございません。その面でのカバーもないというふうなことで償却資産、固定資産税においてもマイナスを見込んでおるわけでございます。それから個人の市民税でございますけれども個人の市民税は、四十年のときの影響を受けた状態というのは五%程度個人の市民税でも落ちを示しておるわけでございます。これらは残業がなくなったとか、あるいは給与とかボーナスが下がるとかそういうふうなものの影響あるいは普通徴収におきましても、景気の渋滞でやはり商店とか、個人の工場の景気が悪くなる、それらを含めての影響でございます。これらも考えまして予測を立てたわけでございます。それから景気の左右を受けやすい税目としましては、そのほか電気ガス税がございます。電気ガス税についても大きな修正を加えたわけでございます。そこで平均二〇%から二一%、いいとしでは二四%の税収の伸びというものを逐年重ねてきたわけでございますが、いまの見通しとしましては、来年は一四%程度の伸びにとどまるんではないかと。ですからことしの最終の税収というのは二十三億五千万円でございますので、来年の税収の最終的な調定見込みとしましては、二十七億ちょっとというふうな見通しに立っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君よろしいですか。それでは次に滝瀬敏朗君。

○五番（滝瀬敏朗君）　一点お伺いいたします。カドミ公害のことでございますけれども、非常に今年度は産米買い上げの中で、六ヵ所実際には出たわけでございますけれども、さきほどの民生部長さん、非常によいことであるというふうなことでございますけれども、私は一つ疑問があるんですけれどもと申しますのは、下田の柴崎さんですか、ところの去年のカドミウム含有量が〇・四五ですか、本年度は一・三ppm出ているわけです。先日も東京都のほうから来まして、農協で説明会があったわけでございますけれども、そのときの説明によりますと、肥培管理によって非常に吸収率が違うんだというふうなことの説明です。しかしながら、それだけできめつけてよいものかどうかということも、一つ疑問になるわけでございますけれどもそういうことが本年度は一・三出ているということは、しろうと考えとしてまだカドミを使っている会社が、企業があるんではないかというふうにしろうと考えとして考えるんですけれどもそういうことがあっては困るんですけれども、そういうことが絶対ないというふうな、断言ができるかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　日野市内の工場調査を全部終わっております。特に企業側でもカドミにつきましても無過失責任と、こういう問題については神経的に考えて、各工場でも真剣に取り組んでるわけで、現在カドミを使っているのは一工場で、その排水は全部搬出している。それ以外の工場では使っていないと、こういうふうに報告も受け、現実に工場の立ち入り検査等をいたしましても、製品等の質からいきましても、使っていないということが明らかでございます。それから八王子のいわゆる上流になるわけですけれども、八王子のほうでも三矢電機、それからそのほかもう一つ八王とか何とかいう電機会社、これは二つとも現在操業を中止していると。中止しているということですからこれらも使っていない。そのほかもし、たとえばもぐりでやっているということがあるかもしれないというような懸念もありますので、動力の入っているいわゆる小さな中小企業、こういうものを全部市内では洗いまして台帳を整備して、台帳の中に製品、工員数、動力馬力、それから使う薬品、こういう製品、こういうものを全部洗ってあります。その中ではカドミを使っている工場がないと、こういうふうに調査結果はなっております。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　次に板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　市長の報告の中での水道一元化の問題について一つ御質問いたしたいと思います。水道一元化の問題、料金是正に端を発したというような御報告もございましたけれども、すでに高橋調査会の答申書が出されまして、かなりの期間になります。都知事の見解が近く発表されるということですけれど、三多摩各町村において一元化の問題で問題がどういうところにあるか。一元化された場合、水道行政について、各自治体が全く権限をなくするのかどうか、そういう問題がかなり問題の焦点になっているというようなことも耳にしたわけですけれども、市長会なり、あるいは検討を進める中で、そういう問題がどう検討され、または東京都のほうに意見として出されているのか、出されていないのか、あるいはその辺の検討内容を少し説明していただきたいというふうに思います。

二点目は助役が報告されましたけれども、用水路対策協議会設置、御存じのように市内は各用水路、かなりの距離走ってお

ります。これは日野地域、歴史的なそういう走らざるを得ない経過を持っているわけですけれども、こういう歴史的な一つの産物というか、そういうものを日野市の都市計画の中にいかに生かしていくかということが、行政施策の上で非常に大事なんではないかというふうに私は考えております。ただ単に用水路を廃止して新しい下水管をつくればいいというようなことでは非常に地域の特性というものが、生かされないような結果になるのではないかというふうに考えております。ですから下水道対策というものを進める一方、既存のそういう用水路というものを、いかに生かしていくかという観点から、この協議会設置またはその方針が打ち出されてしかるべきではないかというふうにも考えております。当面は水害対策というようなことで、整備が行なわれたようでありますけれども、ことしのような水害がこの整備によって再び発生しないということが、私は絶対必要なんではないかというふうに考えております。これにかかわる費用はかなりの額に達しておりますし、ことしのような水害を起こさないという前提のもとで整備、検討されていただろうというふうに思いますので、この辺のところを確かめておきたいというふうに思います。

それから三番目、都市計画、それから土木、それから用排水路の整備がすでに始められているということで、市内各地において、かなり土木工事が進められております。その工事に伴っていろんな問題が生じていることも、市当局としてもつかんでおられると思いますけれども、工事による土ぼこり、あるいはそのいろんな問題があります。あるいは既存の道路の破損、そういうものがありますけれども、そういうものを工事をやっている期間はしかたがないんだということで片づけられる問題ではないだろうというふうに思っております。そこで私はいままで予算委員会、その他機会あるときに工事請負会社というか、企業とですね、工事期間の安全、あるいは道路の破損等に対する補償、そういうものについて、企業との契約の中で条件として入れるべきではないかという意見も述べてきましたけれども、その辺の契約条件にあるのかどうか。もしないとすれば指導なり、あるいは監督が行きとどいているのかどうか、その辺のところを少し説明していただきたい。以上三点。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは一点目を市長答弁願います。

○市長（古谷　栄君）　水道の問題につきましては、市長会の補助機関というとおかしいんですけれども、あれは補助機関ではないかもしれません。町村会のほうも、市長会ばかりでなく、市町村長会といいますか、そっちのほうも入っております。三多摩全域の水道の対策協議会ができております。これは会長が八王子市の市長でございます。そこでいろいろ検討をいたしまして、さきほど御報告申し上げました水道対策本部ですね、村山の浄水場の中にあります、この対策本部といろいろ折衝をし、いろいろなむずかしい問題を煮詰めておると、そうして近くその結果が発表されるであろうと、知事の所信が発表されるだろうと、こういうふうに期待をいたしておるわけです。そこでいま現実にこの日野市の水道でございますけれども、大体四十七年度はこのままの料金でいきますと、若干の赤字になるだろうと、そして積立金が、日野市の水道は非常にえらいんで、えらいというんですか、積立金が実は若干あるわけです。それを取りくずしても、何というんですか、なおある程度の赤字が出るであろうと予想をいたしております。四十八年になりますと、これは的確な数字ではないかもしれませんけれども、かなりの額の、かなり大きな額の、一億円まではいかないかもしれませんが、六、七千万円の赤字は出るであろうと。もちろん料金体系がこのままでいくということでございます、前提でございます。そういうふうに考えているわけでございます。そして他の市町村の実態は赤字が非常にふえておると。つまり、東京都の分水を余計もらっておるところほど赤字が多いわけでございます。これは原水の値段が、自分のところの井戸と、東京都の分水では、これは問題なく東京都の分水が高いわけですから、日野市の場合でも東京都のほうの分水を売りますと、水道部長のほうから話があるかもしれませんが、かなりのそれ自体でもすでにたいへんな損になるわけです。したがって東京都の分水をたくさん受けざるを得ないような市、つまり赤字が非常に多い市ほど真剣といいますか、東京都に吸収合併してもらいたいという考え方が強いようであります。それほどの赤字が出ていないところのほうが比較的問題をシビアには考えていないようであります。いまの情勢ですと、東村山は万難を排しても四十七年度四月一日から吸収合併を行ないたいという希望のようであります。いわゆるこれを契機としてなだれ現象のように、おそらくどんどん各市の水道が、東京都のほうに吸収されるんではなかろうかというふうに考えておるわけです。そこで何がいま問題になっているかということでありますが、まず最初に職員の問題ですね、これが非常に大きな問題であります。日野市でも別にはっきりと意向調査をしたわけではございませんけれども、かりに日野市の水道が、東京都の水道に合併された場合に、向こうへ行きたいという希望の人が非常に少ない。ほとんどが市に残りたいと、こういう考え方のようでございます。これはどこの市でもそのようでございます。そこでこの問題をどう処理していくかということでございます。もちろん給与等あるいはいろんな問題もありますけれども、どうもそのせっかく市の水道におるんだから東京都のほうへ行くのはいやだという方が、どういうわけかわかりませんけれども非常に多いという、これがまあ一番大きな問題であろうと思うんです。職員が全然行かないということになると、これは現実にその移管

をしたいと思ってもできないわけでございます。したがって東京都のほうへ出向するというふうなことを便宜的に考えていったらどうかと。それから従来の資産を一体どうするのかと。それからさきほど板垣さんからお話がありましたような、この向こうへ行かれてしまったら市では何も言えないのかということですね、これは原則的にはどうもどういう形を取るかはわかりませんけれども、一応東京都の水道局という形になりますので原則的にはどうもかれこれ言うことはできないと思うんですけれども、何らかの形において、そういう発言権を留保するような形態が取られるかどうかということになろうかと思うんですね。原則的にはこれはもう所管がえになるわけですから、これは知事の権限になるんですから、それをとやかく言うことはできないとしても、何らかの形において、そういう形を留保していきたいということになろうかと思うんです。大体ネックといえばそういうものだろうと思います。何にいたしましても、職員がこれはまあ一番大きな問題になると思います。日野市のような比較的人員の少ないところはともかくとして、百人も百五十人も水道部の職員がおるようなところでは、非常に大きな問題でございます。日野市としては、それではどうかということになりますれば、やはり四十八年、四十九年あたりには、かなり真剣に考えていかなければならない問題ではなかろうかと思います。もちろんいまからそういう態勢に備える姿勢が必要かとは思いますが、東村山のような形ではなにしろ、各市町村でも非常に真剣に考えておりました。すでに議会で議決をしたところが多数あるわけでございます。たとえば町田市でもすでに推進しろというような議決をしておられます。これは具体的な問題は別として、大綱として、大筋としてそういうふうな姿を打ち出しているわけです。御存じのとおり、非常に町田市は、非常に大量の水を分水にあおいでおるわけです。しかも人口急増によって、それがどんどん分水がふえてきているという深刻な自治体でございますので、そういう姿から議会でも反映したと思います、ということです。非常にたくさんの市が、非常に議決をしておると、こういう状況でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　一番問題になるのは、職員の身分の問題、それから地方自治体が、原則的には権限がなくなるだろうと。しかし、何らかの形で、それに関係できるようなことになるのではないかということのようですけれども、私はかって地方自治体が、自治体警察がなくなったという歴史的な経験があるわけですけれども、それと同じかどうかということについては、さらに議論があるかと思いますけれども、地方自治体本来持っている権限が、こういう一元化というような問題でかっての自治体警察のような形で、権限がなくなっていくということの再現ということになりはしないかと。将来そういうもの

のを考えた場合、地方自治体というものを、何か権限のなくなっていくようなものが、こういうものをきっかけにしてまた生じるというような懸念もないわけではない。その辺のところは非常に大事な問題だろうというふうに思いますけれども、将来にわたってそういう地方自治体の権限というようなものについて、全然杞憂というものはないのかどうか、念のため伺っておきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　そういういま板垣さんがおっしゃったような議論をなさる市が一、二ございます、三多摩のこの水道関係でですね。自治権の放棄じゃないかと、あるいは東京都の側から言わせれば、自治権の侵害じゃないかというような議論をなさる市が、皆無ではございません、一、二あるように聞いております。また、私どもに対しても、そういうことをおっしゃる方もなきにしもあらずでございます。ただ私は水道というものを、もちろんこの警察とか、ああゆうものとは違って、一つのサービス行政でございますから、サービスがよければいいんです、問題は。そこで一番、もちろん自治権の問題もありますけれども、一番問題になるのは要するに、東京都に移動した場合に、従来のようなサービスができるかどうか。たとえば、ここへひとつやってくれという市民要望があった場合に、それがすぐ反映して、従来のような市の水道部がやってきたような、比較的微細な、何といいますかね、こまかいところに行きとどくようなサービスができるかどうかということが、一番のむしろ私は自治権の問題よりも、それが一番大事ではないかというふうに考えているわけです。そこで私どもこの間も東京都へ参りましたときに、水道の起債の問題で参りましたときにお話を申し上げたんですけれども、どうも各市町村とも水道については、これは東京都へいっちゃうんだから、これはまあ、あまり借金までして、あまりやらないで、なるべく早く向こうへ持って行ってもらっちゃったほうがいいというようなことでややもすれば、消極的になっていると、水道行政がですね、各市の、そういう話が出まして、それじゃ日野さんえらいですね、なんてほめられたんですけれども、うんと借金をしまして、今度おそらくこの議会中か、議会が終われば専決処分になると思いますけれども、あそこに、平山台へですね、かなりの額の投資をしまして、あそこへ浄水場をつくるわけでございますけれども、私はそういう意味で、できるだけ四十七、八年前までには、無給水地域を解消しておきたい。それがやはり将来東京都に移管した場合でも、そういうことをすぐに東京都にお願いして、はたしてやっていただけるかどうかわかりませんから、こまかいことはお願いできても、なかなかその大きな、ここへ本管を入れてほしいというような大きな地区ですね、無給水地域的なことは、なかなかむずかしかろうという考え方で進めてお

るわけなんですけれども、問題はむしろ私は自治権の放棄とか何とかいうむずかしいことよりも、都に移管されて、従来よりも不便になりはしないかということのほうが、便利になるか、不便になるか、市民本意の立場から……。そういうことが一番心配されるわけです。おそらく、これからの交渉でもそういうことが解明されていくと思うんです。もっと、何といいますか、じみちといいましょうか、こまかい道の方がですね、水道協議会と、水道本部の間で行なわれるのではないかというふうに考えております。さきほど議会の議決のことを申し上げましたが、確か八王子もやっておると思います。南多摩地区ではそういうあれは一番おそいわけでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは板垣君の一点目の質問はこれで打ち切ります。次に二点目助役の答弁を求めます。

○助役（高西正彦君）　御質問の第二点についてお答え申し上げます。今回設けました用排水路の対策協議会というものは、限られた時間と、限られた目的のために、設置されたものでございますので、御指摘のようなこと、私たちもそろって現地を見て回りましたときに、いわゆる長い歴史を持つ日野の用水として俗にいう風致保存のように、ここはすばらしいなあと、ここが排水路になってはもったいないなというようなところも多々ございました。したがいまして、これは将来の日野の開発のためには、いま御指摘のようなことも十分生かしておきたいと思います。私たち今回協議会で用水を回って、これは排水路だから下水にすべきだという単純な気持で、いろいろ調査したわけではございませんので、市長の御指示によって、限られた時間、卒直にいって、今回の定例会を目前にして、とりあえずということで、限られた目的をもってつくった協議会でございます。御指摘の点、将来の施策の中には生かしていきたいと思っております。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君、よろしいですか。

それでは三点目に入ります。建設部長の答弁を求めます。

○建設部長（中島武男）　それではお答えいたします。工事の土木工事が非常に多くなっておると。土木工事の付近に御迷惑をかけているというようなお話でございましたが、さきほども冒頭で申し上げましたとおり、工事につきましては当然御不便を感ずる日数が続くわけでございます。したがいまして前もって当局の職員が、工事につきましてはこういう工事であるので、非常に御迷惑でしょうけれどもということで、一応市当局としてはやっております。それから工事人につきましては、監督を呼びまして、付近に御迷惑がかからないよう指導をしております。それからなお許可をおろすときに、警察の条件がついております。工事の日数の長いものにつきましては、特に交通止めをするような場合、標識を立てまして、夜についてはあかりをつけると、事故のないような防護さくを考えると、そういう指導をしております。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは次に森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　数点につきまして、ちょっと質疑を行ないます。ノーカー運動に関連してでございますが、ノーカー運動というのは、行き過ぎたモータリーゼーションに対する一つの反省の静止運動であろうと思うわけですが、もう一つ現実の問題といたしまして、市内の各露天といいますか、路上駐車、あるいは路上に車が下宿しているような状態が見受けられるわけですが、ノーカー運動と直接の静止運動的な関係はないかもしれませんが、車はやはりしまうべきところにしまうとか、あるいは特に目にあまりますのは、ある営業、人を集める場所が、そのお客さんが市道の上にほとんどぶっ通しに駐車しているという状態は、やはり市民の批判を買うことであろうと思います。また工場の通勤関係の方も、これは生活用の車ということですから、これはあまり言えない面があるかもしれませんけれども、やはり市の公道の上に、日中期間中駐車しているという状態がありまして、何らかの形で、やっぱりこれは手をつけられなければならない問題だろうと思うんですが、それに対する交通安全といいますか、あるいは道路の保全といいますか、そういう面でのお考えをしていたら、承りたいと思います。

ただいまの報告の中にもなかったことなんですが、かって豊田団地方面からいわゆる鉄道のオイルターミナルの建設に対する安全が阻害されるという見地からの請願がありまして、議会としても全会一致をもってその請願の採択を行ない、一応反対の意見書を関係機関に送付したという事実があるわけです。ところが、最近こつ然としてその施設ができてしまったと、あるいはできつつあるという現象が生まれておりますが、当時の議会の判断が権限として及ばないという問題もあるわけでありますけれども、ともかく議会で行なった態度決定についてやはり行政側も拘束される立場があろうと思うんです。それに対してどのような交渉経過があり、また直接に不安危険だという住民に対する納得工作なりが行なわれてでき上がったかどうか。また議会としても当時の議長が情報をキャッチするという衝に立つということになっておりましたわけですが、滝瀬議長にはこの情報がなぜつかめなかったか、つまり議会に対してなぜそういうふうな協議なり経過なりの報告が行なわれなかったのかということを伺ってみたいわけです。

それから、都市計画関係で万願寺区域の区画整理に臨む事前の話し合いが行なわれておるということでありますが、伺うところによりますと、事業を分割してやられるふうにもとれると思うんですが、どういうふうな理由であるいは態度で、あるいは分割事業、分割施行といいますか、事業をほんとうに分割するのであるか、その点もちょっとお伺いしておきたいわけであ

ります。

それから大した問題ではないかもしれませんけれども、豊田駅前の広場にボールがありましてそれの用途は何であるか。あるいは管理の帰属個所はどこであるかということを前の議会で指摘しておいてあるわけですが、それに対するひとつ答弁をお願いしたいわけです。それに伴いまして以前には議会で指摘されたことについての処理といいますか、そういうことで印刷物がつくって出されておったわけですが、いつの時点からどういう理由でなくなってしまったということもお伺いしておきたいわけです。

もう一ついま京王バスのことでいろいろ御議論がありました。確かに現状交通機関にいろいろ市内に不便、不如意があるわけですが、循環バスという話もこれまでたびたびありまして、特に豊田駅西方の二二六路線に関する都道が用地の買収も行なわれて平山台側の工事は完了しておるわけですが、あの道路が早く通じることをたいへん期待するわけですけれども、この工事はどういう今後の計画によっていつごろ完成するのであるか、その点。以上数ヵ所にわたりまして御答弁をお願いします。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　第一点目の路上の駐車というようなことでございますが、これは警察関係になりますが、今回のノーカーデーの打ち合わせの際も警察側のほうは毎月二十日ですが、交通安全の日というふうにきめて現在取り調べ等も実施していますので、今月から、十二月からノーカーデーの日を、ノーカーデーを交通安全の日と入れかえて路上の駐車、それから罰則、違反、道交法による取り締まりをしていきたいというふうな考え方をきめたようでございます。それから交通関係につきまして警察側ですが現在各所に駐車禁止あるいは規制でございますが、相当の個所を規制等を実施しておりますので、私どもも規制その他につきまして市民からの要望がございますので、こういう際も警察とただちに連絡をとりまして公安委員に処置をしてもらう、警察署長の権限でできるものにつきましては署長権限で処置をしてもらっておりますが、多摩平につきましても、現在相当の駐車がございますが、先般も何丁目かを駐車を禁止するというと今度は何丁目のほうへとまるというようなことで警察も非常に困っておりますので、路線をはっきりきめて駐車あるいは規制の制限をしたいというふうに考えております、できるだけ警察のほうへ連絡をとりまして路上の駐車その他につきましてはないようにいたしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　若干補足いたしますが、人口十万以上になりますと路上駐車の禁止区域になります。こういうことですから市のほうとしましても当然そういう方針を出さなければまずいわけです。そこにやはり企業として成立

する場合もあると思います。そういうようなこと。さらに事業所においてはやはり通勤の従業員のめんどうを見ると、こういうようなものも規制しなければならないと、こういうふうに順序だって解決していきませんと警察のほうとしましても全面的に路上駐車を禁止するということになりますと非常な大きな問題になるのでやはり市のほうとしてもある程度の指導なり、今後の対策なりを考えなければまずいだろうと、こういうふうにいわれておりますので、これらの問題については五十年が真近でございますから、それ以前にやっぱり体制としては整える必要があるだろうと、こういうふうに考えております。

それからオイルターミナルのことでございますが、これは前の全協でも申し上げましたが、八月の時点でオイルターミナルの会社が建設の建築認可の段階で南多摩事務所のほうに建築認可の書類が出ました。課長が八王子の同意が得られれば認可を出すんだと、東京都のほうにつきましてはすでに警務委員会等に出しました反対の陳情が否決になっておるその時点から認めるという方向が打ち出されておったので、南多摩のほうとしてはスムーズにあげたい、ただ日野さんのほうでいろいろ反対があるようなので一応お話を申し上げます。こういうことでしばらく待ってもらいたいというふうに私申し上げたんですけれども、その後私のほうとしてはオイルターミナルの会社あるいは国鉄等に再三まいりまして、地元のほうにひとつ説明会を開いていわゆる安全対策等についての解明をしていただきたい、こういうふうにお願いしたわけでございますが、国鉄なりオイルターミナル会社では日野にまいりましても最高の議決機関で反対決議をしているし、その反対決議を期待している市民だから何回いっても同じです、許認可についてはスムーズにいただけるというようなことでなかなか応じられない、私としてはこのまま建設いたしましては後々の問題がいろいろ心配になりますので、覚え書きなり協定を結びまして、事故発生の場合の補償、あるいは災害等の補償、それから周辺に植樹をするとか、あるいは護岸壁を若干でも上げるとか、そういう安全対策についての文書取りかわしをいたしたいというふうには考えておりましたけれども、やはり議会の決議がありますので議会の御了承を得られるならばそういう形に取り結びたいというふうに考えております。きょうの全協でもこういうお話をすればよかったんですけれども、もう一回全協等の中でお話を申し上げて、そういうことで結ぶべきであるというふうに御承認いただけるならば、そういう形で協定なり覚え書きを結んでまいりたいと、こういうふうに考えております。なお、建設につきましては非常なスピードで一夜城のような形でぼんぼん建ってしまったと、いろいろ聞きましたところがすでに許認可については見通しがあるというようなことで非常なスピードで建ってしまった。今日やはり私どもとしては隣りのほうには絶対反対の看板もかか

っておるわけで、そういう問題についての姿勢というものはどういうふうにするかどうか、全協等で御究明申し上げたい、こういうふうに思っております。

○議長（滝瀬政吉君）　私が答弁するというのはちょっとおかしいかもわかりませんけれども、情報のキャッチということですが、つい一週間か十日前に委員会構成調査会の席上で森田さんも私も初めてわかったわけでございますが、私どもとしては反対決議をしたんだから私は議会に従うということを昨年ですか、一回来たようでございますが、その後日野市が反対しているんでは建設ができないからもう一回来たいということですが、いまだに来なかったところ、つい一週間十日前に建設するという事実がわかったわけでございます。

それでは次に都市計画部長答弁願います。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　万願寺地区の関係できょう御報告いたしましたけれども、肝心の分割をして進める計画でいきますということを落しましたのでまことに失礼いたしました。実は四十年に万願寺地区区画整理として計画決定がなされた面積は約七十八万坪でございます。非常に応範囲である、これを一挙に進めていこうということについては市の財政的な考え、それから職員の配置等の能力からいってなかなか困難性があります。と申しますのは、平山台地区と神明上地区と二ヵ所に相当する面積でございます。そういうようなことから今後進めていくにはやはり段階的に進めよう、しからばどうするかということで東部の万願寺地区関係を切り離しました。そこで二分をしたわけです。その面積はいまのところ一四一ヘクタール四十二万坪を予定しております。そこで区域内はどこかと申しますと、高速道路の南端、それから西側は二二二号線高幡橋から日野橋に通ずる都市計画道路が計画されております。大体その道路に沿った線、予定道路よりやや西方に入りますけれども、その区域内、南側はもちろん浅川でございます。そういうような区域で四十二万坪と、それがまず適当であろうと、それで足がかりとしては地元の方々、所有者が希望するならばぜひ始めたい、それから着手を始めてからまた残りの部分については二段構えで進めてもよかろう、そういうような構想のもとで二分をいたしました。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　お答え申し上げます。豊田駅前広場の保留地のポールの管理はどこかということでございますが、先般御質問がございまして、その直後都にも相談をいたしましたが、都のほうもはっきりいたしません。私どもも寄贈者にその意向を確かめたいということで寄贈者のところにまいりましたが、たまたま寄贈者が留守で相談ができなかったということもございました。都の財産にもなっておりませんし、私ども寄贈者の今後の考え方を聞きまして市の方針をきめたいというふうに考えております。寄贈者が困るということであればやむを得ない、これは市でもって管理をすべきであるというふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　もう一点答弁が残っているが。

都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　あと一点、二二六号路線の築造に入っているが、これはいつごろ完成するのかというようなことでございますが、約教習所の西から平山橋の手前である平山原道に通ずる間約八〇〇メートルでありますけれども、これについて用地の取得は一部市が先行取得をいたしました。そしてさら地になったわけでありますけれども、そのあと工事は継続して、継続してというのは平山台の事業に継続して行なうというような都では計画をもって進めておったわけです。これは前半は都施行でございます。そこで教習所の南からまず四十五年度には線路のところまで工事を行ないたいという計画をもっておりました。ところが省線との立体交差並びに国鉄の宿舎があります。これらについては、都としては当然国鉄と交渉をしなければいけないということで以前から交渉はもっております。ところがその交渉がうまく成立しないんだ、いま盛んに交渉中であるというようなことで、四十五年度の事業も延びました。それからまずさら地になったところの一部でもいいから築造しようということで四二〇メートルばかりいま工事を着々進めております。平山の原道まで幅員一六メートルこれは三月一ぱいに完成をします。しかし宿舎と教習所の西までのいまできておるところまでの間は国鉄のほうの協定が成立しないと、なかなか困難である、しかし四十七年度は行ないたいと、事業を、そういうようなことで国鉄との協定が成立すれば四十七年一ぱいには平山原道に通ずるところまでは完成する、そういうことで問題は国鉄の協定の成立いかんでまた延びるかもしれませんけれども、一応そういう見通しで四十七年度には終わりたいという都の計画でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　前議会に指摘されたことに対する処理が、処理報告ということが印刷物になったことがあったわけですが、その点についての答弁は聞いておりませんが、それは大したことじゃありませんからあとで伺います。

路上駐車のことにつきましていま答弁、関係委員会あるいはその他の審議の場のときにちょっと検討を深めていただきたいということで質問を終わりますが、ただ豊田のボーリング場に集まってくる車が市の道をわが者顔に専用しているという状態はやっぱり早く改めないと感情的にもまずいということでその点は急いでいただきたいと思います。

それから駅前ポールが私は悪いといっているんじゃないんですが、美化ということからしてさびてみっともないから塗りか

えるがいいと思います、ということと、足もとに市長だれだれ、それから寄贈者名、彫り込まれておるんですけれども、ああいうものもちょっとどうかと思うということを管理上ひとつ整理したほうがいいのじゃないでしょうか、ということを申し上げているわけです。

それからこの二二六のことにつきましては平山台の都市下水路が下水管が埋設されたときに都は全長にわたって用地買収をしたというふうに、これは私の誤聞かもしれませんけれども、そのように聞いておったんですが、それで何か問題はすっかりないんでただちに都は工事に着手するというふうに聞いておったと思うんですが、ちょっと部長の説明と相違があるように思うんですが、要はやっぱりあれを早く通すことが日野市の南北問題、南北の交通問題その他についてたいへん重要だということもいえるかと思いますので、それの促進をお願いしたいという考え方であります。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　次に高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　五ページの工事請負契約状況のところで二と七についてちょっと伺いたいんですが、現在八小と滝合小学校におきまして屋内運動場をつくっておるわけですが、八小の合計の、総面積は八一〇平方メーターで、それから滝合のほうは八〇〇でこっちが少ないわけですが、こちらのほうの契約金が二千八百二十九万円で二百十九万円多いわけですが、これは付帯工事のつごうでこうなったと思うんですが、滝合小学校のほうには倉庫ブロックというふうなのがありますけれども、その面積とかそういうのはどういうことになっているか、ちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　平米数が五平米違うということですか。おかしいということですか、

○二十一番（高橋通夫君）　いやそうじゃないんです。契約金が二百十九万ばかり違うわけですが、それは付帯工事の関係だと思うんですが、その付帯工事において滝合小学校では倉庫ブロックというのが書いてあるんですが、その倉庫ブロックというのは、どういう内容のものであるか。運動器具を入れるんじゃないかと思うんですが。

○建設部長（中島武夫君）　御指摘のとおりです。そのとおりです

○二十一番（高橋通夫君）　もっと詳しく御説明願いたいんですが……。

○建設部長（中島武男君）　詳しくといいましても、いま高橋さん御存じのように体育倉庫でございます。体育の用具を置いておくところです。

○二十一番（高橋通夫君）　それはわかるんです。大体そうだろうと思うんですが、その経費の内容がこういうわけだからこれはうんとしょっているんで金額がこっちが同じ体育館でこちらが平米が少ないんだけど多くなったというような説明をお願いしたいというわけです。

○建設部長（中島武男君）　詳細につきましてはそれではこの次に委員会にでもこまかく、まちがいますとたいへんですからそのようにお答えしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　秦正一君。

○四番（秦　正一君）　先ほどのノーカーデーですが、森田さんの質問に関係しますけれども、ノーカーデーによって全面的に交通公害やまた交通災害、そういったものを、市民からそういったものを守っていこうと、なくしていこうということはこれはちょっと無理なことであろうし、またそれに期待をかけるのも考えものだし、ひとつの精神的なそういった面でもちろんやらないよりはいいでしょうけれども、ただそれと同時にだいぶメーン道路が交通渋滞して裏通りを走っているんです車が。そういった面で交通規制なりそういった標識なり、たとえば日野の二中のほうの通り、それから高幡街道のあれは何というんですか、八小の東のほうの道路、あそこを近道していったり、これはしかも中型のかなり大きい車です。そういった面でやはり小型ぐらいならまだしも非常にかえってあぶない危険な状態にさらされている。それから営業用のタクシーですかハイヤー、こういったものも猛スピードで団地内等を走っている。ノーカーデーももちろんそういった面につなげて生かしていかなければ意味がないんじゃないかと、そういった啓蒙も必要だろうし、また交通標識にしてもなかなか取り付けない。お役所仕事で時間的な面の非常にロスというんですか、時間がかかるということで、そういった面に対しての考え方ですね、これをまず一点お伺いしたいと思うんです。

それから二九ページにこれは水道のほうの関係で、給水工事実施状況、この中で新設工事ですね。この前月までの末の工事が四百二十一、それから受け付けたのは幾つ、工事完了が幾つ幾つ、それから繰り越し数が四百幾つとこのようにあるわけですけれども、だいぶ前月をこしてまた前期、それからこの次の期にまたがる、要するに繰り越すのがだいぶふえてきてるんですね。そういう面で、やはりこの私の考えとしては指定業者がかなり少ないというか手がないのか、そういった面に原因があるのではないかと思うんですが、またあるうちにおいては、水道の工事を申し込んでもなかなかやってくれない。一ヵ月、一ヵ月半、場合によっては二ヵ月ぐらい待ってもやっとそこで工事ができたという事例も多々あるわけです。そういった面の解消をやっぱりこれからこのデーターを通して考えていかなきゃならんのじゃないか、このように思うんですけれども、おそらく人口がふえ、またそれに対する需要もふえて、工事の件数もふえて、そのわりに工事の指定業者が少ないというところに起

因しているんじゃないか、このように思うんですけれども、そういった点に対しての考え方をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　一点目総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　先ほど申し上げましたけれども、規制その他は警察と十分相談いたしまして実施いたしたいと思います。それから先ほども申しましたが、ノーカーデーでなくって日野警察では交通安全日と切りかえまして、今後違反者特に駐車、スピードその他の道路上の違反を取り締まるということでやっておりますので、この点十分警察のほうへも申しまして、そのようなことで相談していきたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　次に水道部長。

○水道部長（加藤一男君）　給水工事の実施状況中、新設工事のいわゆる前月までの件数、それから消化をして繰り越す件数が多いんじゃないか。これは指定工事店が少ないためではないか、というようなことの御指摘かと思いますが、御承知のように、この実施状況の報告でございますが、ここに書いてございますように、八月から十月ということの三ヵ月のものを掲げたわけでございます。御承知のように、実はたいへん御迷惑をかけたわけですけれども、七月の時点でいろいろな私どもの不手ぎわから事故等がありました関係で若干この報告の時点ではたまってる面がございます。そういうことで、この数値はこのようになっているわけでございますが、大体受け付け件数が先ほども申し上げましたように大体二百件、消化も大体二百件をいたしております。現在におきましては、ただ繰り越しがどうしても出るというのは、たとえば月の半ば以後に私どもに書類が出たものについてはどうしてもおくれます。そういう関係で必ずしも繰り越しには間違いございませんけれども、そういう要素のものがあるということをお含みいただきたいと思うわけでございます。

　それから指定工事店の関係でございますが、ただいま御指摘にあったことは一ヵ月も一ヵ月半もかかってるというようなことをおっしゃられるわけでございますが、お客さんのほうから指定工事店に申し込みます。お客さんのほうは申し込んだ時点でもう申し込んだという判断をよくされるわけでございます。しかしながら、指定工事店のほうでは申し込みを受けてから設計をし、いろいろな絵をかいて私どもに提出するわけでございまして、その間の若干の日時はどうしても必要なわけでございます。お客さんというのは言ったときにすぐに申し込んであるそれからもう一ヵ月半もかかってる、というような御判断をよくされるわけでございますが、内容は指定工事店の設計の日時も要しますし、それから水道に上がりまして、水道のほうで設計する日時もございます。そういう関係でどうしても若干の日時は必要なわけでございます。それから指定工事店の軒数でございますが、少し少な過ぎるのではないか、ということでございますが、決して私どもの指定工事店は少ないとは思っておりません。というのは大体ほかの市町村の状況を見ますと、一万人に対して一軒というのが理想だということを言っております。しかし、これは基準はございません。私どもの給水人口は現在七万人強でございますから、それからいきますれば七店舗でいいという理屈になりますけれども、現在は十六店舗ございますから決して各市町村に比較して少ないということは言えないと思います。現在の時点では指定工事店をふやそうという考え方は持っておりません。一ヵ月半も二ヵ月もおくれるということはそういう要素が含んであるということで、指定工事店の指導もそういうようなことを私ども申し上げまして、お客さんによく言うように、というようなことを言っておりますが、それをひとつ御承知おきいただきたいと思います。

○四番（秦　正一君）　ノーカーデーのほうに若干関係していますけれども、いずれにしても根本的に抜本的な解決をしていかなければ、ノーカーデーを幾らか設けてそれをまた強調し啓蒙し、やったにしても、全般的な抜本的な改革にはなっていかない。いずれにしても道路を拡幅するとか新設するとかそういった面にやっていかなければならないんじゃないかと思うんですけれども、いずれにしても先ほど言った非常に実態はそのような状態で現実は動いている。とても踏切等で待っていられない、待ち切れなくて何とか近道を行こう、これはドライバーの心理かもしれないですけれども、そういった面も勘案して、せっかくアスファルトにした道路がめちゃくちゃになってる、という状態もあるわけでそういった面も交通標識とか、すみやかに手を打ってもらいたい。また水道のほうの関係では一応私実態をたまたま持っていないもので詳しいことは申し上げられませんが、おりがあればその点でお聞きしたいと思います。いずれにしても何とかスムースに工事が運べるような指導、徹底をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　次に大柄保君。

○十二番（大柄　保君）　要点だけ質問させていただきます。四点ばかりございますけれども、第一点としては、用排水路の対策協議会の設置で、先ほど助役のほうから、日野用水、上田用水、新井用水、三沢用水、一ノ宮用水と何メートルということでメートルだけでもって出てきたんですけれども、もしできましたらどこからどこまでということで資料がございましたら出していただきたいと思いますが……。

　次に福祉関係ですけれども、児童手当でございます。来年の一月から児童手当が国のほうの方針といたしまして、変わって参りましたけれども、これに対する申告といいますか、申し込みといいますか、それについては、聞くところによると官庁等においては、その役所のほうでもってやってしまうというよう

なことも私聞いておりますが、まだ広報等でもそれらについてどのような方法でやったらいいのか、というようなことも発表されていないので、そのときになってから混乱が起きるんではないかとこのように考えております。

次に交通安全対策でございますけれども、十二月の一日から道交法が改正になりまして路側帯が一般歩道としてみなされるというふうなことを私も聞いているんですけれども、市内の至るところに路側帯が引かれているところがありますけれども、これに対しては試行期間ということで一ヵ月はそのまま警察としても別にきびしく取り締まる方向ではないんだというようなことも聞いたんですけれども、それについて市側と警察とどのようなお話し合いがなされているかということです。それからこれ一番小さな問題ですけれども、そこの神明上の忠霊塔のところにございますチャイムですが、これがしばらくの間なりをひそめちゃっていて、全然せっかくあれだけのりっぱなものがあるにもかかわらず、夏の夕暮れ等はやはりあれをつくったときには早くうちへ帰りなさいよ、というふうな青少年対策等もあえて含めてやったのではないかと思うんですけれども、その点市側としてはどういうふうなお考えでいるか、以上四点でございます。お願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　一点目、建設部長。

○建設部長（中島武男君）　用排水路につきましては

先ほど午前中全協がありましたときに、資料をつくっておいたんですけれども、農家の方と四十名ばかり新井、上田、宮、この方たちとの現地立会いをいたしました関係でたいへんおくれまして申しわけありません。明日、きょうできておりますけれどや、先ほど来たときはもう終わってしまったわけです。図面をかいて内容も書いてございますので、お配りいたしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　次に福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えします。大柄議員さんの質問でございますけれども、確かにそういうようなあれがあろうかと思うんです。そういう意味合いで市の広報あるいはまたせんだって議会報等にも出していただきましたし、総体的の広報についてはなるべくやるようにということで考えております。なお国のほうへの該当については、私のほうでも先取りをしまして、なるべく個人あてにPRというか、その趣旨を知らせろというふうにやってまいりたい。

なお、官公庁においての混乱ということでございますけれども、これは各官公庁は人事担当のほうと私どものほうとの連絡関係をつけておりますので、よその官公庁でも全く同様な措置をとっておるのではなかろうか、というふうに思います。したがいまして、たとえば日野市のことについてとってみますと、八王子から来ている職員についてそういう該当者がいた場合に

は市のほうでやるんだということで、職員課の担当ということで、このことについては、職員課関係の連絡打ち合わせもございましたし、私のほうも連絡打ち合わせもやっております。そういう意味でこのことについては、混乱はないものというふうに私ども判断しております。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　三、四点目を総務部長より答弁を求めます。

○総務部長（遠藤政之君）　道交法の改正に伴う警察との打ち合わせですが、今週中に一回打ち合わせをする、ということになっております。まだ私どもも道交法の細部についての承知をしておりませんが、今週中に打ち合わせするということでございます。それからチャイムでございますが、これにつきましては先般大柄議員さんから御指摘がございました。この際すぐ修理をいたしました。それから一応聞いたんですが、区画整理の工事でもってらせんを切ったというようなことがございまして、早速修理をさせましたんですが、現在故障かということですが、その点まだ承知しておりませんが、十分調査をいたしまして使用できるような体制にいたしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに御質疑はありませんか。

○二十一番（高橋通夫君）　二七ページの幼稚園の件ですが、第一幼稚園にかきましては募集児が足りないので四歳児を再び募集したということですが、市立幼稚園に入りたいというふうなものは設定してございませんで、御父兄の御希望の園

○議長（滝瀬政吉君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　御承知のように市立第一、第二、第三と三つの幼稚園があるわけでございまして、ここの表でもおわかりのとおり各園とも五歳児は学級数には、二、三は達していますけれども、定数にはまだ満たない、余裕がある、こういう状態でございますので、五歳児をさらに募集すると言ってもそう集まらないのではないか、こういう判断でございます。ちょっと違いましょうか。

○二十一番（高橋通夫君）　これは区域が決まっていてほかの区域から来てはいけないということになっているかどうか。それでほかからもいいということになれば、バスで来ることができるのではないか。それでほかでも市立に入りたいという人が相当あるんじゃないかと思いますが。それでしかたがないので私立に行くという人も相当あるというふうに聞いているんですが……。

○議長（滝瀬政吉君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　幼稚園の通園区というふうなものは設定してございませんで、御父兄の御希望の園

へということで申し込み書をお出しくださいというふうに広報で募集しております。ただ交通の関係がございますので、やはり交通に便利な園しか行けないというのが実態だろうと思いますが、ただ、先ほど申しましたように五歳児の募集では三園とも余裕はあるわけでございます。第二幼稚園、第三幼稚園については、学級数は満ぱいでございますけれども、人員には余裕があるということでございますので、そういう点ではさらに募集しても集まらないのではないかというふうに考えるわけでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　それはそちらのお考えで、ほかでは第一幼稚園へ募集したというのは入れないと思って募集を遠慮したのではないかと思います。その点はいかがですか。一応募集してみて、そして応募がなければやむを得ないと思うんだけれども、そうした余裕があれば応募者もあるんじゃないかと思いますが……。

○議長（滝瀬政吉君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　何と申しましょうか私も主管課長ではございませんので、あまり詳しくは申せないんですが第一幼稚園の場合には四学級ですので、申し込み人員が四学級で百六十名であと八名ほどの余裕はあるわけでございます。そういう点から、よその地域から第一幼稚園に来ると申しましてもやはり七生地区からですと通いずらいわけでございまして、多摩平の第一幼稚園に行くんでしたらそこの隣の第三幼稚園ですね、あそこに五歳児の定数はだいぶ余っておりますので、そっちにお入れすることもできるわけでございますので、ことに五歳児につきましては希望者をなるべく全部入れるという方針をとっておりますので、余裕のある幼稚園には五歳児の該当者がおいでになりましたらお入れしたい、こういうふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　次に伊藤松之輔君。

○十四番（伊藤松之輔君）　一点お伺いしたいと思います。工事請負関係になると思うんですが、実は書類の上においては百万以上ということで記載されてるんですが、六月の議会で私のほうの市の地区センターへ給水をしてくれるということで、三十万の予算をもらえたんですがいまもってまだ給水が通水しないという状態です。これはどういうわけでこんなふうになってるのか。もうすでに私どもの近くではもう井戸がぽこんぽこん音がしはじめて、水が出なくなったという状態がもう現実に出ているんです。そういう時点で大衆が集まるセンターにもちろん同じ去年も渇水して出なくなったという時点があるので、ことし中にできるんだかできないんだかさっぱりわからないんですが、ひとつできることならことしのうちにやっていただきたい、というふうに考えるんですが、そのいまの経過の

中でひとつ御説明を願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　新井地区センターの水道につきましては、もう、とうに発注はして工事請負のほうは水道部に依頼をしてございます。水道部のほうから、その後の状況は御説明いただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　水道部長。

○水道部長（加遠一男君）　実は、きょうは市政経過報告の中でそういう資料は実は持ってこなかったわけですが、間違うといけませんので明日なり、あるいは担当の水道委員会等で報告させていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　伊藤松之輔君。

○十四番（伊藤松之輔君）　それではぜひひとつ急いでやっていただきたいということをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　それではこれをもって市政経過報告を終わります。

次に日程第四、諸般の報告について事務局長をして報告させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではお手元に会務報告ということで半さいのがございますので御覧になっていただきたいと思いますが、九月の十六日以降、十一月の末日までの間に行なわれました主だった事業でございますが、都合六回ほどでございます。

それで、なお議長の出席の関係でございますが、十一月の二日に稲城の市制記念、それから十一月の三日が多摩市の市制記念、さらに十一月の十九日には東京都市交通災害共済組合の議会の理事会が開かれておりまして、この内容につきましては、ちょうど全員協議会で報告されました内容を議会側から要求したということでございます。それから、なおさかのぼりまして十月の一日には地方財政危機突破大会が都道府県会館で開催されたわけでございますが、その内容につきましては、特に四十七年度の財政対策といたしまして、全国の知事会議、さらに全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会という六団体が共催でお手元にそのときの要望書がお配りしてございますが、その内容を決議いたしまして、関係の各大臣に即日陳情をいたしたということで、陳情先は大蔵、建設、運輸、自治、こういう関係に陳情をいたした、こういうことでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に各種会議の状況について出席議員より報告を求めます。まず最初に三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会委員の米沢議員に報告していただきます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会委員登壇）

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第三委員会委員

（米沢照男君）　御報告いたします。九月六日の総会以後初めて開かれた第三委員会であります。この日はここに書かれてありますように役員の改選が行なわれました。東村山が委員長、それから小金井、小平、多摩、この三市が副委員長として選任をされております。それからその委員会の中に南北幹線道路小委員会多摩川左岸道路小委員会と二つの委員会がことしの正月ですか、から設置されてありますけれどもこの委員会には南北のほうに小金井市から委員長、それから小平から副委員長、それから多摩川の左岸道路の小委員会には多摩が委員長それから立川が副委員長とそれぞれ改選が行なわれております。

この二として補正予算とありますが、これはミスプリントでありまして、今後の運動方針について具体的にどういう活動をやっていくか、ということで討論がされました。一つには十二月中に正副委員長によって例年どおり都知事、それから関係局部に対して陳情書を提出していく。中味は多摩川の幹線道路整備拡充、それと三多摩道路の格差の早期是正のための補助金の増額という内容で運動を展開していく、ということ、それから二つには例の多摩川道路がその後世田谷、狛江、調布、府中と相当広範囲にわたって反対運動が起きてます。一つには多摩川の自然環境を守りたいという多摩川の自然を守る会を中心に運動が進んでいるということと、それから調布だったと思いますが多摩川団地、ここの生活環境を守るという立場からの運動が起きてるということで、いままでと同じような、ただ、促進一本やりの運動では決して実現ができないのではないだろうか、ということで事実上軌道修正をせざるを得ない状況になっております。そこで一つには公害やそれから自然環境や交通事情等具体的な調査活動をやっていこう。さらには関係住民の代表と話し合いの場も持っていこうではないかということが確認されております。それからさらに南北の幹線道路関係については、まず東京都として三多摩の総合的な道路計画がどうなっているのか、その辺について関係者を呼んでひとつ研究会を開こうではないか、ということがきまっております。さしあたっての第三委員会の活動方針、運動方針としては、以上の内容であります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に東京都十一市競輪事業組合議員剣持、杉山両議員でございますが、代表して剣持議員に報告していただきます。

（東京都十一市競輪事業組合議員登壇）

○東京都十一市競輪事業組合議員（剣持佐吉君）　十一市競輪事業組合の四十五年度の一般会計歳入歳出決算を認定する議会が十一月の二十二日に開かれまして、そのまま認定することになりました。同日、四市競艇事業組合一般会計の歳入歳出決算認定の件を議題とする、これは四十五年度でありますが、議案が提出される四市競艇事業組合の第二回定例会が開かれまして、それも認定することになりました。御参考までに申し上げますと、十一市のほうの会計は歳入が百七十一億五千二百二十六万二千二十一円となっております。歳出は百七十一億四千六百九十九万四千八百十二円となっております。四市競艇のほうの予算は、歳入が二十九億四千五百十一万六千二百七十九円、歳出が二十九億三千七百八十三万三千九百二円、こういうことになっております。

さらに、蛇足のようでありますが、この四市組合というのは小平、日野、国分寺、東村山であります。十一市というのは、その各市を含めて、小平、日野、八王子、町田、東村山、国分寺、青梅、調布、武蔵野、昭島、小金井であります。以上、報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの報告に御質疑はありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　ただいまの報告によりますと、地方財政危機突破大会というのが行なわれて、要望事項が示されておるわけですが、その円、ドル問題から発展いたしまして、日本の経済の不況が伝えられ、その景気浮揚策として公共事業が大々的に行なわれる予算措置、そういう政府の政策が取られるということを承知しておるわけですが、わが日野市地方自治体といたしましても、この下水道事業であるとか、河川の改修であるとか、橋梁の架設であるとか、大きな公共事業を幾つも持っておるわけですが、この政府のそういう施策に対して、市側がいずれ事業の申達を認める機会があろうかと思うんですが、それに即応できるように、市側としてもひとつそういう公共事業の中の、しかも大きな経費を要する、また国なり都なりの所管によって行なわれる事業について、十分ひとつ計画をもって、即応できる、つまり予算獲得のできる体制をつくっておかれる必要があるのではないかと考えるわけでありますが、この大会には市長会ということで、市長も関係しておられるわけでありますし、議長会ということで、議長も関係しておられるわけでありますが、会務の報告の具体的な中味ということから、一歩それるかもしれませんけれども、そういうその考え方につきまして、市長なり、議長なりが大きな不安をもっておられると思うんですが、そういう点につきまして、市長に伺っていいものなら市長に伺いたいと思います。（「議長、関連」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　森田議員の質問と関連いたしますけれども、地方財政危機突破大会に出席されて、各地方自治体の、いわゆる財源確保の深刻さを伺っているということを実際の大会に出席された議長から少しですね、少しじゃなくって、詳しくその大会の模様を報告されたら、私はこの地方財政問題についての、より認識が深まっていくのではないかという

ような考えでおりますので、報告をぜひお願いいたしたいということです。それとですね、議長が直接大会に出席されたということと、本市議会がこの大会で決議された決議文に沿うようなものでもよろしいですけれど、地方財政確保の意味から、何かの意味から、何かの意思表示をすることも必要なんではないかと、そういう時期でもあるんではないかということを考えているわけですけれど、議長のほうで、そういうことは考えられておられるのかどうか、その点も同時にお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私の知っていることをお答えいたします。私はこの大会に出席をいたしませんでした。市長会のほうは役員の方々が出席をされたようです。私は平でございますので、そういった関係だろうと思います。出席はいたしておりません。ただ私どもがその出席をされた役員の方々からお聞きした範囲では、どういう話があったんだいと、言ったら、いや渡海さんが来られて、ばかに景気のいい話をして、こういうのは最大の努力をもって、おれがやるよという話があったんで、だいぶ調子がいいんじゃなかろうかというふうな話を聞いたという程度でございます。それから森田さんの御質問でございますが、私のほうは御承知のとおり、特に問題があるとすれば、下水以外には実はないというふうに考えております。下水の問題については、東京都を通じまして、国のほうの御援助も当然受けなければならないわけです。この流域下水等につきましては、すでに東京都の下水当局が、調査を一部いたしたようでございます。本格的な調査は四十七年度になろうかと思います。おそらく流域下水道として認定をされるのじゃなかろうかと、建設省も認めてくれるんじゃなかろうかというふうに考えております。したがって、これは大事業でございますので、それに対応する態勢は当然もたなければなりませんし、市側としても、議会側としても、御検討を願わなければならない問題が非常に多くなっていくんじゃなかろうかと思います。そのほかには、実は正直申し上げまして、神明上の都市下水の問題と、それから多摩川架橋の問題があるわけでございます。多摩川架橋につきましては、御承知のとおり、先般立川市の議会の方々がお見えになりまして、いろいろお話がございました。しかし正直申し上げまして、私のほうといたしましては、若干消極的なわけでございます。それは私だけの考えでございますが、と申しますのは、一、三、二路線が警察の近所から折れまして、多摩川架橋、多摩川に架橋される橋を渡りまして、立川の南口に行くわけですが、私の感じでございますけれども、どうもあそこは右折をしても車はなかなか右折しきれないんじゃなかろうかと。すでにあそこのロータリーは一っぱいですから、こちらから行っても、なかなか上り線ですね、甲州街道の上り線にはなかなか接続できないのじゃなかろうかと。そうしますと、結局立川、日野間といいますか、これは非常に便利になりますけれども、こちらから東京方面へ行く場合に、必ずしも大きな役に立つようには思えないわけであります。しかもそのメリットということになると、立川市のほうが大きくって、日野市の購買力を全部向こうへ吸収するというようなメリットになるのじゃなかろうかと。そういうことで立川市としては適切でございますけれども、しかも私のほうとしましては、実は国のほうはともかくといたしまして、東京都は相当めんどうを見てやるという、言詞くも建設局長からいただいておるわけでございますけれども、現在のところ進んでこれを進捗させようという気持が、このごろ少なくなったわけでございます。問題は一、三、二でございますが、これは一、三、一ができれば、早くできることになりますれば、一、三、二という問題も進展すると思うんです。これは特に現在都道でございますが、一、三、二は都道でございますが、将来は国道になるわけでございますが、一、三、一ができれば、多摩平を通る一、三、二も市民の方々に対しましても御協力を願うような、そういう体制になり得ると思うんです。つまり通過車両があそこをあまり通らなくって、一、三、一の方へ通っていきますから。ところがいまの私どもが建設省当局と、いろいろお話を申し上げた段階では、一、三、一というのはなかなか進展しそうもなく、結局一、三、二と一、三、三も完成しないで、一次的には一、三、二からの問題については、東京都の下水当局が、調査を一部いたしたようでございます。本格的な調査は四十七年度になろうかと思います。おそらく流域下水道として認定をされるのじゃなかろうかと、建設省も認めてくれるんじゃなかろうかというふうに考えております。したがって、これは大事業でございますので、それに対応する態勢は当然もたなければなりませんし、市側としても、議会側としても、御検討を願わなければならない問題が非常に多くなっていくんじゃなかろうかと思います。そのほかには、実は正直申し上げまして、神明上の都市下水の問題と、それから多摩川架橋の問題があるわけでございます。多摩川架橋につきましては、御承知のとおり、先般立川市の議会の方々がお見えになりまして、いろいろお話がございました。しかし正直申し上げまして、私のほうといたしましては、若干消極的なわけでございます。それは私だけの考えでございますが、と申しますのは、一、三、二路線が警察の近所から折れまして、多摩川架橋、多摩川に架橋される橋を渡りまして、立川の南口に行くわけですが、私の感じでございますけれども、どうもあそこは右折をしても車はなかなか右折しきれないんじゃなかろうかと。すでにあそこのロータリーは一っぱいですから、こちらから行っても、なかなか上り線ですね、甲州街道の上り線にはなかなか接続できないのじゃなかろうかと。そうしますと、結局立川、日野間といいますか、これは非常に便利になりますけれども、こちらから東京方面へ行く場合に、必ずしも大きな役に立つようには思えないわけであります。しかもそのメリットということになると、立川市のほうが大きくって、日野市の購買力を全部向こうへ吸収するというようなメリットになるのじゃなかろうかと。そういうことで立川市としては適切でございますけれども、しかも私のほうとしましては、実は国のほうはともかくといたしまして、東京都は相当めんどうを見てやるという、言詞くも建設局長からいただいておるわけでございますけれども、現在のところ進んでこれを進捗させようという気持が、このごろ少なくなったわけでございます。問題は一、三、二でございますが、これは一、三、一ができれば、早くできることになりますれば、一、三、二という問題も進展すると思うんです。これは特に現在都道でございますが、一、三、二は都道でございますが、将来は国道になるわけでございますが、一、三、一ができれば、多摩平を通る一、三、二も市民の方々に対しましても御協力を願うような、そういう体制になり得ると思うんです。つまり通過車両があそこをあまり通らなくって、一、三、一の方へ通っていきますから。ところがいまの私どもが建設省当局と、いろいろお話を申し上げた段階では、一、三、一というのはなかなか進展しそうもなく、結局一、三、二と一、三、三も完成しないで、一次的には一、三、二からら立川へ通ずる道路、こういったケースの点までは、あるいはできるのじゃなかろうかというふうに、考えているわけです。そうしますと、結局やはり多摩平を中心とする方々、あそこを通過道路にされちゃ困るんだという方々の御希望に対して、どういうふうな対策を打ち出していくかということが、非常にむずかしいわけでございます。私としては、若干この問題につきましては、消極的にならざるを得ないという状況でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　さきほどの三多摩上下水道路促進協議会につきまして、米沢議員から御報告があったんですが、ちょっと米沢議員にお願いするわけですが、この多摩川の堤防に沿って、道路をつくるということは、ずいぶん前から叫ばれていて、いま少しというときになりまして、二、三年前ですか、反対があって、その後反対がさらにふえたというふうなお話なんですが、この自然を守るということは、たいへんけっこうなことなんですが、それを守って、ほかにそれと同じような道路ができならば、それもいいと思うんですが、現在都内を見ましても、非常に無理をして、ここのところに道をつくちゃまずいなあ、というところでも、かなり道路ができているわけですけれども、これは交通戦争と言われて、非常に犠牲者が、非常に多く出ているわけですが、交通の公害もございますが、やはりこの生命を守るということが、一番大事じゃないか

と思うんですが、そういう見地から言いますと、やはりどちらが重いかということを比較していただいて、そうしてほかにかわるべきものがあるならばともかく、そうでなければ多少の無理をしてもこの道路は、ひとつ完成するように応援願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは高橋通夫さんの質問以前につきまして、さきほどお二人方の質問がございますので答弁になるかどうかわかりませんけれども、一応申し上げます。十月一日は都道府県会館において地方財政危機突破大会が行なわれたわけでございますが、東京都には二十五の市がございまして、そのうち日野市が国会対策委員会の委員に選ばれております。そのような関係から、当日渡海自治大臣はじめ代議士が大ぜいおりました中で、知事さんから町村議会の議長会に至るまで、約二百人前後の方が出席されたと思います。会議の内容はいろいろ自治大臣が景気のいい話を、さきほど市長が言われたとおりしたと同時に、私どものこの地方自治体は、すべて非常に財政的に苦しんでいるところで、すべて国にいろんなことを注文しようというような事柄で、質疑もろくにされないまま、このようなお手元に配布してあるような、要望書を読み上げて、確か決議みたいな形で終わったというふうに、記憶しておりますが、もう二ヵ月半も前のことですしますので、事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉光米君）　それでは申し上げますけれども、参加者につきましては、六団体ではございますけれども、それぞれ各団体の役員の方が出席をされていると、こういうことでございまして、日野市が参加したということにつきましては、ただいま議長から申し上げられたという意味によって、参加をしておると、こういうことでございます。それで、その当日の会議の模様でございますが、出席者については二百名程度だったと思います。それでなお、この主催者を代表いたしまして長野県の西沢知事さんが、ごあいさつをされ、さらに議長団として県段階では岩手県知事、並びに東京都の議会議長が議長団につかれ、さらに市の段階では和歌山市の市長さん、並びに横浜の議長さんがつかれ、町村段階では確か九州の地域からそれぞれ村長さんか、町長さん、それから議長さんがつかれ、以上六名議員団に選出をされまして、会議が進められまして、それぞれのこの内容につきまして、討議をされ、決議をされたわけでございますが、なお、その際の意見表明といたしましては、和歌山市の市長さんが意見書を書いたと。したがってそれを決議されて、さきほど申しましたように、四省を中心に陳情をいたしたと、こういう内容でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　それではこれをもって報告を終わります。

これより議案第百十四号昭和四十六年度期末手当支給の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第百十四号を朗読。

○議長（滝瀬政吉君）　理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は今期職員に支給する期末手当に関する議案でございまして、職員組合と交渉の結果二・七ヵ月プラス一律二万三千円で妥結をみた次第でございます。よろしく御審議のほどをいただきたく御提案する次第でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　よって本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は終了いたしました。本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後五時三十一分　散会

十二月十日　金曜日

（第二日）

昭和四十六年
第四回定例会

日野市議会会議録　第二十九号

十二月十日金曜日（第二日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木	美奈子君
二番	板垣	正男君
三番	市川	芳太郎君
四番	秦	正一君
五番	滝瀬	敏朗君
六番	池田	重太郎君
七番	林	重義君
八番	谷	栄吉君
十番	米沢	照男君
十一番	西沢	保君
十二番	大柄	保君
十三番	岩沢	哲夫君
十四番	伊藤	松之輔君
十五番	剣持	佐吉君
十六番	杉山	寅三郎君
十七番	名古屋	史郎君
十八番	石川	佐太郎君
十九番	大下	博君
二十番	森田	喜美男君
二十一番	高橋	通夫君
二十二番	滝瀬	政吉君
二十三番	日野	源作君
二十四番	杉山	亘君
二十五番	伊藤	定君
二十七番	清水	芳雄君
二十八番	佐々木	昭雄君
二十九番	正国	務君
三十番	三浦	重春君

欠席議員（二名）

九番	百済	勇君
二十六番	吉冨	繁枝君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君
助役	葛西正彦君
収入役	市川晴夫君
企画財政部長	篠崎美雄君
総務部長	遠藤政之君
市民部長	赤松行雄君
民生部長	松村清栄君
建設部長	中島武男君
都市計画長	杉本好次郎君
水道部長	加藤一男君
福祉事務所長	田中若一君
病院事務長	成井正夫君
秘書課長	佐藤智春君
都市計画部主幹	佐々木博君
教育長	永野林弘君
教育庶務課長	落合豊君
学校教育課長	松本武君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君
書記	坂口泰雄君
書記	武居一茂君
書記	川上輝子君
書記補	深海弘子君
書記補	安原清美君

議事日程

昭和四十六年十二月十日（金）
午後一時開議

本日の会議に付した事件
日程第一
一、一般質問

午後一時五分　開議

○議長（滝瀬政吉君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十三名であります。それでは日程に従いまして日程第一、一般質問を行ないます。

一の一日野市立総合病院についての通告質問者正国務君の質問を許します。

（二十九番議員登壇）

○二十九番（正国　務君）　質問いたします。よけいなことのようですけれども、いままでの私のしゃべり方が少し早いので、速記の方も御迷惑じゃないかというふうに考えますので、ひとつテンポをゆるめて、ゆっくりやりたいと思っております。といっても決して長時間を要することではございません。明快な御答弁をいただきますれば、簡単に済む問題でございます。よろしくお願いいたします。質問は市立の、日野市立の総合病院の問題でございますが、これは御案内のように、市長からこれに対しての整備計画に対しまして、諮問が出されまして、これは記憶いたしますのが、昭和四十四年の十月であったかのように記憶しておりますが、それに対して、当該病院の運営の委員会といたしましては、答申をなされたわけでございます。その答申が四十五年の五月の十一日ころだったやに記憶しております。御記憶もございますとおり、答申の内容は、一点、二点、三点と、答申をいたしたのでございます。第一点は、四十二床の増床が妥当であろうということ。第二点は、准看護婦の養成の設備を設けることが、速急に、しかも設けることが必要であろうと、こういうこと。第三点につきましては、医養体制は一般の改善を要すると、こういう三つの答申をいたしたわけでございます。その間諮問がありましてから、答申が一年くらいです。一年たっておりませんが、しかも答申がありましてから、今日まですでに指折り数えてみましても、約一年有余、二十ヵ月くらいは経過いたしております。これに対しまして、一点、二点、三点の各答申に対しまして、どういうように対処なさいましたかということをお聞きしたいわけでございます。ただ私がお聞きしたいのは、私どもが承知しておりますように、四十二床の増床はいたしましたということではなく、増床はいたしましたけれども、その現在の状態はどうでありましょうかということもお尋ねしたい。准看護婦の養成の問題にいたしましても、まだ手をつけてありませんということではなく、何がゆえになされないのかということをお聞きしたいと。第三点の医療体制の改善に対しましては、おそらく進められておるというふうに感ずるわけでございますけれども、どういう点に対してなされたかと、今日までなされてきたかということについて一歩堀り下げてお聞かせ願えれば幸いだというふうに考えるのでございます。したがって、私のお聞きしたいのは、病院の事務局長にお尋ねしたいのでございまして、事務局長からまずいまの問題に対しまして、明快な御答弁をいただきたいと。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。それでは病院事務長より答弁を求めます。

○病院事務長（成井正夫君）　それではお答えいたします。四十五年に増床いたしました、その節の病院の運営委員会の答申というものにつきまして、それがどのように答申を検討しているかと、こういうふうなことでございますが、なお実際の増床につきまして、その状況はどうかと、こういうことでございます。増床につきましては、四十五年度に行なわれたわけでございますが、その後の今年度、四十六年度の四月から診療が開始されたわけでございます。その間いままで各定例会におきまして、増床後の診療の実績と申しますか、特に入院患者におきまして、入院の患者数も漸次ふえているということも御説明してあるわけでございますが、これは外科系統の患者を収容しているわけでございます。外科につきましては、手術、その他、整形も手術もありますが、その後の治癒が早いと申しますか、内科ほど在院の日数は平均して短い、こういうふうなことでそこいらの回転と申しますか、そういうことの関係でどんどん手術があれば入るわけでございますが、出るのも早いと、こういうことで現在は一応約六〇％の占床状態である、この一ヵ月におきましては利用率は一日平均百二十と、こういう数字でございます。実は病院の運営委員会がありましたときに、医師会側の委員のほうから指摘を受けたわけでございますが、ちょうど九月の実績報告を提出したわけでございますが、そのときには一日平均が九十六。幾らというふうな数字でございまして、百床を下回ったと、こういうこともあったわけでございますが、これらについては入院患者のいわゆる波と申しますか、市民の健康状態と申しますか、そういうこともございまして一がいにずっとそのままのびるというようなこともないわけでございまして、一応そういう点で一時的に減ったと、こういうことで十月、十一月というふうに伸びておると、こういう状況でございます。なお、現在におきまして新館、増床しました新館では、三階がこれは一応小児病棟ということで当初考えてつくったわけでございますが、御承知のとおり小児科医がなかなか得られない、こういうふうなことで、現在内科の患者を収容しておりまして、ほぼ満床の状態であると、なお新館の二階でございますが、これは外科系統の患者を収容しているわけでございます。外科につきましては、手術、その他、整形も手術もありますが、その後の治癒が早いと申しますか、内科ほど在院の日数は平均して短い、こういうふうなことでそこいらの回転と申しますか、そういうことの関係でどんどん手術があれば入るわけでございますが、出るのも早いと、こういうことで現在は一応約六〇％の占床状態である、この一ヵ月におきましては利用率は一日平均

ういうことでございますが、なお昨日報告いたしましたが、外科の先生が十一月から着任されまして手術も相当ふえております。そういうことで漸次入院の患者、二階の病棟におきましてもふえている、こういう状況でございます。

それから第二点目の准看の養成施設の件でございますが、これにつきましては医師会の強い要望と、こういうものの中で答申の内容に入ったわけでございますが、これらにつきましては病院の開設の当初その後二十床から百床になりました、四十年の時点でもこの要望があったわけでございますが、なかなかこれの実現がいろいろな関係で実現できていないという状況でございます。実は今回の四十五年度の増床とこれの整備計画を当初四十四年十月に諮問いたしましたときに総体で二百二十床という計画を出したわけでございます。それでその中に本館の四階というものの中にこれを含めようと、こういう考え方を持っていたわけでございますが、いろいろ医師会と運営委員会の中で話しました結果、四十二床で現在ある一階の建物の上に二階三階を重ねるだけと、こういうことになりまして、そういう程度のものの増床の中ではこれはどこにも建てられないということで、これについて何とかしなければいけないというふうに考えておるわけでございますが、いずれにいたしましても、この准看の施設につきましてはいろいろな問題点がございます。その問題点につきましては、病院の内部の幹部の会議、あるいはまた本庁の関係の中で助役、企画財政部長、私どものほうといろいろ協議をしたわけでございます。実はその答申が出ましてそのあとも七月ですか、協議をしているわけでございます。そういう中では中卒の准看の生徒の募集が非常にむずかしいのではないかと、現状この卒業生を探すのに全国回らなければいけないとか、PRを相当しないとこないとか、いろいろありまして、現在八王子にもあるわけでございますが、そういうところの様子を聞きましても、三年四年たってやっとなんとか人が集まって来ている、こういうような状況でございます。これらにつきまして生徒の確保、こういうものについて医師会側も責任を分担してくれるかというようなことの約束なり何なりしませんと、実際は始めてみたがなかなか人が集まらないで、財政的にも困るというふうなこともありますし、なおまた規模につきましても御承知のとおり一昨年ですか、四十五年の三月の国会ですか、高卒一年の准看と、中卒じゃなくて、中卒の二年は現在ですが、そういうものの審議がなされまして、早急に看護婦の不足を補うためにはそれをやる以外にないと、こういうようなことの中で審議されて衆議院を通って参議院で流れた、こういう経過もあるわけですが、厚生省がまたそれを出したいと、こういうことのようですが、これによっても准看施設の規模が違うと、こういうことで一応私どものほうではじきましたのは中卒二年の施設でもって三千二百万かかるというような数字も

検討しているわけでございます。これが一年になれば、高卒一年ということになれば二千万ぐらいであがるんじゃないかと、もちろん補助もございます。そういうこと。あるいは毎年の財政の負担の問題ですが、准看施設をつくりますと、大体初年度で二百七十万、次年度以降二百四十万程度の持ち出しになるとこういうこともあるわけでございます。なおまた敷地の問題も現在のところではちょっと立たない、こういうこともありまして目下一応の計画は持っておるわけでございますが、なかなか実現に至らないと、こういう状況でございます。

それからなお第三番目の医療体制の改善にはさらにいっそうの努力と、こういうことでございますが、これは私も運営委員会の中でいろいろ審議に加わっておったわけでございますが、特に夜間の救急小児科の問題と、こういうことが一番問題になっておったと、こういうふうに記憶しておるわけでございますが、幸い救急の関係では日野医師会の協力で一応祭日の救急医ができていると、こういうこともございまして、かなり改善されてきているんではないかと、なおまたようやくおそまきでございますが、外科医も市立病院に着任したと、その前から救急のためには私どものほうで小児科の当直と、こういうものを東京医大と慶応のほうにお願いして第三日曜日にきているわけでございます。そういうことでこれらの問題についてもできるだけ、前に問題ございました小児科の患者をたらい回しにしたとか、そういうようなことで新聞にも出たわけでございます。そういうことでなく、小児救急と、こういう体制に遺憾ないようにつとめているというふうなのが現状でございます。大体以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　大体いまの御答弁によって大体のアウトラインと申しますか、わかるわけでございますけれども、四十二床の増床については初め思ったよりもどうも少し患者が少ないのじゃないかというような御答弁がありましたが、私もそういうふうに感じておりました。少し勇み足ではなかったかというふうにも考えましたが、しかしながらだんだん上回ってきつつあるという見通しもあるようでございますから、それはいずれ了といたすことにいたします。

それから二点目の准看養成施設の問題でございますが、この点については医者のほうの要望であったという答弁でもありますが、もちろん医者の要望でもありましょうが、やはりこれが医療体制の整備の一つであります。しかも重要なポイントを持っている問題でございますので、これが答申のおもなるものであったというふうにも察せられるわけでございます。したがってこの三つを実現することによって医者側も了解をするということであったかのように思われるのでございますが、四十二床の増床と同時にかね合わせて准看養成の施設をつくるというこ

とが、その当時において了解されたのでございます。したがって屋上につくるという予定であったが、これが不可能なので、いま検討中であると、財政の面もひっくるめて検討中であるということでございますが、当時の答申の中にはっきり書いてありますように速急にということを入れてあるわけでございますが、この点については十分に答申の真意をくんでやらなくてはならないというふうに考えるのでございます。

三点の医療体制のより一段の改善ということについては、そういうことが関連をしてくるわけでございます。ここで私が市長にお伺いしたいことは、いまの准看の問題でございますが、ひとつこの点につきましては答申を受けられた市長といたしまして当時十分に准看の問題については前向きに考えるというお考えだったというふうに私は記憶しておりますが、現在はどういうふうにお考えいただけるであろうかということを市長のおことばをいただきたいというふうに考えます。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　これは御質問にはないわけですけれども、御承知のとおり、私どもが現在の市立病院で一番困っているということは、いまの准看の問題でございますが、ことしもおそらく五、六千万円程度の赤字が出るであろうというふうに考えております。全国にたくさんの公立病院が、いわゆる自治体病院があるわけでございますが、その七割はいずれも赤字に苦しんでおる、そして残りの二割か三割も赤字に陥落する寸前、こういう姿であるわけでございます。そこで全国的に病院を持っておる自治体の協議会をつくって、各市が自治体病院開設者協議会というのをつくりまして、そして厚生省あるいは大蔵省に何回も実は窮境を訴えてまいっておるわけでございます。それと同時に私ども三多摩の自治体病院は東京都に対しましても何とかひとつ新しい角度から御援助を願いたいということを運動してまいっております。それで従来は東京都といたしましては、毎月のお医者さんの給料の格差といいますか、三多摩は不便のところにあるからお医者さんが都心よりも高い給料を払わなければいかないであろうというようなお気持で、お医者さん一人について幾らというお金を振興交付金として交付をしていただいたわけでございます。たしかことしはお医者さん一人に毎月四万五千円であったと記憶いたしております。数字が若干違うかもわかりませんが、そういうふうなものを御援助願っておったわけでございます。もっとも振興交付金でございますので市町村の財政実態によりまして必ずしもそれがふえているということはありません。私どものような比較的に東京都からみれば問題外のような貧弱な財政でございますけれども、しかし指数というものがわりあい高いものですから、かなり割り引かれてくるわけでございますが、いずれにいたしましても、従来はそういうふうな形で東京都から御援助を願っておったわけでございます。私どもが東京都に対して申し上げておりますことは、市立病院であるから原則としては市民を見ておるんだと、しかし実態は他の市町村の方々でも診療をさしていただいております。大体四割程度は、日野はわりあいと少のうございますが、他の市立病院におきますと四割程度は他の市町村の市民の方々がおられるわけでございます。したがって三多摩の市立病院というものは、公立病院というものは都民病院の都立病院の大体の役割を果たしているんじゃなかろうかというふうに申し上げて、一方において赤字というものは決して東京都とは関係はございませんけれども、しかし赤字があるために高度の医療体制というものがなかなか採用できない。今日御承知のとおり都立病院は医師会側の要望もあり、また都民の要望もございますものですから、いわゆる高度医療の方向に向かっております。一般の患者は私立の病院で見ていただいて高度の医療、特殊な医療、非常にお金がかかるわりあいに収入がないといいますか、そういう病気を、病人を主として見るというふうな方向にいきつつあるわけでございまして、三多摩の公立病院もだんだんとそういう高度な医療を行なうような病院に移行しなければならないわけですけれども、なかなか現在の累積赤字の状況をもってしてはそういうふうに当面の高度医療ができないわけでございます。いま都立病院につきましては、当初予算、ことしの当初予算をみましても大体一ベットにつきまして百万円程度の一般会計の投資を、投入をいたしておるわけでございます。ですから大体三多摩全部の公立病院の赤字というものはもちろんそれを支出して、東京都から支出していただければ十分埋まるわけでございます。高度医療もできるわけでございますが、私どもといたしましては五十万円、三多摩の公立病院の一ベット当り五十万円ぜひ出していただきたいんだということを東京都の病院担当の副知事、あるいは総務局長、衛生局長等にお願いをいたしておるわけでございます。実はまだ一週間ほど前でございますが、特に来年の予算編成を前にいたしまして、直接ひとつ知事さんにお願いしようということで私ども代表が知事さんに直接お目にかかりましてわれわれの窮境を訴えたわけでございます。その前に財政措置としてはある程度そんなに苦しいんなら若干みてやる必要もあろうかというふうなことで一床当たり十七万五千円という数字をはじき出しまして財政当局に要求をいたして、事務的に要求をいたしておったようでございます。知事さんのいわれるのには、私も三多摩の公立病院の苦しい状況はよくわかる、したがって医師会、医師一人当たりに対する援助ではもう限度にきておるということはよくわかっております。したがって皆さんのおっしゃるような五十万円という数字はわからないけれども、二十万、三十万になるか、あるいはうまくいけば五十万になるかわからないがとにかくひとつそういうふうな形で援助をしてあげようじゃないか

ということを実は確約をなされたわけです。関係者一同非常に感謝を申し上げたんですが、したがって、もしかりに一床当たり二十万にいたしましても日野市の場合には二千八百万円程度のものが入ります。赤字が半分埋まるわけでございます。私どもはもちろんただ赤字を埋めるために都の財政援助を願うということじゃなくて、やはりみずからの高度医療に向かって進む立場上、お願いをするわけでございますので、これを全部赤字を補てんするというふうな形ではなくて、若干でもそのうちの部分をやはり高度医療に向けていきたいと、住民の多くが望んでおるようなだんだんと高度な医療ができるような体制にもっていきたいというふうに考えておるわけでございます。

准看の施設はたしかに私どもそのとおりで、御質問のとおりであろうと思います。しかし御質問のように准看の施設をつくったから日野市の市立総合病院の医療体系といいますか、それが非常によくなるというふうなものではないわけで、これは私が申し上げるまでもなくそういうものではないわけでございます。ただ医師会に対する信義といいますか、の問題になると思います。先ほど事務長が言いましたとおり、私どもも若干の赤字は覚悟しても医師会の要望にこたえなければならないと思います。ただし、先ほど事務長からも話がございましたとおり、若干の赤字ならいいですけれども、生徒がほとんど集まらない、丸々赤字になってしまうというふうなことでは、これはもう税

金でございますのでまことに申しわけないわけであります。したがってこの生徒につきましては医師会側が要望されるならば医師会側としてもぜひお約束を願いたい。たとえば四十七年なら四十七年、四十八年なら四十八年度に開校をするといたしまして、定員の半分なり三分の二なりを必ず生徒を出しますという、ひとつ確約がございませんと、これは全部市が背負いまして全国またにかけて生徒を探し回るというようなことになってはたいへんこれは困るものですから、そういう確約がございますれば私どもも決してこのお約束を徴履のごとく捨て去るつもりはございません。先ほど事務長が申し上げました三百万程度の赤字というものは私は最低の赤字であろうと思うのでございます。おそらくそういう数字を出す場合にはたいがい最低の数字を出しますから、最低の数字の赤字だろうと思います。そういうばく大な赤字がもしそれ以上の赤字が生まれるのをあえて承知をして開設するということは市長としてはなかなか踏み切れないということでございます。もっともそういう施設をつくりまして大きな赤字が出ましても市民の福祉につながるとか、こういうことであるならば私どももあえて辞しませんけれども私が考えるところそれを開設して、ただちにこれが市民福祉につながるというふうにも決断いたしかねますので、医師会側さえ私どもの御希望を入れていただけるならば、そういうお約束ができるならばぜひやりたいとは思います。若干の赤字程度で

おいでになっていないから意見だけを申し上げておくんですけれども、元来私はこのいろいろただ日野の市立病院だけではございませんけれども、いろいろと問題が新聞をにぎわしたりいろいろなことがございますけれども、私は私なりに考えておるのでございますが、やはりこの医学と申しますか、医学というものは普通の何と申しますか、純粋なサイエンスではなくて、要するに何と申していいか医者と患者の信頼あるいは経験、信頼の度によって、つながっていく学問である。その経験が一つ一つ積み重ねられていく学問である、というふうに私は私なりに考えておりますが、したがいまして、患者といたしましてはやはり経験の高い、経験を積まれたところの医者に脈をとってもらいたい、というのが患者の心情であろうと私は常に考えておりますが、といって医者を信用しないというわけではございませんけれども、学問としてはそういう性質のものであろう、というふうに私は私なりに考えておりますが、もしもそうでなかったらば院長さんにひとつそれに対する御反論と申しますか御意見を承りたいと思って実は院長さんに御出席を求めたのでございますけれども、事務長からお伝え願って医者というものはそんなものではない、絶対に信頼すべきものであるということが院長さん御意見がありますれば、また個人的でもけっこうでありますからまた聞かせていただきたい、というふうに考えます。以上をもって私の質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　わかりました。市長の答弁によって准看の施設については信義の問題であるから前向きにやりたいと思っておる、しかしこれについてはやはり赤字をよく考えないというと財政の問題もあるし、税金の問題でもあるからして、その問題を十分に検討したいということの御答弁だと考えます。ということは、結局生徒が来るか来ないかということにかかっておると思いますが、その点につきましては、医師会の強い要望もありましたことを振り返って見ますれば医師会としても看護婦には困っておいでになるという現状でございますから、おそらく生徒は十分に来られるというふうにも私は推定されるわけでございますから、理事者においてもその点は医師会側と十分に話し合いの上で前向きに進めていただきたい。信義は信義として進めていきたいというふうに考えます。それから私が院長さんに御出席を願ったんですが、患者のそばにおいでになるんですから、おいでになっておらないようですが、そういうことは無理とは申しません。ただ問題は、私が御質問したいことは、私の意見になるかもしれませんけれども、

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって一の一、日野市立総合病院に関する質問を終わります。

次に二の一、航空公害対策について問うについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）　航空公害対策について質問をいたします。市長の卒直な見解なり態度なりをお伺いしたい、こういうことで質問するわけですけれども航空騒音についてはきのうきょう始まった問題ではなく、日野市としては長い間騒音に悩まされてきた経緯があるわけですけれども、その具体的な被害については、いちいちとりあげるまでもありませんけれども、たとえばテレビが中断されるとか電話が中断される、学校の教育に対しても大きな支障がある、あるいは寝ている乳幼児が途中で起こされる、いろいろ市民生活、市民の環境にとって多大な侵害がされてきているのが現状だろうと思いますし、かって、市議会の一般質問でも何回かこの問題が過去に取り上げられてきたわけでありますけれども、実際には市当局として何らなすところなく今日に至っているというふうに思います。特に最近公害問題については、東京都をはじめ、各市町村の段階でも非常にこれが対策に重視されてきておりますけれども、この航空公害の問題を他の公害、たとえば工場の騒音問題だとか振動だとか、においの問題といろいろ現実に起きております

けれども規模の点からいって直接に多くの市民が騒音によって被害をこうむるという点からいっても最大のやはり規模の公害ではないかというふうに思います。この航空公害の問題に対して、市当局として、あるいは市長としてどのように認識されておられるか、この辺をお伺いしたい、と同時に、きのうきょうの新聞でも報道されておりますけれども、立川の基地が二年前に事実上閉鎖されまして、その後立川基地があき家の状態で今日まできておりました。その結果、大体日野市の東半分の地域が立川基地に伴う航空騒音という点では被害を免れてきた。市民としてはほっとしているやさきでありますけれども、来年の三月までにこの立川基地が再開されようとしている。日野の市民にとっても非常に大きな問題であり、関心事であろうかと思います。市当局としても、この問題を座視できない問題であろうかというふうに思います。この来年三月に立川基地が再開されようとしている。それに伴って当然いま以上に横田基地と合わせてさらにそれに上積みされる形で航空騒音が直接に日野市民にもたらされるということがはっきりいたしております。そこで市長として、あるいは市当局として何らかの打つべき手段がないだろうか、その点についての対策がございましたらお伺いしたいというふうに思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（古谷　栄君）　航空公害の問題は私どもにも実はむずかしくてわからない点が多いわけでございます。この航空機が音を出さなくなれば、これは大気汚染の問題だけでございますけれども、実際は音の問題がこれは一番大きな公害ということになろうと思います。そこでいろいろな考え方を抜きにして考えれば、かりにアメリカへ行く、ヨーロッパへ行く、その場合には昔のように船で行くなんていうことはこれはできないであろうと思うんです。当然飛行機に乗って行くと思います。どなたでもおそらく船で行かれる方はないであろうと思います。したがってどこかに、日本のどこかに飛行場がなければ飛べないわけでございますから、その付近の方々が騒音に悩まされる。これは当然そうなると思います。その場合にはいまよりももっと国のほうでめんどうを見ていただくという形、そういう形をかりに期待をいたすにいたしましても、そういう絶対的な姿というものはぼくはなくならないのではないか。航空機の音がなくならん以上、そう思うんです。

それから国内線はこれはあるいは新幹線ができる、北海道へも新幹線で行ける、九州へも新幹線で行ける、こういう時代が到来すれば国内線は国の交通施策としていわゆる企業の助長にまかせないという態度があればこれは規制できるのじゃないかと思います。ある程度というか、かなり規制できるのじゃなかろうか。九州へ五時間か六時間、北海道へも五時間か六時間で行けるようになれば、あえて飛行場までいって、そして二時間か三時間で行ける飛行機のほうがいいんだと、それほど一時間か二時間が貴重である人間は少ないんじゃないか日本人の大半はその場合に一時間や二時間の時間の違いというものを無視してもいい人が多いんじゃなかろうか、そういう意味でかなり規制できるのじゃなかろうか、こういうふうに考えております。したがってあとは自衛隊とかあるいは基地の航空機であるとかということになると思います。私は自分の立場上自衛隊はいらないんだ、ノー自衛隊だという態度を取っておりません。したがって自衛隊が来られるということに特に反対する私は立場に立っておりません。ただ問題はそれが飛行機を飛ばして実際に市民にいままで以上に被害を及ぼすとすればその事実に対しては、これは考えなきゃいかんと思います。たとえば立川基地の自衛隊に反対する市民の方々は、この前のアンケートでございますけれどもあのアンケートはやはり飛行機はごめんなんだ、騒音はごめんなんだという素朴なといいますか純粋な市民の気持ちが八〇％というような非常に高い数字を示したのであって、立川市民の八〇％とが自衛隊そのものに反対しているというふうに私は考えておりません。したがって騒音の問題を意識的に自衛隊反対という立場に持っていこうというようなそういう態度は私は取らないものでございます。したがっ

てどういうふうな機種というかどういうふうな実態の自衛隊があそこへ来られるのか私は詳しく知りません。もし実際に日野市民が非常に迷惑するようなものであったならば、これはやはり申し入れをしなきゃならん、こういうふうに考えておるわけでございます。ただ私どもは新聞を見ますと自衛隊の幹部の方々のお話によりますと、従来のような、立川の従来のような飛行場のような、米軍がいたときのような騒音はないんだ、ということを言われておりますけれども、これが信頼できるものであるとするならば、そうあえて反対する必要はないんじゃないか、ほとんど被害がないようなそういう姿であるならば、別に私は自衛隊があそこへ来られるということに反対する必要はない。いわんや行政区域を異にする立川のことでございますから、なおさら私どもはそういう意思表示をする必要はない。現実にその従来の米軍の飛行機があったようなそういう騒音をまき散らすということであるならばこれはもう、やはりそういう事実がはっきりするならば、具体的にそういうものであるならば、私どももやはりこれに対しては重大な関心を寄せざるを得ない、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　いま市長の答弁で自衛隊云々という話がありましたけれども、確かに移ってくるのは自衛隊ですけれども自衛隊だから、あるいは米軍の飛行機だからという立場での質問ではなしに、むしろいま市長が言われたように立川の市民の八二％が反対だ、その反対の中味は、自衛隊に反対ということではなしに、またまた航空機によって騒音がもたらされる、そういうやっぱり素朴な住民感情だろうと言っている。私もそういうつまり住民の生活環境というサイドからお伺いしているわけであって、したがって自衛隊があそこに来るから、あるいは横田に米軍によって基地が置かれ、そこから米軍機が発着している、それは現実問題ですけれども、住民の素朴な感情、要求からこの質問をしているつもりでおります。新聞の報道によりましても四十六年度中に東部方面飛行隊と、それから宇都宮の第一飛行隊を移駐させる。さらに四十七年度には霞ヶ浦基地の東部方面へリコプター隊を移駐させる。この三体合計で固定翼の連絡用飛行機が二十一機、ヘリコプターが二十二機、人員は八百八十人ということが防衛施設庁側の回答という形でこの報道がされておりますけれども問題は先ほど申し上げたように二年前に少なくとも日野の東半分の地域が直接に立川基地の飛行機の発着による騒音から一応解放された、これはだれしも市民は歓迎していると思うんですね。またここで再開される。騒音が再び日野市の上空にもたらされる。これはやはり市民としては困るという率直な気持ちだろうと思います。市長がかりに来てもしょうがないんだろう、あるいは少しぐらい

騒音はしょうがないだろうという気が内心あったにせよ現実問題としてかなり多くの市民が特に西半分といいますか多摩平団地から以西の住民が特に横田基地の騒音については非常に大きな悩みとして訴えております。さらに立川基地の再開によって残る東半分地域がそっくり航空騒音の被害をこうむるということになればやはり市民の要求としてそうあっては困るということがやはり現実問題として起きているというふうに私は見ております。したがって市長個人が内心まあしょうがないだろうという気があったにせよ、多数の市民がそうあってはならない、やめてほしい、あるいは再開を何とかできるなら阻止したいという気があるならやはりその市民の要求の先頭に立つのがやはり市長の立場ではないか、こういうふうに思うんですね。ですから先ほど私は幾つかの例をあげました。電話が中断されるとかテレビが中断されるとかいろいろ幾つかあげましたけれどもあれは現実に目に見えるやはり被害でしょうけれども、基地周辺のいろいろな、やはり人体に及ぼす影響の調査などを見ても、いろいろなやはり目に見えない、やはり身体的なあるいは精神的な影響がある、ということが示されておりますけれども、そういうことから考えて、やはり本当に市民生活市民の環境を守るという立場をつらぬくなら少なくともやはり市長として何らかの態度を打ち出すべきではないだろうか、というふうに思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（滝瀬政吉君）　市長答弁。

○市長（古谷　栄君）　もうすでにお答えした以外の答弁はできないわけですけれども、よく御趣旨も検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　先般日野市基本構想が市長から提案され市議会でも決定を見たわけですけれども、これは私は決してあげ足をとるというようなこそくな考えから指摘するわけではありません。少なくとも、ここに示されているものは日野市の将来のあるべき姿をここに打ち出していると思うんです。それに向けて市政はこうあるべきだ、という一つの鏡がここにある、というふうに思うんです。そういうふうにこの基本構想というのは私は私なりに理解してきたわけですけれども、ここに公害問題についてこういうふうに書かれております。市民の生活を阻害し健康を脅かす種々の公害に対してはあらゆる手段で防止と追放のために対策を進める。このために調査、監視体制の充実と強化をはかり発生源の究明、情報の交換を行なうとともに関係機関の協力を得て発生源の取り締まり、指導など積極的な行政指導が行なえるようにつとめる。また市民の総意と協力によって町ぐるみの公害防止運動を推進する、こういう積極的な姿勢がこの構想では示されております。少なくとも

この基本構想に示された基本的な姿勢を忠実に実践していくということであるなら、私はこの航空騒音の問題も直接に市民環境を侵害する問題として、とりわけ重視していかなければならない重要な問題ではないか、というふうに思います。この基本構想の中でも日野市の将来のあるべき姿が広範囲にわたって書かれております。この構想どおりに市政の発展が進捗した場合にこの時点でいかにすばらしい町ずくりができたとしても、その上を航空機が日夜わかたず騒音をまき散らしている、こういうやはり状況ではほんとうに市長の言う明るい住みよい都市づくりということにはならないのではないか、そういうふうに思うんですね。ですからこの基本構想に示された住みよい都市環境をつくるという点からいっても、これからいままで使われてない基地が再開されようとしている。そこで立川市でもかなり積極的な運動が起きておりますけれども、日野市も決して行政区が違うとはいえ、騒音という点では立川市民と全く同じ条件に置かれるというふうに思うんですね。そういう点からいってこの基本構想に示された基本姿勢を市長がほんとうに実践していく意思があるなら、やはり防衛施設庁側に市民の生活環境を守る立場から再開に反対する申し入れをするとか何らかのやはり手だてが講じられていいんではないか、こういうふうに思います。それについていかがでしょうか。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　先ほどお答えしたとおりなんですが、現実に私どもが新聞で、これは私の読んでる新聞は朝日と毎日と読売ですけれども、そのうちの新聞のどれかだと思いますけれども防衛施設庁ですか、施設庁のあれはだれか知りませんが、この前の米軍ですか、米軍が使っておったようなそういう騒音をまき散らす施設は持ってこないんだというふうなことが書いてありました。そのうちの三つの新聞の一つだと思うんですけれどももし、そうであるならば、私どもは別に自衛隊そのものに私は反対を必ずしもいたしませんので、申し入れする必要ないと思いますけれども、もし、実際にあなたがおっしゃるとおり、たくさんの従来と同じようなたくさんのあそこへ飛行機なり、あるいはほかの航空機ですね。飛行機のほかにもあると思うんです。いろいろオートジャイロとか、何とかいろいろあると思うんですが、実際にそういうものがくるということが事実でございますならば、やはり相当の申し入れなり、あるいは態度で防がなきゃならんと、こういうふうに思います。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　それじゃ最後に意見を申し上げて、質問を終わりたいと思います。実際に市民生活にとって影響があるなら反対しなきゃならない、申し入れをしなきゃならないという御答弁ですけれども、少なくとも二年前に事実上立川基地が閉鎖されて、立川基地からの直接の航空騒音被害というのが、この間なくなったということは事実ですし、それが再開されるということは、こういういまの状態が、横田基地にさらにプラスされて、騒音が市民の環境に、直接に影響をする。これはだれが考えても明らかなことではないかと思うんです。特にジェット機の場合には、かなりスピードもありますから、一瞬のうちに通り過ぎるということはありますけれども、ヘリコプターの場合には、御存じのように相当比較的に時間が長い、騒音が残るという点から言っても、かなり市民生活にとっては、大きな影響があるだろうというふうに思います。で、ここに基本構想に示されているように、本当に市民生活、市民の環境を守ると、そのために町ぐるみの公害防止運動を推進していくという、やはり基本的な姿勢がうたわれているわけですから、この問題で市長がどういうやはり立場を取られるか、どういう態度を取られるかということによって、この基本構想に示されたこの姿勢が本当にまやかしであったのか、あるいは本当に実践していくという姿勢に立っているのか、その辺がここではっきりと証明されるんではないかというふうに思います。ぜひこの基本構想がまやかしではないということを事実をもって、ひとつ市民の前に明らかにしていただきたいということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって二の一航空公害対策について問うに関する質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後二時十九分　休憩

午後三時　二分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

三の一学童保育所設置の今後の計画と内容の問題点についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（一番議員登壇）

○一番（鈴木美奈子君）　学童保育所設置の今後の計画と内容の問題点について質問いたします。学童保育を要求する声は年ごとに広がっておりますけれども、まだその必要性が認められていないために、数々の多くの問題点をもっております。現在の政治のもとで暮しにくくなり、パートに出る婦人やまた結婚し、子供が生まれても保育園にあずけ、次には学童保育に入れ、そして働くことに大きな誇りを持っている婦人も大勢おります。厚生省の四十四年度の調査によりますと、児童のいる世帯が四三・五%約六百九十九万世帯が共働きです。それで学童総数の三三・三%、四百八十三万人がいわゆるかぎっ子として推定されております。東京都だけみても百二十万人の婦人が働いております。学童保育は

全国で約一千個所、東京三多摩でも二百六十七個所あります。そのほかに児童館とか、また民間や父母の共同保育でやられているところもあります。学童保育は保育所と違って、まだ制度として確立されておりませんので、歴史も浅く、予算も少なくいろいろと困難な面があります。そして国や地方自治体の姿勢も、本来婦人は家庭に返れ、返るべきであり、という考えで、かぎっ子対策としてしかたなくやっているんだという、そういう消極的な態度です。国の場合は、特にはっきりとした施策をもっていません。日野市も昭和四十三年に初めて福祉センターの二階で設けられてから、多摩平、平山の児童館、そこで学童保育が実施されておりますが、そのほかにも百草団地で自治会が自主的運営されている学童保育もあります。しかし、全学校区にないために、三月二十五日に保育園を卒園しますと、翌日もうさっそく困るわけです。ようよくこの日野でも三つの地域で実施された学童保育も、市が直接運営していないために、いろいろな面で運営面において、スムーズにいかないところが出ております。たとえば指導員の身分保障についてですが、日給月給で一日休むと、千円引かれる。それも三十分単位で五分遅刻しても引かれるということです。そして、一年契約で健康保険も、厚生年金も、失業保険もないそういう中で指導員が働いているわけです。まだ学童保育が始められてから三年ぐらいしかたっていない中で、たくさんの指導員がやめていきました。

それは指導員も働く意欲をもっていても、身分がきちっと保障されていないからやめていくわけです。四十五年度の第一回定例会で、私がこの指導員の身分の保障について質問しましたときには、当時の民生部長の遠藤部長は、日社協に委託しても、さほど支障はないし、十分運営されているという答えがありました。けれどもそのまま現在に至っても、指導員も、また私たちも、この運営がスムーズにいっているとは考えられません。

次にさくら児童クラブの内容です。定員四十名に対して、現在五十五名。最初は六十名おりましたけれども、転勤や、おかあさんがおつとめをやめたために減りまして、現在五十五名です。そして他のクラブは十二名とか、二十名とか少ない中で、運営されておりますが、使いにくい、狭い、空気の通りの悪い中で、子供たちが放課後過ごしているわけです。学校や家庭で果たせない子供たちの、集団生活の場として、また自由な遊び場として、心身を豊かに育てる場としての学童保育、これが全然生かされておりません。来年三十名以上の子供たちが、このさくらクラブに入って来ると思いますが、これをどういうふうに迎えるのか。いままでの運営は、欠席児童が多いから何とかやっていける、そういう御返事でした。でもなぜさくらクラブだけが欠席児童が多いのか、そういう点をよく考えてほしいと思います。

以上の観点から三つの点について質問いたします。学童保育所

は、今後どのような計画で各学校区ごとに設置しようとしているか。また委託事業をやめて指導員の身分保障について、どういうふうに考えておられますか。三番目にさくらクラブの現状については、どのように考え、また来年度新しい児童を迎えてどのように運営していくか。その三点について質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えします。ただいま議員さんがおっしゃられた内容につきまして、私どもも共鳴する点は多々ございます。しかもそれらの点についての問題点も内々として私どもなりに、やはり検討はしてございます。まず第一番目の学童保育は今後どのような計画であるのかと。具体的には学区ごとに設置する考えはどうなのかと、こういうようなことでございますけれども、御案内のように、いま議員さんがおっしゃったとおりの市の情勢でございます。私どもとしましても終局の目的は、学区ごとにあるということは、まことに理想体であろうというふうに考えております。しかし、今現在の中でながめて、各学区ごとの置きますこれらの施設、いわゆる学童保育、私どもは学童クラブという呼称を使っており

ますけれど、この拠点になる施設が問題であろうかというふうに思います。学校施設内を使っておるという福祉協もございますけれど、やはり学校に置く施設を利用するということも、やはりいろいろの問題点があるわけでございます。そういうことの中からして、特に学校の管理運営、あるいはまたそれらの使用と、それからまた子供自身の立場に立った中で考えた場合に、他の子供との、いわゆる子供感情の関係、これらを考え合わせて、やはり別個な施設で行ないたいというのが、私どもの念願でございます。そういうような中で、一応昨年から計画をいたしまして、いわゆる市内を均衡に保つべく、児童館の建設を立案いたしたわけでございます。そういうようなぴしゃっとした中での学童保育、いわゆる学童クラブの運営というものを、私どもでは一応基本的な考えとして進めてまいりたいと、こういうような考えでございます。それでこの効果については、やはり今申し上げたような関係の中から、私ども一番効果的であると、こういう考えでございます。

次に社協への委託でございます。いわゆる運営の体制といいますか、体形といいますかただいま議員さんがおっしゃられた前福祉関係でございました部長の、民生部長、現在の総務部長の答弁、全くそのとおりでございまして、いまもその考えには変わりないわけでございます。と申し上げるのは、いわゆる社会福祉事業の推進において、主目的でございます。その主目的

であるその事業と、私ども主で行なっておる福祉事業の目的も全く同一でございます。しかもせんだって、五年になりますけれども、社協が法人化されておると、こういうような現状、現在でございます。したがいまして、今申し上げましたように、くどいようでございますけれど、その実態というものについては、何ら支障がないというふうに理解しております。その社協での実施ということに関連並行しまして、指導員の身分もそのように、理解していただきたい。ただ待遇の面につきましては十分今後考慮してまいりたい。というのは、東京都の私どもとしては、基準にのっとった中で行なっておるというのが、実態でございます。で、いま東京都の予算の要求時期でございまして、その要求においても約二〇%程度の増を要求しておると、こういうようなお話でございますので、私どもにおきましても、財政の許す限り、これに対して対応するような考えで、進んでまいりたいというふうに思っております。最後にさくら学童クラブ、いわゆる多摩平の教育センターの中にありますクラブでございますけれども、私どもにおいても悩みの種でございます。で、議員さんも御心配していただいて、まことにありがたいわけでございますけれども、私どももこのことについて、よりよく協議して研究はいたしておるわけでございます。ほかの確かに施設に比べたら、多いわけでございます。それで来年度の見込みでございますけれど、保育所、特に多摩平の保育所のみをとらえた場合でも、来年度のどうしても、今の時点でとらえた場合ですよ、今の時点でとらえた場合に、どうしても、保育所から小学校へ参りまして、小学校から学童クラブの方へ移行するんだという見込みの子供さんが十五名いるわけでございます。これはあくまでも見込みでございます。さらにまた、あるいはふえて、新しく参る方で出てくる方もございましょう。一応多摩平だけのをとらえて、大体十五名程度の見込みと、こういうことでございます。で、いわゆる学童クラブを来春出られる子供さん、差し引きまして、いまの程度では六十六名程度ではなかろうかというふうに見込んでおります。議員さんがおっしゃるように、私どももとしましても、単に欠席率によって云々ということも、やはり問題であろうということは、私どもも考えてございますが、そういうことでして、いろいろと考える中で、現在市の近辺におきます公共施設の利用が可能かどうかということを、私どもとしては、検討してまいりたい。これは他の部局との関連の中で研究をしてまいりたいというふうに思っておるわけです。これはたとえば特に六小の裏の、福祉センターの休館利用等が、支障がないならば、とりあえずそういう面への利用、こういうようなことも一つの案として考えておると、こういうような次第でございます。以上簡単でございますけど、三点についての、私どもの考えといいますか、今研究をしておる意向でございます。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　一番目の今後の計画ですけれども、児童館にやっていくことはいいと思いますけれども、どの地域に、何年ころ建てるかと、そういう計画があったら、それを教えていただきたいと思います。現在あるのは、一小地区と、それから五小、六小が合併で、それから平山と滝合が合併で、それと百草台が来年新設されます。そういう計画ですけれども、まだかなりの学区であいておりますので、それがいつ児童館が建てられて、そこで学童クラブができるのかと、その点と、それから委託事業の件ですけれども、委託しておりますと、管轄であるこの福祉事務所と、クラブとの間がきちっといかないわけです。間に日社協が入りますと、先日も子供がけがをした、そういう点で、そのけがの責任とか、それから治療の点で、どこが持つのか、そういう点で非常に父母の皆さんが苦労されました。それから指導員の身分の保障についても、毎日朝の十二時から夕方の五時までつとめているんでなくって、夏休み、冬休み、それから春の休み、運動会、児童参観、そういうときには朝の八時から指導員は出ているわけです。ほかの市のを調べてみましたが、小金井では八ヵ所あるところで、全部指導員が、市の職員として採用されております。東久留米も八校のうち六校、一校が今請願で採択されております。そういう点で、どうしても指導員の身分がきちっとされないと。一年続ける人というのは、本当に少ないんです。ですからこういう点で、ぜひ指導員の身分の保障について、もう一度考えてほしいと思います。それからさくらクラブの運営についてですが、よりよく協力して研究をしているというふうなことを、おっしゃいましたけれども、どういうことを研究しているのか。それから運営についてだけ、東京都の保育事業運営要綱によってされておりますけれども、子供の基準数、それについては全く無視しております。東京都の基準要綱は、三十人以上、五十人まで、それに指導員が二人というふうになっておりますけれども、現在では来年度も含めまして、今お話になったように、六十六名の子供が入るわけです。そういう点で、あそこで、放課後過ごすのは、子供たちですから、子供のことをよく考えてほしいと思います。そういう点で、さらに質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　児童館の建設計画ですけれども、これはことしの初まりに、三ヵ年の公共施設整備計画というものを、東京都のほうと、いろいろ突き合わせまして、計画を立てたわけです。ところが御承知のとおり、八月十五日以来のドルショックによって、東京都の依存する法人税が非常に落ちまして、この間財政担当部長の会議がありまして落ち込みが五百六十億だと、ベースアップ、その他でも八百億になろうと、こういうことで、ことしの最終予算は、毎年補正で増額になる税金が、大幅に下がるだろうと、したがって来年

度の公共施設等の補助金等が相当ダウンされると、そういうことで、いままでつくりました公共施設の整備計画が、ここでローリングをしているわけですけれども、相当大幅に減退をするだろうと、こういうような内容の説明がありました。もちろん東京都としても、国の方針がまだ確定ではありませんので、来年度の方針がきまらない。東京都がきまりませんと、私どものほうの方針もなかなか煮詰まらない。ただ言えることは、来年度七小の建設、それから四中の建設、こういうものが迫られておるわけで、これとて財源的には、なかなかむずかしいものがあろうかと思います。したがって児童館のほうまで手が伸びるかどうか、非常に現在のところ、明確に計画まではとても言えないし、また議会のほうに提出する案件につきましても、御承知のとおり、単年度予算でございますから何年にどこにということまで議会のいわゆるこの席で申し上げるところまで現在煮詰まっておりませんので、この辺は当初予算に盛られるかどうか、来年のことでもなかなかむずかしいという状況であることを御賢察願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　一点につきましては、いま部長の申し上げたとおりでございます。次に委託事業でございますけれども、いわゆる先ほど来申し上げたように日社協におきます実績というものもおっしゃられたとおり四十三年当初以来やっている実績がございます。そういうような中でその委託についてのくどいようですが、内容あるいはまた財源的にも同じであるということでございまして、やはりいまの時点ではやはり委託で進んでまいりたいという考えでございます。それから身分でございますけれども、そういうような中でございますので先ほど申し上げましたとおり、委託に並行した身分ということになるわけでございます。他の市でも確かに一、二職員ということでなさっているところもございます。そういう市においての形態はいわゆる直営でやっている、こういうことでございます。そういうことと、次の福祉事務所との段差、交流が、と申しますか、いわゆる中に日社協というものが入っているので段差ができるのではないかということでございますけれども、これらのことについても十分連係をとった中で今後も進めてまいりたいというふうに思います。それから研究ということでございますけれども、私どももこのことについて特にさくらクラブのいま学童が来年度ふえると、こういうことの一番問題点ということで考えておるということでございます。それから運営でございますけれども再三申し上げるように直営でやってもあるいはいまの形態、委託でやっても大差ない。東京都のいう要綱でおやりになっておる、あるいはまた東京都の要綱にも違反しているのじゃなかろうかというようなお話もございますけれども、そういった面で今後十分留意をした中で評価して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　それでは児童館のほうはまだ東京都の計画が出てこないとわからないということですので、今後早く児童館が建てられるように要望して、それから来年度とりあえず五小、六小地域の合併されているさくらクラブにさっきお話があった六小裏の地区センター、そこを使用するということをはっきりと実現できるようにしてほしいと思います。それから指導員の身分保障についてもしどうしてもだめであったら失業保険、健康保険、厚生年金、そういうものをぜひ、いまのお給料を削ってそれをつけると困るということを指導員が言っておりますので、現在の二万五千円の上にその身分保障を厚生年金と失業保険と健康保険をつけるように要望します。

　それから一度ぜひさくらクラブに見にいっていただきたいと思うんです。おそらく市長さんも福祉事務所長さんも一回も訪れたことがないんじゃないかと思うんですけれども、子供が帰ってきて三時ごろぜひ行ってほんとうに実情がどうなのか、御自身の目で確かめていただきたいと思います。学童保育はいままでの経験ですとほんとうに必要に迫られた父母やまた保育関係者の手でつくられてきました。それで三多摩、東京でもかなりの区が実施しておりますけれども、まだまだ数が少ないために非常に困っている子供たちも多くおります。きょうまで学童保育の園児として通っていた子供があしたからは小学校一年生ということでもう翌日からかぎを持たされて留守番をさせられたり、また一年生になったばかりの精神上の不安定な気持で一日をおくっております。外に出れば交通事故に会う、そういういまの現状を考えるとやはり学童保育をきちっとした内容で運営していかなければならないと思います。そういう点で日野市の現状もまだようやくできたばかり、三年たちましたけれども内容の点においてはまだまだ劣っております。ぜひ子どもたちのためによりよい学童保育を目ざしている指導員、その身分保障をちゃんとしてあげて、子供たちがほんとうに楽しくて、休む子供も少ない、そういう学童保育にしていただきたい、それを要望いたしましてこの質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。次に米沢照男君の関連質問を許します。

○十番（米沢照男君）　関連質問をいたします。学童保育というのは私がここでいまさら申し上げるまでもなく留守家庭の子供を留守の間だけただ集めておけばいいんだと、こういうものじゃないと思うんです。それぞれの家庭でそれぞれの事情によって親の目が届かない親の保護が行き届かない、そういう児童に対して子供の健全な育成をはかると、こういうことで学童保育が実施されているわけですけれども、どうもいまのやりとりを聞いていますと、一年ちょうど半前ですか、同じよ

うなやりとりがされましたね。一向に改善のあとがみられないこれはどういうわけですか。具体的に質問しますけれども、いま五十五名だっていうんですね。来年度六十六名になると、坪当たり何名になりますか。実際に私あそこに二、三度行ってみましたけれども、この前も同じようなこと言いましたけれども、一つの部屋に子供が机を並べる、ものを書く読むという机がずらっと並んでいる、そのわきに畳が何枚かちょこちょこと並べられて、さらにそのわきに指導員の机が置かれている、全部一緒くたなんですね。そこへ現在五十五名、さらに春になれば六十六名になる、すし詰めの状態ですよ。これではほんとうに親にかわって健全な育成をはかっていく、そういうやはりよりよい環境と条件のもとで親身になってやっていくということから、ちょっとほど遠い実態ではないかと思うんです。それをどうしようとするんですか。あそこでは学童保育をやる条件に欠けていやしないかということをこの前にも指摘したわけです。現にこういうすし詰めの状態になっているわけですから、抜本的なやはり解決策を持たないと、何かいやいやしかたなしやっているような姿勢に見受けられてもしょうがないんじゃないか、そんな気がするんです。具体的にどうするかという点をお聞きしたい。

それから待遇改善身分保障は委託でやっているから必然的にそういう扱いになると、現状では、だけども待遇改善はいまの時点でどういうことを考えているのか。先ほど答弁の中でもあそこは悩みの種になっていますと、いみじくも言っていましたけれども、それをいつまでも悩みをかかえていたってしょうがないと思うんです。具体的にその悩みを解決する手だてを講じていかなければ、一年半前も同じやりとりがされているわけです。いまもって検討していますというような答弁ではちょっと納得できないんです。もちろん市の行政はそればかりやっているんじゃない、予算の関係もある、しかし取り組む姿勢がどうもやはり形ばかりの学童保育をやっているような非常に消極的にしか私どもの目には映らないわけです。その点解決策としてこうするというやつがあったらひとつ示していただきたい。

○議長（滝瀬政吉君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　解決策、根本的な抜本的なものは何かと、基本的には私ども先ほど申し上げたように、いわゆる児童館の建設に沿って児童館というようなきちっとしたいわゆる子供の何ていいますか、施設、厚生施設といいますか、福祉施設といいますか、その子供の拠点というものを確立した中でやってまいりたいというのが基本的な考えでございます。

それから身分保障については待遇改善ということで、どのような具体案を持っているかということでございますけれども、

先ほども申しましたように給与の点、現在二万六千円、一時間超勤の場合には時間二百円と、こういうような取りきめで身分保障、指導員との話し合いの中できめておるというのが実態でございますけれども、その一番主体になります報酬、これの増額と、こういうことをはかってまいりたい、こういうことでございます。なお、基準については要するに他市の関連も含みの中あるいはまた都の示す基準額、これらを勘案した中でやってまいりたいという考えでございます。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　抜本的な解決策は児童館のもとでそういう条件のもとでやっていくんだと、それはわかっているわけですけれども、具体的に来春になると六十六名、いまよりさらにすし詰めの状態になる、この点ではどうですか。それまでに、来春までに児童館を建ててそういうすし詰めを解消するということならけっこうなわけだけれども、そうじゃないわけでしょう。その点はどうしますか。

○議長（滝瀬政吉君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　それはいま米沢議員さんの御指摘はさくらクラブを指摘してのことだというふうに理解しております。そういうことで、鈴木議員さんに御答弁申し上げたように六小裏にございます、たとえばの話ですとなるべく地区センターの昼間開放ということができ得るならやってまいりたい。いままで引き続きましても、それがお答になるかわかりませんですが、先ほど鈴木議員さんもおっしゃいましたように、その中の実態というものをよくつかみなさいということでございます。というのは欠席率、出席率、これが七〇%から七五、六%上下をしておるわけでございます。ただそれだけでとらえて云々ということは問題がある、御指摘のとおりでございます。そういう意味で私どもさくらクラブについては地区センターの開放ができ得るならやっていきたいんだと、こういう考えでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　それでは最後に一言要望を申し上げて終わりたいと思うんですが、社協への委託、それから指導員の身分の問題、それと環境の問題、条件の問題これは一体のものなんです。よりよい学童保育を実施していこうというには直接その仕事に携わっている指導員の身分を保障し、そして具体的な条件、待遇改善をはかっていかなければほんとうに親身になって意欲的にその仕事をやっていこうというその意欲を引き出すことはできないと思うんです。ですからその身分保障が委託事業という関係でむずかしいと、先ほどそういう意味の答弁がありましたけれども、ですから抜本的にはやはり住民が要望している直営方式でやっていかなければその問題は解決されないんだと、こういうふうに思うんです。ですからそれは

一度にすべて建物というか、入れものを新しくつくり、周囲の環境ももちろん整え、そして中身の問題として直営でやり、それで指導員の身分保障と待遇改善をはかっていく、これが一度にできれば理想的なわけですけれども、なかなかそうもいえんでしょうから、少しずつ一歩ずつやはり前進的にその辺の改善を住民の要望、そして直接仕事をしている指導員の意見に沿ったそういう方向でやはり大きく踏み出していただきたいということを最後に要望して質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に名古屋史郎君の関連質問を許します。

○十七番（名古屋史郎君）　お尋ねいたしますが、滝合の学区と平山の学区が合併の形になっていると思うんですが、御承知のようにいわゆる学校が新設されまして通学の場所が違ったわけです。それ以後の在籍数というか、そういう人数の増減といいますか、その点がおわかりでしたらお答えいただきたいと思うんですが、各学校区ごとに一つずつない現状はよくわかりますけれども、いままで結局学校の隣接といいますか、近かったところから滝合へ行った子供は川、橋がありますけれども、川を越えた形になってそこから戻ってくるという形になって、ぜいたくなようですけれども、理想的ではないという感じがするんですが、お伺いしたいことは学校が通学区域がかわったわけで、その後の平山のほうのクラブ員の増減といいますか、現状ですね、変化がみられるものがあればお伺いしたいんですが。

○議長（滝瀬政吉君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　平山の児童館で行なっている学童保育は、つくしクラブとこういう名称で呼んでおります。よけいなことでございますけれども、現在の在籍児三十七名でございます。年度当初三十八名であって増減ほとんどないというのが平山の現状でございます。いま大体落ち着いてまいったというふうに私はみております。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって三の一学童保育所設置の今後の計画と内容の問題点に関する質問を終わります。

次に三の二乳幼児の医療費の無料化についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

○一番（鈴木美奈子君）　乳幼児の医療費の無料化について質問いたします。厚生省の発表によりますと、一九六八年度の乳幼児の死亡率が出生千に対して十五・三％で、先進国並みといわれています。また乳幼児の死亡率も非常に高く、伝染病や肺炎、脱水症などで死の危険にさらされております。小児ガンやネフローゼ、また気管支ぜんそくなどになると経済的な負担も大きく、子供をもつ親にとって非常に困る問題だと思います。こうした病気に加えて自民党政府の高度経済政策の、高度成長政策は社会的な病気をふやしております。そして子供

が健康に育つ権利を失ってきております。水俣病やサリドマイド児、森永の砒素ミルク中毒後遺症、そうした公害や有害食品によってつくり出されております。日野市の市立総合病院にかかった外来患者四十六年の四月から九月までの半期の間、約六万三千四百十九名、その中で四千五百七十名の乳幼児がかかっております。約一ヵ月平均七百六十一名になっております。先般新日本婦人の会の日野支部が乳幼児の健康についての実態調査をいたしました。その中で六歳と四歳と二歳の三人の子供を持つ母親に、最近どんな病気になったか、そういう問いに対して、へんとう腺、ぜんそく、かぜ、虫歯、そういう病気になりへんとう腺は一回約平均八百円、ぜんそくは平均千二百円かかるといっております。そうして一ヵ月約三千円から三千五百円、多く病気になるときは三人で約六千円から一万円かかる月もあるといっております。若い父母の多い家庭では収入も少なく生活に大きな影響を与えると思います。子供が医師にかかる場合には、おとなもそうですけれども、三割から五割の自己負担があります。三割の自己負担ですと受診率が約六割、五割の負担ですと四割になります。こうなりますと病気はさらに発見がおくれますし、重症になっていくと思います。こうしたことを防ぐ意味においてもぜひ乳幼児の医療費の無料化を実現できないものかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　お答えをいたします。御存知のとおり現行の医療費の支払いにつきましては、国民皆保険ということから市民はいずれかの健康保険に加入しておるわけでございます。私どもの調査では現在十二、三種類の保険制度があるようでございます。先ほど議員さんもおっしゃったとおり国民健康保険においては一律七割給付、健康保険組合等におきましては本人が無料でそれから扶養のものが五割、こういうことになっていたと思うんです。しかしながら、この組合とかあるいはまたわれわれのような共済組合あるいは健康保険、こういうふうな組合におきましては、国家公務員組合もそうだろうと思いますけれども、組合の経済状況によりまして、それ相当の還付金を現在いたしておるわけでございます。ですからたとえば私どものほうの例をとってみてみますと、私どもは地方公務員の共済組合でございます。たとえば家族が五割給付で一万お医者さんに支払う、そうなりますと五割給付ですから一万円支払ったとしますと、共済組合のほうではいままでは五百円を限度として差し引きました。その残りの九千五百円というものは還付をしているわけです。ですから現実的には十割給付に近いという状況であります。現行では千円を差し引きまして九千円を返している、これは健康保険組合でもしかりであると

思うんです。そうしますと現実的には十割給付に近い給付をしておるということになるわけです。ところが還付されたお金というのが実は正直なだんなさんならそれをうちに持っていきまして家庭に入れるというのが普通だろうかと思うんです。ところが私どものような小づかいの少ないのは途中で自分の小づかいにしてしまう場合が多いわけです。ですから現実的にはそれが家庭に入りさえすれば二、三ヵ月の後にはそれだけ戻ってくるわけですから、医療費自体というものはそう負担にならないと、こういうふうに私どもは判断をいたしております。ですから十二、三種類の給付状況によってもそういうふうな還付金の額もまた違ってくるわけなんです。そうしますとこれが無料化にするということになるというと非常にむずかしい面が出てくるんじゃないかと思うんです。私どもの幼児行政につきましては御存知のとおり九月の時点におきましても他の市に先行いたしまして乳幼児の無料健康診断を実施をいたしました。なおかつ助産婦によりますところの助産の乳児あるいは産婦の指導も現在始めている、九月の時点において行なっているわけです。ですからゼロ歳から一歳までの医療費の無料化ということについては現在なお考慮する点がたくさんあるんじゃないか、ですから医療費の支払いの抜本的な改正がされるということになりますれば、これらの医療費の均等な負担というものもできると思いますけれども、現行医療制度、保険制度におきましてはこれらの医療費を市が負担するということは一時的にもむずかしいのではないかと、こういうことでなおいっそう研究する必要があるんじゃないかと私ども思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　先ほどの部長の返事ですけれども、やっぱりあれは返事にはならないと思います。笑い話で過ごされるものだと思います。それで九月の乳幼児の無料化の診断、それから妊産婦の訪問制度それは非常に市民に喜ばれております。けれども、これは数がまだ少ないわけですね。それでやはり数をもっとその場合はふやしていただきたいと思います。

　それからゼロ歳から一歳までの乳児の人数とそれから大体どれくらい予算があったらいいのか、その点について質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　これは大体一年間に日野市でもって生まれる乳幼児というものは大体千四百人ぐらいでございますその半分の七百人の健康無料診断の券を発行しておるわけです。ただこれらの医療費の算定ということになりますと非常に重い病気になりましては十万でも二十万でもかかる場合もあるだろうし、また軽い病気では千円内外でも終わる場合もあるし、これらの医療費の算定については各お医者さんからそういうデーターをもらわなければちょっと算定しにくいのではないかと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　神奈川県の座間市で実施されているんですけれども約年間二万円でそのうちの三割を市が補助しているということを聞いております。来年度立川では乳幼児の医療費の無料化、それが来年度の予算に組まれます。それから老人医療費のいま所得の制限がありますけれども、その制限を撤廃する、それが二つ来年度の予算に組まれるということを聞いております。まだ半年しかたっていない革新市政のもとでできるということはやはり予算の中味の使い方だと思うんです。子供が健康に生まれて生きていく権利を保障されるためにも、ぜひ子供たちがいい環境のもとで育てられるように九月議会で決定された乳幼児の健康診査それと妊婦の家庭訪問ですね。それももう少し数をふやしていただきたいと思います。それでぜひ来年度無理であったらもう少し考えて、その次の年には予算に組み込まれるようにぜひお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって三の二乳幼児の医療費の無料化に関する質問を終わります。

　次に四の一ごみ処理についての通告質問者剣持佐吉君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（剣持佐吉君）　どうもこのごみの問題は私について回るのかしりませんが、どうもごみの問題が相当大きな問題になるであろうということからまた質問に立ったわけでございますが、日野市のようにこう都市化が進み、あるいは国民経済が向上するにしたがってごみの問題が都市行政の比重を大きくしていくということは必然の傾向でありますが、先般美濃部知事がごみ戦争ということばを使ってごみの処理に対する積極的な姿勢を示したのも、このごみの問題が行政比重の大きさをあらわしている証拠であると思われます。またつい数日前に美濃部さんとニューヨークの市長とが、お互いの巨大都市の共通の問題を話し合ったときも、このごみの問題にはかなりの時間をかけた。この状況を伺ってもごみの問題が都市問題の中にいかに大きくウエートを占めているかが理解できるのであります。ところがこのごみの問題をここまで追い込んできたのは一体だれの責任であるかというようなことを、あるいはどうすればよかったか、という問題を反省をしてみますと、もちろん決定的なことは言われないにいたしましても、一口に申し上げますと、ごみのごときものという軽く見てきたことに大きな原因があることは確かであろうと思います。ここで私はわが日野市のごみの状況を見てみたいと思うのでありますが、遠い将来

は別といたしましても町のごみは集められて、その焼却工場は当分だいじょうぶということで当局は言っておりますが、私はここにまた二つの問題があろうかと思うのであります。一つはごみに対する市民の協力態勢、または理解を得るという問題であります。ある地方ではごみの量をへらす運動として百貨店、小売業者と話し合いの場をつくって、むだな包み紙は使わないとか、あるいはそうした運動を起こしているところもほうぼうに見受けられます。日野においては、私の知る限りではこの種の運動はまだ聞いたことがありません。また市ないし収集業者が集めやすいような方法でごみを始末する、これを教えることもかなり能率的には影響したり、同時に町はきれいになりはしないかと思うのでありますが、危険物はかなり始末されておりますけれどもほかのごみについては、乱雑に路傍に放置されているという状況で一つもこうすればいいんだという定形というものがないというのが実情であります。近くに空地のない自治会のごときは公園の片すみにごみを置く。そうすると公園管理の面からそこは追われて路上にごみの山をつくるというのが実情であります。また、ごみを出す日と市が集める日との時間が短ければ短いほど町がきれいになっている時間が多いはずでありますが、それがまちまちであるためにごみが片づく日数よりも放置されている日数のほうが多いという実情であります。この状況を見るときに市当局がもう少し市民を啓蒙したり、協力を得たりする方法がありはしないかと思うのであります。私はこのことを市の当局と話し合ったことがございますが、市当局がただ市民の出したごみを運ぶだけで清掃行政と心得る、それがそれでいいとするならば、たいへん遺憾に思うわけであります。ここでお伺いしたいのは、従来のまま、ただ集めておくことだけを事としてきたものを改めて、市民の協力を得るための指導啓蒙の必要がありはしないか、そういう一つの定形的なものを考える必要はありはしないか、あるいはまんべんなく自治会ないし市民を指導して協力を求める方法はありはしないか。それについてどういうお考えかをお尋ねするわけでございます。

第二の問題はごみの集まる処理場周辺整備の問題であります。きょうの読売新聞に厚生省と自民党社会部会生活環境施設小委員会というんですか、これの合作案としてごみ戦争の四ヵ年計画案が発表されておりましたが、この計画案を見ましても、国民が排出するであろうごみを処理する施設、すなわち焼却施設を国庫補助をまして増設するというものでありまして、家庭から焼却場までのいわゆる中間処理の問題は考慮されていないのであります。すなわち、さきに申し上げました市民の協力を得るための啓蒙もいますでに日野市の中においても問題になっておりますところの処理場周辺地域の悪臭、交通公害等は考慮されていないようでありますが、また、ごみ焼却熱を利用した温泉プールも老人用施設も考えられるのでありますが、これは性

質が違う関係もありまして、また別なこととといたしましても、私はいまこれらについて直ちに計画を推進しろ、ということはございませんで、し尿処理場の整備とそれに伴うこの処理場周辺地区が第二の枝川町になりはしないか、という、そういうことに思いをいたして、もうあのことはすでにこの地域から苦情、要望が出ているのでありますが、悪臭対策の要望等はいまのうちに手をつけなければならないと思われるがどうか。この間も見てまいりますと、私有地ないしその周辺にはごみの捨て場になっている状況もございます。これらに対して何らかの方法はないか、それについて計画がございましたら伺いたい。以上二点でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　お答えをいたします。

確かに議員さんがおっしゃるとおり、東京都自体におきましても、ごみ戦争ということばを使ってごみの収集処理についても全局長が全部この対策に当たるごみの対策協議会なるものを設置いたしておるようでございます。これは一人清掃局だけがこのごみ戦争に立ち向かってもこれはとうてい退治することができない、こういうことで全局長がごみの清掃並びに焼却等についての協議会の意見等をお互いに出し合ってスムースな処理をしたいということで検討中のようでございます。私どもも、これは一人東京都だけではなくして、ごみ問題は全国的な問題であるかと思うんです。現在私どものほうでいまやっておりますごみの収集につきましては、三本立てになっておるわけですね。危険物とそれから厨雑芥、それからそのほかに粗大ごみとこの三つになっておるわけです。この厨芥、雑芥これは昭和三十八年からずっと続けてやってきておるわけでございますけれども、粗大ごみあるいは危険物、これは非常に近々始まった収集でございます。いままではこれは混合収集といいまして全部一緒くたに集めておったわけでありますけれども、これではなかなか問題があるということでこういう三つに分けて収集いたしておるわけであります。御存じのとおり危険物につきましてはダストボックスを全地域に配置いたしました。これはたいへん好評で喜ばれておる状況でございますが昨年の十二月のごみの一般質問につきましては、今後どういうふうな対策をするんだ、昭和四十六年度の対策を示せ、こういうことで各議員さんから一般質問がございました。これは粗大ごみの問題であったわけです。粗大ごみがいままで美化車によりまして、一ヵ月に一回だけ収集をいたした、そういうことで非常にごみが一ヵ所にうず高く積み重ねられて美観をそこねておった、こういうことから昭和四十六年度の初期からこのごみの収集を一部委託に切りかえました。週四回ずつ取ることになったわけであります。私も二、三

日前、全市を見て歩きました。たしかに前から見ますというと粗大ごみの集積というものは非常に減ってきておるのが目立つわけでございます。こういうことで現在はこの粗大ごみ厨芥、雑芥、これらのすべて住民あるいは自治会からの申告制によりまして、置く場所はすべて定まっておるわけであります。そうしませんと収集に非常に事欠くということから、すべて私どものほうに収集の置き場所が申請されておるわけであります。それに基づいて収集をいたしておるわけであります。今後、これらの指導協力態勢、市民の協力態勢こういうことのPR、それからどういうふうな方法で今後前進していくかというような質問でございますけれども、本来ならばこれは出したらすぐ取るのが一番いい方法でございますけれども、それはなかなかできない、こういうことで粗大ごみにつきましては月四回でございます。ですからそこへ立て札を立てておきまして、この地区は何曜日に収集に来るからそれまで出さないでください、という立て札が立ってると思います。市民がそれを確実に守っていただくならばその周辺の粗大ごみの近辺は非常にきれいになっているはずでございます。ところが取ったあとから次々と出していくというのが、まだPRが不足している状況かと思うんですが、それでもなおかつ少なくなっているということは数多く取っているからじゃないかと思うんです。危険物もこれは月三回ほど取っておりますが、これは問題ないといたしましても、生ごみあるいは雑芥、これは二日に一ぺん確実に取っておりますので、いまのところ苦情はあまりないようでございますが、これも取る前はどうしてもそこにうず高く積みますので、美観をそこねることもありますけれども、時間がとにかくはっきりするということは非常にむずかしいわけです。この地区は何時何分にここに来るからそのときに出せということは、これはなかなかできないと思います。と申しますのは、自動車の混みぐあいとか、あるいはまた従業員の病気とかそういうこともございますので、なかなか時間どおりにはそこへ取りに行くということはできませんけれども。二日に一ぺん取っておるということは、これは間違いないわけであります。今度の廃棄物処理法という法律が出まして三月、来年の三月には条例を設置いたすつもりでございますが、この廃棄物処理法の中にも市民の義務がうたってございます。自分で容易に処分できるものはなるべくみずから処分することにつとめなさい、自分で処分できないものは一般廃棄物については可燃物と不燃物とそれから粗大ごみと、こういうふうに分けて市町村が行なう一般廃棄物の収集運搬処分に協力しなければならない、こういうふうになっておるわけでございます。それで私どももこれらを条例に盛り込んでPRにつとめたい。来年度これは自治会等からの要望もございますので、ごみについてのパンフレットを作成いたします。これにごみについてのすべてのことを盛り込んで、それで市民

の協力を求めたい、こういうふうに考えております。

それからごみの焼却場の周辺の環境整備ということでございます。確かにおっしゃるとおりでございますが、現在まで私どものほうであそこの環境整備に相当の費用をつぎ込んでおるわけでございます。おかげさまをもちまして、いまの処理施設のあの近辺は非常に環境はよくなっております。ただ東京都の土地、東京都が持っております現在の廃河川敷ここが非常に荒れておるわけですが、たまたま私どものほうでもそこの施設を、その場所を使わせていただいて、これを実はことしの九月に補正をいただきましたので、この環境整備をいたしたい。しかし東京都の土地でございますから、なかなかこれを黙ってやる分にはいかない、こういうことから東京都庁のほうに参りましてこちらの事情をよく説明いたしまして、教育庁のほうにおきましても非常にありがたい、ぜひひとつお願いいたしたい、そのためには来年の一月二十日までに測量を完了いたしたい、こういう確約を受けました。そこでこれが測量ができますれば、ここへ用排水路が今後改修されますので、そういうふうなどろ等も中に入れまして、あそこは砂利層でございますからそのまま植木を入れても育たない。そういうことでそこへ盛り土等をいたします。民地とそれから都の境に植樹をいたしまして、なるだけ早く育つような植樹を植えたいこういうふうに考えておるわけです。なおかつカ、ハエ、悪臭等につきましても、私どもは常日ごろこの悪臭とかあるいはハエ等には気をつけておりまして、たまたまいままでのように生ごみを捨てない関係から、焼却灰だけですからハエもそう多量には発生しない。そういうことで消毒等かね合わせてハエの発生を未然に防ぎたい、このように考えております。また温泉あるいは老人施設、こういうことも現在の段階において少なくともパイプの配置ぐらいは来年度予算で盛ってみたいと思います。しかし相当高額になるのでなかなかパイプの配置までいくかどうか、そういうふうな考えも私ども現在持っております。地元の要請にもこたえてまいりたい、このように考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　けっこうです。

○議長（滝瀬政吉君）　それではこれをもって通告質問を終わります。

次に滝瀬敏朗君の関連質問を許します。

○五番（滝瀬敏朗君）　剣持議員さんの質問の中にもちょっとあったようですけれども中間の交通対策といいますか交通の問題でちょっとお聞きしたいんですけれども、お話によりますと、私よくわからないんですけれども処理場へ運搬するごみ収集車とか、バキューム車ですか、こういうふうな車の通行する道路というか、きまっているかに聞いておるんですけれども、そういうことはきまってるんですか。それをちょっとお

聞きしたい。

○議長（滝瀬政吉君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　お答えいたします。幸いに私どものほうの処理場には入り口が二つございます。浅川寄りと、それから多摩川寄りでございます。そういうことで七生地区のほうのごみ、し尿については浅川寄りのほうを通って新井、あるいは石田のあの部落をなるだけ通らないように、あそこを通る場合は、通る旗をつけることになっております。あの部落を通る場合は。というのは、あの部落の中の清掃も必要であるわけですね。ですからそういうことで旗を黄色に旗とか赤い旗とかちゃんときまってるわけです。その旗がついてるのはあの部落の中を通る、というような方針もいま打ち出しておるわけです。ですからなるだけあの部落の方々の迷惑にならないように、その部落の中を通らないように、多摩川と浅川寄りに車を配置したい、こういうことから、業者ともいろいろ話し合いして現在実行しておるわけですが、そういうことで二つのほうの入り口がございますので渋滞ということはいまのところあまりない。

○五番（滝瀬敏明君）　そうしますと、道路網というのは、きまっておって、原則としてそこを通るんだということですね。私、実はオリエントから新井のほうに抜ける道路のふちに住んでるものですけれども、非常に朝、この前幾日か、三日ばかり前なんですけれども、朝九時半から十一時半ごろまでの間ちょっと見ていたんですけれども、その間にでも衛生車とごみ収集車が二十四、五台通りました。それであそこは非常に道が御承知のように四メーター道路でございまして、どういうわけかそんなに忙しくない日だと思うんですけれども、ものすごいスピードで通るんですね。それであのまわりの市民から相当な苦情があるんですけれども、もしそういうふうな道路網がきまっておるんならば徹底してそういうところを通っていただくようにしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　そのことにつきましては、実は私どものほうで一方通行を考えておりますし、地元の要請もございますので警察のほうに一方通行をしてあそこを通らせないように、そういうふうなことも盛んに命じております ので、一方通行になりますれば当然、あそこのところ、通れないようになります。そういうことを考えております。ただし、私どもの車だけでも一方通行にしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　次に森田喜美男君の関連質問を許します。

○二十番（森田喜美男君）　都市のごみ問題というのは非常に大きな今後の問題をはらんでおると思うんですが、日野市では幸いに都市の規模がそう大きくもありませんし、一

応処理の形がついておるわけですが、やはり今後人口が増えるとともに、問題をはらむ課題であることは、これは避けられない問題だというふうに思うんです。それで剣持さんがおっしゃっておられたごみに対する、ごみのようなと、つまり軽んじたということもありましょうけれども、消費は美徳であるとか、あるいは消費革命で使い捨て時代であるとか、そういうつまり経済機構の中の国民なり市民なりを全く惑わせておるといいますか、そういうふうなムードに乗せてしまって、つまりとにかく何か消費すればそれが文明生活である、というふうな間違った考えに置かれておるということが、ごみ問題を今日的な大きな課題にした一つの源ではないか、ということが言えると思うんです。したがって、こういうことは教育とも必ずしも無縁ではない問題だというように思うんです。そういった人間の生活の価値観の置き方を、方角を変えないと、ごみの問題、あるいは公害の問題という形になって、どんどんどんどん人間は追い詰められてくる事柄じゃないかと思うんです。したがってノーカー運動というふうな、一つの反省を促す精神運動がありますと、いま起きましたような同じ意味での、ごみに対する、あるいはものの商品に対する何か、やはり反省を人として考える、そういったやはり精神運動ですね。そういうことがあるべきではないかと、こういうふうにも考えるわけです。そういうことに対しまして、日野市も自治体として世間に何か貢献をするようなこともあっていいと思うんですが、まあ美化都市宣言とかあるいは、そういった宣言のようなしかたもあるでしょうけど何か市長は、そういうことをやってみられようというお考えに、ないものでしょうか、そういうことをひとつ伺ってみたいと思うんですけれども……。それからもう一つ、他市で私はいいか悪いかわからないんですが、ごみを集める容器、まとめる容器といいますか、紙袋を近頃何か使われておる市が、あっちこっちにあるようなんですが、紙袋の特徴といいますか、日野市方式のポリバケツで集める方法と、紙袋で集める方法と、その特質の比較が考えられておりましたら、それをひとつお聞きしたいと思うんです。以上二点について。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　どうもたいへんむずかしい問題で、お答えになるかどうかわかりませんけれども、私は、ごみのことは、決して剣持さんがごみのごとくというふうな簡単に考えてはいなかったと思います。従来も。私は十四、五年ほど前にロスアンジェルスに参りました。当時ロスアンジェルスはスモックでたいへん問題になっておりました。向うの人に聞きますと、アメリカの大都市でスモックの問題を解決できる政治家があらわれたら、永久にその人は、市長に当選するだろうというふうなことを言っておられました。当時私ども初めてスモックというものを見まして、こういうことは、東京にも将

来は出てくるであろうなあ、というふうな感じを持っておりました。スイスへ参りまして、確かベルリンだったと思いましたが、どこでしたか、町の名前は忘れましたが、神戸の市会議員の方々が、もう十四、五年ほども前、十四年も前ですか、スイスのある会社が非常にいいごみの焼却炉を、清掃をしておるということで、一緒に見に行かないかというふうなことで、私も晩酌に連れてってもらったことがございます。当時十何年も前から、そういうふうに、むしろ関西のほうの、都市の方々のほうが、真剣に焼却、ごみの焼却場のことを考えておったように思うわけです。東京都は、どっちかといいますと、非常におくれておったと思います。東京都のつくりました焼却炉は、どうも、あんまりよくなくて、私どもの記憶によりましても、つくって間もなく使えなくなるような、何億もかけた炉が、使えなくなるというふうなことを、何回も、実は記憶をいたしております。その後若干おくれまして、真剣になったのは、清掃研究所というふうなものをつくりまして、ようやく技術的にもかなり高い水準に達してきたわけでございます。私どもがその時分から考えて決して、ですから、いわゆる都市関係の方々が大都市関係の方々が、ごみという問題を全然問題にしなかったということはないと、思うんです。非常に重視をしつづけてきたと思うんです。ところが、東京都の場合には、たとえば杉並の清掃工場の予定地にいたしましても、もうおそらく十年、十年越しの問題ではなかろうかと思うわけです。今日までなお解決できないようですが、非常にシビアな事態であるわけです。私どものこの町のことも関係者の、清掃関係者の者たちは非常に楽観的なことを言っておりますけれども、私はあまり楽観はしておりません。非常に心配はしております。おそらく数年後にはやはりこの日野市でもいまのごとくのような多摩地区の方々が自分たちのごみは燃すけれども、ほかのごみは断わろうというふうなことに成り兼ねないような、状況ではなかろうかというふうに、このまま進むと、そう思います。で、だいぶこのごろ私ども行って見ましても、改善はされてきましたけれども、実際にあの周辺の方々には、御迷惑をかけております。本当に私も申しわけないというふうに、考えておるわけです。全くたくさんハエが出まして、このごろは、だいぶ良くなりましたけれども、私が就任当時などは、本当に申しわけないという一言に尽きる状況であったわけです。ですから私はいつも市民部あるいは総務部、企画のこういうふうな者たちに言うんですが、ぜひひとつ、新しく来られた住民の御婦人方にも、第一番に、処理場を見ていただきたいということを、実は言っているわけなんです。やっぱりそうして見ていただいて、これは、私どもが、何か言うと、市長おまえはどうも、自分が処置がたいへんだから、そんなことを言うんだろうというふうなことなんですけれども、特にそういう反感を買います。私どもが言うと、官制な運動だとか、何とかというふうなことで、すぐに反感を呼びますので、実際に婦人団体の方々にでもああゆう処理場を見ていただいて、実際に、周辺の方々の御苦労も実際にあそこに働いておる、働く者たちの、ひとつ苦労も見ていただきまして、そしてごみを、なるべく出さないような実感としてそういうものをもっていただくことが、一番私は大事だと、われわれが宣伝したところで、市長の言うことなんかききゃしませんと……（笑声）私は思うんです。おまえが、自分が手間がたいへんだから、そんなことを言うんだということにも成り兼ねませんから、実際に見ていただいて、これ以上ごみを出し、どんどんと処理場に運ぶということになると、あそこの地区の方々のこれはたいへんな反発を呼ぶんじゃなかろうかと、将来。非常に心配をしておるわけです。それで施設の改善とか緑化とか、ということには、できるだけの努力をいたしたい。財政は非常に苦しいわけですけれども、まあ、できるだけ苦しい財政の中からでも、できるだけのことをいたしたいというふうに考えております。現場を見ていただくことが、やはり特にあの周辺の、主婦の方々に見ていただくことが、一番のごみ運動といいますか、ごみに対する啓蒙運動になるんじゃなかろうかというふうに、私はいまのところは考えております。

◎議長（滝沢政吉君）　次に民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　実は紙袋の件でございますが、現在紙袋を使っておるのは、国立市とか、あるいは町田市でございます。私どものほうにおきましても、この紙袋の使用については、いろいろ研究をいたしました。袋をもらってきて実験等もいたしております。ただ紙袋は、町田市あたりでは一ヵ月六枚くらいしか配給しておらないと、そのほかは、自分でたばこ屋等から買ってくると、こういう状況でございます。ことしは、紙袋をもっとふやそうということで、紙袋に要するお金が一億円ということで、しかしまあ、考えてみますと、一億円もの袋がそのまま灰になってしまうというのは、まことにもったいないわけでございます。私どものほうでも、その問題を研究するために、どのくらい紙袋というのが強いかと、こういうことも検討してみました。あれは中にビニールがぬってございます。業者のことばを借りますと、二十四時間はだいじょうぶであると、こういうふうなことを言っておるわけです。しかしまあ、実際に私どものほうで、それを実験してみますというと、雨の降ったときに、地べたへぼおんと置きますと、まず八時間でぼろぼろになってしまうと。ですから、かえって雨なんか降った場合には、それを収集する業者というのは、非常に困るわけでございます。しかも、それだけのばく大な金を投資し、なおかつそれで足りないわけですから、六枚というのは。相当の量を自己負担でやると。それならば現在の方法で、やっかいでもいまのポリバケツを使用して、終わりましたらよく洗っていただいて、それを何回も使うほうが、かえって経済的で

はないのか。市自体が全部その紙袋を配布するということも、これはできない相談ではないけれども、いかにもどうも、一億円からの、この紙袋を燃してしまうのは、もったいないような気がするわけです、私どもとしては。しかも収集には天気のいいときには、ぼんぼん上げていくわけですから、非常に楽でございますけれども、雨の降ったときとか、あるいは犬に食い破られたと、こういうこともあるわけです。ですから、この紙袋の問題につきましては、私どももう少し研究をさしていただきたいと、このように思うんです。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって四の一ごみ処理に関する質問を終わります。

次に、四の二プレハブ校舎の改善についての通告質問者剣持佐吉君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（剣持佐吉君）　これはプレハブ校舎の解消ということが、市民の強い要望でありますが、それとは反対に、昭和四十七年度には学校のプレハブが二中をはじめ、たいへん増築、増築というんですか、建て増しというんですか、されるように承っておりますが、三小のＰＴＡから先般請願が出まして、プレハブ校舎をつくるならば、その暖房、冷房のことについて、改善をされたいと、こういう請願が出ているわけでありますが、これは、三小のＰＴＡだけではなくて、至るところ、同じ要求だろうと思います。これに対して、文教委員長は、その請願は、可決を採択をされたと。それに対する当局の説明は改善を考えているということでありましたが、その改善の内容について、ひとつ御計画がありましたらお答えいただきたい。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。なければ剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　お答え申し上げます。このプレハブ問題につきましては、剣持議員さん御指摘がありましたように、九月の定例市議会におきましても、多くの議員さん方から、いろいろ御質問なり御意見があった問題でございます。プレハブは、確かになくなる、早くなくすということが、基本的な問題でございまして、そのために、増築なり、新築なりということで、努力を続けてまいってきたわけでございますが、なかなか財政の関係等で、思うようにできず、来年度も現状よりもプレハブがふえてしまうという状況でございます。そういう中で、来年度のプレハブ増加というのは、現在の児童数の増加状況で見ますと、およそ、小中合わせて十九教室ぐらいとれるだろうと、こんなふうに考えております。多少まだ三月まで時期がございますので、若干の増減はあろうかと思いますが、おおよそでございます。それで御指摘の、それでは使わなければならないそのプレハブの内容を、どのように改善

されるかということでございますけれども、先般来建築課のほうで、課長を中心に、いろいろ研究を重ねていただいておりまして、現在こういうふうに改善したいというふうに考えておることは、まず第一点といたしまして、プレハブの屋根でございますが、現在スレートを、波型スレートというのを、使っております。既製品でございますと、これが鉄板製の屋根でございますが、それを四、五年前から波型スレートに変えたわけですけれども、さらに波型スレートの下に、木毛板と申しましてコンクリ、いわゆるセメントと、木のくずを練り合わせたような暖熱効果のある材料でございます。その木毛板を挿入するというふうに考えております。それから二点目といたしましては、やはり天井の高さを高くしたほうが、換気の面で効果的になるということで、署さがあまり、何と申しますか、低いよりも、高いほうが、署さが感じないだろうということで、現在二メートル七〇ある天井高を、三メートルにしたらどうだろうかということでございます。これによって室内温度の上昇を押えようということでございます。三点目といたしましては、外壁でございますが。プレハブの外の壁でございますが、現在鉄板を使っておるわけでございます。御承知のように、やはり鉄板は、吸熱率が非常に高いということでございまして、署さに対しては弱いということです。それを鉄板をやめまして、やはりセメント製品でありますフレキシボードという材料に変えたいというふうに考えております。大まかに申し上げまして、暖熱あるいは署熱対策として以上の三点を、何とか来年度のプレハブ建築の中で、改善を加えていきたいというふうに考えておるところでございます。また寒さの対策につきましては、暖熱をはかるということは、逆に寒さに対しても良くなるというふうに、理解していただいていいと思いますが、ことに、暖房器具のストーブにつきましては、いままでコークスストーブを使用しておりましたが、この冬からは、すべてのプレハブ教室に、石油ストーブで市の庁舎で使っているのと同じような形の石油ストーブを導入しております。こまかい評判は、まだあまり聞いておりませんが、二、三の評判では、非常によろしいというふうな、話も聞いております。おおまかに申し上げまして、以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　日野市の人口が頭打ちといいますか、きまるまでの間は、このプレハブ校舎の、というのは、市民の要望とは反対でもやむを得ないものだと思います。したがって、反永久的とまでは、言わないまでも、ここ十数年の間は続くものと思われます。待遇の格差とか、いろいろな問題が市民の中で論議されておりますが、それにこたえて十分研究されることを、意見として申し上げて、終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。四の二プレハブ校舎の改善に関する質問は、これをも

って終わります。

次に五の一市有地に関して問うについての通告質問者、伊藤松之輔君の質問を許します。

（十四番議員登壇）

○十四番（伊藤松之輔君）　お許しをいただきまして質問に入らせていただきたいと思います。この私の質問するというところは、新井、石田の北側の処理場に近いほうであります。堤防ですね、川の。多摩川の堤防にくっついたような土地でございます。まずその質問に入る前に、いままでの経過を、若干説明しないとわからないと思いますので、要点だけ説明したいと思います。この土地は、私たち所有者が、新井の人が二十六、石田の人が十一名、この方が所有していた土地が、河川法が改正になりました、その時点に、私たちの判を使いましてそして、払い下げを受けると、こういうことだったんです。そして、そのときに、個人であれするのはたいへんだろうから、市へ寄付しようじゃないかという好意的な意思から、寄付という状態にきまったのですが、その年が昭和四十一年の三月三十一日です。これの期限後になるとだめだと、こういうふうな具合で、あの当時、出入路は、現在も使っておったのでございますが、私のほうから出身の本田助役が参りまして、私もこの土地の出身だから、決して皆さんが無償で寄付したら、必ずや、それに見返るように必ず努力するからと、こういう口約束のもとに、私の土地には、うちには、夜の七時半ころになりまして、三十一日の日でございます。ぜひ印鑑を押してもらわないと、この土地自体が手元に返ってきないからやってくれないかと、こういうふうな申し入れがありましたのですが、若干それに対した文面に対しては、私も意見を申し上げたのですが、今晩でなきゃだめなんだと、もうあしたになったらどうしようもないんだと、あしたの朝すぐもっていかないとどうしようもないんだと、こういうことになったものですから、私たちとしても、善意的にぜひ市の発展のために使うならけっこうでしょうと、こういうことで、一応判をついたのでございます。そしてそのうちに、本田助役に交渉しようと思いましても、本田助役さんは体の調子があんまりよろしくございませんので入院したと、その後に今度は有山さんがまた入院したと、そういうことで結論的には、私たちのほうの出入口の問題とか、そういった問題に対しても、何ら文書的な問題はもらっていないと。しかし必ずや私たちとしては、部落民としては、私たちの善意が実ってくれると、こういうふうに、私たちは考えておったんです。そして、そのときの文書をちょっと、若干申し上げますとこういう条件で、私たちは寄付しておるんです。私たち所有の末記土地を当地域の発展、ひいては日野市の発展のために、公共的に活用すべく、所有者一同一致して、日野市に寄付することに決定いたしましたので、受領願いたく申し上げますと、こういうことです。しかし、その次になお当該土地の活用に当っては、私どもの建設的意見をできるだけ反映いたしたく申し伝えていただきますと、こういう文面で、面積と申しましては、実は四千百八十八坪です。これから市役所を建てる予定地が四千坪とかというんですが、それ、十分建てるだけの用地、まあ小さい学校だったら一つ建てられるような土地なんです。これだけの土地を、私たちの処理場の近くの住民が寄付をしているんです。そして、それからすでに、四十一年の三月三十一日に下付になりましたので、その日付で下付になったということです。それからもうすでに五年有余、もう六年にもいま少しでならんとしているんですね、それでも実際において、まあ、市が非常に私たちの地域の発展のために、使ってくれるんならば、ありがたいというふうに感じてたんでございますが、現在は私たちの善意には、だいぶ反する、違いような状態でございます。なぜなれば、私たちの地域に、産建の方は行って御存じだろうと思いますが、処理場の前衛基地みたいな状態で、ごみは山のように捨てられている。そして、またそれからすぐ近くのところに行きますと、砂利は堂々と置かれていると。で、けさも実は行って回って参りました。この間見たよりますますもっとふえているんです。年末でございますので、家を建てかえたり何かするらしくって、家具類、タイヤ類、大工さんのかんなくずだの、これがだんだんふえていくような状態でございます。どうかひとつ、こういう状態では、私たちの善意が全く実らないというふうに考えるものでございます。どうかひとつ、こういうふうな問題点を早急に片づけてもらいたい、解決してもらいたいと。またこの土地があんまり河川に沿った姿でございますので、細長くって使いものになんないというふうにお考えで、手がつけられていないんじゃないかというふうにも、私たちは考えますが、そこの土地がずうっとあるために、多くは、全部袋小路になってしまっているんです。土地の発展には逆な面になっているというふうに、解釈をされるんです。どうかひとつその上に、またその袋小路にぜひ入れてくれという問題に対しては、無償で寄付しておいて、請願を出して、米沢委員長のもとに、ここで報告があるようでございますが、やっとここさひとつそういうふうなことも、ひとつ考えようじゃないかと、採択になるというふうな文書を見ております。本当に私たちは、ここで感謝を申し上げると、ただ寄付しておいて、また感謝を申し上げると。どうも少しおかしいんでございますが、まあ、市としてはこのまんまで、無策な状態でいいというふうに、お考えでしょうかということが第一点でございます。少なからずも、ごみが捨て始めて三年くらいたつんですから、その間に案内板の一つくらい出していただいて処理場はこの先にありますよというような親切ぐらいは出していただいてもいいんじゃなかろうかなと、私は考えます。こういう問題点に対して、一点としてお伺いいたします。

第二点としては、維持管理が都市計画で言って困難だということになったならば、ぜひひとつ地元としては、地元の発展のために使いたいというふうに皆さんが、みんな考えているので無償で寄付したので、無償の時点で、もう管理ができないんだというんなら、地元へ返していただいて、ありがたく私たちは受けると、こういうふうな考えでございます。

それから第三点といたしましては、そういうふうなごみ拾ても、無法になっているという状態のイメージを、ぜひひとつなくしてもらいたいと。たとえば一例を申し上げますれば、あそこに砂利屋は大ぜいいるんだということで、ああいった方々も利用して、清掃の一たんで処理場の前衛基地にならないような具合に、考えているような問題があるかないか。

また、四番目としては、処理場のごとくなっている場所を、今後とも続けていくんだと、こういうふうなお考えあるか。この四点に対してひとつ……。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ伊藤松之輔君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　お答え申し上げます。いまただいまの御質問で維持管理の問題でございますが、御指摘のとおりでございまして、早く計画を立ててやるという予定でございましたが、若干おくれまして、結論から申しますと現在

最近特に不法投棄と申しますか、夜間捨てられるか、なかなかつかめませんが非常に不法投棄ということで一部かなり堆積されたという状況でございます。それでなかなか監視とかそういうことができませんので、いままで放置されてたということでその点につきましては申しわけないと思っております。今回私どもあの辺につきまして、十二月の二十五日までに工事が終わるということで、現在発注をいたしまして、これは外さく工事でございますが、堤防下の道路の道路ぎわへ全部有刺鉄線を張りましてさくをいたしたいということで今月の二十五日が工期になっておりまして、現在もう着工いたしました。それで先ほども御指摘がございましたが、立て看板ということもございましたが、立て看板等につきましても工事の中に入っております。二十五日までには外さく工事は終わると、それからその契約の中にごみの処理ということもございまして現在の燃えるごみにつきましては焼却をするという条件になっておりますので焼却できるものにつきましては焼却してきれいにしたいという考えでございます。

それから今後の管理でございますが、これにつきましても現在考えて計画を持っておりますが、ただいま申し上げた工事とは別に私どもできるだけ早い時期に盛土をして整地をいたしたいという考えを持っております。これはたまたま業者が山をくずすということで残土の捨て場がないというようなことがござ

ら返さないと、こういうことですね。維持管理ができるから。そういう解釈してよろしゅうございますか。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（伊藤松之輔君）　管理を十分いたします。

○十四番（伊藤松之輔君）　そういうふうなお考えのようですが、ぜひひとつ好意には好意をもってやはり報いていただきたいというふうに考えます。私たちはおそらくこれからあり得られないんじゃないかというふうに思われる四千何坪の土地を寄付するなんていうのはなかなかちょっとないんじゃないかと思うんです。一坪出すんだってたいへんだと思うんですよね。だからそういうふうな協力を私たちのほうはしているんですからしているように市の行政の中でお考えいただきたいということを意見として申し上げて私の質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。これをもって五の一市有地に関して問うに関する質問を終わります。

次に五の二処理場その後の処置に関してについての通告質問者伊藤松之輔君の質問を許します。

○十四番（伊藤松之輔君）　私はいま質問の許可をいただいたのですが、質問の前に私は人間が単純でございますのでお礼を申し上げたいというふうに考えるのは、実はここで土木のほうで河川の川ざらいという予算ができたということで、

私たちの地域はまあよかったというふうに考えます。なぜならばいままでは東部というものは全部先ほどのごみじゃないけれども川へ捨てられると全部引き受けていると、こういうような状態で川へはごみはつかえる、もうどうしようもないというふうな無法地帯になっちゃっているんですが、それが偶然にも川ざらいの予算が出たということに対しては市政が前向きであるというふうに私は考えてこれには感謝を申し上げます。なお、この予算執行に対してはぜひ用水の方々とあるいは隣接地の土地所有者との話をうまくやってぜひ税金の高度利用をお願いを申し上げます。そしてこれから私の主題の質問に入らせていただきます。

先ほどごみ問題で創持議員さんからいろいろ質問も出ました。あるいは市長さんからもお答もございましたのでその事点には触れないというような時点でお話をお聞きしたいというふうに考えます。九月議会で植樹と破砕機の問題点が予算化されたのは皆さん御存じだろうと思いますが、いま私が申し上げたとおり、私たちのほうの土地は四千坪の土地を寄付したり、しかも処理場も引き受けて協力しているんですよ、実際において。ここにいられる方々のおそらく紙一つ投げたって私たちのほうの土地を通って処理されていると思うんですよ。しかし日野市の美化都市の面になったらやはりそういう面がなけりゃいけないんじゃないかと、犠牲になるところもあるというふうに考えます。どうかひとつそういう時点で、たとえば江戸川、江東地区みたいなあんな問題点が出たらどこで責任持ちますか。私は私で地域の住民として私はそういうことじゃなくて美化都市の名に恥じないような行政をやっているんだから協力をしてくれという立場で私はお願いしなきゃならないと思うんですけれども、私が先頭に立って反対しなきゃならない立場になってきているんです。善意が悪意に解されるということですね。私はぜひそういうふうな姿じゃなくてもう少し身に飛び込んだ姿の中で市政をやってほしいということをお願いしたい。これに対して私は全般的に申し上げましたんですけれども、新規事業に対しての話はこれからもしなくていいのか、あるいは一回持って地域の住民と話をするというふうなお考えがあるかなんだか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問について関連質問者があれば挙手を求めます。なければ伊藤松之輔君の質問についての答弁を求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　処理場の施設につきましては地元の協力がなくては施設等も完成することができないわけでございます。地元にはし尿対策委員会というのがございます。私どもも増設あるいはそういう時点におきましては地元の対策委員会のほうに出向いてまいりました。いろいろと皆様方の御意見も入れまして増設をしているわけでございますが、たしか市長も出席をしたはずでございますが、たしか私は破砕機は今度入りますということは話したような気がいたしておるわけです。そのあとについても平会長には破砕機というものはこういうもので、音は四〇ホンぐらいですから騒音というものは全然ありませんと、こういうふうなお話もたしか申し上げたはずでございます。ですからそうっと地元を出し抜いて新しいものをつけるとか、あるいはそうっと増設すると、こういうことは私どもすぐわかるわけですから、地元の人がしょっちゅう来ておりますし、しかも熱心に状況等を見ていただいておるわけです。私どもとしては隠して仕事をやるということは当然できないわけです。なおかつ地元の了解がなくしては増設とかあるいはその他のことにつきましても何らできないと、こういうふうに思っておるわけです。現にし尿対策委員会も三回くらい開いたと思います。ですから新しい事業をやるということ自体につきましては当然地元の御意向も伺い、また地元の要望にもこたえてまいらなければならないわけです。この前美濃部都知事とそれから都民との対話の中でも美濃部知事はいっているわけです。地元の要望というものはまっ先にやるべきであろう、ただこれには行政的に同時にできないものもあるし、あるいはまた、おくれてやるものもあると、しかし約束したものは当然実施するのが至当である、そのためにはやはり地元の了解がなくしてはなかなか増設あるいは設立することができない、こういうふうに話しているわけです。私どももできるだけ地元の要望

等も入れまして植樹の問題、その他の問題について前向きに、ほんとうに前向きにやってまいりたいという考えは変わりございません。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　伊藤松之輔君。

○十四番（伊藤松之輔君）　いま部長から答があったのですが、実は市長を交えて話し合ったというのは四〇トン炉の増設のときでございまして、破砕機というのは九月の議会で急に予算がつかないからという時点になってやったのでそれから話し合いはやっておりません。私も処理場対策委員の一人でございますので、私も話があれば当然呼ばれると思います。なお、委員長だけに話したからいいという問題じゃないと思うんですよ。市民が大ぜいいるんですよ。委員長だけに話せばそれでもう事足りるという姿だったらもう何もいらないですよ、だれも。私はそういうことでなくてぜひひとつ打ち解けた姿の中で皆さんに処理場の維持管理をお願いして、だれだって喜こんで処理場へいってつとめる人はないと思うんですよ。私は犠牲になってほんとうに心から感謝申し上げるんですが、申し上げている姿でいるそういう方々に背信行為はしないようにやってほしいと、ぜひひとつ市民の住んでいる人が私もしょっちゅうつるし上げられないような時点にもお互いに市の行政をやっていく上にも、私も協力しなきゃいけないんだというふうに考えているので、ぜひひとつそういう面をひとつくんで、私の何やっているんだ、何やっているんだと横腹を探られないような姿でやってほしいということを最後に意見として申し上げて私の質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。これをもって五の二処理場その後の処置に関してに関する質問を終わります。

本日の日程は終わりました。十一日、十二日は休会し、次回は十三日午後一時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分　散会

十二月十三日　　月曜日

（第三日）

昭和四十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十号

十二月十三日月曜日（第三日）

出席議員（二十五名）

一番	鈴木	美奈子君
二番	板垣	正男君
四番	秦	正一君
五番	滝瀬	敏朗君
六番	池田	重太郎君
七番	林	重義君
八番	谷	栄吉君
九番	百	済勇君
十一番	西沢	保君
十二番	大柄	保君
十三番	岩沢	哲夫君
十四番	伊藤	松之輔君
十五番	剣持	佐吉君
十七番	名古屋	史郎君
十八番	石川	佐太郎君
十九番	大下	博君
二十番	森田	喜美男君
二十一番	高橋	通夫君
二十二番	滝瀬	政吉君
二十三番	日野	源作君
二十四番	杉山	亘君
二十七番	清水	芳雄君
二十八番	佐々木	昭雄君
二十九番	正国	務君
三十番	三浦	重春君

欠席議員（五名）

三番	市川	芳太郎君
十番	米沢	照男君
十六番	杉山	寅三郎君
二十五番	伊藤	定君
二十六番	吉富	繁枝君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄	君
助役	葛西正彦	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	篠崎美雄	君
総務部長	遠藤政之	君
市民部長	赤松行雄	君
民生部長	松村清栄	君
建設部長	中島武男	君
都市計画部長	杉本好次郎	君
水道部長	加藤一男	君
福祉事務所長	田中若一	君
病院事務長	成井正夫	君
企画課長	中村亮助	君
管財課長	森久保忠雄	君
衛生課長	長谷川暢男	君
教育長	永野林弘	君
教育庶務課長	落合豊	君
学校教育課長	松本武	君
社会教育課長	前田雅夫	君
監査事務局長	松本松夫	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光	君
書記	坂口泰雄	君
書記	武居一茂	君
書記	川上輝子	君
書記補	深海弘子	君
書記補	安原清美	君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和四十六年十二月十三日（月）

午後一時開議

午後一時七分　開議

○議長（滝瀬政吉君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。欠席の連絡があった議員は吉富議員、市川議員、遅刻の連絡があった議員は日野議員、秦議員、伊藤定議員、池田議員、大柄議員であります。

それでは日程に従いまして一般質問を行ないます。六の一入札についての通告質問者三浦重春君の質問を許します。

（三十番議員登壇）

○三十番（三浦重春君）　日程に従いまして私どもに質問するようにと指名がございましたので簡単に質問させていただきます。表題には入札についてとございますが、物品購入とか工事請負契約とかにつきましては執行権に所属するものでございまして、私ども議員はいわゆる権限外のことでございます。いわゆるノータッチと申しますか、タッチできないところでございまして、これは皆さんすでに御案内のとおり法的規制によってそうなっております。そこでこの点を質問したいと思いますが、質問の表題は入札についてと先ほども申しましたとおりでございますが、一応副題といたしまして工事請負契約並びに物品購入契約についてということに御理解を願いまして質問をさせていただきたいと思います。執行者といたしましては市の財政を執行するにあたりまして、いままでもそうであるように、常に予算の行使は経済性の実現と、いかにしたら有効適切に市民の金を使えるかということに重点をしぼりましていろいろと執行されているものと見受けられます。したがいまして市の予算の支出につきましてはあらゆる面でいろいろと御検討のことと思います。その中でいろいろの点がございます、支出につきましては。ケース・バイ・ケースでいろいろの支出の方向、あるいは支出の内容、性格等によってワクづけられるものでございますが、一応私といたしましては焦点を工事の請負、物品の購入にしぼりましてそのポイントの中からお聞きしたいと思います。工事の請負とか物品の購入については私として考えるのは、もちろん市もそうだろうと思うんですが、いかにして良質のものを安く取得するかという点にあると思います。市民の金を有効適切に経済性の原則において支出することが最大の要件であるというふうに指定してもあえてやぶさかではないとかように考えております。そこで予算支出を考えるときにそのポイントの一つに工事請負並びに物品の購入契約ということが浮かび上がってくると思います。その中で一つ質問の第一点は工事請負とか物品の購入についてその関係者はポイントをどこに置いておるか、どんな考え方をもって対処しているか、そのようなことにつきまして第一点としてお尋ね申し上げます。

その次は具体的には入札というような方法がありますが一般競争入札方式とかあるいは指名競争入札方式とか随意契約方式とかあるいはその他というものもあると思いますが、このようなものに対してはどんな考えをもってどのような現実的に処理をされているか、非常にばく然とした質問でございますがその点をひとつ御披瀝願いたいとかように思います。

それからその次に予定価格の作成ということがありますが、これはどのような方法で、どのような処理をされて、どのように出てくるかと契約事務規則の八条だと思いますが、そこに確かに予定価格の作成のことについて一応書いてあるように見受けられますが、具体的な作成の手続と結果と、こういうところまでひとつ質問に答えていただきたいとかように思います。

それからその次に最低制限価格の決定方法について市のきめ方はどのようにしているか、現在いままでロアリミット制というものをやったことがあるかないか、あるとしたらどういうわけでやったかと、そういう点をからみ合わせの中でお答えを願いたいと、かように思います。

それから随意契約のほうに入りまして随意契約のときに予定価格を定めるようになっているように見受けられるわけですが、随意契約そのものはやったことがあると思いますが、私議会の中でも説明を聞いておりますので、そういうものにつきまして予定価格をどのように定めたか、見積もりをどのようにとったかというようなこともちょっとお聞きしたいためにその点の御説明も願いたいとかように思います。

それから日野市指名業者選定審査委員会というのがあるわけですが、これは規則にありますね。その規則の中でこまかいことですが、審査委員会と表題には書いてあるんですが、内容を見ると全然審査という名前が載っていないんですが、こういうものはどういうふうな審査をつけたのとつけないのと何か違いがあるかどうかということと、その中で五百万の工事並びに物品の購入とこう書いてありますが、五百万の工事並びに物品の購入というのはそこまでの解釈でどのように受け止めたらいいのかと、また現在それについてどういうふうにやっていらっしゃるかと、それから随意契約の場合であっても特に必要であると認めるものは審査会にかけるとかなんとかありますが、現在そういうものがいままでにおいてかかったことがあるかどうか。それから同じ規則の中の第七条の二項の説明と、このようなものをひとつ幾つか申し上げましたが、その点につきまして御説明をしていただきたいとかように思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは三浦重春君の質問

についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　お答え申し上げます。第一点は工事の契約なり物品購入についての市の考え方ということでございますが、まず先ほど三浦議員さんが申されましたようにできるだけ支出を抑制して良質なものをと、良好な工事なり、単価的には安いものをということの考え方でやっておりますが、これには結局設計なり見積もりなりと申しますか、内容ができるだけ設計におきましても、建築その他につきましては建築土木の担当者がやりますが、できるだけ積算を密にしてやっていくということでございます。

それから入札の方法でございますが、入札の方法にはいろいろございますが一般競争入札あるいは指名競争入札、随意契約というような方法がございますがそれぞれ利点なり欠点なりがございます。一般に現在使われておるのは指名競争入札、特定のものにつきましては随意契約、一般競争入札につきましてはほとんど使われていないというのが現状でございます。市の場合は一般競争入札はしていない。請負契約、あるいは物品購入についてはしておりません、というのが現状でございます。それで入札のやり方と申しますか、具体的に説明をしろということでございますが、入札につきましてはまず工事の場合でございますが、工事の依頼から始まります。たとえば学校を建設するという場合には教育委員会が建築なり土木なりに工事の依頼をするということで依頼から始まりますが、工事の依頼を受けた担当課はそれに予算額に基づきまして設計書あるいは仕様書、図面等の調整を行ないますが、できるだけその際の綿密なる積算をいたすということでございますが、もちろん規模の大きいものにつきましては委託をする、設計の委託をするということがございます。普通の場合市の担当の中でできるものは市の担当者が設計をする、それから依頼に基づきまして設計書、あるいは仕様書、図面等の調整ができまして、決裁を得ることになっております。この工事について施工してよろしいかということで、施工の伺いの決裁を得るということでございます。決裁がおりましてそれに基づきまして今度は業者の指名選定ということになりますが、業者の指名につきましては工事規模等によりまして選定をするということでございます。業者の選定の決裁を得ましてこの場合先ほども三浦議員さんが申しましたが、予定価格の五百万以上に達するもの、設計金額五百万に達するものにつきましては指名委員会で指名するという段階になっております。それから指名の決裁を得まして各業者に指名の通知をいたします。それで指名の通知には現場説明あるいは入札の日の通知を行ないます。それから現場説明をいたしますが、現場説明には工事の内容、それから入札の要領等につきまして明細に設計担当者が立ち合いまして細部にわたった

説明をいたします。それから現場説明が終わりますと入札に入りますが、入札につきましては地方自治法第二百三十四条あるいは市の契約規則の第九条等によりまして入札を執行いたします。

それから入札執行前に予定価格の作成に入りますが、予定価格につきましては開札場へ封印のまま保管をして一番札の開札が終わってのちに開封するというしくみでございます。以上が入札のやり方の説明ということでございます。

第三点目の予定価格の作成でございますがこれは設計金額に基づきまして、市長において適正な価格を選定するということでございます。最低価格につきましては施行令なり契約事務規則にのっとりましてその範囲内におきまして適正な価格を作成するということでございます。

それから随意契約でございますが随意契約の予定価格はどうするかという御質問でございますが、随意契約につきましても予定価格を持っております。それから随意契約につきましては一般指名競争入札等の場合にはできるだけ随意契約を避けて、もちろん随意契約によることが有利であるという場合には一般指名競争入札でも、随意契約を行ないますが、できるだけ避けるという方針でおります。

それから一番最後の指名委員会でございますが先ほども申しましたが、予定価格、設計金額が五百万をこえる以上のものにつきましては業者選定を指名委員会で行なうということでございます。その他につきましては、市長の決裁を得ますが、工事の大きいものにつきましては委員会をもって委員会で審議するという形態でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　ついでにもうちょっとやってくれないかなあ。委員会の規定でも幾つかまだ言ってるんだけれども。第七条の二項とか…。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　業者の選定の…。

○三十番（三浦重春君）　たとえば、第七条の二項に、指名業者の選定に際し、あらかじめ当該工事よりいちじるしく規模を大きくする継続工事が予定される場合には前項の規定に適用しないと、こう書いてあるんだけれども、その解釈ですね。じゃこれはいいです。あとでまた個別的にでも聞けますことですから、ちょっと解釈が私にはわからないところが二つばかりあったのでお聞きしたわけですが、ちょっと補足して説明していただきたいのが、五百万の工事並びに物品の購入とあるのは五百万の工事並びに五百万の物品といってるのか、五百万の工事並びに物品というのは最低が全然ないのかどうかその点をどう考えるか、ということを聞いてるわ

けなんです。それについての御説明がないものでちょっと補足して説明していただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　五百万をこえるものと設計金額が五百万以上のものということで、五百万を規定している。

○三十番（三浦重春君）　並びに物品というのがあるでしょう。それも五百万以上の物品であるか、あるいは物品というのは幾らか金額がきめてあるのか。

○総務部長（遠藤政之君）　五百万以上です。

○三十番（三浦重春君）　一件ですか。

○総務部長（遠藤政之君）　一件でございます。

○三十番（三浦重春君）　一つの取引じゃなくて。

○総務部長（遠藤政之君）　一件五百万以上でございます。

○三十番（三浦重春君）　この並びにというのはそういう解釈なんですか。そういう解釈の中で書かれたんですか。五百万の工事並びに物品というのは。工事並びに物品というので五百万以上ということでそれ以下のときには業者の選定は審査委員会でやってないわけですね。

○総務部長（遠藤政之君）　はい、そのとおりでございます。

○三十番（三浦重春君）　はい、わかりました。ただいまの説明によりますと、第一点はわかるわけですが、二点に一般競争入札の方式は全然、ほとんどなくて、指名競争入札が重点だ、随契はなるべくやりたくないので、やらなきゃならないものはやる、というふうに受けとめたわけですが、この点、指名競争入札をやらなければならないのは、むしろ一般競争入札でなくて指名競争入札のほうに条件があると私は受けとめてるわけですが、その点はどのように解釈されておるか。

それから遠藤部長の説明で、予算額に基づいて設計をすると、こう書いてあるんですが、工事をやろうとする目的があるんで、それにのっとって、設計をするのか、予算をつくるのはこういう工事をやるんだということで、予算をつけるわけなんですが、と思うんですが、予算を、今度はきまった予算に基づいて設計をするというこれはインフレの関係か何か考えてるのかわかりませんが、そういうふうな解釈をしていわゆる予算額に基づいて設計をするんだとこう言っておりますが、この点どうもちょっと私のほうでは理解に苦しむわけなんで、その点、ちょっと補足して説明していただきたいと思います。

それからその次の予定価格の問題ですが、簡単に御説明されたのでわからないんですが、私は要するに、どのような方

法で作成してどういうふうにしていくんだということを聞いたわけなんですが、たとえば、これはいままで議会でも全然聞いたことがなかったわけなんで、私も聞いてるわけなんですが、どのような部所のものがどのようにしてどういうふうにするんだ、ということを聞いてるわけです。それからついでにその点にからみまして封鎖員というのはだれになってるか、この点です。

それからその次の最低制限価格をきめるにつきましての問題につきましてはいままでやったものがあるかどうかということを聞いてるわけなんですが、その点ひとつ再質問でございますので説明していただきたいと思います。ついでにその点につきましては制限価格をどのようなとりきめにしてきめたか、いわゆる予定価格とのからみ合わせの中で説明していただきたいと思います。大体それだけです。とりあえず。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　第一点目の指名競争入札の件でございますが、指名競争入札と、一般競争入札とそれぞれ利点、それから長所短所ございますが、一般競争入札の場合、一般競争入札が一番好ましいというのはこれは不特定多数のものから最高な条件で入札したものを採用するという方法でございますから、もちろんこれは好ましいと思います。ただだれでもいいんだ、参加資格があればだれでもいいんだということで非常に信用度、そういう面でもって明確さを欠くということで、価格に明確を欠くということでそれと事務的に非常に膨大な事務になるというような欠点がございます。それで特に指名競争入札につきましては随意契約と一般競争入札の長所を取ったものが指名競争入札と考えられますので現在指名競争入札でもってやってる。

それから工事の設計金額でございますが先ほど私が予算額によりということを申し上げました。もちろん予算もそうでございますが設計者はできるだけ精密な計算をいたしまして、予算額とは別でございますが、一応、予算に基づくと申しますのは、予算に計上されたものということで御了解願いたいと思います。それから予定価格でございますがこれは決裁区分が明確になっております。十万以下、三十万以下、百万以下、百万以上、三百万以上、もちろん決裁区分に従いまして予定価格の設定を行ないますが、通常工事請負契約が大きい場合でございますが、予定価格につきましては設計金額をもとといたしまして、これだけのものならば適正な工事が十分できるということで、そのつどその執行者の考え方ということでございますが、執行者の考え方で若干の差異はあると思いますが、あくまでも執行権でございますので、執行者におきまして適正な価格を設定する、予定価格とする、ということでございます。それから最低制限価格でございますが現在

まで設けたかということでございますが、本年度に入りましても最低制限額を設けて入札を実施したということがございます。特に最低制限価格を設けたということにつきましては都の補助事業とか、そういうことがございます。最低制限価格を設けないで都の補助事業等につきましては、特に補助金の返還がございますので、一応自治法なり契約事務規則できめられた範囲内と申しますか、それの範囲内でもって執行者がこれだけの価格であれば工事についてもできるということで、最低制限額を見るということでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　それでは第二項のところの、いわゆる一般競争入札と指名競争入札の問題でございますが、時間もたちますのではしょりたいと思いますので、ちょっと私のほうから意見を申し上げたいんですが、地方自治法の施行令第百六十七条の一項、これには指名競争入札は次の三つの要件に該当する場合に限りこれによることができるとこう書いてあるわけですね。その項目を分類しますと工事、または製造の請負に物件の売買、その他の契約でその性質、または目的が一般競争入札に適しないものとするとき、それからその次に、その性質または目的により競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。その次が一般競争入札に付することが不利と認められるとき。とこのような制限、規定があるわけだと思いますが、したがって原則はあくまでも一般競争入札ということで指名というのはその次ということなんですが、日野市におきましては、これは他町村は私調べてありませんからはっきりわかりませんが、いずれ調べてみたいと思いますが、指名競争入札が主体でもって一般競争入札はほとんどないということでございます。これは若干、法理論的から考えますと本末転倒してるんではないか、ということなんで利点もあることでございますので一応それは了解するといたしましても、やはり指名競争入札の問題には若干の私は問題が残るとこういうふうに考えてるわけでございます。やっぱり法的にきめられたような第一順位は一般競争入札だということが一番いいんじゃないか先ほど部長が一般競争入札にやると非常に事務量が多い、事務的に非常にたいへんだとこういうことを言われますが日野市の入札の請負契約ですか、規則を見ましてもたとえば一般競争入札の場合には公示をする場所が、公示をする方法があると思うんです。たとえば新聞に掲載するとかあるいは広報に流すとか、あるいは掲示するとか、その他の方法とこう書いてあります。したがってこれを新聞に流したり何かするのはたいへんだと思いますがやり方によれば業者はいつも仕事をしようと思ってウの目タカの目でいるんですからたとえば十日前とか何とかという

ことになればもうある程度わかると思うんです。もう年中来て連絡は取っていると思うんです。そういう中で、それは設計書がたくさんでたいへんだということもあるかもしれませんが一応一般競争入札にするには保証金の問題もあるだろうしいろいろな制限があるのでそうやみくもにだれでも入ってくるということはないんじゃないかと考えられます。そういう中でたとえば市の公示規則によって日野の役所の前と支所の前とかいうことで公示すればこれでも足りるんじゃないかと思います。そういうことでやればそういう点ではそんなに煩瑣はないんじゃないかというようなことも考えられるし、要するにやる意思があるかないかという問題だと思うんです。ただめんどうくさいからやらないんだと言ったんじゃだめなんでやった場合にこうだったとか、ああだったとかいう実例によってどうもたいへんなんだということでやめたんならともかくも、いままでかつて一般競争入札を原則にしている方法がないわけでございまして、しかしながら、自治法の施行令では、いろいろと競争入札のことにつきましても指名競争についてはむしろ制限があるような状況で逆にあるので、この点ではひとつ質問ではございませんが、よく検討していただきたいと、かように思います。検討していただくというのは、一般競争入札の方法で最も簡易な方法でやれて、しかもこれなら問題ないというような方法を選び出せば非常に理想的な入札方法ができるということなんで、その点も考えていただきたい。それから予定価格の問題でございますが、これは先ほど封鎖をして入札に付するわけですが、ちょっと封鎖員はだれですかということを聞いたんですが、これについてお答えがないわけですが、これをひとつ御説明願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　決裁の区分に従いまして、工事金額によりまして、決裁者がきまります。その決裁者ということでございます。

○三十番（三浦重春君）　そうしますと、この点だけはちょっと聞きますが、決裁者が封鎖をするとなると、つくった人も知ってるわけですね。決裁者と、つくった人が知ってるということになりますか。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　決裁者でございます。

○三十番（三浦重春君）　そうすると、部長が決裁の場合には部長がつくるんですか。予定価格を。

○総務部長（遠藤政之君）　はい。

○三十番（三浦重春君）　はい、わかりました。じゃ、それでいいです。じゃその次にいきます。

それでは大体の大まかなところわかったわけですから、ひ

とつ具体例につきまして御質問いたしたいと思います。まず、薬の関係からいきましょう。一番。殺そ剤の薬を買っておるように見受けられますが、これはどのような方法でいくらどれだけの数をどれだけ買われたか。ことしのでけっこうです。それをひとつ御説明願いたいと思います。その次がウジ退治の薬でございますがこの点も同じです。次がインフルエンザのワクチン。それから検便ですね。それから病院の薬と、大体薬に関しては、この五つにつきまして御説明願いたいと思います。

それから被服のほうにつきまして消防服か何かをこの間買ってると思うんですが、それと職員の服、ごまかいようでございますが、その点につきましても同じような方法でちょっとお答え願いたいと思います。それから建設のほうの関係は先ほど、ロアー、リミットの問題がありますのでこれはあとにいたします。まず、これだけにして御説明願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　まことに申しわけございませんが、これにつきましては、のちほど明細にお答えいたしたいというように考えます。

○三十番（三浦重春君）　その答えがないと、これはこの次できないんだけれども……。

がやるんですか、部長がやるんですか。

○議長（滝瀬政吉君）　管財課長。

○管財課長（森久保忠雄君）　それではお答えいたします。ただいま部長からお話ございましたけれども購入伺いが出てまいりまして、出てきた時点で先ほど申しました決裁区分に従いまして市長決裁、あるいはその下の決裁ということになりますけれども、指名いたしますものは管財課でそれに応じました業者を二社以上指定いたしまして指名しております。

○三十番（三浦重春君）　それでは殺そ剤なら殺そ剤を買う。何を買ったかというのはそこの二人じゃわからないわけですか。実は、じゃ、言っておきましょう。日野ではスチールエランを買ってるんですね、それはわかってるでしょうね。金額的にもかなりのものですから。要するに先ほど部長も日野市では、どこでもそうだと思うんですが、いわゆる経済性の中で最もいいものを最も安く買うんだということなんで、それはわかっているわけですよね。これは私も言ったとおりだといいますから、ちょうどたまたま意見一致なんですがね。それでスチールエランというのをたとえば殺そ剤では日野で買ってるわけですよね。ところがこのスチールエランというのは、御説明いたしましょう。これはそうですね。そうでないと困るんだけれども。ほかのものを買ってると私

それじゃ殺そ剤につきまして一つやってみましょう。これは殺そ剤とかそういうのを買うのは部長の決裁ですか。だれの決裁ですか。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　これは購入の伺いが参ります。これは主管課でもって購入伺いを出しまして見積もりに合わせによりまして購入するということで別に決裁者、主管課、主管部長を通りまして、それで見積もりを何社か取りまして、その最低者をもって購入するということで、決裁者につきましては、金額によりまして長まで回ります。

○三十番（三浦重春君）　そうすると何を買うか、たとえば殺そ剤を買うんだというときの、きめるのは、どういうものを買うんだときめるのは、どこできめるんですか。

○総務部長（遠藤政之君）　主管課でもって、産業課なら産業課でもって、こういうものが、この薬をほしいという伺いが出ます。買ってもよろしいかということの決裁が回ります。その後物品購入のほうに来まして、業者、特定な指名の者はその指名業者が参りますが、一般の見積もりでもってできるものにつきまして、業者を何社か選びまして、それで見積もりを取るということでございます。

○三十番（三浦重春君）　課長のほうは、それは、あれですか。買うというときの契約をしますね。それは課長の説明がおかしくなってくるので確認してからにしたいんだけれども、たぶんそうだと思います。それはわからないですか。

○議長（滝瀬政吉君）　管財課長。

○管財課長（森久保忠雄君）　その辺はちょっとわかりません。

○三十番（三浦重春君）　これはごく一カ所きりつくってないものなんですね。いわゆる太陽産業というものがつくってるだけなんです。それで東京都では殺そ剤は何を買うかというと、調べてみると検査をして合格したものなら、みんないいわけです。東京都では。それには宝興業とか。新東塗料とか、いわゆる味の素とか、住友化学とか、その他十社以上こういうものが売り出しているもの、つくってるものがあるわけです。ところが、日野ではスチールエランだけなんです。前年、羽村で買ったんですね。それを。それで問題がございまして、ことしはやめてるわけです。日野では依然としてたしか、同じものを買ってるはずです。それで、これが問題なんですね。問題というとおかしいけれども、これはシード・シードの材料なんですね。結局は。私はしろうとでよくわかりませんが海草の部類で、海ネギがシード・シードというんですがね。これが原料なんです。これを原料にして作ったものなら大体いいはずなんです。だから、したがっ

て、歯みがきをたとえれば、歯みがきというのがシード。シードなんです。ところがスチールエランときめると、これは歯みがきじゃなくなっちゃうんです。ホワイトライオンをくれということになるんです。ライオン歯みがきじゃないと買えないわけなんです。もう、サンスターでも買えない。どこからでも買えないわけなんです。そこにはメーカーの流れがちゃんとあるわけなんです。そういうことなんですよね。東京都も、たとえばスチールエランだと、これが一番いいんだということなら、日野市は何も東京都にけんかしてまでほかのもの買う必要ないんですから東京都にならってもいいと思うんですよ。公然とした理由が成り立ちますよね。ところが東京都でそんなの選んでない。それでそういうわけでスチールエランは、ほかでは買ってないということになるわけですね。それはたしか十四円で買ってるだろうと思うんです。これはもうきまった業者ですから、ほかの業者が買いにもしも行けば十四円五十銭とか、何かになっちゃうわけです。それで結局一般競争入札ということの根底は、もちろんくずれるし、いわゆる随契に等しいものになっちゃうわけですね。これは、それで業者としては、毎年同じものを出されるので、毎年、うちじゃ取り扱ってませんと言うとほかの薬まで売れなくなっちゃうのではないかということで、しょうがないからそこのところは連絡をとって幾らで仕入れますかと言って、

十四円五十銭で入れてくれと言われてじゃ十四円五十銭、しようがないというわけで十四円五十銭で入れるわけです。ところが一定の業者は十四円にポンと入れられるわけです。ところがちなみにシード、シードの一般の値段は幾らかというと十円ぐらいです。そうすると、少なくとも、四〇%も六〇%も高いものを買ってるようになる可能性があるわけです。それを選んだだけに。東京都のようにやればもっと安く買えるかもわかりません。それは確かにそうなんです。そういうようなことがはたして日野市民の金を公平に使ってるようになるかどうか、この問題が一つあるわけなんです。八円から十円で東京都では買えるわけなんです。同じようなものを。殺そ剤を。それが日野市で、これは間違ったらごめんなさい。わからないから、聞いてもあんたのほうで言わないんだから。しかし、やっぱり一般質問出してる以上、すぐに答えてくれればいいんだけれども、すぐに出なきゃしようがないから言うんですが、十四円だと思います。それと同じようなものがウジの退治、これはナンコール五%とDDVPの二%とクレゾールの一〇%というふうに指定して買ってるはずなんです。たしか日野は……。これではやっぱりライオン歯みがきのホワイトライオンをくれというのと同じなんです。業者が一人きりないんです。それでは私は困るんじゃないかと思うんです。これはやはり東京で買ってるのがあるんですよね。

これも値段が違うと困るんだけれども私の聞いたところによると落札価格が一八リッターの分が七千六百円だと聞いているわけなんですが、ところが東京都が使用しているのは六千五百円で買ってるわけです。これは要するにスミチオンですからね、スミチオン製剤なんですから何もこんなにきめなくたって、東京都で買っていろいろなところへ分配して東京都でもやってるわけなんでいいわけなんですよね。そういうものが六千五百円で買えるとすれば千百円の開きが出ちゃうわけなんですよね。これを市民に分配するんでしょう。してます。そうすると、これもどうやら、市の数量によると十三万ぐらい高く買ってるんじゃないか、こういうように見受けられるんですよ。そういうのがたくさんあるんです。実は。だけれどもあとでなければ答えられないというので困っちゃってるんですがね。消防服とか職員の服なんかもそうなんですよね。それは調べてくるか。

○総務部長（遠藤政之君）　さっそく調査いたしますが、確かにこの薬品につきましては、主管課のほうのメーカー指定ということがございますので、これらを明細に調査いたします。おそらく薬、その他につきましては、メーカー指定が大部分だということでございます。

○三十番（三浦重春君）　それから、たとえば消防服とか、職員の服のことで言いますと、これはやはり同じようなことが言えるんですよね。要するにね、ある業者を呼んで、それで今度こういうのをつくるんだと、生地は何、企画は何、デザインはどうのと、これはけっこうなんです、はっきり言うとね。実はその生地なんですよね、生地が特定の銘柄になっちゃうと、先に手を打たれたら、あと入札しようと、見積り取ろうとね、もう同じなんです、生地なんていうのはね。そんなにどんどんつくっていないんですよね、あれはね。一年ごとに交代なんです。たとえばわれわれが洋服つくるんでも、品切れ、品切れと、一ぱいあるんですよね、そういうことで、はっきり言うと、これが見積りさせようと、何しようと、もう初めっから何か、きまっちゃっているように見受けられるんですよね、それが……。そういうふうな、いわゆる注文のしかたではまずいんではないかと、こういうことなんです。要は経済性の原則によってあり、しかも同じような質なら何も特定銘柄だけをきめなくて、いわゆる歯みがきなら何でもいいんだと、特に悪い組雑なメーカーじゃあ困りますがね、歯みがきならやはりサンスターでも、ライオンでも、あるいはスモカでもいいんだと、これは規格にあっていればですよ。ただし、スモカはだめなんだと、もしも言うならば、それはしようがないと、除外すべきだね。少なくとも一般競争入札が、やっぱりいろんな人にやらせると同じように、指名だって一人じゃない、三人以上と書いてありますね、指名

競争入札の場合には、できるだけ三人以上にしろと、書いてあります。これは一人じゃいけないということなんですね。そういうわけで、できるだけ何というか、競争もある程度してもらわなければ、まずいと、初めっからどの生地を使って、どういうふうにするということになっちゃうと、そうすると、これは、それがそうだと思うんですよ、だけどそうなると、たとえばですね、ライオン歯みがきのホワイトライオンをくださいということと同じように、で、しかも、それにはリーダーがきまっていると、一つのすじがあるんだということになり、その人っきり買えないわけですよ。ほかの人は、もうほかの人は売るわけにいかないんだよね、ほかの人が買うときには、あんたのところは幾らにしてくれと、こう言われちゃったらもうどうにもなんないわけなんです。だからそういうそのものの流れがあるわけですよね。ですからそのきめ方が、答えてもらわないとわかんないんだけれどもね……。次の質問できなくなっちゃうんですよ。だからそういうことで後ほど答えるということなんだけれども……（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩でもして答えてもらいますか。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは、暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後一時五十五分休憩

午後二時三十六分再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前に三浦議員よりいろいろ質問がなされましたが、その答弁を総務部長より求めます。

○総務部長（遠藤政之君）　さきほどの三浦議員さんの御質問でございますが、薬品につきまして申し上げます。殺そ剤につきましては、三浦議員さんのおっしゃるとおり、スチールエランを購入してございますが、それにつきましても主管課のほうで、この薬がいいんだということで、メーカーを指定してございます。それでもって、その十社の見積りを取りまして、最低価格の業者を選んだということでございます。それからワクチンにいたしましても、メーカー指定と申しますか、薬のメーカーを指定してございます。それでインフルエンザのワクチンは、千葉血清を指定しておりまして、七社をもって見積りをしてございます。それからインフルエンザも一つのほうは、北研を指定してございます。六社をもって見積り合わせをして取ったということでございます。それから消防団の服ということでございますが、今年度消防団の服は購入してございません。ただ防災の服はつくりましたが、これにつきましては、消防弘済会ほか二社、三社でもって見積りを取っております。三社のを取っております。それから事務服でございますが、これにつきましては、夏のワイシャツでございますが、六社をもって見積り合わせして取っておりますという状況でございます。そのほか御質問の中の病院の関係がございますが、それは病院のほうでお答えを願いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に病院事務長より答弁を求めます。

○病院事務長（成井正夫君）　病院の薬品の業者選定契約に関してお答えいたします。病院におきましては、相当品目が多いわけでございますが、約数百くらいございますが、これらについて薬局から普通使用の品目につきまして提出がございますので、これにつきまして、薬品の業者の中から、信用もあり、また病院に協力して安く納入ができると、こういうふうな業者を選びまして、その業者につきまして、それぞれ単価の見積り、品目を配布しまして、それにつきまして、見積り価格を記入させて、提出をさせたとこういうことで落札したものにつきまして、単価契約をすると、こういうことで、現在におきましては、年二回、四月と十月と、こういう契約でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　ただいま部長並びに事務長のほうから説明があったわけでございますが、さきほど私が申し上げましたとおり、たとえばインフルエンザの千葉というようなものを買いますと、要するに、一つの特定銘柄に限るということになりますので、業者が、たとえば、何人業者を選ぼうと、その直接のリーダーが一番優先があるというふうなことで、むしろ最初にもう購入の見積りを幾ら、どっから取ろうと、一軒にしぼられてくるという可能性が強くなってくると、初めっからもうきめられているものになってしまうということになってしまう危惧があると、なお落札価格が一〇ミリリッターが一本でございますが、それが二千二百五十円と、二千二百五十五円というふうになっておりますが、ほかの市町村を調べますと、二千二百円で、同じようなインフルエンザのワクチンが入っているということになると、一本当たり五十五円高いんだということになるわけでございます。なおさきほどウジの駆除剤でありますスミチオンというものが、一応一般的な薬の名前でございますが、これも内容をナンコール五％、D、D、V、Pの二％、クレゾール一〇％で日野は買っているわけですが、これも実際には、もう矢ケ崎油化と、これが指定されたようなもんなんです。それであとは、リーダーが、きまっているわけなんです。その直接のリーダーを抜いて、どうしても入札に参加しなきゃならない。見積りに参加しないと、ほかも、もう業者としては弱

いですから、業者は非常に弱いもんなんです。何とか注文を取りたいという気持があって、これがだめならほかのものでも取りたいというふうな気持があって、一応入札、言われたら見積りを出そうという気持があると思うんです。そういうことになると、そこへいくと、きまった業者は七千六百円ということになると、ほかの業者だと七千六百五十円と、あるいは六百二十円とか、必ずもう値段に、差が出てくるようになっているんです。非常にだから、さきほども部長のほうから見せていただいた、決裁書を見ましても、もうほとんど十円くらいの違いで、とことこと、とことこと、出てくるわけなんです。こういうこと自体が、これはおかしいって言えば、おかしいんだけれども、そういうことじゃ困ると思うんです。そういうことで、下値は二つくらい見積り合わせなら出なきゃならないはずなんです。それが出ないで、結局下値は一つと、あとはもうとことこと、とことこと、あんまり法外な値段はつけられませんからね、そういうふうになるということで、一般的に購入しているのが、ほかの市町では、大体六千五百円というと、もう七千十円、これだけでもやはり二〇%も高いものを買っているようになると、それからスチールエランにしてもそうです。これがもう太陽産業のみ、もうきまっているようなものでございまして、これが十三円九十銭と、さきほど私十四円といいましたが、十三円九十銭で入っているでしょう。そんなことを言っちゃ悪いんですが、起こらないでしょう、業者ですからね。日野の人なんですから。しかしほかのところだと、やっぱりそういう懸念も出てくるということなんで、何か安く買って、かえって高いものにつくなんて言うことも、これは極言しちゃ悪いんですが、そういうことになると、困るということで、そういうことのないようにするには、やはり公明正大に、しかもやると、育成は、また別でございます。育成するならば、育成するような方法で判断して、はっきりと打ち出せるというふうにしていただきたい。かように考えるわけです。そういうようなところで、本当に一部分を取り出してみても、こういうふうなんでございます。まだほかにもありますが、時間も長くなるようで、だいぶ議長のほうもあせっているもんで、私ももうここいらで、止めたいと思うんですが、最後に、さきほど最低価格を、制限価格をもうけた場合ということで、質問をとおしておきましたがやっておきましたが。これが実際に、市の規定どおりどのような方向づけで、きめられたかというのを、質問をしたいと思います。今年の七月ごろのやつだと思います。そうだろう。予定価格と、最低制限価格と、さっき言ったやつ…。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　三浦議員さんの御質問は、四ツ谷下の管の、管入れの工事かと思いますが、これにつきましては、予定価格が三千三百六十三万六千円、この場合、最低制限価格をもうけまして、最低制限価格が二千四百八十五万二千円、それに対する落札価格が二千四百八十六万でございます。

○三十番（三浦重春君）　三千三百六十三万六千円で、二千四百八十五万二千円という最低価格を、制限価格をきめられたのは、これは基準の取り方は、どのようにされましたのですか。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　これにつきましては、材料費、それから、そのほかの諸経費……

○三十番（三浦重春君）　そうじゃなくて、その三千三百六十三万六千円は、そうでしょ、予定価格ね。それから二千四百八十五万二千円に、こう最低をきめているでしょう。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　あまりそういうことは答えないほうがいいと思うんです。基準というふうなものを言いますとね、それじゃもう最低価格はきまっちゃうんですね。そういうことは執行的に非常にまずいと思うんです。どうも基準とかいうことを、どういう基準によっておまえのほうは、最低の制限価格をつけるのかというふうなことを公表しますとね、これは前に、事前にわかるわけですね、どなたにも。

そういうことはちょっとできかねると思うんです。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　それでは、次に関連いたしまして、財務規程の十五条最低制限価格の決定方法というのがあるわけです。これには予定価格の十分の八から、三分の二の範囲内においてと、こう書いてあるわけです。したがって、私は予定価格がこうですから、その十分の八から、三分の二の範囲内においてやったんだということは、あえて言えると思うんです。したがって、それを、そういうことを、どのような方法で言うかと思って、一応聞いてみたんです。それでですね、次には……。

○市長（古谷　栄君）　ちょっと待ってくださいよ。私の申し上げますのは、その範囲内において、いまの御質問は、どういう基準によって、こういう数字を、はじき出したかと、こういう御質問、つまり基準を示せということのように解釈しましたので、その基準は簡単には公表できないのじゃないかと、こういうことでございます。

○三十番（三浦重春君）　はいおかりました。それではね、いいですか、私の契約事務規則というのは、公表できるわけですよね。

○市長（古谷　栄君）　そうです。それは公表してあるでしょう、いまのやつは。いまのは公表してあるわけですよ。

○三十番（三浦重春君）　そうです。これはもう公表だと思うんです。議会の議決にはかかっておりませんがね これは規則ですから…。だけど、これは予定価格の十分の八から、三分の二の範囲内においてというのがあるわけです。それですね。この予定価格の十分の八から、三分の二の範囲内というのの解釈なんです。これはどういう解釈をもってやったかと。それでそのきめ方の問題が出てくるわけなんです。十分の八から、三分の二の範囲内というのは、十分の八のほうが多いんですよね。三分の二のほうが少ないんですよ、少ないというか、少なくなる、下になる、十分の八というのは、二割引きですからね。三分の二というのは違うわけですから、二。幾つっていうんですね、そういうふうになるわけです。三、六、十八だから、六。六六六だから、三。幾つになるわけですね、その範囲内ということをきめるんだか、あるいはそのほかの意味があるのか、そういうところを、ちょっとお聞きしたいわけなんです。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　その範囲内において執行者が適切な価格を決定いたします。

○三十番（三浦重春君）　じゃ、ちょっとね、予定価格の十分の八から、三分の二の範囲内というのは、上限と、下限がそういうふうにきまっているものなのか、あるいは、十分の八からでいいのか、どうかと、そういうことですか。上限がきまって、下限がきまっているものかどうかと、そういう解釈でこれを読むのかどうかと。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長……

○三十番（三浦重春君）　いや、総務部長が前にちょっと言ったことでは、二〇%か、何か、三分の二という規程があってというふうなことを言っているんで、どれのことを言っているんだかわからなかったから聞いているわけなんです。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　最低はですね、最低制限価格をもうける場合には、最低三分の二以下じゃまずいということです。

○三十番（三浦重春君）　十分の八以上でもいけないってわけだね。

○総務部長（遠藤政之君）　そうでございます。

○三十番（三浦重春君）　そういうことでいいんだね、この解釈は…（総務部長「はい。」）それにのっとってやったというわけだね。まあ、制限価格をきめるということは、東京都でもやっているようですし、別に法律的に見てどうのこうのっていうことはないわけなんですが、とかく制限価格をきめたり何かすると、一体予定価格が幾らであるかというのを知りたいわけなんです。これは業者としては当然だと思うんです。そういうことでですね、もう何とか知りたい知りたいという気持にもなるだろうし、制限価格というのがきまると、ロア。リミットですから、それ以下に入れればおっこったってだめなんですからね、そういうこともあるし、いろいろその苦労がかえってあるんじゃないかと思いますので、やはりいろいろとそういうことは予算といっても、たとえば安く、たとえば三十万安くともですよ、三十万安くとも、三十万ぐらいでできないはずはないんだし、大体制限価格をもうけるということは、非常に入札する人もたいへんだと思うんです。心配で、うんと下へ入れちまえば、おっこちないし、その限度があるんで、これはたいへんなんです。みんなが知らなければ、みんな苦労していると思うんです。知っている人があれば、その人は得しているわけで、そういうことでして、非常に苦労の種になるわけなんで、しかも一般競争入札のように、それは昔いつだか一万円で東宮御所をつくるなんてことがあったそうですが、そういうのは別として、それはできるからやったんでしょうけれども、できない工事があると、この値段ではたたき過ぎて、できないと困るというので、私は制限の金額をきめたんじゃないかと思うんです。東京都の予算がこれだけあって、返すのがもったいないから、その

制限価格をもうけてやるんだというようなことは、そういうことは考える必要はないと思うんです。考えてみりゃ一応ちゃんとしたものができれば、別に何も十万返したって、二十万返したって、私らは市民であると同時に、都民でございますので、都の金が十万くらい返ってもいいわけで、またそれを何ならほかに使わしてもらってもいいだろうし、いろいろあると思うんです。要するに努力の問題だと思うんです。そういうわけで、入札につきましては、そういうような問題点もありますので、さきほども、とにかく経済性の問題ということを考えられておるようですので、かえってそれに即してよくいろいろとお考えになっていただいて、なるべく良質のものを、なるべく安くというとおかしいんですが、適正な値段で買うというふうにしてもらいたいと、これは私の意見でございます。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。次に名古屋史郎君の関連質問を許します。名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　ただいま三浦議員から入札の点について質問がありまして、経済性を重視するというお話、これはどなたも異論のないことだろうと思います。私関連して伺いたいのは、教育委員会関係の学校の備品、教材といいますか、そういった点についてしぼって、入札の内容でなく入札の制度ですね、入札の制度の採用と不採用の問題について若干伺いたいと思います。教育委員会にお伺いしたいんですが、現在ではどういうものを入札に付して、いわゆる一括購入といいますか、直轄購入といいますか、買っているか。たとえば共通的な、管理的な備品にとどめているのか、あるいは、いわゆる紙一枚、ペン先一つに至るまで入札、いわゆる直轄、一括購入といいますか、そういう買い方をしているのか。それとそのことと関連して、課長あるいは教育長、あるいは現場の校長、そういった者の専決といいますか、事務専決規程といいますか、その金額のですね、教育長は確かいままでの、だいぶ前までは三万円まで、最近五万円というふうに聞いておりますが、したがって、学校長の自由裁量といいますか、できる範囲は、その十分の一だというふうに聞いていますが、間違いじゃないかどうか。そのことは最初御質問した、いわゆる入札で、一括で品物を買って、そして学校へ配って歩いているという現状が、病院の薬などと同じように、この薬でなければ、患者を救えないんだという、担当のほうからの強い要請があれば別ですけれども、いわゆる教育の現場の品物ですから、こんなものがほしいんだ、あんなものがほしいんだという希望は、相当あると思います。でよくいままでの質問で、会議の中でもやり取りされるのは、一年間の教育計画があるんだから、それに基づいて、必要なもの

を出しておけば、何の不足もなく、現場へ届けられるんだと。問題はないんだと、こういうふうに聞いておりますが、私が伺いたい点は、校長のいわゆる裁量といいますか、その金額が非常に低い。教育長の分も非常に低いというふうに、他市町村の例をいろいろ調べてみますと、だいぶ他市町村より低いようで、実際に意欲的な仕事ができないんじゃないかと、教育長も、校長もですね。たとえば町田市の例ですが、日野では校長の分がわずか五千円というふうに聞いておりますが、あとでお答え願いたいんですが、町田市の例では校長が二十万まで、国立市の例ですと、校長が一万円までと、これはわずか日野の倍ぐらいのようですけれども、そういうふうに違いがあって、いままで聞いてきた範囲内では、要するに経済性の尊重という意味で、まとめて買えば安くなるんだということで、ずうっと流れてきていると思いますけれども、さきほど申し上げたように、病院とはちょっと違いますけれども、教育の現場で五千円に押えられているということは、五千五百円のものは一々伺書を出してからでないと、これはできないと、こういう現状でいいんだろうかというところから、若干お伺いをいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　お答え申し上げます。まず御質問の中の決裁、契約の権限と申しますか、決裁の関係でございますけれども、現在市長より教育長に委任されている額でございますが、費目を限りまして五万円委任されております。その費目は、消耗品、印刷製本、それから燃料、修繕、原材料、備品、たしか私の記憶ですが、この程度だろうと思います。それでそれらの品物のうち五万円以下の品物については、教育委員会で契約をしてよろしいと、五万円をこえるものについては、市の管財課のほうに購入伺いを回して、そちらで契約して買ってもらうと、こういうことになっております。そのうち教育委員会の教育長に五万円きているうちの五千円を、学校長に委任している。名古屋議員さんがおっしゃったように、五千円を委任しております。それで課長としては、契約担当である庶務課長に、三万円ということで、専決規程の中に織り込んでございます。そういうふうな形で現在やっておるわけで、従来から学校のほうでは、それ、五千円じゃちょっと低いので、もう少し上げてもらえないだろうかというふうな話もございました。事務当局あるいは学校の校長、事務主事、私どものほうの事務職員等を合わせまして、いろいろ協議を重ねてきておるわけでございますけれども、契約ということになりますと、非常に事務が複雑でございます。たとえば市の財務事務規則ですと、二社以上から見積書を徴して安いほうで契約行為、いわゆる受け書というものを提出させて、発注して納入させるというふうな

ことで、この額があまり多いと、学校の事務が現在でも非常に忙しいという中で、なおさら繁雑さを増すということが一点でございます。それからもう一点は、従来監査のほうからの指摘されている事項でございますが、現在の五千円以内の購入の中でも、学校によって買われた、たとえばの話ですがサインペンを学校で買ったと、Aという学校は五十円で買ったと、ところがBという学校では四十円で買うことができた、というふうな例があるわけです。で、監査事務局のほうで、そういう品物については差が出るのがおかしいので、もっと別の方法を考えろというふうな指示もございまして、よりよい市の管財、あるいは学校とも相談して、単価契約というのを現在やってもらっているわけでございます。で、この単価契約は現在百六十数品目について、業者と契約してございまして、その契約してある品物については、何万円であろうと、電話一本、学校がすれば、直ちに納入されるというふうな制度でございます。

それを補う手段としてもう一つは資金前渡という制度も設けてございまして、一万円以内で学校長に需用費の資金前渡をおろして緊急に必要なものはその中からツケで買えない業者ですね、そういう場合には現金で買ってもよろしいと、いうふうな制度も採用してございます。そういうことと。最初の御質問にありました学校の教職員の要するに希望する品物がうまく入っているかどうかというふうなことだろうと思うんでございますけれども、そういう点につきましては市なり教育委員会の事務職員のほうが専門屋でございます。しかし教材につきましてはやはり教職員が専門屋でございますので、教材を購入する場合には教職員の希望を入れて現在購入しております。ほとんど。たとえば理科の教材備品にいたしましてもどこそこの製品がやはり教育上つかいいし、教えいいんだというふうな指定がありますればその品物を、指定した品物を見積もりをとって契約しているということで、先ほどの三浦議員さんの御質問とはちょっと逆になるような形かもわかりませんけれども、やはり教育のスムーズな運用という面から私どもはそういうことをしておる、こういうことでございます。

なお各市の学校長権限をどのくらいにしているかという点でございますけれども、二、三調べた中では御指摘のように町田市では二十万円というふうな市もございます。あるいは国立市では一万円、立川市では全然学校長に委任していないで全部市でやっていると、青梅市では五千円だ、三鷹市では二万円ぐらいだというふうなことがございましてかなりバラつきがあるようでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　いまの御説明ですとほとんど直轄購入というか一括購入で、食料費、工材費などは除くという形でなされているように思いますが、いまの御説明にもありましたように金額をふやすと事務量がふえるということは、教育をほんとうに生かしていこうという精神と相反するものじゃないかというふうな考えを私は常日ごろ持っているわけです。それも前渡金の制度だとかあるいは意見を聞いているから全然心配がないように聞こえますけれども、美術にしても理科にしても日進月歩というと大げさですが、やっぱり動いていると思うんですね。そういうあれに対応するにはやはり末端の校長の権限というか裁量をふやしてやることが生きた教育をするんだというお考えに教育長あたりはおなりにならずに、いまの課長の説明どおりで何の問題もないんだと、バラつきの問題ですが同じ三多摩の中で校長権限が二十万円というところと、わずか五千円でも問題ないんだとするお考え、課長のお考えのようなことと同じ考えであられるかどうか、これをちょっと教育長にお伺いしたいと思います。私はかなり監査の要望ですとか、自治省の締めつけですとかかなり長年聞いてきました。けれども二十万円という金額なり、国立の例でいいますと教育長決裁が三十万円から百万円まで、事務量云々という話がありましたが次長制度、教育長の次長制度といったものの採用、あるいは学校の現場でいえば事務職員というのもあるわけで、あまりこまかいことに及べばそれは事務職員の過重ということにもなると思いますけれども、仕事量がふえるということと生きた教育が進められるということをてんびんにかけた場合のことで、教育長はいまの課長の説明のようにほとんど問題はないんだというふうなところに立たれるのか。私はやっぱり教育長、校長含めて二十万から五千円というあまりにもたいへんなバラつきを是正して、そして生きた教育が推進できる方向化したほうがいいというふうに思うんですが、その辺について教育長の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　最初に企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　全体にわたっての市長権限の予算の関係ですからその中で現実的に即応しないという部門があるかどうかということについては教育委員会の意見を聞きます。なお全体の決裁規程、こういう区分につきましても若干年限が経ておりますので現実に合うような形で検討いたしたい、かように考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　いま篠崎部長が言われたようなことも私は御返事しようかと思っていたわけですが、これは市とわれわれとの間とそれから学校と三者がじっくり話し合って決定しなければならない。特に最近教育機器とい

う問題がありまして、これは相当に備品の教材の中で非常に教育機器が各学校でもつかわれるようになってきましたが、名古屋議員もおっしゃったように教育はやはり固定しているんじゃなくて、時代に即応して流動していかなければならないことも考え合わせまして、関係者がよく話し合ってまた会計検査委員の方の御意見などもありましたし、いろいろ今後よく話し合って善処していきたいと思います。しかし五千円を一万円だ、幾らにやるかという金額の問題はこれは別の問題です。

○議長（滝瀬政吉君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　いま部長と教育長から御返事いただいたんで私が考えている方向に御努力を願えるというふうにとってよろしいでしょうか。確認したいと思いますけれども。金額は別としても時代が進んでいるし、だいぶ日にちもたっているという御返事はそのように受け取ってよろしいですね。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　事務の近代化、促進ということからいきましてもやはり権限過剰といいますか、やはり時代に即応した形の決裁ということにならなければならないと、こういうふうに思っておりますので、その線で検討いたしたい、こういうふうに思っております。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって六の一入札に関する質問を終わります。

次に六の二　大和田、豊田団地付近）の市民広場についての通告質問者三浦重春君の質問を許します。

（三十番議員登壇）

○三十番（三浦重春君）　大和田、豊田地区の運動場、市民広場と申しますが、市民広場をつくっていただきたいという要望につきましての質問をいたします。これは経過を説明しないとわかりませんから若干簡単に説明いたしますが、四十四年の三月三日に日野市議会並びに市長にあてまして当時の自治会長さん保坂兵部さんほか百何名かの方が浅川の河川敷に市民広場をつくっていただきたいということで請願が出てきたわけでございます。それは六月の議会で採決になりましてそれから以降あまり動きがないというので地元の人も心配いたしまして、また再確認の意味で四十五年の九月二十五日に同じような文章で当時の自治会長高橋徳次さん代表として請願が出てきたわけでございますが、これも翌年の三月二十六日すなわち本年の三月二十六日に願意に添うように努力されたいというところの中から採択になっておるわけでございます。二回目の問題は市のほうにも財政負担がかかるとたいへんだから土地をあそこで耕作している人もおりますので土地の金をまたたくさん、当時たまたま駒形公園の問

題もありましたので、同じように要望されて二の足を踏むようでは困るんじゃないかというような考えの中から、私どもは市でくれるんならいただきますが、くれないんならいよいよになればただだってかまわないというような腹の中で、これも知ってもらわなければなかなかできないんじゃないかというようなことの中から二回目の要望が文章の中にそういうものが加味されまして出されたようなわけで、これが三月二十六日に採択されているわけでございます。その間住民の方も何回も陳情にまいりまして、たまたま私ども並びに杉山議員、林議員の二名の議員さんも立ち会って出ていただきまして、理事者並びにその補助機関というものにお話し合いをしておったわけでございます。なにしろ八王子の行政界にあるものでございますのでいろいろ問題点もあるものと思われます。しかし市長のほうにもお話ししまして市長のほうからは八王子の行政界であるので問題もあるだろうけれども八王子が了解すれば何とか考えようじゃないかというところまでありがたいおことばをいただいたわけでございます。そのいう中でたまたま水道の問題もございまして代表者がみんなで集まりましたときにその点もまた同じようなことも地元もいわれて了解して帰ったわけですが、水道の問題もこれは議会のほうにやはり水道を早く布設していただきたいというふうに請願を出されましたが、これも都市計画水道委員会で了解していただき、議会の中でも了解していただき、たまたま市のほうでも市長が水道の問題はわかったというふうにいわれたわけでございます。これは水道の問題につきましても十年ばかり前にあそこに簡易水道ができまして当時三十五世帯ぐらいのところで補助金を若干もらってつくったわけでございますが、そのときに条件が市のほうで今後ふえてくるであろうところのものたちにやはり補助金を出す以上、布設して利用させるようにしてもらいたいという条件がありましたので、その間またタンクが小さくなったり、モーターがいかれたりしたもんでまた補助金をいただきましたが、そういう中で二百世所に現在なっているような状況です。それでいよいよ少なくなってもう夏枯れはあぶないというようなときに水道をすりかえてやろうということに議会のほうでもやっていただいたし、市のほうでもやっていただくということになって、むしろ広場のほうが何か二の次になっちゃって水道のほうに問題をすりかえられちゃったような関係で一応それにしても有利な条件になっていただくならけっこうだというわけで地元の人たちも了解して帰ったわけでございますが、実は水道がなかなかいまだに引かれないというような状況で、また地元でがたがたしているような状況です。こういうふうなことでありまして地元としては水道と、水道は問題に入っておりませんが、それから運動場につきましてはいろいろ問題点が

あったわけです。たまたま四十五年の十二月ごろから四十六年の三月にわたりまして学区の変更ということがありましてあの地区が滝合小学校にいくようにと教育委員会のほうから命ぜられたわけでございます。そのときにもとにかく十二項目の条件を出しましていろいろやっておりましたが、いずれにいたしましても子供があちらへいくのに日曜日にも運動場に行き放課後、課業外にいっては問題もあるから条件としてもひとつ入れようじゃないかということで、市民広場をつくっていただいて中央線を渡らないようにすれば事故がしたがって発生する機会が少なくなる、そういうことでいろいろ問題もあるから市民広場をつくっていただきたいということもその中の条件として出ておったようなわけでございます。たまたまその間平山台の区画整理事業におきましてグラウンドができたわけでございます。それでグラウンドをつかえばいいじゃないかといわれて一時その気にもなったわけでございますが、グラウンドはおとながつかい、しかも野球が主体のようになっておりまして子供がいくとすぐ追い出されちゃうし、たまがくればあぶなくてしようがないと、危険があるというようなことでやはりたいへんなことだということでもとに戻ってとにかく早く広場をつくっていただいて少なくとも住民の利用はもちろんのこと、通学の児童が滝合小学校のほうにいくのにまだ跨線橋もできておりませんので、そこを渡らないで踏切を渡って事故でもあったらたいへんだと、一人でも死んだらたいへんだと、けがをしてはたいへんだという父母の気持の中から条件も入れてあるんだから早くつくっていただきたいというようなことをいっているわけでございます。たまたま私どもも頼まれまして林議員、杉山議員、私と三名の議員もこれは何とかということで足りないながらもいろいろと努力をしているし、しようとしているわけですが、いずれにしても市のほうが八王子のほうへいかないと八王子のほうで話をしないと、八王子のほうへ働きかけるわけにもいかないと、やはり順序もございますので、物の道理ということで市のほうで早くいってもらえばあとはバックアップができるというような腹がまえをしておったわけでございます。ところがたまたま市のほうで住民の人の自治会長さんその他の方が八王子の企画室長のところへ、篠崎さんはよく会っているんだからいってくれないかということで篠崎部長も心よく了承していただきまして八王子のほうにいきまして、八王子のほうでは建設省の話さえ了解すれば何とか努力しようというふうにまでなり、なお私有地の問題も若干出たようでございますが、そのような状況になっているわけでございます。そのあと地元の人たち、またわれわれが各八王子の議員さんを回わりまして、いろいろともう市が動き出したんだからいいだろうというわけで動き出したところが、各議員さんの言

うことは日野のそばにあるんだから、八王子から川は離れているんだから問題はないでしょうと、簡単に言うわけなんです。そういう中をからみ合わせまして先は明るいぞというふうな気持でいるわけでございますが、その間とんとわれわれのほうには状況がわからないもんで、一体それから以降どのようになっておるかお尋ねいたしたいと、こういうわけで質問に出したわけでございます。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ三浦重春君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これは大和田の地先ですが、当該地が八王子の行政界であると、これは三浦議員さんおっしゃるとおりであります。したがいまして八王子市議会の同意が必要でございます。そういうことで事務局のほうにもまいりまして同意案件の上程ということにつきまして再三話したわけですけれども、いろいろ御承知と思いますけれども、種々の事情から日野市の案件を市が八王子の市議会に提案をすることが非常にむずかしい、こういう時期にいままであったということでしばらく見送られた。もちろん、この中で市長も私どももまた議長も向こうの関係の人に会いました。たまたま水道問題、特に多摩ニュータウン関係の水道と八王子の長沼地域に布設する水道、これが若干日野市のところをかすめるわけで、当然残土も出る、こういうようなことから残土を予定したところに還ぶことによって経費も少なくなるし、八王子の同意も可能ではないかと、こういうことでここのところずっと話してまいりました。十二月議会に提案をしてもらうことはどうだろう、こういうことですが三月まで待ってもらいたい、水道の局長のほうにも側面から市長のほうなり議長のほうに話してもらうようになりましてだいぶムードがよくなってきている。こういうことで建設省のほうの交渉のほうは八王子の同意が先になりますから、八王子の同意がおりれば許可をいたします。一応内諾を受けております。したがいまして四十七年度の建設省の正式認可を受けられる、こういう運びになっております。さらに地元の要請でありますので当該地域は遊び場対策の一環といたしまして、先ほど三浦議員さんは市民広場と申しましたけれども内容的には同じでございますので遊び場対策の一環として運動広場と、こういうことにいたしまして設置をし管理をいたしたい、かような方向を持っております。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　明るいお答がございまして非常に感謝する次第でございます。それでは続きましてちょっと質問いたしたいんですが、いま八王子の水道というのが出ておりますが、これは八王子でニュータウンの問題と篠

崎さんが言うように長沼のほうへということでございますが、何か聞くところによると地元のほうからもいろいろの要望も出ていると思います。もちろん遊び場の問題とそれからその他の問題道路の問題とか、水を引いてくれなんていう問題が出ているように聞くわけなんですが、そういうものとからみ合わせまして、これは法的な問題でございますが、八王子で要するに日野の地区を、八王子の日野のつくるのは別なんですが、八王子のほうから向こうに持っていくのに主体がどこでやるんだかわかりませんが、地方自治法の二百四十四条の三項にはどのような関係が出るか、ひとつその点につきまして御質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　当該事業は東京都の多摩ニュータウンの給水関係の一環でありまして、その一部が八王子の長沼地域、施行者は東京都でございます。東京都がそういう申し出をいたしましたので現地で説明会を開きまして、当然交通渋滞とかいろいろ問題が起こるのでこういうものにつきまして要望をまとめていただきたい、この際迷惑だけして住民が何も得るものはない、このことによって道路が広がり側溝ができると、こういうことになりますればある程度のがまんもできるわけですから、そういう要望事項についてはまとめて出していただきたい、そういう中で東京都のほうとも話をしております。したがって下話がまとまれば東京都のほうでは自治法の二百四十四条の三項に基づく同意案件として市のほうに書類が回ってくるということですからその時点では市議会の同意をいただきたい、こういう順序になろうかと思います。いま下話の中で住民の了解が得られるかどうか、こういうことで地元のほうに話をしております。

○三十番（三浦重春君）　結局二百四十四条の三項が該当して日野市のほうの議決事件になるんだと、こういうことに了解してよろしゅうございますね。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　いま私の知っている範囲内では同じ自治体でありますからそういうふうに手続上はなると東京都のほうは多摩ニュータウン開発関係がどういう法的に根拠が基づくかどうか私調べてありませんのでこまかくは私まだ確認しておりませんけれども、いずれにしても地元の了解ということが前提ですから、そういう形でいまは話しております。地割りの関係につきましてはさらに検討いたしまして東京都のほうと話したいと、こういうふうに考えます。

○三十番（三浦重春君）　いずれにいたしましても二百四十四条の三項の該当と私も判断しているわけなんですが、そういうことの中であまり法的にどうのこうのと言い出すとしゃくし定規になりますが、やはりいままで難航した交渉のぐあいもありますので、そこいらをひとつ御判断願いましてでき得る限り市民のプラスになるようにお願い申し上げます。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって六の二、大和田豊田団地付近の市民広場に関する質問を終わります。

次に七の一、市政への市民参加の布石についての通告質問者森田喜美男君の質問を許します。

（二十番議員登壇）

○二十番（森田喜美男君）　市政は市民のものであると、市政は市民のためにあるということはこれは大きな原則であると思うんですが、かつての封建時代には寄らしむべし知らしむべからずというふうな原則で政治が行なわれたと。それから官僚といいますとお上というふうな考え方で民主主義前の段階の状態があったわけですが、今日はまさに特に自治行政は市民の参加を得ないと生き生きとした自治を切り開いていくことができないと、そういうふうな考え方の大きな流れが、変化の流れがあったように感ずるわけです。近ごろ都民参加であるとか、あるいは市民の場合におきましては市民参加ということが大きく自治体行政の意識の中に加わってまいりまして、先にわが日野市にも制定をみました。基本構想の中におきましても日野市の目ざす都市像は暮らしを守る住宅都市であるということ、連帯する市民の都市であるということが高くかかげられておるところであります。またその基本構想の中の結びに相当いたします第五章の末尾の節におきましては、要するに自治の本旨を高めるというところに最終目的がある。その最終目的に到達するためには市民参加こそ、市民参加なくしてはつまり成り立たない、市民参加こそ期待される自治のあり方であると、こういうふうに結論されておるところであります。私も全くその考え方に同感するわけでありまして、その観点に立って今日の自治体行政が市民参加という形においてりっぱに運営されておるかどうかということをひるがえって考えます場合に、必ずしもそうまではいってない。確かに議会制民主主義もこれも一つの市民参加の姿であろうと思いますし、また各行政委員会等の審議会であるとか、運営協議会であるとか、これも市民参加の一つの方式であることは疑いないところであります。また議会側に対しまして請願であるとかあるいは傍聴であるとか、これも一つの市民参加の姿であることも明らかだと思うわけであります。市民の中の自治会であるとかあるいはＰＴＡ組織であるとか、あるいは婦人会、老人会、子供会、これらもいずも市政の中の一つの市民参加という母体になっておることもこれも明らかであると思いますが、ただこれに特にこの基本構想の大きなねらいまた自治という市政の目ざすところはも

っと開かれたといいますか、市民参加が呼びかけられておるところに特に基本構想の末尾に大きく集約されておるゆえんがあろうと思うのであります。これは期するところ執行部、執行機関、あるいは市長の考え方、姿勢に左右されるところが大きいと思うわけでありまして、今日の市政のあり方に制度的なつまり執行機関としての任務と、それから市民参加に対する事務局的な役割が、伴うことが望ましいんではないか、というふうにも考えるわけでありますが、総括的にひとつ市政への市民参加という課題に対しまして当局の御見解を伺いたいというふうに考えるわけであります。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ森田喜美男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　森田先生のおっしゃるとおり自治の振興の上で市民の市政参加、これにつきましては不可決な要素である。こういうことが言えると思います。そのことでは全く基本構想に掲げてありました森田先生がおっしゃるとおりでございます。しかしこの基本的なまた具体的な方策であることについて、常日ごろ市民の意のあるところを吸い上げる、こういう組織体制、こういうものが欠けてるんではなかろうか、こういう御指摘でありますのですが、十分その意味はわかっております。しかし私を含めまして、あまり素質がよくありませんので、目下勉強しておりますが、新しい体制につきましてはできる限りの努力をしてせっかく制定しました市の基本構想の意に基づくような市政の執行にあたり市長を補佐する、こういうことに努力をしなければいけないだろうこういうふうに考えております。しかし実際問題となりまして市民との交流、こういうことを積極的に推進する方針をいま検討しておりますけれども、実際には組織というものが地域に飛び込んでいってそしてひんぱんに交流が行なわれる。そういう中から多彩な市民の市政参加の期待得るものを考えながら提言とかいろいろコミュニケーションとかこういうものの交流がなされなければならないだろう、こういうことでございます。しかし、なかなかこの問題につきましては市政だけで考えていく問題だけではなくやはり行政的には教育委員会の社会教育的な観点からも市民の特に愛市する、市を愛する、こういう精神の涵養をいたさなければならないだろう、こういうふうに思っております。なかなかこういう面につきましては全般的に見まして私どもは一方的だとおっしゃられればそのとおりでございますが、なかなか市民の方も連帯意識というものにつきましては欠如しているのではなかろうか。要求はいたしますけれども、実際責務ということについてはごみをとらえましても、その他非常に問題があるのではなかろうか、こういうことはやはり社会教育をとおして連帯観を増すような社会教育をすべきであろう、こんなふうに実は考えております。先ほどの前段に戻りまして市民の市政の参加ということを積極的に組織の中に呼び入れまして体制づくりを整えたいこういう考え方でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　基本構想を読んで見ますと、非常にりっぱにうたいあげてあるわけでありまして、じゃ、具体的にこれを行なうにはどういう施策、あるいはどういうおぜん立て、あるいはその布石というふうなことが行なわれなければならないだろうか、ということになりますと非常にむずかしいわけでありまして、ただ、今日できることは豊富で正確な情報を提供し、市民の市政への関心と理解を含め、市民意識の醸成につとめる。そして市民の声を市政に反映するための機会を用意する、そういうことでありますからしてコミュニケーションの手段を豊富に提供するといいますか、しむけていくということがやっぱり大きな一つのこの道を開くための第一歩ではないか、というふうに考えられるわけです。それで市の広報は確かにお知らせということで、行政側の伝達事項は近ごろ、かなりよく編集されて伝わってる、というふうに考えます。また、市民便利帳というような方法でその行政の案内ということも十分尽されておるように思うんですが、何か、市がどういう事柄で困ってるとか、どういう事柄をやるのにどの点に困難があるとか、そういうふうなつまり市がかかえておる心配ごと、むずかしさ、それから市民要求に対する、これにはこういうふうな前提が必要でありますというふうなそういうふうな、陳情なり何なりのときにはいろいろとそういうことが話されておるわけですが、不特定多数という形の市民を対象にしては特に必ずしもそういうふうにはなってないわけでありまして、ときによりましたら問題についての白書というような形の呼びかけ提起、あるいは庁内外でその市民参加活動の委員会というふうなことを定めて、そして問題を研究討議するというような組織的な布石、ある市では市民活動課という課が設けられておるということもちらっと聞いたわけですが、たぶんそういう市民活動課というようなところが市民参加の直接の何か窓口を開いているのではないだろうかというふうにも感ずるわけであります。終局の目的は確かに郷土愛の醸成であり、同じレベルでお互いの市のことを権利と義務も合わせて考えるというふうな形にならなければならないわけですから、そういうことに対する教育面からの働きかけも当然なければならない面であろうと思うわけであります。また、この施設面といいますか、公民館、地区センター、集会所とそういうふうな市民施設も、あるいは公園、子供の遊び場、広場、いろいろ施策は打ち出されておりますが、そういう材料を提供しても必ずし

もそれを期待するほどに活用することになってないという面の反省もあろうかと思うのであります。そういうことにつきまして、年次、年次の予算編成そのものが施策になって市民に向けて開かれておるということではありますけれどもやはりそれを消化し、進んで意識の高まりとなって相反応できるそういった自治社会をつくってこそ、自治の自治たるゆえんでありましょうからもう一歩そういう方面の布石なり、打つ手におきまして深められる余地があるんではないか、というふうに考えるわけでありますが、おそらくこの庁内の比較的若い職員の中にはかなりそういう方面に深い関心と意識を持っておる人たちもあろうかと思うんです。それがひとたび制度化されるとか、あるいは予算化されるとかいうことになると必ずしもそうではないかもしれませんけれども、事なかれ主義とか、あるいは萎縮、やる気というその試行錯誤を恐れるがための、ちゅうちょになってくることになりかねない、そういうふうにも考えてみるわけであります。まさに精神的な問題でありますからして打つ手がすぐ何らかの成果となってあらわれる、ということは期待できないところではありますけれども、市長はじめ、スタッフ、ラインともに、目標はやっぱりそこにあるだろうと思いますので何か一言、お考えの披瀝があってしかるべきだと思いますが、いかがでありましょうか。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　どうもたいへんむずかしい問題で市の仕事でもいろいろあるわけですけれども、従来あった仕事でもやっぱり教育委員会なり教育委員会の社会教育という仕事は、おそらく一番むずかしい仕事じゃないか、というふうに私は考えるわけであります。それと同じように、これは社会教育の仕事とも非常に関連性のある問題なんですけれども、よく、私どもも市長になってから間もなく市民との対話、というふうなことも考えたことあるんですけれども、いろいろ調べてみましたらどうもよそでやってるのを見ましても、そういうところに出てくる人は限られた方が多くて、そしておれのところの前のどぶ板なおしてくれとか、このうちの部落内の道路を舗装してくれとか、というふうなそういうお話だけで、町全体のことであまり大きな提言もないんだ、こういうふうな話も聞きましたのでいまだにやってないわけですけれども、この地域啓蒙というのも民主主義の原点だというふうにおっしゃる人もありますけれども、市政への市民参加という形と、市政の担当者なり何なりが市民におべっかを使うといいますか阿諛するといいますか、そういうことは別であろうと私は実は考えているわけなんでございます。いまいろんな市民の方々から、いわゆる住民運動、市民運動というようなことでいろいろ言われておりますけれども、しかし中には反対があっても市政百年の大計のためにかなり強い反対があってもその抵抗も排除してやらなきゃならん仕事も非常に多いのじゃなかろうか、と私どもは考えます。ですからもちろん市民の福祉のための市政ですから市民の方々からのほつらつたる御意見を市政の上へ反映するということは必要でございますけれども、しかし、それだけでは実はどうももの足りないという感じを私は持っています。卒直なことばかもしれませんけれども。四年ごとに選挙がある。選挙のときに票が減っては困る、ということを考えて住民に阿諛迎合をしていく、そういう姿だけでは市政のほんとうの意味の発展はあり得ないんだ、ということだろう、と私は私なりに実は解釈をしておるわけでございます。ただ、いま森田さんからもお話がございましたとおり、四十七年度なら四十七年度の予算をいま編成中でございますけれども、これは必ずしも市議会で議論されたことが予算に盛られるわけじゃございませんし、たとえば図書館の問題にすれば、図書館の関係の団体の御意見が反映をするわけでありまするし、青少年問題に対することは青少年問題の協議会なり何なりその方々の御意見が反映するわけですから、ある程度十分ではないですけれどもある程度やはり実際に予算には市民の方々のお考えが反映をしておるんだ、というふうに私どもは解釈をいたしておるわけであります。来年、実は教育面でも市立の四中をつくることは財源的には非常にむずかしいんでございますけれども何とかひとつやりたいというふうに私も決意をしておるわけですけれども、これは決して私だけの考えでなく、やはりあの二中の、あそこで子供さんを教育されておられる方々、あるいは御父兄の方々、そういった多くの市民の方々の中学教育に対するやはり一つの提言がそういうふうに決意をさせたんだ、というふうに解釈をしているわけであります。ですから、いろいろな形では、ぼつぼつとそういう姿が見られるわけですけれども、これを一つの組織体として組織するということになると、なかなかむずかしい面が多いので、いま企画部長も言いましたとおり研究させてもらいたいと思いますが、しかし、好むと好まざるとにかかわらず、そういう市政参加の組織がぼつぼつとふえている、ということはこれは当然の姿だと思います。たとえば今度、来年三月には環境保全条例を上程するつもりでございますが当然公害監視委員とかそういうふうな名前は何となりますかわかりませんけれども、そういうふうな組織ができてくると思います。これもやはり住民の市政への公害を通じての参加だという形になりましょうし、だんだんとそういうふうになってくるわけですけれども、それを総合した組織をどうするかということになると、まだ、私どもにもはっきりしたものがないわけでございます。模索中でこれはもう発言をされてる森田さんと同じようにあまり

はっきり申し上げられないのを非常に残念に思うわけです。大いに勉強をこれからさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　自治体のいわゆるいつのときにもその課題は絶えず掲げられていくことになる、というふうに考えるわけですが、ごくささやかなことを具体的にあげてみてお考えを伺ってみたい、というふうに思うんですが、いま市長が言われるように確かに対話集会を開いても自分の部落の目先の、これとて決してなおざりにすべき問題ではないんですが、部落の目先の問題が比較的出がちである。おそらくそのとおりであろうと思います。しかし、いわゆる自治意識を高めるということをちっとも行なわないでいて、あるいは情報伝達、コミュニケーションを行なわずして、全体のことを発言しろといっても、これも無理なわけですからやはりそういう頭といいますか、考え方を養うというしむけ方、布石が行なわれなければいけないんじゃないかと思うわけであります。新聞等によりますと、自治省がある答申に基づいて、コミュニティーづくり、これは近隣社会と解されておるようですがそういうふうな発想に立って国からの施策を行なっているというふうに聞きます。これが、かつての隣組の復活になっていくのか、あるいは新しい民主的な地域社会づくりになっていくかは一にこれは住民側にかかわる、あるいは住民側の責任に帰すべき問題であろう、というふうに考えられますけれども、これは国が行なうということになりますとかなり問題がありますが、自治体自身が市民とともにそういう考え方に立って検討する。たとえば今日百数十の大小の自治会があります。単なる役所の伝達機関だけを行なっておる自治会もあるようでありますし、また地域の要求を組織的にまとめて、そうして市にぶつけてくる自治会もあるわけでありまして、これらを同列に、いわゆる自治会という形で対応するには、あまりにもアンバランスがあり過ぎるのではないか。あるところは声高らかに、あるところは声にもなってこないというような不均衡もあるかもしれません。そういうことで号令をして組織するというわけにはむろんまいらないわけでありますが、少し大まかに区域を、一応の区域のようなものをまとめた、つまり自治会の連合体といいますか、そういうようなものを対象に話し合いの相手になってもらう。自治会連合会に対する補助金というようなことでわれわれもこれまでいろいろ異論を申してきたわけでありますが、ほんとうにそういう意味の市民活動ということに価するような組織がつくられるならば、これはむしろ活動費も十分提供して活発に活動してもらうということもけっこうなことではないか、というふうにも考えるわけであります。また市民に対してあるいは庁内の意識のある人たちに求めてそういう市民活動、市民参加の方法はどういうことをやったらいいだろうかというふうな呼びかけそのものにも一つの意味があるのではないか、というふうに思います。つまりアイデアバンクといいますか、あるいはアイデアの登録といいますかそういうことをアンケートなり何なりによって行なってみるということも一つの方法ではないかと思います。また市民には特にお年寄り、あるいは家庭の御婦人というような層にはある程度、時間もあって何か役に立つことがあればお手伝いをしたいというふうな方も相当あるのではないかと思うんです。率先して、ボランテイア活動をなさる方もあるわけですけれども日本人がまだそこまで訓練されておりませんので何かきっかけをつくらないと、そういう人の手もあがってこないということもあろうかと思うんです。そういうボランテイア活動をしてもいいというふうな方に対して、市側は直接か間接かはともかくといたしまして登録できるような方法でもとって、そして福祉活動なりあるいは清掃その他公共的な仕事にもそのいわゆる奉仕の精神を出していただく、そういうようなことも市民参加の一つではないか、というふうに考えられるわけであります。すでにやっておるという部分もかなりあろうかと思います。また市民の中に学生もたくさんいるわけでありまして学生自身もアルバイトというような形で直接市に仕事という形で参加している人もあると思いますが、これは必ずしも門戸を開かれた形で募集されてるようには見受けないわけです。プールの監視というような際に公募されてるのを見たことがありますけれども、その他の仕事でも学生の気持ちのあるところを引き出すといいますかお受けするというようなやり方もあるのではないかと思いますがそういうことについて検討なりお考えなりというようなことが具体的にあればお話ししていただきたいと思います。なければ御検討願うということになるわけであります。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　よく検討させていただきます。

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　一般質問の場にかみ合わない問答をしても全く時間のむだというようなことにもなろうかと思うんですけれども真剣に話し合うということでなければ一般質問もまさにこて先の議論ということで出しても意味がないと思うのでありますがひとつ真剣に考える、これはどなたの発言についても同様でしょうがもう少し身のあるお話を今後はしていただきたいこういうことで私の質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって七の一市政へ

の市民参加の布石に関する質問を終わります。

次に八の一基本構想に基づく基本計画についての通告質問者、秦正一君でございますが、遅刻ということでございます。いまだに見えておりませんので、十二の二の次に回します。

次に九の一公害対策進行状況についての通告質問者板垣正男君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）　質問いたします。通告いたしましたように、公害対策の取り組みの進行状況について伺うと、そういう立場での質問をいたしていきたいと考えております。ここであらたまって申し上げるまでもなく、公害の問題は猶予をもたせることができない緊急な問題であります。市内の各所に公害が発生しておりますけれども、市の公害の対策、いままで議会で論議されました、いろいろな公害に対するどのような対策を進めてきているか。その進行がどういうふうになっているかということと、企業側がその市の対策を受けて、どのような対策を企業内で進めてきているかと。そういう問題について最初に伺いたいと思います。日野自動車のばい煙、振動、小西六、これは悪臭、水害の問題、羽田ヒューム管の振動、騒音といったようなことが、企業公害としては、代表的なものとしてあるんではないかというふうに、考えておりますので、その点についてまず説明をしていただきたいということが、三点目であります。

四点目に公害を規制する意味で、条例が制定されれば、それも一つの大きな力になるわけですけれども、直接企業との協約ということも必要かと考えます。先般台風による水害をきたいというふうに思います。

二点目ですけれどカドミ公害の発生が東京だけではなく、全国的にも発生しておるようであります。市内におけるカドミ公害も、一年以上たってはいるわけですけど、特に発生源の追究がどのようになされているか。その発生源が明らかになった場合、企業責任というものをどのように考えておられるのか。また市当局のとるべき態度というものが、今日明らかにされてもいいのではないかというふうに、私は考えております。この辺の態度、見解というものを明らかにさしていただきたいというのが、二点目であります。

三点目にいままでの議会審議の中でも、公害をなくするという見地から、条例の制定ということも、必要なのではないかという要求もしてまいりました。自然の破壊、あるいは地下水の揚水の問題、さらに社会教育的な面からの、環境保全といったようなものもあります。それらを含めたものになるかどうかわかりませんけれど、そういう公害に対する条例ということも、一方では進められているはずでありますから、その検討の程度と申しますか、進行を説明していただきたいということが、三点目であります。

増大させたということで、市長みずから企業に対して、操業規制を含む、その対策方を要望されたという報告がありましたけれども、それらを一歩前進させて、企業とやはり協約を結ぶということが非常に大事なんではないかというふうに考えております。先日の市政経過報告の中で、私は各種土木事業における道路の破損、あるいはそれらにかかわる交通事故の発生などという条件が、非常に高まっておりますけれど、契約条件の中に、それらを含めるということは、必要なことではないかというふうに考えております。そういう問題も含めてでありますけれど、公害の面からの企業との協約ということも、当然必要なんではないかということを、考えておりますので、市当局の考えを、はっきり伺いたいというふうに思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　一番の日野自動車関係を申し上げます。従来キューポラ方式の集じん装置があったわけですけれども、これとてやはり東京都の条例等には合格していたものであります。しかし今度規制がきびしくなりましたということで、一基が昔の方式であったものを、十一月五日に、工費五千万円で完成いたしまして、七日で切りかえ工事をし、八日から試験の操業をしております。その結果につきまして、お配りしてあります資料がいっていると思いますが、この資料の考察という中にも、こまかく書いてありますとおり、風向き等によって、若干位置が一、二、三四、五、六、とありまして、一、二、三、のほうが非常に高いと、下のほうが非常に低いと、この値の、濃度の値ですが、ばいじん濃度というところがミリグラムでございまして、東京都の規制は〇・二グラムであります。したがって位置を直しますと〇・〇一八と、こういう形になるわけで、東京都の規制からいきますと、百分の一以下になると。したがいまして、現在の集じん装置では、最高のものであると。内容的にも一番下のところに書いてありますとおり、二グラムの一標準状態、こういうことをあらわしているんだそうですが、こういう中で、一応調べたところが、九九・九〇、九九・九八こういうふうな集じんの成果があるんだと、こういうことで、これについてはこの会社も、東京都もその規制に、東京都の留保工場でありますが、東京都の担当官も、現在の技術の中では最高であると、こういうふうに言われております。ただ臭気につきまして、なおにおいがとれない、こういう苦情等もありますが、臭気についての測定基準というのが、非常に

あいまいであります。したがって感覚だけでございますからやはり人間に著しい被害を与えずと、こういういわゆる悪臭というものをさしている。ですからその辺について、従業員のほうの関係も十分あるわけですけれども、これらについてはなかなか明快な解決ができない。ただちりに、いわゆるこみ等によって、ぜんそく、その他の症状が訴えたものはあるかということで、付近のアンケートを取りましたところが九十一名、いわゆる既往症、いわゆるそういう感覚を訴えた、こういうものがあるんだということで、既往症との関係もありますので、保健所に依頼をし、また市のほうでは耳鼻咽喉科の先生を、委嘱いたしまして、七日の日に実は検査をするように通知をいたしました。ところが三分の一の三ぐらいの、三十五人だけ受診をいたしております。その結果につきましては、過去のいわゆるアンケートの中の訴え、これとも合わせまして検討すべく資料を保健所のほうへ送ってあります。なおたん白、尿のたん白等の検査をいたしまして、はたしてこれがどういう形に出るかということは、いましばらく待っていただきたいと思います。

それから振動につきまして、これも資料がお配りしてあると思いますけれども、この振動の測定を二カ所で行なっております。松岡酒店と、加藤さんというお宅で一週間行ないました。このポツとバツがしてありますが、右のほうの上のほうに住居の地域の基準、それから商業地域、工業地域、それぞれ基準があるわけですが、振動につきましては最高値ということでありまして、いずれにつきましても、いわゆる基準以下であるということが言えると思います。ただ日本の地域指定の中でも、工業地域のすぐ隣が準工なり、住居になっているという不自然さがあるわけです。アメリカ、あるいは欧州のように、その外周にはグリーンベルトとか、いわゆる緩衝地帯を設けていない、そのために、道一重離れていると、相当の基準が、振動、騒音等についても、振動の値が違うと。これらは非常に不自然で、規制の中でも、非常に困っているところでございます。言いかえますと、工場側では、工業地域であるということですから、その中での騒音なり、振動なり、それぞれの基準と。道一重隣りは住居地域であると、こういう場合には、どうにもならない問題等が、一住居地域、そういう地域指定の盲点として生まれてくる。そういうことは言えると思いますが、いずれにしましても、この中に示されたとおり、振動につきましては、相当基準内であると。しかし住民のほうの受ける感じとしては、線路のふちは別で、こういう工業地域、工場があるということだけで、非常に感受性の中で、非常にいらいらすると、こういうことで、工場側でもいかにしたら振動を少なくすることができるかということで、一、〇〇〇トンと、五〇〇トンのプレスがあるわけですけれども、途中で一回停止をし、しばることによって、振動が半分以下になると、こういう作業を現在やっているわけで、それにはもちろん生産のコストなり、あるいは生産量というものは、違ってくるわけで、これとてやむを得ない。やはり住民に、悪い感じを与えないような、いろいろの仕法によって振動等を、いかに基準以内であろうとも、さらに努力して少なくしようと、こういう努力はいたしております。その結果、今日では相当低くなったと、こういうことを言われておりますけれども、今後また振動が多くなる、あるいは感じたような場合には、当然市のほうとしては、測定をし、工場のほうの協力を得たいと、こういうふうに考えております。なおこの表の中で深夜、早朝については大むねゼロということになっているわけですけれども、その大むねのゼロというのは、一体どの辺かということになりますと、〇・〇一ないし、三ぐらいが大むねゼロに近いんだということは、人間の感覚では感じられない程度、しかし機械では〇・〇一ないし〇・三が出ますけれども、人間の感じとしては、敏感な人は話は別ですけれども、普通の人だと、〇・三ぐらいまでは感じないと、そういうことになりますと、この中でも何件か違反しているんではないかという御指摘が、あろうと思いますが、こういう点につきましても、十分会社のほうの指導をいたしまして、もちろん直接私どもが行きましても、会社は受けてくれます。なお東京都の留保工場ですから、東京都のほうにもこの点につきましては指摘いたしまして、努力をしてもらうようにいたしたいと、こういうふうに考えております。それからなお付近の住民の方々の、こまかい要望につきましては、会社と話しまして、誠意の中で解決いたしたいと、こういうふうに考えております。

それから小西六工場の関係ですが、ここはフェノール関係の臭気、これが一番問題に、あとの問題は解決ができたんですけれども、下びき工場の九〇%が、五〇何メートルかの煙突に集めまして、そこから大気に臭気を出すと、こういう形でありますが、なお一〇%の古い工場につきまして、いわゆる集めるようになっていないということが原因だろうと、こういうふうに、東京都のほうでも言っているわけで、これにつきましては、工場の改修計画、こういうものの中から、工場側で努力するように、指導をしていると、こういうことを聞いております。

それから小西六の中のカドミウムの関係ですが、前にも申しましたとおり、現在一定個所に貯蔵いたしまして、バキュームカーで小田原のほうに搬出している。そういうことで、全体計画はもっと早く改修計画はできるはずだったんですが、国の基準よりはるかに多く、良く、絶対に排出内〇。〇〇一P・Pmぐらいまで落とそうという技術的な努力の中で、設

計を再三変更していると。会社のほうとしても、一カ月八十万も、九十万も搬出費がかかるわけですから、何千万かを使っても、早く完成をしたいと、こういう考えですが、さきほど言ったように、排出基準を上回る処理をしたいというふうなことで、努力をしている関係から、三月ころまで延びそうだと。その間もちろんこれは、他に搬出しているわけですから、これについての被害というものは全くないと、こういうことが言えると思います。

それから水のほうにつきましては、これは後ほど触れたいと思います。それから羽田ヒューム管関係ですが、ここは騒音が一番問題で、振動のほうは、最近前よりは幾らか低くなりました。騒音のほうが問題になって、これとてやはり、工業地域との隔たりというものが、道一重であるというふうなことで、会社側では、工場を、全体を改修計画を持っていると。さらに騒音の出る、パッキンを締る操作のほうは考えたい。それから汚水関係ですが、これは全部いま工事をしまして、悪水等の排水を全部出さないようにしている。循環式沈澱方式を取って改修をいたしております。

それから二項目のカドミウム公害に対する補償問題でありますが、これは非常にむずかしい問題でありまして、都のほうでも調査会の先生に委託しまして、いわゆる発生源というものを推測をいたして、大むねの結果は出て御承知だと思いますが、これについての発生源の明確ということになりますと、昭和二十年以前当時、戦時中に、いわゆる海軍の兵器につきましても、飛行機につきましても、国際規格ということから、カドミウムメッキでなければならないと、こういう時代があったわけで、その当時の国策なり国の施策ということ、規制、そんなものはなかったわけですから、そういう問題について、はたしてどこが流したのかということについての明確なる判断なり、資料、因果関係、こういうものにつきましてのきめ手というものが、非常にむずかしい、こういうふうに、いわゆる委託された先生が言われていると、こういうふうに聞いております。したがいまして、日野市がこれに対してどのような対策をするか、ということにつきましては、非常にむずかしいので、都の対策の立て方について、都の指導によって動きたい、かように考えております。それから条例関係ですが、三月議会に提案をするように、目標を持っております。そうして策定作業をしておりますが、内容的には環境保全を主体にして、公害防止、こういうものを含めまして、そうしていきたい。ただ御指摘のように、工業用水まで含めてやれというような、御意見のようですけれども、これは、やはり広域的な規制をしませんと、効果が上がりません。日野市だけが規制をしましても、やはり現在都が示しているように、八王子から、福生を結ぶ線以東、これを一つの標準にしておりますから、そういうことでないと、規制がなかなか効果が上がらないということで、都の条例に従っていきたいと、こういうふうに考えております。それから他市で結成しているような、いわゆる工場との防止協定、こういうものをつくる考えはないかというような、意味合いかとも思いますが、これは、他市の条例、いわゆる防止協定を見ますと、都の防止条例の範囲を、ちっとも越えていないわけで、やはりこれでは、いわゆる都の公害防止条例を準法にしていけば間違いないわけですから、これに若干落ちているもの、あるいは後ほど出ます緑を残すと、こういう鎮守の森の保持ですか、こういう緑地帯を設けると、こういうものまで絞り込んだ、いわゆる環境保全条例、こういうものを目下策定中ですが、それに大体盛られると思いますけれども、特殊工場、その他について落ちているものについては、それらを十分検討いたしまして、こぼれがないように、また、こぼれがあった場合に、救済措置として、防止協定を工場と結びたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　かなり詳しい経過説明なり、対策の進行の説明があったわけですけれど、日野自動車の悪臭の問題ですけれど、地域によっては、以前より相当悪臭がひどくなったと、そういう住民も出ております。当初東京都のほうの考えかもしれませんけれども、この六月議会で部長が説明したのによると、除じんによって悪臭等が、ちりの中に吸収されるという考えを、もっていたようであります。しかしそういうことにはどれほどなったのか、あるいはどれほどならなかったのか、比較的検査がなされていない。正確な回答ができないかもしれませんけれど、少なくともそういう結果が出されなかったか。悪臭は悪臭として、追及しなければならないのではないかというふうに考えられます。ですから、除じんを行なったということと別個の問題として、今後悪臭の問題にも、取り組んでいかなければならないのではないか、というふうに思います。それと悪臭に関連するのですけれど、小西六の悪臭が一向になくなっていないと。最近では夜間この悪臭がひどくなるという苦情も出ております。どのような操業の操作がやられているのかわかりませんけれど、その辺のところの詳しい実態を把握して、この悪臭問題に取り組む必要があるのではないかというふうに考えております。企業のほうの都合は、どういう内部的な問題があるのか、わかりませんけれど、処理施設を、あるいは悪臭防止を、いついつまでに完成させるという約束、あるいは、そういう通告は一向に守られないという問題があると思います。小西六の悪臭については、当初企業側が発表したのによれば、すでになくなっているはずです。しか

し依然として、悪臭は続いているという期限の問題なんかについても、もう少しきびしく企業側の責任を追及してもいいんではないかというふうに考えておりますので、その点の指導も強めていただきたいというふうに考えます。それから羽田ヒューム管の騒音ですけれど、さきほど部長の説明によりますと、パッキンをしめる操作によって、騒音をなくするというような説明でありましたけれども、具体的にはパッキンをしめるということだけで、騒音がなくなるかと。それを公害担当では、どのようにとらえておるのか。それでなくなるのかどうかということですね、企業はそう言っていると。だからなくなるだろうということでは、私は科学的な公害対策ではないんではないかというふうに思います。当然東京都の公害局と、共同して当たられるでしょうけれど、この日野市の集じんと、悪臭の関係のように、企業側の説明も必要ですけれど、公害局なり、あるいは公害担当としての、その対策に必要な考え、見解というものをもって、企業に当たっていく必要があるんではないかというふうに思います。次にカドミ公害の問題でありますけれど、すでに明らかになってから、一年以上たっております。この間、現実に、ついて最近までカドミを放流していたという企業のカドミ公害に対する見解と申しますか、企業としての態度、考えというものが、何ら明らかにされておりません。それに企業に対しての市の態度がやはり不明確なために、あるいは何ら意思表示がないために、企業側も、何の態度も表明していないと。あるいは責任を明らかにしていないということの、反映ではないかというふうに、私は受け取っております。企業責任、あるいは、補償の問題といったような問題は、確かにむずかしい問題でありましょうけれど、当然ごく最近まで放流していたということの、明らかな調査があるものであれば、それに対する市の態度というものが、なくてはならないのではないかと。これが地域住民や農民に責任をもつ、自治体のしかるべき、取るべき態度ではないかというふうに考えております。以前詳しく公害行政について述べましたけれど、公害行政を進めるものは、その地域の自治体が、その公害問題に、いかに真剣に取り組むか。この姿勢が都なり、あるいは国の公害行政を促してきているという歴史的な事実を見れば、なお一そう日野市としての、カドミ公害に対する態度を明確にさせることが、必要なんではないかというふうに、考えております。企業責任というものも、これは避けることのできない問題ではないかというふうに考えますので、その辺のところの考えを、市長の考えを、お伺いしたいと思います。それから三番目の条例の制定の問題ですけれど、環境保全ということで、検討を進めておられるようです。この中には工業用地下水を規制するということを含めることはむずかしいようでありますけれども、しかし私はこういうむずかしいものであるかもしれませんけれども、それらをやはり条例の中に含めると、どういう形になるかわかりませんけれども、それを含めるということが国の地下水規制を促すことができるのではないかというふうに考えております。それがいますぐ完全なものにならなくてもそういう一歩になるのではないか、規制を強めていく一歩になるのではないかというふうに考えております。かつて地下水規制なども条例の中に含めるよう検討するという回答があったわけですけれども、さらに検討を進める必要があるんじゃないかというふうに考えますのでこの点は強く要望しておきます。

次に最後に企業との協約の問題であります。東京都公害防止条例、さらには今度提案される市の条例の落ちこぼれの点について協約を結びたいというような考えのようですけれども、問題によってはそういうことがあるかもしれません。しかし私はいま国が地方自治体に与えている公害に関する権限の問題、これらに関してはかつて市当局は権限が与えられていないからというような見解を述べてまいりました。しかし権限が与えられていないから公害行政は進められないという言いのがれは今日すでにできないということが市民の中にも明らかになっておりますけれども、先ほど申しました土木事業それらの関係の契約条件の中にそういうことを入れていくということが必要だろうというふうに思います。それから企業に対しては市独自のやはり考えあるいは地域の特性というものを織り込んでいかなければならない、そういうときになかなか条例に盛り込みにくいとか、あるいは東京都なり国の条例には適応しないという問題があるはずですから、協約ということもやはり真剣に考えていく必要があるんではないかと、その辺の感懐もただ単に落ちこぼれてということではなくてもっと積極的な態度で検討する必要があるんではないかと思いますので再度その問題についてもお伺いしたい。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　まず前提を一つ、私どもの考えていることを申し上げますと、公害防止というものは非常にむずかしい問題である。これには相当の研究所もいるし資材もいるし、人員もお医者さんよりはるかにむずかしい人がいなければ規制ができないわけです。そこで東京都では膨大なるお金をもちまして国の基準より、いわゆる全国一番きびしい条例をつくりまして、このうちの一部を市長に委嘱をしようと、こういう形が東京都全体の中であります。町村についてはいまなくなりましたけれども地方事務所、こ

ういうところにおろしまして東京都が全般の指導と研究とこういうものを重ねているわけですから、もし板垣さんのおっしゃるように日野市が単独で条例を制定し東京都のごやっかいにならない、こういうことにはとてもいかない、財政的にもいきませんし、技術的にもいかない、これは事実であります。したがいまして東京都の条例に私どもでは一部を委嘱を受けまして自分の守備範囲でできる範囲をまず行ないたいということで専門職員も入れまして体制づくりを現在している段階であります。したがいまして板垣さんのおっしゃるように急速に飛び上がってやるほどの力はまだ持っていない。しかし将来にわたっては市民を守る立場から十分に努力をしていきたいと、こういう考えですから何もかも市が全部やれとおっしゃられましてもそのとおりいかないということについては御理解を願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　カドミの問題で御質問でございますが、いまカドミの問題につきましてももちろん市も調査をいたしましたけれども、これは主として都が調査をしたわけでございます。データーもしたがって東京都のほうがはるかに多い、また詳しいデーターを持っているわけでございます。そして東京都では専門委員会をつくりまして大学の先生などがおもでございますが、その調査委員会へ東京都が

持っておりますデーターを提出しましてその意見を求めたわけでございます。私のほうにはまだ詳しい、私は直接都の詳しい結果は知りませんけれども、反聞するところによりますと断定的な結論が出なかったようでございます。つまり日野市の場合にもここここの企業が発生源である、こういう断定的な結論が出なかったようでございます。したがって東京都としても非常に苦しい立場に立たされたということになろうかと思います。東京都みずからが専門委員会の断定しないものをも断定できるかどうか、そういう勇気があるかどうかまた断定した場合の法律的な結果がどうなるか、自信が持てるかどうかというふうないろいろなことがあろうと思います。これは率直に申し上げますと確かにカドミ公害によって日野の市民が被害を受けたわけですから、日野市としても責任があるわけであります。しかし同時に東京都はカドミウムの取り締まりといいますか、監督といいますか、指導といいますか、そういう権限の役所ですからこれも非常な重大な責任があると、責任の重さから比較すれば日野市長よりも当然東京都知事の責任のほうが重いと私は思います。そういうものについての指導監督の責任が東京都の知事ですから、しかも東京都は御承知のとおり被害を受けた都民の農家の方々に交付金を出しております。つまり東京都の税金で農家の方々のお米を買い上げてそして配給米を支給をしているわけですから

相当額の都民の税金をつかっております。したがって当然これは東京都がそのつかった、支出したお金は被害を与えた企業からもらわなきゃならん、こういうお金だろうと、こう思います。つまり本来ならば被害を受けた農家が直接その企業からもらうお金を東京都が代理で立てかえたという形であろうと思います。つまり被害を与えた企業が断定できないからおれのほうが立てかえて、お米の金を立てかえて出してやるんだと、こういう立場であろうと私は思います。そこで私どもが東京都も断定しないものが私どもに断定できるかどうか、技術的にその自信があるかどうか、また農家の方々が、直接被害を受けた農家の方々が、市民といえば農家でございますが、農家の方々があの工場だと、あの工場だからひとつその工場に対して企業責任を追求するんだといった場合に、たとえば市でやってくれと、その仲立ちをやってくれといわれてもそういう問題についての法律的な問題に当然なろうと思いますが、はたして市に自信が持てるかどうか、東京都でも断定できないものが日野市長にそういう断定ができるかどうかということについてはかなりの疑問を私は持ちます、率直に申し上げまして。そこででき得べくんば私どもは東京都に断定をしてもらいたいんだと、東京都も法務部といいますか、あれはたしか法務部があったと思いますが、そこで当然訴訟その他の措置をとると思いますけれども、そういう姿になれば当然これは農家の方々の被害が救済できるわけですから、ただ東京都が断定をくださないのに、われわれよりもはるかに資料を持ち、調査材料を持ち、しかも監督の直接の責任である東京都が断定をくだし得ないのにそれに先んじて日野市がAの企業でけしからん、おまえのせいだという断定をくだすことは非常にむずかしかろうと、こういうふうに考えます。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　カドミの問題については今後の東京都の検討の進行に合わせるようなことのようですけれども、基本的には東京都の見解もさるものながら、市としてもやはり何らかの見解を持つべきものではないかというふうに私は考えております。

先ほどの条例の問題ですけれども、すべて市の制定する条例によって市内に発生する公害を規制すると、それは当然できないでありましょう。だから私は国の公害規制、あるいは東京都の公害規制、それらの組み合わせの中で公害規制を行なっていく、そういう条例を制定されると、しかも地域のものがそれらのより進んだもの、あるいはその地域に具体的にやっぱり適応するというものでなければいけないのではないかということで私は条例の制定ということを述べているわけで、すべてをそれによって規制するということではないのであります。こういう考えから立てば国なりあるいは都の不足

する、あるいは規制が弱いというものをさらに強めるということができるはずでありましょうから、そういう面からの規制というものをやはり考えていただきたいということであります。

それから工業用地下水の問題でありますけれども、東京都もこの問題についてもかなり検討を進めているはずでありますから、今度の市の条例の中でもこの問題に言及されれば私はなおその都の地下水規制を強めるものではないかというふうに考えております。全般的に市の公害を見ていくならばかなり東京都あるいは国の規制も進められておりますし、市の公害規制対策もそれなりに進められていると思います。なお今後公害規制を強めていかなければならない問題、あるいは継続していかなければならない問題もありますので私の幾つかの要望事項を盛り込んだような公害規制というものを今後進めていっていただきたいということを最後に要望しておきたいと思います。以上で終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。次に杉山亘君の関連質問を許します。

○二十四番（杉山　亘君）　板垣議員の質問のお答で一応わかりましたけれども、ただ日野自動車の悪臭の問題で直接の被害者として一言お願いと御質問しておきます。東京都で公害防止条例をつくって、悪臭も入っておりますけれども、実際にはその基準がきまってないほど悪臭に対してはつかみにくいものだと思います。ただ実際にあそこの緑ケ丘といいますか、日野台二丁目に入ってこられると特に春先から夏にかけて南風のあるときには吐きけをもよおすような悪臭が漂って、じんあいがとれたことは非常にありがたいと思いますけれども、今後ともその悪臭に対して公害対策室のほうで地元と協力してそれの除去に協力していただけるか、ぜひそれをお伺いしたい。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　悪臭の測定ということが、水質の悪臭では四倍方式というのがありまして、簡単に申しますとコップ一ぱいの水が非常にくさい、これに四倍を正常な水を薄めまして十人の人がかいで、これがくさいかどうかと、こういう非常に非科学的な判断のようですが、日野自動車の場合にこれらが生活に、いわゆる人体に影響を及すかということが第一なんで、これについては工場に働いている人がまずあるわけですが、これを全体を密閉して吸収するということになりますと、御承知のとおりあれは鋳物の炉型をつくるところですから密閉し、それを吸収するということは非常にむずかしい。工場のほうではいかにしたら悪臭が抜けるかと、いろいろ宣伝に出ているように小さなものなら冷蔵庫の中の悪臭が抜けるようなものもあるようですけれども、これとて非常に膨大なものですからなかなかいわゆる使い方というものが非常にむずかしい。東京都のほうでも技術者がおりますのでこれに対するどういう方式があるかということについて検討しておりますけれども、現在のメーカーでは日本の中であるいは外国にもあるかどうかしりませんけれども、非常にむずかしい問題だということですが、どういう形にするかということについては宿題といたしまして会社側はもちろん東京都もこの周辺の悪臭の除去については私どもも努力をいたしたいと、しかしいま申しましたとおり非常に技術的にむずかしい問題でありますので、すぐに明解になるかどうかわかりませんが努力をいたしたいと思っております。

○議長（滝瀬政吉君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　百草住宅団地から流れるところの湯沢川の悪臭ですが、この夏その沿岸の被害をこうむっているところの住民が代表がこちらの市役所へ来まして市長並びに公害室長に会ってお願いしたわけですが、そのとき公団と話し合って善処するというのでありますが、その後どういうことになっておりますか。いまだに悪臭がますます強くなるばかりでその汚水の色も最初公団は透明の水で流すというようなことをいったんですが、なかなかそういうことになっていないのでその後公団との交渉経過を御報告願います。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　だいぶ前ですが市長に同道いたしまして東京支所長と会いました。いわゆるいきの現在の施設が稼働が非常に過重であるということを認めまして改修をいたします。いわゆる機械を浄化処理方式を拡張すると、それから湯沢川の下流につきましてはすでに現在測量をし　それから東京都の査定を受けまして、それでまだ査定になっておりませんが、付近の住民の関係者の意見を聞いてそしてこの冬中には改修をいたしたい。もちろん路面もコンクリートいたしました。開渠ですけれども、暗渠にすることは非常にむずかしいので、というのは回りの水を収集する使命があるわけですから、そういうことで護岸と路面をコンクリートにしたいということで公団のほうもそれを受けてすでに測量に入っております。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって九の一公害対策進行状況に関する質問を終わります。

十分間休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、十分間休憩いたします。

午後四時五十四分　休憩

午後五時九分　再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（滝瀬政吉君）　十の一日野市史の編さんについての通告質問者高橋通夫君の質問を許します。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（高橋通夫君）　日野市史の編さんについてお尋ねしたいと存じます。日野市史の編成につきましてはいまから四、五年前から文化財専門委員、あるいは日野史談会会員等の間から日野市史は編さんしなければならないという声が起こっていたわけですが、個人的には有山市長等にも話したことがあるんですが、市長もそうしたことを必要は認めておられたんですが、その後なくなられたのでそのままになっていたわけですが、文化財専門委員会といたしましては本年度最初にこれを取り上げて検討を始めたわけですが、本年の六月定例議会におきまして、一般質問において名古屋議員からそういう話がございまして市長はこれからやるという決意を明らかにされたのでありまして、非常に御同慶にたえないわけでございますが、しかしその編さんに当たっては、これはなかなかの大きい仕事であると思うのであります。日野市における地形、地質、古代文化あるいは神社仏閣等の名所旧跡、昔からの政治、いろいろ特色のある産業経済、あるいはまた宗教民家あるいは民族、民具芸能等、庶民の生活の状態、あるいはまたいままでに生息していたところの動物、あるいは自生していたところの植物の分布とか、あるいはまた道路、橋の変遷等、交通の状態等その内容は複雑多岐にわたっていると思われるのであります。そして市史は正確なものでなければならないわけですが、こうした正確な資料を集めまして古文書等は非常に読みにくいわけですが、そうしたものを読みやすいように解読してそうして当用漢字に写しなおす、そうしたいろいろな作業があるわけでございます。そうした集まった資料を項目別に分類いたしまして、そうして年代別に配列してそうして編さんするという段階になると思うんでございますが、こうした大きな仕事はなかなか三年や五年ではできないと思うのでございます。それはやりようによっては簡単にもできることはできるんですがりっぱなものをつくるということになりますと十年、十五年、二十年というふうにかかるわけでございまして、私は少なくとも四、四十六年はかかるんじゃないかと…（笑声）そこでこの市史の編成についてはどのような方針で市では今後取り組んでいかれるつもりでありますか。市の具体的なところの御説明をお伺いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　市史の編さんについてはそれぞれ他市の例があるわけで八王子では十年費しているわけですが、立川では五年、府中市の場合でも相当の期間をもちまして基礎資料をまとめております。八年ぐらい要した。こういうふうにみても相当の年月が必要であると、こういうことは高橋議員さんの御指摘のとおりだと思います。したがいまして取り組む姿勢としては慎重に考えてまいりたいと、幸い日野市には昭和三十年に発行いたしました日野町誌というものがあります。さらに昭和三十八年に発行の七生村史というのがあるわけで、これらを基礎資料といたしましてさらに文化財専門委員会や史談会が収集、研究しているいろいろの記録が、あるいは資料もかなりあるように聞いております。また市民が保存もしている貴重な資料も多くあるように考えられます。これらの協力を得ましていずれにしてもこれらの資料を整備し、適切に編集されなければ市史の内容が充実し皆さんに満足していただくようにはならない、こういうふうに考えております。したがって意欲的に活動をしていくために市の文化財専門委員、あるいは民間の有史家、あるいは学識経験者、こういう方々に委嘱いたしまして市史編さん委員会、こういうようなものをつくってこの事業に当りたい、こういうふうに考えております。具体的にいえば事業

については来年度、昭和四十七年を一年度といたしまして五年計画、こういうふうに考えております。なおこの間に昭和四十八年には市制十周年、こういうことにあたりますのでこの記念事業としてふさわしい事業であるというふうに考えておりますので、この事業に、いわゆる記念事業に織り込んだ中で編成をいたしたいと、こういう現在考えておるわけでございますが、具体的には四十七年になりまして先ほど申しましたようにそれぞれの専門の方々に委嘱いたしまして発足をいたしたい、かように考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　高橋通夫君

○二十一番（高橋通夫君）　ただいま企画財政部長からのお話を聞いて一応安心したわけですが、この市史の編さん委員会ですか、これはこれから要望を申し上げたいと思うんですが、条例化してしっかりしたものにやっていただきたいと思うんですが。

次に職員でございますが、現在職員が片手間でやっているような状態で、これでは幾年たってできるかなかなかわからないわけですが、専門のその方面に通じておりますところの専門職員を置くということをぜひお願いしたいと思うんですが。それに職員の中に適当な人がないというふうな場合は民間から専門職を委嘱してもらいたいと思うわけでございます。

なお事務のことでございますが、古文書等のある家にいき

ましてそうしたものを見せていただくわけですが、なかなかこれは前に大学とかほうぼうのそうしたその方面の人がきて資料を貸してもらいたいといって持っていって返さないというところがたびたびあるので、なかなかそれを持ち出すということは骨が折れますので、そうしたところを写してくるというか、非常にいいと思うんですが、最近連続複写機というものがございまして写真にパッパッパッパッととれるわけになっていまして、それは一枚めくって写真機を上に置きましてそれでパッパッと、この間の文化財におきまして一日約二〇〇〇ページの何をとったという記録もございますので、そうした機械も購入していただきまして、そして資料を秘蔵しているところのうちへ伺ってそうした資料をとりまして一日も早くこうした市史ができるということを望んでこの質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって十の一日野市史の編さんに関する質問を終わります。

次に十の二郷土資料館の建設についての通告質問者高橋通夫君の質問を許します。

○二十一番（高橋通夫君）　郷土資料館の建設でございますが、戦後日野市内におきましては、古い家がこわされてどんどん新しい家に建てかえられているのが多いわけでございますが、そうした建てかえたうちを見ますと新しい家に古い物を入れるのは、うつりが悪いというのかどうかよくわかりませんが、古い物を外へ、庭のすみ等へほうり出して雨ざらしにしたりあるいはまた燃して捨てるというようなところが相当見受けられるわけですが、これではならないわけでございまして、こうしたことを心配いたしまして、史談会におきましては毎年行なわれるところの文化祭にそうした民具等の資料を出していただきまして、できる方にはその寄贈を受けてるわけでございます。そうしてその資料が相当たくさんたまることになるので、先年、市にお願いいたしまして、仮の収納庫をつくっていただいたわけです。バラック建てですが公民館の裏にございますが、それが最近においては一ぱいになってしまったわけですが、せっかく貴重な資料を集めたんですが、万一火災でも起こりますと一瞬にしてこれが灰になってしまう心配があるわけです。そこでそうした災害から資料を守るためにどうしてもしっかりした鉄筋コンクリートの資料室が必要なわけでございます。もし、そうした資料室ができるなら、現在、普通の民家に置いてありますところの資料等が虫に食われたりあるいは湿気に合ったり、あるいはまたネズミの害とか、あるいは盗難、火災から守るために委託されて、そこへ保存することもできるわけでございまして、こうした大きな立場からどうしてもこの資料館は建設が必要であると思うわけですが、このことにつきまして、市と

してはどういうお考えでおられますか、御意向をお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（古谷　栄君）　郷土資料館というほどのものはとても日野市ではできないと思うんです。それで、実は今度図書館をつくるわけですが、その図書館のワンフロアーぐらいを資料室にしたらどうかという考え方がございまして、いま検討をさせております。ただ私、府中市立の図書館なども見ましたが三階がたしか資料室になっていると思ったんですがそれを見て感じましたことはどうもあんまり大したものはないんですね。正直申し上げて。刀などもありますけれどもみんなどこかから借りてきたようなもので、それから民具が若干ありますけれども民具なども日野市の場合にバラックが一ぱいになったという話ですけれどもやっぱりがらくたものが相当多いのではないか。同じようなものがたいへんこれは私申しわけないですけれども同じような同種類のものがあるんじゃなかろうか、そういう感じもするわけです。ですからワンフロアーあればかなり陳列ができるんじゃないか。貴重なものは古文書ですね。古文書だけではなかろうか。日野市にあるものは。ほかにはどうもあと民具が若干ありまして、そう昔の芸術品ですね。彫刻のすばらしいのがあるとか、あるいは刀剣、甲ちゅう類等ですばらしいものがあるとか、というふうなこともちょっと想像できませんし、ワンフロアーあればどうやらこうやらかっこうができるんじゃなかろうか。とても専門の資料館をつくるほどのまだ財政力がちょっとないんじゃなかろうか、こういうふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　市長が先ほどあることはあるけれども、現在のはがらくただと言われたのは（笑声）ちょっと寄贈者に対して失礼ではないかと思うんですが、こういうものは非常に文化財方面から見ればほんとう貴重なものと私は確信するわけであります。現在の日野の経済状態においては苦しいということはよく存じておりますが一応一時的に図書館を使わしていただきまして今後またときが来ましたらりっぱなものを建てていただきたいことをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　がらくたというのは訂正させていただきます。申しわけございません。ただし何といいましょうか、同じものがたとえばお蚕ならお蚕の道具という

ふうなものが同じようなものがあるんじゃなかろうか、と、こういうことを申し上げたんです。がらくたは訂正します。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。次に板垣正男君の関連質問を許します。

○二番（板垣正男君）　郷土資料館建設については、図書館と併設するということで検討を進めておられるようですけれども、図書館の機構とはこれは違うものだろうというふうに私は考えております。ですから建設されたあと、どのような運営をするのかについて十分やはり検討する必要があるのではないか、というふうに思っております。図書館建設についてもそうですけれども資料館の建設についても文化財専門委員会諮問機関がありますけれどもそれらの意見を十分聞くということが事前に必要なんではないか、そのことを強く要望しておきたいと思います。あくまでも図書館機構とは別なものであるということで併設を考えていかなければいけないと思います。そのことを要望しておきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　要望として承っておいてください。これをもって十の二郷土資料館の建設に関する質問を終わります。

次に十一の一緑地の対策についての通告質問者林重義君の質問を許します。

（七番議員登壇）

○七番（林　重義君）　緑地の対策について、緑地については幅広く深く公園緑地もあり、またいま問題になっております。生産緑地もあり問題は数多くあります。私はその一、二点について要請を主に質問をさせていただきます。

人間生活の中にあって最も大切なものは太陽と水と空気であり、その空気とは酸素であり、空気中の酸素の供給源を樹木の育成により行なわれる同化作用によって最大なる効用を知ることによって人間が生きられていることは皆さんが周知のことであります。丘陵地帯の宅地造成、農地の宅地化等により、また大気公害により年々緑の減少をよぎなくされ、環境の上からも生存の上からもまことに哀れを感じるような状態であります。市民生活を見ましても、アパートの窓べに一ばちの花を見狭い庭先にも樹木を植え楽しみをもって生活しておる皆さんがいるようです。まして昔から残る鎮守の森蔭、菩提寺の歴史ある樹木については常にお考えのことと思います。先ほども資料館について高橋議員からいろいろとお話がありましたように最も関心があるんではないかと私は考えております。急激なる発展とともに減少していく緑に対し、市として現時点において何らかの施策が必要ではないかと私は思っております。私はこの緑地対策の一端ではありますけれど、一、二点を質問いたします。一点目として数年来区画整理等により公園、緑地の指定を市としてここかしこに増加するようになりまして、いい傾向でございますが公共用地として市内に神社、寺の数が幾つぐらいあるか。その総面積がいかほどであるか。二点目として市としてこのような土地に対して公園にするにはまた法律的所有権管理権等、むずかしさはあろうと考えますが。緑地として樹木を守るお考えがあるか。前二点は一端ではありますが、かの場所を公園化するとか、植樹を行なうとか将来に対し少ないながら森林公園とするようなお考えがあるか。以上二点をお伺いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは林重義君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　市内の神社、寺院の数ですが、日野町誌のほうには神社、仏閣等の面積が載ってるわけですけれども、七生村史のほうには載っておりません。課税的には非課税ですから台帳がありません。そういうことでおおむねの推定ですが、神社のほうは小さいのを大体鎮守さまというものを含めまして二十八ぐらい市内にあるわけです。寺院のほうが薬師さまとか観音さまとかいうものを入れまして、不動さん、こういうものを入れまして二十二ぐらい合計五十ぐらい市内にあります。その面積がこれはなかなか神社庁名になってるかどうか。あるいは高幡の不動さまのように高幡山金剛寺ということになりますけれども山の上のほうまである。大体一ヘクタールぐらいあるのではないか。これは推定です。そのほか百草の八幡さま、一部譲渡したようですけれども、これとて相当面積が広い。続いて昔の廃寺になってる連松寺の百草園、あるいは平山城址公園、これらはともに京王の所有ですけれども、こういうものを含めますと、大体一〇ヘクタールないし一五ヘクタールぐらいあるんではなかろうか、こういうふうに思っております。これらを林議員さんのおっしゃるように条例を制定してこれを守っていこうということになりますと、先ほど申しましたとおり、法的になかなかむずかしいものがあるように思います。一がいに全部というわけにいきませんが今度の環境保全条例の中に入るかどうかまだ検討中ですが、いわゆる鎮守の森、あるいは菩提寺の森、こういうものの保存的なあるいは管理的なと申しますか、そういうものの助成制度を盛り込みましてそしてそれが絶やさないようにまた育成するようにあるいは保護をするようにこういうことにもっていくべきであろう。これは先日の全国の公害対策の部長会議で横浜の宮脇という自然科学の先生が、特にこれらについては強調しております。常緑樹の炭酸ガスから酸素の浄化が七〇トンだ、落葉樹のほうについては大体半分ぐらいだ。ところが日本のほうの施策

を見ますと、公園ができました。公園には、イブキ、カイヅカイブキ、あるいは非常に小さなものをきれいに植えてる。実際にはやはり、その土地に育った鎮守の森とか、あるいは菩提寺の森とか、こういう自然に育つものを植えなければいけない。したがって、そのまわりには大きくなるものをまん中に植えてまわりには小さなものを植えるべきである。どうも、日本の造園も、そういうことについては酸素の浄化作用を助けるように、人間の環境が、いわゆる生存権の中で共存ができるような施策が欠けてる、こういう指導を受けております。そういう中でやはり鎮守の森、あるいは菩提寺の森というものを絶やさないように、やはり施策の中に盛り込むべきであろうということで、環境保全条例に入るかどうかしりませんけれども、いま検討中ですが、そういう中で保護をしていくような施策を盛りたい、こういうふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　林　重義君。

○七番（林　重義君）　ただいま関係部長さんから、こういうささいなことでございますが、この鎮守の森、寺院の昔からのあるところは今後の施策の上に盛り込んで、よりよき方向に持っていかれるというお話でございましたので、その点は今後とも善処していただきたい、ということをお願いいたします。要請でございますが、私は樹木というものは長い年月により成長し、一朝一夕に大木となるということはあり得ないと私は思います。公害防除の上からもまた歴史の上からも市民に心のやわらぎを与える上からも長い期間の手入れと保護が必要であり、一例を見れば約十年間の間でございますが多摩平地区の公園を見ましてもいまはささやかながらりっぱな森林公園という形を整えておりこれも市が行政上のワク内にあって短期間ではございますが手入れをし、そしてりっぱな公園となってるということを私は見ております。現時点においても相当なる計画と所見を持っておるようですが、緑地保全の上からもいずれかの方法により市民の皆さんに思想を植えつけるとか、かくいうようなこまかい点がございましょうが、市内に緑の保護と増強をはかり、このせせこましい時代に市民に安らぎと潤さを与えるよう早急に施策の上に生かすことを切望し私の要請を終わらしていただきます。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。

次に谷　栄吉君の関連質問を許します。

○八番（谷　栄吉君）　非常にむずかしい問題であろうと思いますが、私はさらに角度を変えましてただいま私どもの住んでおりますこの日野市はかつては緑の南丘陵に抱かれて私ども育ってまいりました。たまたま小学生の遠足で鎌倉へ行ったときに感じたことがあたりの山山を見ますと赤はだになっており、非常に奇異を感じたわけであります。どうしてあんなところをくずして家を建てるんだろうな、とそんなふうに思ってたわけです。現在の日野市が、ちょうどそういった状態におかれておるわけです。非常にさびしく思っておるわけです。ちょうど当地は面積がせまいわりに人口が急増してまいりまして、こういうような状態におかれるのもしかたがなかろうと思います。そういう中で学説によりますと、一人が酸素を吸って生きていくには六平米の緑が必要なんだ、こういうわけでございまして、それにつきまして、市当局としてもやはり前向きの姿勢でここ数年来自治会単位に苗木をお配りして植えていただいておるような現状でございますが、やはりこれは管理する面で、ちょっと心もとないような状態で毎年枯れた木を植えるようなところも何か見受けられるようでございます。そこで私が提案したいのは毎年行なっております成人式に市側としてもいろいろ心を砕いて記念品等も考えていらっしゃるわけでございます。そこででき得ることならばこれを記念樹ということで苗木を一本ずつ成人式にいらっしゃる方々にお配りしていただく。もしこの苗木をもらっても植える場所がないという方は近くの公園に名札をつけていただく。それによりまして何年かたち結婚をし子供さんをもうけ、親子ともども公園に行ったときにこれは親が植えた苗木だということが子供に対する育てるという意味での社会教育面にも大きく反映するわけでございます。緑もふえるし、子供の社会教育にも、一石二鳥をねらって、こういったことに対して教育長さん、お考えがどういうふうにあられるか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　教育長。

○教育長（永野林弘君）　ただいまの御発言、私は全面的に賛成でございます。来年、ことしは本を送るんだということですがこの点は十分に関係の社会教育委員などと相談しまして御要望に即するようにしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　谷　栄吉君。

○八番（谷　栄吉君）　よろしくどうか絶対的な行動に移していただくようお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって十一の一緑地の対策に関する質問を終わります。

次に十二の一教育政策についての通告質問者、百済　勇君の質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（百済　勇君）　通告質問の教育政策についての質問をただいまから行ないます。この問題につきまして、私なりの考え方なりそういうものを前もって一応申し上げて本題に入っていきたい、こういうふうに思います。わが国に

おける教育観あるいは政策の面から考えてみますときに現政府は人間開発の名のもとに大企業あるいは独占と結託し、その利潤追究と権力に奉仕する人づくりの反動的教育政策を進めて民主主義的な人間形成を脅かしている。資本主義社会の無計画な生産と弱肉強食の競争は人間を商品化し人間尊重の精神を失わしめて、金や物を崇拝する価値感を生み出してきている。さらに資本主義の営利を目的とする土壌の中から人間の退廃的な利己心のみ繁殖し、真の人間の連帯感を喪失させていると思われます。そして貧富の格差は人間形成にひずみを生むだけでなく社会の各階層の間に文化面での断層をつくることによって社会の進歩を大きく阻害しているということが言えると思います。一部の利権屋による汚職、腐敗した政治が国民に多大の悪影響を及ぼしその結果、無関心、粗暴、卑屈、利己心などの反社会的青少年を育てまた国外にはベトナム侵略戦争、内には沖縄返還協定、強行採決等に見られた政治の不正は、政治への不信から反政治的、非政治的人間を生み出したといえましょう。しかも保守党政府と資本家が手を結び悪どい営利主義による、エロ、グロ、戦争文化を普及させ、また資本主義諸国から低俗な文化の直輸入を行ない日本民族の高い文化的情操の発達を著しく妨げていることは明らかであります。そこで平和憲法の精神に立ち返り、また教育基本法の精神の具現に全力を傾注し教育は人間を他の手段とするものではなくあまねく人間の能力を引き出し人間性を全面的に創造的に発達開化せしめる社会的機能でなければなりません。しかし人間は労働し、学習することによって無限に創造的に発達させ個性を開化させる可能性を持っています。すなわち人間は学習することによって無限に創造的に発達させ個性を開化させる可能性を持っています。人間は学びつつ無限に発達するということです。ここに教育を必要とするよりどころがあると思っております。私はこのような教育観に立ち社会の進歩と人間の発達のため、人間形成を通じて社会形成の重要な役割を果たす教育を重視しなければならないと考えております。したがいまして現政府の憲法空洞化教育の反動化の支配によぎなくされている地方教育方針にも一応の議論がなされるべきだと考えております。民主的で文化的な平和憲法と教育基本法の精神にのっとり真理と正義を愛する人間形成には社会科学及び人文科学の研究の自由を確立し、ヒューマニズムの精神を打ち立て、社会悪に対する正義感と抵抗力を養い個人の価値を尊ぶ人間形成には身分意識や時代思想を取り去り人間の主体的自覚を高めるように押し進めなければならないと思います。以上のような観点から次の幾つかの質問を行ないますので市長及び教育長の明快なる方針なり施策をお聞かせ願いたいと思います。まず第一点といたしましてだれでもが学べる教育の場を実現すべきではないか。この問題については真のまことの教育の機会均等をいかに実現させるかということでたとえば高校進学にしても学歴あるいは学閥主義、あるいは学校間の格差、これらによって子供たちは、苦しい進学難、試験地獄を強いられております。このような苦しみから開放されるのは、一体いつなのか。全く予測もできない現状ではないでしょうか。子供たちのせっかくの向学心を、このようなことでは根底から崩壊せしめるものではないかと思います。だれでもが上級学校に進みたい、学びたい、この気持は私が申し上げるまでもないと思います。そこで、上級進学のために、貧しい者については奨学制度の完全なる実施、あるいは学校教育のための予算を増額して、父兄の負担を、完全に解消する方向にもっていかなければならない、こういうふうに私は考えるんですが、この点についてお答えを願いたい。

第二点目といたしまして、幼児教育の充実についてですが、幼児教育については、人間の性格形成の基礎である幼児の保育と、教育には十分努力をいたさなければならないと思います。市の現状をみますと、必ずしも十分とは言えません。またこの保育園、幼稚園の問題については、一元化ということも問題視されてきています。この問題についても、父母の親の経済状態、あるいは公立と私立との格差、あるいは幼児教育に対する父母の希望と申しますか、願いの違い、あるいは保育時間、保育内容。中教審の答申の中でも、幼稚園の教育いわゆる幼児教育、これを積極的な普及、充実をはからればならないと、こういうような提唱がされてきております。これらに対しまして親たちの強い要求にこたえ、すみやかに実現すべきだと私は思うわけです。そこで、この問題に対するお考えをお聞かせ願いたいと。それから最後に学校教育の問題についてですが、現時点におけるところの性格的というか思想的というか、教員と生徒、それに親たちの、この間の感覚の一致というものが、十分に融合していないと、こういうふうに私は考えるわけです。そのためにお互いが、三者三様な考えで本来の教育の本質に、背を向けているといえるのではないかと思います。この点教育長なり、どのような考えをもっておられるか。また再三学校の問題について言われておりますけれどもマンモス化したところの過密地区の教育環境に対して、どのような考え、あるいは今日まで対処してこられたか、その点について説明を願いたい。以上三点についてお伺いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　おはかりいたします。本日の会議時間は、この際あらかじめこれを延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。

よって本日の会議時間はこれを延長することに決定いたしました。

ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を求めます。なければ百済　勇君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（永野林弘君）　御質問の要旨にそぐわないかもしれませんが、あんまり多かったので、私もちょっとわかりにくいところがありましたが、最初の御質問は、教育の機会均等のことじゃないかと思いますが、これは少し答弁にならないかもしれませんけれども、私の考えの一つの一端として申し上げたいのは、私日野に来ましたときは、三十何年か、最初町のときに来たんですが、そのときに、前の古谷太郎町長に対して、私を採用されるときに、二つお願いをしたのであります。その第一点は、教職員に研究費というものを、特別に研究をしてもらうというような費用を、組んでいただきたいということ。それから奨学資金ですね、日野で創設していただければ、それは私は喜んでここでおつとめをいたしますと申し上げましたら、それはよろしいと、それはやるからということで、そのときからいまの教職員の研究費と、それから奨学資金はずうっと続いているわけです。おっしゃいましたように、教育の機会を均等にするということは、もうこれは民主教育の根本でありまして、原因でありまして、それはいかなるときといえども、場所においても、実現すべき最高の課題ではなかろうかと思います。第二の御質問は、幼児教育の問題と受け取りましたが、これは、幼児教育の問題は、中教審でも、述べられていますように、これは問題に、全くもう御説明申し上げる必要もありませんが、特に最近の教育心理学の発達や科学的な証明によりまして、三歳児の幼児の教育は、三つ子の魂百までもと昔から言われていましたが、それが現代科学によって立証されてきております。ですからどうしても、この幼児教育は、こういうふうにせなくちゃならんということで、日野は幼稚園教育には、何だか非常におくれていると、おっしゃいましたけれども、まあ、それは理想から言えばおくれていますけれども、東京都内においては、私は筆頭だと思います。また来年度は四小にももう一つ幼稚園をつくると。これで四つになりますが、これでも実際はまだまだ足りませんけれども、いまのこの社会増の地域の、財政的困難な状態におきまして、そこほどまで、そちらまで市当局も理解の上にきていただくということは、教育委員会として実際に感謝しているわけです。つまり幼児教育については、もう申し上げるまでもなく、全力を注いでいかなくっちゃならんと思います。それから第三点の現代の教育のひずみのことをおっしゃいましたが、もうおっしゃるとおりでありまして、私もそう思います。いまの教育はゆがんでいると。これはいまの現

時点でゆがんだんでなくして、ずうっと明治以来からの、ずうっと続いた、一つの残骸が残っているというふうなことでありまして、どうしても、有名校だとか、学歴とかというものを尊重して、本当に人間性の可能性を十分に引っぱっていくというような教育じゃなく、これはやっぱり、いい学校を出させてやるというのが、これはまた本人もそうですし、親の希望もそうでありますが、そういうところを根本的に変えていこうということで、われわれは実際努力しているんです、いろいろの面におきまして。実はお話の場合でも、しょっちゅう言ってるんですが、私はその一環として家庭教育というのを、実は提唱しているんです。ほかにも意味がありますけれども、それも一つの意味であります。家庭教育を、どうしても家族の家庭教育をやっていかなくっちゃいかんと、それには本当にP・T・Aの本来の活動を、ずうっと伸ばしていかなくちゃいけないと。母親が、一番子供に影響を与えるのは母親ですから、母親の教育を特に重視していかなくちゃいけないというので、結局は家庭教育を進めていく以外にないわけです。まあ、お答えにならんかしれませんが、自分の自慢話ばかりしまして相すみません。（笑声）

○議長（滝沢政吉君）　それでは次に補足答弁を、学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（松本　武君）　それでは一と三については補足申し上げたいと思いますが、だれでも学べる教育ということでございますけれども、日野中学校の状態を見ますと、学校名は申し上げませんけれども、高校への進学はある中学校は一〇〇％でございます。それから市全体の進学は九二・二％、非常に高い進学率でございます。これは数年前から、前の小尾教育長時代に発生いたしました、いわゆる名門校集中心を排除する試みで、学校群というものをつくったわけです。この辺ですと、立川と国立が、組んだあるいは富士森、日野、南多摩高校が組んだと、そういうふうにしていわゆる名門校へ集中しないで、どこへ入っても同じなんだという考え方を、東京都、都教委がとったわけです。そういうことで、いままで府立一中と、昔申しておりましたけれども、日比谷高校へ入るというふうな、非常な集中力、集中性は今なくなっております。たとえば番町へ行って、麹町中へ行って、日比谷へ行くんだと、これが一番短距離なんだというようなことは、今、くずれつつあるわけです。そういう状態でございまして、非常に学閥主義っていうことを廃止していこうと、そういう考え方が都教委自体にもございまして、非常にそれが実りつつあるということであります。若干の学校群の手直しはやるようでございますけれども、基本的には変わりないと、そういうことです。それから三番目の教員、生徒の感覚の違い、これは一がいに言えば、ゼネレイション

の違いということにもなりますけれども、私どもは学校教育の指導目標を、いつも毎年、教育委員会にかけまして、指導方針を立てるわけですけれども、それには四つの柱を立てているわけですが、その三番目に、教師と幼児、児童、生徒の心の交流と、こんなことはうたわなくっても当然のことなんですけれども、特に私ども数年来掲げている目標でございます。さきほど教育長が触れましたけれども、学校教育の立場で社会教育にどのように触れていこうか、あるいは提携するか。そういう意味で、これは都教委にもない目標でございますけれども、四番目に家庭教育、社会教育の連携を緊密に保っていこうと。これはほかに掲げていない日野独自の教育目標でございます。そういうことによって世代の違いをいかようにして埋めていくかと、そして教育効果をいかに高めるかと、そういう心がけている状態でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　私が重ねてお尋ねしたいと思っていたことが、いま教育課長のほうからお話がありましたけれども、まだ教育課長の説明の中からも、まだまだ完全に組織されたということは、言いがたいと、こういうふうに私は考えているわけです。そういうことから、やはり極端なことですけれども、やはりそういう組み合わせ、そういうことから、いわゆる程度の高いものから、だんだんに割り振りをしていくと、こういうふうな結果から、最終的には、もう普通科、あるいは工業、商業、それでもだめだというようなことで、農家でもないのに農業の学校に行きなさいと、こういうようなことが、現在までやられてきたと、こういうようなことで、たまたま私どもが話や何かで聞いたことですけれども、そういうことで、その生徒が、学校にははいれたけれども、その学校では全然勉強しないと。そういうことから、先生方で、どうして君は勉強しないのだと、こういうようなことを言われると、その子供は、ぼくは何もここに来るつもりはなかったんだと、先生がここに行けと、おまえはここにしか行けないんだというようなことでやられたんで、おれは勉強する気持はないと、こういうようなことで、これは極端過ぎるかもしれませんけれども、そういうことで、いわゆる子供が反抗的、あるいはやけくそ的な、投げやり的な、気持にさせてしまうんじゃないかと。そういうことによって、大げさなものの言い方かも知れませんけれども、一生抜けがたい一つの思想体形といいますか、そういうものが植えつけられてしまうんじゃないかと、こういうふうなことを私は重視するわけなんです。現在近いうち、現在でもやられていると思いますけれども、いろいろなテストとか、補習とか、そういうものが各中学校でやられていると、こういうふうに思うんですけれども、その中にそういう私が心配をする、あるいは憂慮をしているような現実といいますか、そういうものは現時点としてどういうふうに説明できますか。その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　成績の良い者がいい高校へ行くって言うことは、現在の学校群ではあり得ないわけです。ですから、たとえばこの辺の参考の例でいきますと、これは詳しいことは言えませんけれども、順番に上位のほうからやると、また逆に割り振るというようなことで、南高へ入ってからいいということも言えないし、日野高校へ入ったから下だっていうことも言えないわけです。そういうふうに、成績の上では均分化するように学校群では入れているわけです。ただその普通高校へ、どうしても成績の順位でだめだという場合は、実業高校になるわけですけれども、これは学校群がございませんから、区部へ行こうが、多摩地区のどこへ行こうが、これはかまわないわけです。そういうことになっています。百済議員さんのおっしゃるのは、その子供そのものに問題性がある、いわゆる問題行動児と、私どもは申しておりますけれども、家庭の状況とか、その子供の持つ、本来の一般児と違う特殊性の、そういうことで、一般の子供の教育のようにはできないわけです。やはりそういうものはケースバイ、ケースで、進路指導をすべきなのではないかと、一般論的には使えないんじゃないかと、こういうふうに思います。

○議長（滝瀬政吉君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　それで第三点目の問題について、もう一つちょっとお聞かせ願いたいんですけれども、これは私がまだ確実にその調査をし、あるいはその話を聞いたことではないんですけれども、新しい学校でP・T・Aの組織化が、非常に苦慮をしていると、こういうふうに聞いているんですが、この点どうなっておるんでしょうか。それから十小、あるいは七小、こういうものが、これから開校の運びになるんですけれども、これについても、いろいろな問題がもう出てきております。こういう問題について、校区の変更とか、あるいは通学路の問題、こういうような問題について、どのように方針なり、あるいは構想なりを持っておられるのか、こういうことをどうして聞くかといいますと、先般の苦い経験を、私どもは見てきておりますので、そういうものを、そういう苦い経験を再現しないような、努力をしなければいけないと、こういうふうに考えまして、お尋ねをするわけです。まずP・T・Aの問題と、それから十小、七小の問題について、再度お願いをしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　P・T・Aの実際の運営につきましては、これは社会教育関係団体ですから、

社会教育の分野に入ると思いますが、ただ校長から私が助言を求められる場合、こう答えているわけです。新設校についてのP・T・Aの組織づくりは、あまりあせらないほうがいいですよと。特定のイデオロギーに左右されてP・T・Aをつくるのは、私は反対ですよと。やはり教育は中立でいくべきであると、そういうことで、じっくりかまえておつくりになったほうがいいんじゃないでしょうかと。そういうふうに考えておりますので、百草台小学校の場合には、約一年かかっております。三中は目下暗中模索でございます。滝合も同様でございます。ですからそういうことで、決してP・T・Aは無用という考えには立っておりませんけれども、みんなでもって小異を捨てて、大同につくっていくような考え方でつくられていったほうが、将来健全なP・T・Aの発達ができるでしょうと、こういうふうに答えているわけです。そういうわけでおくれてはおりますが、しっかりしたP・T・Aをつくろうという生きがいから、そうなったんだろうと思います。それから高幡台小学校の七小のことでございますけれども、これは先般の九月議会で、教育長が百草台、高幡台、潤徳については、三学級にならざるを得ないというふうに答えていられるわけですけれども、そういう観点から申し上げますと、高幡台、目下建築中の高幡台小学校には、周辺の学校、いわゆる明星、都道以東でございますが、かかえ込まざるを得ないという状態でございますが、ある個所の通学路が、目下いま非常に努力中でございまして、その結果によりましては、その結果によって教育委員会の判断が出ると思っております。高幡台小学校については、そういう状態でございます。七小につきましては、一年早くやっておるわけでございますけれども、P・T・Aの見学会も四回にわたって、滝合小を見学していただきました。それから現在の七小の敷地も見ていただきました。該当父兄と、最後には九月にな…ておりますが、私どものいままで五校やってきた手ごたえでは、そう難渋しないだろうという見通しを持っているわけですが、甘いといわれるかもしれませんが、それは確かに一部の、二、三人そういう人はおりますけれども、それは鉄道を横断するとか、そういう理由ではございませんで、やはり五小に残りたいという素朴な感情が、一番原因になるわけでございます。そういうことでございますが、特に中の通学路につきましては、五小と、一小の先生が代表して実地踏査をしていただきました。これはガードレール、その他の予算につきましては、総務部の庶務課のほうに、来年度の新規で組んでいただくように、お願いをしてございます。そういう段階でございまして、あと一、二度で最後に教育委員の人に出てもらって七小はまとめたいと、私ども事務局段階では考えているわけですが大体十二学級を下回らない規模でいま進めております。以

上でございます。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　板垣議員。

○二番（板垣正男君）　いまの前の百済議員の質問で、松本課長答えられた中での発言ですけれど、成績順位で普通高校へ入れない人を、実業高校に回しているというような…（「議事進行じゃないぞ」と呼ぶ者あり）発言がありましたけれど、これは実業高校の存在そのものの意味、あるいは差別するような学校教育指導を、やられているのかどうか。もしそういう考えの上での、学校指導というものがやられているとすれば、これは非常に問題があるのではないかというふうに思うんです。この質疑も、そういう考えの上に立っての答弁ということであれば、これは非常に大きな問題ではないかというふうに、私感じましたので、ちょっとこの問題で休憩を私要求いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは百済さんの質疑が済むまで続行して、その後に休憩したいと思います。

○二番（板垣正男君）　いや、でも、この問題にかかわる問題でしょう。

○議長（滝瀬政吉君）　やはり通告質問者が優先するものですから、通告質問者が異議を申し立てればともかく、

○二番（板垣正男君）　でも通告質問者と、答弁者の二人だけのやり取りではないはずです。議場全体にかかわる問題ですから…

○議長（滝瀬政吉君）　ですから答弁が終わった時点で休憩いたします。

○二番（板垣正男君）　そういうことでよろしいんですか。

○議長（滝瀬政吉君）　ええ、いいんです。これは……。

○二番（板垣正男君）　前例がありますか。

○議長（滝瀬政吉君）　やはり、いままで質疑の流れできていますので。

○二番（板垣正男君）　私はそういう問題があるから、休憩をすべきだという要求を出したわけですよ。質疑が終わらなければ、休憩はできないのかどうか。休憩してくださいよ。さらに議事録を調べて、よく再度検討もしたいという時間も必要です。（「あしたになっちゃうよ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは板垣君より休憩の動議が出ましたので、休憩したいと思いますが、いかがいたしますか。

（「続行、続行」「議長」と呼ぶ者あり）

○五番（滝瀬敏朗君）　議員一人の、皆さんの、議員全体の意見を問うということが、必要じゃないかと思うん

ですが。

○議長（滝瀬政吉君）　一応休憩の動議が出たわけでございますが、時間的にも関係しますので、その板垣さんのいろいろ意見についての、答弁をした後に、休憩に入りたいと思って、しばらく答弁を続けてみたらどうかというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○二番（板垣正男君）　それでは議事進行上逆じゃないですか。そういうふうにいままで取り計ってきておりますか。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは、板垣議員より休憩動議が出ましたので、休憩したいと思いますが、いかがいたしますか。

（「異議なし、休憩」「続行、続行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは暫時休憩いたします。

午後六時十八分　休憩

午後六時二十八分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に学校教育課長の答弁の中で普通高校並びに実業高校の件につきましていろいろ誤解が生じたというふうに考えますので、再度学校教育課長の答弁を求めます。

○学校教育課長（松本　武君）　たいへんどうも恐縮でございます。つけ加えたいと思いますけれども、実業高校は全都一丸どこにでもいかれるということでございます。多摩地区もそうでございます。そういう意味で最初から実業高校へ希望するという方もあるわけです。優秀な人ですね。工業系統とか商業系統とかこれはあるわけです。ただどうしても私のうちは私立へいけないんだと、月謝が出せないと、私立は高いものですから、どうしても都立の普通高校へいきたいんだとそうすると先ほども申しましたように、点数の上から切っていきますから、そういう場合はあいていれば、実業高校があいていればいわゆる普通高校へいけなくても都立の実業高校へいける人もあると、こういう意味でございます。最初から一本で実業高校へいく人もありますし、本来は普通高校へいきたいんだけれども私立にはいけないと、都立へいけば月謝が安いということで、そういう人がいる、こういう意味でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　以上をもちまして一応教育問題について終わります。私の意見といたしましては教育というものはすぐ役に立つとか、何か機械の操作でもするような技術的なものとそういうようなものを教育といってもかまわないかもしれませんが、ほんとうの意味の教育ではないと思います。考えようによってはすぐに役に立たない歴史を学んでみたり、あるいはむずかしい数学こういう問題を解くと、これが広い意味の教養になっていき、そういう中からほんとうの批判力というようなこと、あるいは実行力、そういうものを養っていくものと考えております。実際私ども親たちもこれがほんとうの教育だというようなやっぱり方向づけというようなものを推進させて、そして教育の創造性といいますか、そういうものを高めていかなければならないと、こういうふうに思いますので、理事者側においてもそういう点について十分意を用いられることをお願いしまして私の意見といたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって十二の一教育政策についてに関する質問を終わります。

次に十二の二排水施設の問題についての通告質問者百済勇君の質問を許します。

○九番（百済　勇君）　次に排水施設の問題でございますけれども、この問題につきましてまず最初に地域的な排水路といいますか、そういうものの計画についてお尋ねをしてみたいと思います。このことにつきましては先般の集中豪雨、そういうときにもみられたことですけれども、現在の土壌といいますか、そういう状況の中で雨水あるいは雑排水そういうものの吸収度といいますか、そういうものが年々減少してきております。そういうような中で道路あるいは家屋が建ち並ぶというようなことで非常に家庭の、現在各家庭で吸い込みのマンホールとこういうようなものがつくられておるんですけれども、これにおいても吸い込みが非常に悪くなってきておる。そういうようなことで逆に今度はそういう予期しない集中豪雨とかそういうもののためにマンホール等があふれる、こういうようなことで非常に各家庭も困っておる。こういうような問題をどのように解決するのか、そういう計画等について考えがあるかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから二つ目といたしまして、これらの排水といいますか、雑排水、そういうものをある程度現在下水道と申しますか、配管がなされておると、その配管なされておるものにこの雑排水そういうものが引き込むことができるのかどうか。あるいは将来ともにこういう下水道が流域下水とかそういうものに関連をさせてこういう雑排水も引き落とすことができるのか、こういう面についてお尋ねをしたい。以上二点についてお答を願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは百済　勇君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　それでは第一点の問題だけ建設部のほうで御説明申し上げます。これは排水施設についての全般的な考え方と、こういうような御質問でございますが、過渡期で日野市は御存じのように非常に宅造地がぽつぽつほうぼうの中にできまして、そういう関係で特に田んぼその他は非常にぽつぽつと二百坪あるいは三百坪、それから大きな会社が宅造すると、大きな会社については都市計画が窓口になりまして指導を行なっておりますが、小さいものにつきましては非常に買った方が低いところを埋めていただければ非常にいいんですけれども、埋めてはいるものの路面よりかは低いというのが現時点でたくさんございます。その過渡期の中を都市計画あるいは区画整理そういうものとの並行を考えまして私どもは現在最小限度二重投資にならないような方向で行なっておるわけです。ただ地形的にどうしてもできないところがございます。何か所かございます。それもできるだけの方向で救うべく測量をしたり、そして高低をはかり、そして排水施設をつくっていきたいという考えは持っております。ただ幸いにして田んぼの家が昔の農業用水これを本来ならば農業用水にしかつかえないんですけれども、やはり田んぼの近郊に住宅地ができますとどうしても雨水、排水あるいは雑排水に現在は併用せざるを得ない実情でございます。そういうわけで高地についてはさほど問題はございませんけれども、低地につきましてはかなり当部としても苦労している現状でございます。しかしなお道路につきましても非常に御存じのように細い道路でございます。幅員が一・八メートル狭いのにつきましては一・四メートルくらいきりございません。そういうところに側溝を入れるのは非常に無理がございます。しかしその中でも一・八メートル以上あるものにつきましてはできるだけその進捗状況いわゆる建物の建てられました進捗状況においてどうしてもこれは排水施設をつくらなければならないという場合は年々何カ所かございまして少しずつつけているのが現状でございます。大体現状はそのとおりでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　第二点目のお答えをいたします。そのお答に入る前にちょっと申し上げますけれども、下水道ということ、この下水道とは法律からいうと下水道それから公共下水道、流域下水道、それから都市下水路と、こんなふうに区分をされております。そこでおおむね下水道というのはどういうのかというと、家庭用の雑排水とかあるいはし尿が排せつされて管によってそれを放流をして、そして終末処理場で処理をして、そして基準以下の、都の基準以下として河川に放流すると、この一連の施設これを下水道というわけなんですが、それから普通、下水というのは家庭から出たいまのところ雑排水それから雨水、これを開渠とか管渠等でもってそれぞれをそのまま一般の河川に放流する最も原始的なものだと思います。これが下水。それから流域下水道、これは流域下水道は、公共下水道は単独な市で市町村で設置するものですが、二市町以上の、二公共団体以上が共同して設置するものを放流すると、こんなふうになっております。主として地形によって河川を利用して二市町村以上が共同して設置すると、そんなふうに区分されておりまして その下水道がやがてできるであろうということも考えているわけなんですが、一応下水道を日野市で設置するということになりますとなかなか広い面積でありますし、一応新しい都市計画法ができたときにおおむね十年以内に市街化されるであろうという区域の概算の費用が五百六十二億と、こういうようなことになっております。その中で計算したところが百五、六十億、あったら日野市の二二平方キロメートルの長さができるだろうと、そういう構想を持っておったんですが、最近になりましたところがやはり一ヘクタール一千万円かかるんだと、こういうようなことをいわれて大体それを基準にして算出しないとあやまちができると、そうしますと二百二十二億のプラス施設費がかかるわけです。二百五、六十億かかるということ、年度計画を立てなくても年度計画を立てても十年ではとてもでき上がりませんから、おそらく何年から始まるかわかりませんけれども、二十年計画だと思います。その費用についてこの事業を促進するにはやはり受益者負担というものをかけなければ促進ができないという現状でございます。そのようなことでだいぶ費用がかかりますし、雑排水あるいはし尿を下水道として流すにはいまのところなかなか将来のことであって、二番目の問題についてはやはりし尿をそれぞれ下水道として流すようになるには、あるいは家庭用の雑排水も同時に流すようになるにはやはり長い間かかります。しかし放置するわけにはまいりませんから吸い込み式だとか、あるいは排水だとか、そういうものにつきましては先ほど建設部長が申したとおり、また連絡協議会もできていますからあるいは一部分的であるけれどもあれをやはり継続して進めたらよかろうとこんなふうに考えております。

そういうふうなことで一応困っているものを解決していく、下水道ができるまでの十年ないし二十年間をどう家庭環境を良好に保っていけるかということは将来大きなこれからの問題だと思います。市としてもやはり基本構想もできましたし実施計画の中、これらに盛り込めましたらさっそく織り込んでこれらの施設を完全な施設でなくもやはり支障のないような都市にしていかなければならないと思います。そんなことで一応問題は家庭の雑排水を下水道に入れられるのかというような具体的なことですが、家庭用の雑排水は入れられます。

しかし雨水はやはり排除します。そこでいままでの計画は合流式でありましたけれども今度は雨水と し尿、家庭用雑排水を分流式でやるということはなかなか費用的に高額になりますので、分流式とするということですから、雨水は雨水で分流式で河川に放流する、それからその他の雑排水とかし尿は管によって施設を設けて施設で消化したものを基準以下に押える、そして放流すると、こういうことになります。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　百済　勇君。

○九番（百済　勇君）　ただいまいろいろな面から御説明があったんですけれども、私が質問をしておりますのも先般の集中豪雨のときにも市長にいろいろお尋ねをし、また今回もこうして質問をしているのはやはりいろいろな事情はいま説明がありましたことでわかるんですけれども、そのことによって一つのやっぱり事故が起きていると、これは国鉄の官舎の中で起きたことですから市の関与するところではないと、こういうふうにいわれればそれまでかもしれませんけれども、国鉄の官舎といたしましても市のこれらの施設があればそこへ雑排水を落とすということであるならばこの事故も防げたのじゃないか、こういうふうに私は考えているところなんです。また先ほども申し上げましたように吸い込みのマンホールにあふれ出てしまうというようなことになればその点に御心配されておられて、それはけっこうだと思うんですが、その点についていつも団地造成なりなんなりできまして十年以前の日野市の雨量計算と現在の雨量計算とはだいぶ違っておられるんじゃないかと私思うんで、その点新しい雨量計算の上に、現在の雨量の上に立ってそういう協議会ができておられるんでしたら何らか現在の雨量が日野市にどのくらいあられるかというようなことで計算がわかるかどうかということを聞きたいんですが。

○議長（滝瀬政吉君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　雨量計算というお話でございますけれども、もちろんこの前公団のときのお話を申し上げたときに四〇ミリといったんですが、大体六〇ミリという計算でございます。なお用水の川ざらいを行なうというしゅんせつでございますが、これは御存じのように上流から下流まで流れていきますと相当下流のほうでは土砂がたまっているわけです。この土砂面がかりに用水が一メートルの高低になってた場合土砂が三〇センチたまっていると、そうすると七〇センチしか水面がありません。その三〇センチを取りますと一メートルの水量が流れるわけです。そういう計算です。ですから水面が広くなるわけです。水量面積が非常に広くなる。ですからいままでは末端の下流の近くに相当土砂がたまっていると、そのためにいままではこそくなやり方でございましたけれども途中でぽつぽつとやってたわけですね。それでは幾らやっても効果がないわけです。そこで現状を全部見まして、もちろん建設だけではございません。先ほど申し上げましたように委員会協議会が全員が全部場所を見まして、そして一番たまっている末端からさらっていこうとそういうことでございます。これは議会中たしかたいへん失礼いたしましたけれども九日の全員協議会のときに九時から私は現地に参りました。それから十日も出ております。農家の方が非常にこれは効果があるということを認めておりますので、そういう関係で水量については水門をつくったりそういうことで閉鎖をすると、それから本流に流さないで早く浅川に放流すると、そういう計画を持っております。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　林　重義君。

○七番（林　重義君）　私は要は雨量計画というのは以前の日野市に降る雨の量と現在ではだいぶ違っておるのでそういうふうなことでもってやはり施設をやられるならば一応都市計画の指導ももちろんのこと、やはり現在の時点で都市計画をやればだんだんそういうふうなのはなくなるんですけれども、その間において埋め土その他が相当田んぼの低地においてもできますので、そういうような計算上新しい指針においてぜひつくれるものでしたらそういうような問題を解決して、そういうふうなことに当たっていただきたいとい

衛生上問題が出てくるんじゃないか、いわゆる伝染病等が蔓延するというようなことになった場合にたいへんな問題が起きてくる。あるいは人命に関する問題になってくるんじゃないか、こういうふうなことから私は再三にわたってこの問題について要望してき、また理事者側のお考えを聞いてきているわけなんですが、私といたしましても先ほど御説明がありましたようにやはり道路を舗装するというような場合には側溝をつくるとか、あるいはそういうようなときに並行工事を実施して排水の便を完全なものにするというようなことがやはり考えていかなければならないんじゃないか、そういうことによっていま申し上げましたように衛生面からも、あるいは不慮の事故も防げると、こういうふうに考えて施策なり計画なりを立てて市民の要望にこたえていくべきであると、こういうふうに思いますので、そのようなことにひとつ努力をしていただくことをお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。次に林重義君の関連質問を許します。

○七番（林　重義君）　私の質問は実は市政報告にありましたときに助役さんの御説明で用排水路の対策協議会という会ができておられて、それに対して一応市長さんも今回は用水路、排水路の点については多額な予算を盛られて、

うことを要請いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって十二の二排水施設の問題に関する質問を終わります。

おはかりいたしますが日程によりますと明日も一般質問でございますが、あと一人秦さんが残っているわけですが、きょうこれから続行しますか。あるいは明日やりますか。

（「続行」「明日」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは続行という意見が多いので続行いたします。

では八の一基本構想に基づく基本計画についての通告質問者秦　正一君の質問を許します。

（四番議員登壇）

○四番（秦　正一君）　基本構想に基づく基本計画実施計画ですが、この件ですが、御承知のとおり基本構想についての昭和五十五年これを目途に年次を立てて日野市の将来のあるべき姿を打ち立てていくと、そのためには実施計画なり年次計画、それを積み上げて確実にまた総合的に計画的に行政の運営をはかっていかなきゃならないということはもう当然のことです。したがってここでいかにして実施計画を推進していくか、その点が最も大事だと思います。この構想はすでに基本構想のほうは六月の定例会で決定されて、またその構想に基づく基本計画なり実施計画、このことについては九月をめどに進めていくとこのようなことになっております。現在すでにでき上がったものとみなしその確認のもとに話を進めていきたいと思います。今回昭和四十七年度の予算編成もある程度なされたことだし、この基本計画なり実施計画の方針というんですか構想これもつくられたことと思うし具体的に発表する点は無理なところもあるかもしれませんけれども、いずれにいたしましてもできる限りの範囲内においてその構想を実施計画のそのもとを提示してもらいたい。このように思うわけです。日野市は十万五千ですか、いずれにしても相当の都市化に発展し市民福祉の向上を願い、また市民生活環境をよくしようと、このことはだれしも願っていることだと思います。特に市長においては、この点は真剣に考えまた昼夜その一点で施策されているとこのようにも考えるわけです。その意味から当然なされなければならない問題といいましょうか、十万都市であれば当然どこの市にいってもこのくらいなものは満たしていかなさゃならない。そういう観点から幾つかの問題を拾って質問していきたいと思います。

まず最初に市道路についてですが、これは現在相当交通戦線非常にメーン道路においては交通渋滞を来たしております。ひいてはそれが公害問題とかいろいろな面にも波及しまた最近においては裏通りとかまた私道こういった面にもかなりの混雑を来たしてきております。基本構想の中には一つの方針

が打ち出されておりますが、現在日野市としてかなりの市の道路は舗装されてきております。もちろん国道においては国のほうなり、また都道においては都のほうなり、かなりの問題点は残しております。市のほうといたしましてはかなりの舗装もなされてきております。今後の構想としては拡幅をし、また新設において道路のないところは新設をしていくと、そういう方針で進んでいくとこのように基本構想のもとにも発表されておりますが、いずれにしても四十七年度の実施計画はどんなふうになっているか。

それから次の点としては先ほども質問ありましてかなり都市開発による宅地造成とか、また傾斜地等の緑地がなくなってきております。そういう面で緑地対策としてどのような方針を持っているか。先ほど環境保全条例の中にこういったものを植樹対策を織り込んでいくというお話も答弁もありましたがそのような点でもしその条例の中に入れられないものなら別個につくる意思があるのかどうか。

また三番目といたしましては公共下水道についてはどうなのか。どういう方針でいるのか、四十七年度の実施計画はどういう点まで進められるのか。これは特に排水路という面で小さくみた場合に、たとえば私有地とか私道、こういった面に対しての考え方も同時にお伺いしたいと思います。

四番目といたしまして市民の医療施設を確保するためにはどういう施策をしていくか、これは特に七生地域のことをいっているしまた日野地域の医療施設のないところもあります。そういう面で四十七年度の計画としてはどういう構想を持っているか。

次に老人問題についてですが、これは構想の中には積極的に社会福祉をし、また自立生活の維持向上をはかるため福祉センターの施設を整備するというようにうたわれておりますが、実際日野の老人福祉施設というものは非常に貧弱であります。そういう面からそろそろ次年度においてはこういった点もはっきりとクローズアップされ、その構想のもとに進めていかなければならないんじゃないかと、このように考えます。

次に身障者について、この点についてどういうあれを持っているか。

次に第二中学校のマンモス化の解消ですが、これは四十八年度に第四中学校を建設するという市長の構想ですが、これをいまの状態だと四十八年までとても待てないんじゃないか。少なくとも何らかの手だてをして四十七年には工事に着手するようなそういう計画を進めていかなきゃならないんじゃないか、このように思うわけですが、その点についてもお伺いします。

それから八番目に生涯教育の一環としての保育所学童保育先ほどもこれに若干関連した質問がありましたけれども生涯

教育の一環としての教育として義務教育が優先されて現在まできております。また昨年ですか学童児童館ですかこういった点の施策も進まれてきました。次年度においてはやはり社会環境の変化また情勢の変化によって保育所とか、また学童保育こういった点においても考えていかなければならないんじゃないかと思います。この点についてはどうなのか。

それから次に九番目といたしまして市民の体位向上健康増進のために青少年の育成をはかる。施設の整備充実をするとこういうように基本構想では打ち出されておりますが、日野市の現状を見た場合にやはり体育館の一つやそこらないと、ならないんじゃないかとこのように思うわけです。これは体育館といっても市民会館とかそういうものを兼ねたものであれば十分大きい範囲に使えるんじゃないか。特に七生地区においては相当人口もふえてきてるし、また日野地域でもいいだろうしいずれにしても、この点の考え方を披瀝してもらいたい。それから最後に特にドルショックとかいろいろな中小企業の景気の状態が悪化してきております。そういった面で小口事業資金の利用、こういった金融の円滑化をはかるための一つの方向をやっぱり考えていかなきゃならないんじゃないか。現在あるやつをもっと効果的なものにしていく必要があるんじゃないかとこのようにも思うわけです。またこれに付随いたしまして特にもっと小さい範囲の市民の中にもいろいろと災害とか、いろんなまた緊急やむを得ざるそういった出費によって生活上たいへんな場合の小口資金の貸し出し制度そういったものも同時に考えていく必要があるのではないか、このように思うわけです。以上幾つかの点を簡単に申し上げましたけれどもその点についての実施計画なりそういう答弁を願いたいとこのように思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。なければ秦正一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（古谷　栄君）　大ざっぱなことを御答弁申し上げて落ちたことは事務当局に補足させていただきます。実施計画は実はつくったのでございますけれども、たまたまドルショックの問題がありまして来年からの歳入がだいぶ狂ってまいります。したがってつまり来年からの歳入減になるわけです。そこで訂正を実はいたしております。実は十二月の議会にお出しをする予定だったんですけれどもそういうふうなことでおくれて、まだ前のやつはできておりますけれども前といいますとドルショック前のやつは大体できておるんですけれどもたいへん申しわけなく思っております。それからいろいろ来年の予算につきまして御注文があったわけですけれどもたいへん膨大なんでおっしゃることを全部やるということになると何十億の財源がいりますがなかなかむずかしいわけですけれどもできることからやっていきたいというふうに思ってるわけです。まず第一に道路ですけれども道路はこれは市の責任もありますけれども、国や都の責任も大きいと思うんです。そうですね。十年ほど前までは埼玉県なら埼玉県へ行きますと北多摩の境から茶畑に入ってきますとわかったんですね。埼玉県に入ったというふうに。向こうは砂利道でしてね。県道が。こちらは舗装されてる。今日では逆ですね。埼玉のほうが道路いいんです。ここ数年来三多摩で新しく建設された国道、都道などというのはほとんどないといっても過言ではない。都道が一本三多摩地区で新青梅街道というんですか、これができましたけれども私どもの地区などではほとんど新しい都道というものはお目にかかりません。これはやはり市の責任ばかりでなく国や都にも大いに働きかけてやってもらわんことにはなかなか市の乏しい財源だけでは無理だというふうに思います。決して責任を転嫁するわけじゃありませんけれども実態は私はそうだというふうに考えておるわけです。それから四中はできたらぜひやりたいというふうに考えております。はたして財源があるかどうかわかりませんけれどもできたらぜひやりたいというふうに考えます。身障児の子供さんの施設はこれもぜひやりたい。できましたらぜひ来年建設をしたいというふうに考えております。それから老人に対するいろいろな施策ですけれども考えてはおるんですけれども、これはなかなか財源がはたして確保できるかどうかまだそこまで調査しておりませんのでわかりませんが。それから医療施設はこれはどうもやっぱり来年度といいましても市の力でできる仕事はございませんし開業医さんが来てくれないかということなんですから。いまおっしゃることは私どもの住んでおる地区のことだろうと思うんですけれどもどういうものかあそこへはお医者さんが来られないんですね。そしてこれは採算に合わないから来られないということだろうと思うんです。経営が成り立たないから来られない。これはなかなか経営の援助を市がするわけにもいきませんし、これは非常にむずかしいことでありますしいかに私ども希望しましてもやはりお医者さんがその地区へ来て開業しても成り立たないということで来られないようですからちょっとこれは非常にむずかしい問題であろうと思います。ただとは体育館のことでございますがこれもなかなかお金さえあればぜひやりたいんですがなかなかむずかしいと思います。

以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　補足させていただきます。まず基本構想の目的、性格これは当初に一番第一に書いてあるとおりでありましてこれらを二重投資をしないように計画的に行政をするんだしたがってこの目標年次は五

十五年までですから単年度でなかなかできない。これに近づけようというのが予算的な措置であり市政であると私は思います。それで第二回の定例会に基本構想を提案いたしましたときに、私の考えを将来のことをちょっと述べたんですが、議会報のほうでは私の舌足らずだったと思います。私は基本的な総合計画につきましては前にあります基本的総合計画を尊重します。しかし具体的な財政の裏づけをした実施計画につきましては作成を急いでおります。この中で当然前につくった基本的総合計画は手なおしをしなければならないんだろう、こういうふうに述べたつもりであります。そこで短期の実施計画ですがこれは東京都の公共施設整備事業計画こういうのが都下一円の市町にはあるわけです。これは東京都としても各市町が三カ年の中に公共整備をどういう意欲を持っているかこの裏づけがどのくらいかかるかいわゆる目の子算を立てるまた国のほうに対しても起債とか補助金とかいうものをまとめるために従来のようなその場限りでないように計画的な実施計画を持つ、こういう指導のもとに作成を急いできたわけであります。ところが御承知のように八月のニクソンの新経済政策というんですかあの問題から非常な大きな打撃を東京都が受けております。法人税で五百六十億ベースアップを加えますと八百億、政府の今度出しました今議会に提案の対策費が起債で一千億ですから相当の東京都は打撃を受けてる、こういうことから三カ年計画をつくりました実施計画のローリングの時期に入っておりますけれども大幅に手なおししなければならない、こういうことで今月中に手なおしの第一歩を要請を受けてるわけでございます。復唱ということになりますと前にいわゆるつくり上がったものが大幅に後退する。なおこの短期実施計画を提示をしろという要求でございますが基本構想は同意を受ける議決案件でございますが、実施計画とかそういうものは執行の部類でありまして議会には単年度予算で提案をする。こういうことが自治法のたてまえでございます。そうしませんと全部三カ年を提示した場合にこんどは私どもがだいぶいためられる。私のほうになぜ持ってこないのか、こういうことにもなるだろうしそういう判断は理事者の判断にゆだねられてることでございます。こういうことで御了解を願いたい。なおすでに四十七年度の予算ができ上がってるかのような御発言でございますが現在、経常経費をまとめましてなるべく詰めましてそして新規事業に幾ら回せるかという作業の積み上げの最中でございます。議会が終わりましたら精力的にこの作業を進めたい、こういうふうに考えております。それから具体的につきましては十項目並べられておられるんですが、これそれぞれ重要な問題でこれらが、全部完成することによって基本構想の趣旨目的を貫くわけでございますので、なかなか単年度でこれにまかせるということは非常にむずかしい至難なわざだと思います。そこで具体的には先ほど市長が申しました二、三の問題については鋭意努力いたしたい、こういうふうに市長も答えておりますので私もそのような方向に進めてまいりたいかように考えております。したがいまして具体的提示とかということについてはごかんべん願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　秦　正一君。

○四番（秦　正一君）　まず一点としてドルショックによってこの基本構想ですか、これが大幅に手なおしをしなければならないということですが、これは状況の変化によってしようがないとは思いますけれども私の言ってるのはこの質問した内容を全部つまびらかにしろ、少なくとも基本構想にのっとったものであればいわゆるある程度の実施計画なりそういう方針はあるんじゃないか精神的なものでもいいだろうし場合によってはそういった面から質問したのであってこれを全部答えてくれということをまた要請しているわけでもないし、またあたかもこれができたら基本構想は全部終わりだ、これもちょっと行き過ぎだと思うんですね。まだまだ全然足りないものも一ぱいあります。私は特に必要なものをたとえば市長がだいぶ福祉政策に対して力を入れてきた。最近に至ってですね。そういう面からある程度のその福祉政策はなされたけれどもあと一歩のものが必要だ、いままで積み重ねてきたものですらこのままにほうっておかないでこれを一段と伸ばしていきそれによって市民が大いに潤っていくんだ途中でやめてしまったのではそれは意味ないわけですからそういう面から特に関係した問題を提起したわけです。道路についてもこれはもちろん国や都のほうに大いに働きかけていかなければならないし、またそういうこともやってるでしょうけれども、地域によっては非常にひどいところがあります。万願寺ですか、万願荘ですか、市長の南あたりは車が往来できないですね。また川崎街道にしてももちろん豊田街道あたりも含まれます。またこの高幡街道ですが、こういった面もしかりです。そういう面から大いに働きかけてもらいたい。また同時に市道についても何らかの形で構想にのっとった一つの足がかりをつくりまたそのもとに進んでいかなければいつまでたっても進んでいかないということで私は質問したわけです。市民の医療施設、これも市独自のものは医師会とかいろいろな関係があってむずかしいのでしょうけれどもやはりこういう開業医を何とか引っぱってくるそういう施策ですかそういう努力はやはりやっていかなければならないんじゃないか、このように思います。それから老人問題については、これは前から私はお願いしたことですが、焼却炉がまたまた一基増設されます。それによって相当湯も出ますし、むだになるわけですから大いにそういった面を考えて利用す

る方向に持っていく必要があるんじゃないか、必ずしも近くでなくてもいいだろうし、少しは離れても何とか持っていけるんじゃないかこのように思うわけである程度のそういう方針をやはり打ち立てていかなきゃならんのじゃないか、このように思うわけです。身障者についてもできたらぜひやりたい。完全にできるかどうかは半分ぐらいはあてになり半分はだめかもしれないけれども、もしこれをやるとすればどの辺につくるのか、またどういう規模のものなのか。それから四中においても何とかそういった面でできたらぜひやりたいということで、これはもう現実的に見た場合にも何とかしていかないと、どうにもならんのじゃないか、このように思うわけです。それから体育館もこれは大きなものをまた予想すればたいへんかもしれないけれどもいまの既存の建物を利用してもできることだろうしそういった点でやはり一段とこの点を来年度の予算に対しては考えてもらいたい、このように意見を申し上げます。特に柔剣道等も相当盛んになってきております。そういう面でいま社会教育センターを使ってますが非常に限られた人たちが限られた日数きり使えません。そういう面で柔道のほうは使っていませんが何とかこういった青少年の育成はどこへいってもなされておることだし、特に現在の状態を見た場合に既存の建物を利用してもできるということを考慮の上で施策をしてもらいたい、このように思うわけです。それから最後の小口事業資金ですかこういった面についてもそうお金がかかるわけじゃないし、こういった面についてもやっぱり考え方をはっきり述べてもらいたい、このように思うわけです。それから生涯教育の一環としての保育所、学童保育、こういった面についても何ら回答がないんですけれども重ねて質問します。

○市長（古谷　栄君）　一応、学童保育のあれですか、やります。児童館ですか、これは去年、ことしと二年続けてやったわけですが、この基本計画では大体隔年ごとに一館つくっていこうということになってるようです。それもはたしてできるかできないかわかりませんが、というのは従来は土地がありましたものですからできたんですけれどもこれから隔年やるにしてもたいへんな金がかかるわけです。建物が三千万程度かかりますし、土地がこれやっぱり相当かかりますからなかなかそう簡単にできるかどうかわかりませんけれども、一応計画としては一年おきにやっていこうじゃないか、なるべく学校区というものを中心としてやっていきたいという計画を持っております。来年はちょっと無理ではなかろうか、児童館は。というふうに考えております。いろいろなことをだろうだろうと言うと言いますけれども、まだ、何しろ計算もしてないんですから、どのくらいお金が使えるかわからないんですから努力するということより言いようがないんですね。一体幾ら新規の経費として使えるか、という数字もまだ実は出てない状況でございますのでやりたいことはたくさんございます。ただそのうちにぜひ、たとえば四中の問題とか不幸な子供さんたちの施設ですね、こういうようなものはぜひやりたいと。財政が苦しくとも何とか都合をつけてやりたいというふうに考えているとこういうことを申し上げているわけです。小口資金のことは、まだ検討しておりませんけれどもよく検討してみたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　次に企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　あげ足を取るようですが、基本構想は変更いたしません。実施計画の変更をするというふうに申し上げたので、これは、ひとつ確認をしておいていただきたいと思います。それから、いろいろ項目出されまして、この実施については、もちろん予算の三月の第一回の定例議会に提案をするわけで、その以前に、あれをどうこうこれをというふうに、要望されたものを、今議会で約束づけたんだというふうなことでは、予算が組めません。やはり全体の中で、一番先にやるものとか、これは一年おくれてもいいものとか、もちろんそういう簡単なものではないでしょうけれども、原資の問題があるわけで、原資とのからみ合わせということが、優先するわけですから、御要望なり、御指摘の具体的な問題については、非常に重要なものが十項目あります。しかしそれ以外のこともあるやに思います。したがいまして、こういういろいろな問題につきましては、当然市長としても明年度の予算の中に、いろいろな形では織り込むと。具体的にはなかなか一・三・二はできないと思います。というのはいま具体的にどれとどれというわけには、予算の試算なり、積み合いの段階でありますので、お答えができないということで、こまかくは、三月の時点でないと、はっきりしたことは申し上げられないと、こういうふうに思います。

○議長（滝瀬政吉君）　秦　正一君。

○四番（秦　正一君）　相当広範囲に質問したわけですけれども、ちょっといまの段階では、無理だという答弁がいまなされたわけですけれども、じゃ、最後に私は市長さんにお伺いします。具体的なものは別としまして、基本構想にのっとった実施計画を立てていく上においてやはりその年度、年度によって、一つの、特にこの点をやっていこうと、こういうこれを主体にしてやっていこうと。たとえば福祉関係を主にやるとか、また本年は学校関係を、建設をしていくんだとか、または児童の関係に力を入れていくとか、また道路の方向に、特に主眼をおいて、そういった面の、概略的な考え方、構想ですか、そういうものがあれば一応披瀝してもらいたいと、発表してもらいたいと。それでもちろんその何

をやるにしても、市、地方自治体の市単位で、全部やるとしても無理だろうし、財源的な面においては、当然国や都のほうからの、そういった援助を、仰いでいかなければならないだろうし、そういった面で、大いに意欲的に取っ組んでもらいたいと、このように質問し、要望して終わりとします。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　いまいろいろ秦議員からお話がありましたが、来年は、おそらくは、やはり教育関係が一番多くなると思います。ブレハブで非常に御迷惑をおかけしておりますので、何とか少しでもそれが解消するような方向へもっていきたいというふうに考えております。それから図書館をつくるにいたしましても、幼稚園をつくるにいたしましても、あるいは気の毒なお子さんたちの施設をつくるにいたしましても、これもまた広い意味では、教育ということにもなろうかとも思います。そういう方面を、実は重点的にやっていきたいと。乏しい財源しかございませんので、それを最重点にしていきたいというつもりでおります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって通告質問を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）はい、正国　務君。

○二十九番（正国　務君）　ちょっと議事進行について御発言したいと思います。いいですか、おわかり願いますか。ちょっと長い時間はとりませんけれども、さきほどの一般質問の中で、板垣議員が、百済議員の質問のときに、板垣議員が発言なさいまして、そうして議事進行によって休憩を求められたということでございますね。それでそれについて議長が、板垣議員の質問が終わってから、通告質問が終わってから、その休憩はやりましょうと、こういうことだったように、私は記憶しております。板垣議員から、その前例があるかというふうな質問があったようでございますが、その間において、やり取りがありましたが、これがどうなるかというと、私もわからないから聞くんです。疑義がありますから聞くわけです。研究を要すると思うんですが、その他に、滝瀬敏朗議員が、その休憩の必要はないということで、動議を出されたと。いずれも動議に、動議が重なったと私は思うんでございますが、その処理がはたして今後の議会に、日野市の議会に前例を残す問題でございますから、この点については、ひとつ、きょうでなくてもけっこうですが、もう時間がありませんから、ひとつ議会全体で考えるか、あるいはまた議長において事務局と十分お考えになって研究なさいまして、これが至当であったということになりますれば、前例になるわけですから、そこいらをひとつ十分研究をして、日野市の議会の名誉のために、日野市の議会の今後のために、十分に検討をしてみる必要がありはしないかというふうに、私は思うのでございますが、皆さんにひとつおはかりを願いたいと思います。私の

議事進行についての動議を求めましたものは、それでございます。以上でございます。ありがとうございました。皆さんにおはかり願いたいと思います。いまじゃなくってもいいんですよ。研究していただけるということでもけっこうなんですよ。

○議長（滝瀬政吉君）　弁明ではございませんが、さきほどの板垣君の休憩動議につきましては、動議が提出されましたので、おはかりして、後に採決ということになるかとも思いますが、私としましては、たしか松本課長が、普通高校に行っている方以外の、いわゆる実業学校へ入る人は、普通高校の成績以下というようなニュアンスが、多分に含まれていたわけでございます。したがって滝瀬敏朗君からの動議がございましたが、私は私なりに判断いたしまして、休憩をとったわけでございます。そしてそれ以前に、百済　勇君の質疑が終わった時点で、私は学校教育課長にその旨を申し上げて、それでその誤解を解くような方法で、いきたかったというふうに考えますが、板垣君の休憩動議につきましても、私自身も、さきほど申し上げたように、実業学校へ行くのは、いわゆる普通高校へ入るよりも、成績の悪い人が入るんだというような考え方から、休憩を取ったわけでございまして、さきほど正国さんから動議が出ましたけれども、その点についても、私役日研究して、またこの席で発表したいというふうに、考えますので、御了解願います。

○二十九番（正国　務君）　議長のおっしゃることは、わかるわけですけれども、内容のことを言っているんではないんですね、私は。都立の内容を言っているんではないわけでして、要するに、その動議が出たことを取り上げて、そうして取り上げられたそれをはかると、議会にはかると、さらに続いて動議が出たと、滝瀬議員から動議が出たと。これも動議というのは、一番最初のものから処理して、そしてその次にまた処理していくと。三つも、四つも重なる場合があるんじゃないかというふうに、考えるんです。その処理のしかたが、はたしてどうかという問題がありますから、その点はひとつきょうでなくってもいいです。よく研究してひとつよろしくお願いしたいと、こういうことでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　私の記憶では休憩動議が出されて、それをおはかりしたということは、いままで経験が一辺もないように、判断しております。したがって、私もルールとすれば、休憩動議が提出されましたが、いかがお取り計らいしましょうということはわかっているわけですが、いままでの歴代の議長が、休憩動議が出た場合には、必ず議長の一存で休憩をしていたように、私取っているわけでございますが、正国議員から、そのような動議が出ましたので一応局長とも相談した上、後日この席で、その結果についてお

知らせしたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○二十九番（正国　務君）　はいわかりました。よろしくお願いします。それでですね。私は動議が出たならば、それを一応議会にはかるということが、前提じゃないかというふうに考えておりますので、そこが議長とちょっと違うところがありますので、その点をよくひとつ御研究の上で、お願いいたしたいというふうに考えます。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは八の一基地構想に基づく基本計画に関する質問は終わります。

本日の日程は終わりました。明十四日は、本会議の予定になっておりますが、一般質問すべてが終わりましたので、休会といたします。次回本会議は、十五日午後一時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十四分　散会

十二月十五日　水曜日（第四日）

昭和四十六年
第四回定例会

日野市議会会議録

第三十一号

十二月十五日水曜日（第四日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十八番	石川佐太郎君
四番	秦正一君	十九番	大下博君
五番	滝瀬敏朗君	二十番	森田喜美男君
六番	池田重太郎君	二十一番	高橋通夫君
七番	林重義君	二十二番	滝瀬政吉君
八番	谷栄吉君	二十三番	日野源作君
十番	米沢照男君	二十四番	杉山亘君
十一番	西沢保君	二十五番	伊藤定君
十二番	大柄保君	二十七番	清水芳雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君
十五番	剣持佐吉君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

九番	百済勇君	二十六番	吉冨繁枝君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄	君
助役	葛西正彦	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	篠崎美雄	君
総務部長	遠藤政之	君
市民部長	赤松行雄	君
民生部長	松村清栄	君
建設部長	中島武男	君
都市計画部長	杉本好次郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光	君
書記	坂口泰雄	君
書記	武居一茂	君
水道部長	加藤一男	君
福祉事務所長	田中若一	君
病院事務長	成井正夫	君
区画整理課長	小島久	君
教育長	永野林弘	君
教育庶務課長	落合豊	君
監査委員	斎藤明	君
監査事務局長	松本松夫	君
書記	川上輝子	君
書記	補深海弘子	君
書記	補安原清美	君

議事日程

昭和四十六年十二月十五日（水）
午後一時開議

一　請願第　二十号　市道東常安寺一号線ほか三路線舗装並びに道路新設に関する請願（産業建設委員会審査報告）
二　請願第六十八号　日野用水路の移設と出入口の新設に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三　請願第　十七号　農道拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
四　請願第二十七号　補助十九号線側溝新設に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五　請願第　三十号　南平地域内道路舗装に関する請願（産業建設委員会審査報告）
六　請願第三十一号　農業用水路護岸工事及び改修に関する請願（産業建設委員会審査報告）
七　請願第三十七号　退職金制度に関する請願（産業建設委員会審査報告）
八　請願第三十九号　就職支度金支給に関する請願（産業建設委員会審査報告）
九　請願第四十四号　市立幼稚園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一〇　議案第九十五号　多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の専決処分の報告承認について
一一　議案第九十六号　多摩平二号線雨水管埋設工事請負契約の専決処分の報告承認について
一二　議案第百十六号　日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について
一三　議案第九十七号　昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算認定について
一四　議案第九十八号　昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算認定について
一五　議案第九十九号　昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

一六　議案第　百　号　昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
一七　議案第　百一号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算について（第四号）
一八　議案第　百二号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）
一九　議案第　百三号　昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）
二〇　議案第　百四号　昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）
二一　議案第　百五号　昭和四十六年度日野市水道事業会計補正予算について（第三号）
二二　議案第　百六号　昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）
二三　議案第　百七号　日野市遊び場条例の制定について
二四　議案第　百八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
二五　議案第　百九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
二六　議案第　百十号　日野市基本的総合計画審議会設置条例を廃止する条例の制定について
二七　議案第百十一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正について
二八　議案第百十二号　市道路線の廃止について
二九　議案第百十三号　南多摩東部共立病院組合規約の一部を改正する規約の制定について
三〇　議案第百十五号　昭和四十六年における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
三一　議案第百十七号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
三二　議案第百十八号　字区域の一部を廃し、その区域をもってあらたに町区域を画することについて
三三　議案第百十九号　日野市衛生処理場脱水機改良工事請負契約の締結について
三四　議案第百二十号　日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約の締結について

追　加　日　程

一　請願第六十六号　大規模学校解消に関する請願
二　請願第六十七号　教育予算増額に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から日程第五四及び追加日程第二まで

三五　請願第四十六号　宮三六五番地先道路整備に関する請願
三六　請願第四十七号　公立幼稚園設置の適正化に関する陳情
三七　請願第四十八号　日野駅周辺農業用水路整備に関する請願
三八　請願第四十九号　交通費・作業服・年末手当の支給に関する陳情
三九　請願第　五十号　私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情
四〇　請願第五十一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願
四一　請願第五十二号　市立第二中学校過大学校解消について
四二　請願第五十三号　市営柔剣道場設置に関する請願
四三　請願第五十四号　失対労働者の諸要求実現に関する陳情
四四　請願第五十五号　公立幼稚園設置に関する請願
四五　請願第五十六号　幼児教室存続に関する請願
四六　請願第五十七号　平山台区画整理補償に関する請願
四七　請願第五十八号　立川基地再開に反対する請願
四八　請願第五十九号　栄町二丁目十四番地五ー九号地内側溝新設に関する請願
四九　請願第　六十号　さくら学童クラブに関する請願
五〇　請願第六十一号　豊田線バス運行確保に関する請願
五一　請願第六十二号　大型トラック駐車場設置反対に関する請願
五二　請願第六十三号　富士見台・矢の頭・神鋼南地区への小地区センター建設について
五三　請願第六十四号　子供のムシ歯の予防処置の無料化に関する請願
五四　請願第六十五号　健康相談室の存続と内容の充実に関する請願

午後一時十六分　開議

○議長（滝瀬政吉君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。欠席の連絡があつた議員は、吉富議員、そして遅刻の連絡のあつた議員は、百済議員であります。それより請願第二十号市道東常安寺一号線ほか三路線舗装並びに道路新設に関する件を議題といたします。本件に関する委員会の報告書はお手元に配付いたしてあります。職員をして審査報告書を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　請願第二十号を朗読。

○議長（滝瀬政吉君）　産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告をいたします。この請願につきましては、すでに一部舗装が実施されておりますけれども、私道部分については、現状この拡幅を請願してきている個所に、すでに住宅が立つていると、こういう事情もありまして、委員会としても、非常に長期間にわたつて、審査を続けてきたわけでありますけれども、結論として関係地主の協力がなければ、この請願の実施は、不可能であろうと、こういう判断から、いま読み上げられたような、意見を付して採択をした次第であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第二十号市道東常安寺一号線ほか三路線舗装並びに道路新設に関する件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第六十八号日野用水路の移設と出入口の新設に関する件を議題といたします。職員の朗読は省略いたします。

産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告をいたします。この請願は日野橋から、市の処理場に行く堤防ぞいにある地点でありますけれども、委員会としては、請願者の代表と直接会つて、請願の要旨の説明を受け、さらに現地を二回視察をいたしました。その結果ここに付されておりますように、用水改修計画にそつて、実施されたいと、こういう意見をつけ、現状を可及的速やかに、請願の要求に沿つて、実施すべきであるという判断から、採択をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件を採決

いたします。本請願は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第六十八号日野用水路の移設と出入口の新設に関する件は、委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第十七号農道拡幅に関する件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告いたします。この請願は南平都営住宅の北側に新設されました、平山都営住宅の工事に関連して出てきた請願でありますけれども、これはすでに東京都と、それから日野市、そして関係住民との農民との話し合の中で、すでに解決の見通しがもてたと、こういうことでありましたので、委員会では、採択といたしましたよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第二十七号、補助十九号線側溝新設に関する件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第二十七号補助十九号線側溝新設に関する件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告いたします。この請願は、委員会として現地も視察いたしましたけれども、いかんせん現状の道路の幅が狭いために、この側溝を新設することが不可能だと、こういうことから、関係住民との話し合いを、紹介議員を通じてやつたわけでありますけれども、道路の両側にびつしり家が建ち並んでいるという状況のもとで道路の拡幅が不可能だと、こういう判断から、道路を横断して、一本排水溝を、排水管を設置することによつて現状水がたまるという状況だけは、解消できるんではないかということで、ここに書かれたような、意見を付して採択をした次第であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第三十一号農業用水路護岸工事及び改修に関する件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三十号南平地域内道路舗装に関する件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告いたします。この請願は鹿島台団地から、川辺堀之内の市営住宅までの道路の舗装請願でありますけれども、これはすでに、土木課のほうで、一部舗装する計画があるということから、委員会としても、現地も見、可及的速やかに舗装する必要があろうと、こういう判断から、採択をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第三十一号農業用水路護岸工事及び改修に関する件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告いたします。この請願は、全日自労の労働組合から出されていた請願でありますけれども、この報告書に印刷されてありますように、雇用関係のない現時点においては、退職金制度の実現は、市の段階としては、不可能であると。したがつて理事者が国に対して積極的に働きかけてもらいたいと、こういうことで、委員会としては、意見を付けて採択をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入りますがございませんか。

かしいかと思いますけれども全市的に公立の幼稚園を配置していくという計画からいつて、大体いつごろにあの辺に要望にそつた幼稚園ができるのか。これは委員長でなくても市長でもけつこうですけれども、大体その辺のめどが審議を通じてつかまれたかどうか、それをちよつと伺いたい。

○議長（滝瀬政吉君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（正国務君）　それにつきましては委員会としても審議の重点になりました。したがいましてこの問題については大体御承知のように四小地区にはできると、土地も用意してあるということでございます。したがいましてこれについてはできることが確実であろうというふうに考えております。したがいまして少なくとも願意からいうならばその次にはぜひお願いしたいと時間の問題は分りませんけれども予算が許せば順位としてはその次にはぜひお願いしたいという気持がわれわれには委員の方々にはあつたというふうに解釈しております。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに質疑ありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第四十四号市立幼稚園設置に関する件は委員長報告どおり採択と決しました。

これより議案第九十五号多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の専決処分の報告承認についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は多摩平二丁目地内の市道多摩平幹線第一号線の舗装新設及び歩道設置工事の請負契約の専決処分の報告でございます。本件につきましては歩行者の安全施設及び交通の円滑をはかるため工期等を考慮して緊急を要しましたので専決処分で契約を締結いたしましたので議会に報告し、承認を求めるものでございます。なお詳細につきましては関係部長より説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　それでは契約につきまして御報告いたします。ただいま提案理由のとおりでございますが契約金額が四千二十五万円、契約の相手方東京都八王子市明神町四丁目二十九番十一号青木建設株式会社でございます。なおこの工事の規模につきましては舗装新設で八〇〇メーター、幅員が一・五メーター、歩道工事で一三一四メーター、幅員が八メーターということでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。質疑を

終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　あとでひとつ産業建設委員会に設計内容とか、それからもう一つはガス管だとか電話線とかそういう地下埋設物があると思うんですが、そういうものが市道占用料ということはいまとられていないわけですから、そういうものの撤去とか、移設とかいうものの関係がどうなつているかという点を担当委員会でひとつ十分検討していただきたいということを意見としておきます。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは私のほうから申し上げますが、これは委員会付託を省略したのでここで……。

二十番（森田喜美男君）　付討をしなくていいですから、内容説明はしてもいいでしょう。

○議長（滝瀬政吉君）　それではここで建設部長より説明させます。建設部長。

○建設部長（中島武男君）　それではお答えいたします。ただいまガス管並びに電々公社の施設管でございますが、これは全部該当するものについては無償で撤去をする。移設がえというようなことでございます。そういうことでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより議案第九十六号多摩平幹線一号線舗装新設及び歩道設置工事請負契約の専決処分の報告承認についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は多摩平二号線雨水管埋設工事の請負契約についての専決処分の報告でございます。本件につきましては降雨による多摩平六丁目付近の浸水被害の防止対策の一環として急を要し、工期等を考慮して専決処分で契約を締結いたしましたので議会に報告し承認を求めるものでございます。なお詳細につきましては関係部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　御説明いたします。工事名等につきましてはただいま御説明いただきましたとおりでござ

います。契約金額につきましては四千三百三十万円、契約の方法は指名競争入札、工期につきましては四十七年三月二十五日契約の相手方は東京都千代田区神田須田町一丁目二十三番二号、大木建設株式会社でございます。なおこの工事の規模につきましては管の布設でございますが、七七八・五七メーターそのうち推進工事を実施するものが二二・八四メータ、マンホールの設置個所十八カ所、なおこの推進工事の二二・八四メーターにつきましては水道事務所の前の南側の四差路でございますが、地下埋設物等がございますので推進工事をするということでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第九十六号多摩平二号線雨水管埋設工事請負契約の専決処分の報告承認は原案のとおり承認されました。

これより議案第百十六号日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任についてを議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　議案第百十六号を朗読。

○議長（滝瀬政吉君）　提案理由質疑を省略し、これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百十六号日野市議会一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任については原案のとおり可決されました。

これより議案第九十七号昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十五年度日野市一般会計の決算を調整いたしましたので議会の認定に付するため所定の書類を添えて提案した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次に監査委員から監査報告を求めます。

（監査委員登壇）

○監査委員（斉藤　明君）　ただいま議長さんから御案内がありましたように、昭和四十五年度の日野市各会計決算についての決算意見書について簡単に補足説明をさせていただきます。本年度第四回の今定例議会に付議されました議案九十七号から百号までの各歳入歳出決算認定についての件につきましてただいま助役さんのほうから一応の御報告がございましたが、その説明をさせていただきます。最初におわび方申しわけないんですが、実はやはり意見書の中に数カ所の訂正事項が印刷が完了した後に発見されましたので、これを報告の前に局長のほうから簡単に説明をさせていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　監査事務局長。

○監査事務局長（松本松夫君）　それでは訂正個所の説明をさせていただきたいと思います。各議員さんのお手元に昭和四十五年度一般会計及び特別会計決算審査意見書正誤表をお配りしてございますので、その順序を追つて御説明申し上げます。最初に七ページの欄でございますが、これは表でございます。純計額総括分析表の一番右端の差引残額でございますが、三角（△）の減のしるしが落ちてしまいましたので三角（△）をつけていただくのが正しいわけでございます。次に一五ページ下から九行目でございますが、不納欠損処分額がこれはカンマの打ち方がまちがつておつたということでございます。これは十六万三十円こういうことでございます。それから十七ページにまいりまして下から八行目でございますが、小口事業資金の貸付預託金等の元利収入カツコした中の金額でございますが、端数の切り捨てを切り上げてしまいまして一万円ちよつと狂つてしまいましたのでこれを訂正してございます。それから一九ページですが、上から八行目の予算の執行率九六・九というふうになつておりますのは誤りで九六・〇でございます。それから同じくその次の表でございますが、四十五年度の一番下の執行率の合計欄でございます。これが九六・八五になつておりますが、九六・〇一でございます。それから三三ページでございますが、療養費用等年度比較の表の一番上の世帯数の欄でございます。それの一番右側の増減比率、印刷では一二・七二になつておりますのが誤りで一三・二九というパーセントになります。それから三七ページ、これは事業実績年度比較、下水道の処理収益なんでございますが、これは二ヵ所四十五年度の一番下の処理収益が一千百八十二万六百八十九円となつておりますのが二円違いまして八十七円でございます。それからその処理収益の一欄飛びまして対四十四年度比較の一番下でございますが、その増減額の金額がやはり二円狂いまして二十五万九千七百八十九円が正しいわけでございます。それから四〇ページにまいりまして、下から十二行目管理状況についてという欄の上でご

さいます。ここに庁舎建設基金四千百十五万円であるというふうに書いてありますが、これが三千百六十四万円というふうに御訂正をお願いしたいわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　監査委員。

○監査委員（斉藤　明君）　たいへんどうもお手数をおかけいたしましたが、ただいまのように御訂正をお願いしたいと思います。私ども監査委員は地方自治法二百三十三条第二項及び二百四十一条第五項の規定に基きまして市長から審査に付されました昭和四十五年度の各会計をお手元にございますような意見書のとおり監査の結果をまとめました。報告はこれを逐条説明するということは非常に貴重な時間でありますので省略いたしまして、結論とそれからその審査に当たりました状況などを報告して、そして報告にかえたいと思います。まず審査の期間でございますが、三ページの一番上のほう、第一審査の期間は九月の六日から十月の二十日までの間に行ないました。それから審査の対象はそのお手元にあるとおりの会計決算でございます。そして審査の手続でございますが、これはそこにも書いてございますけれども、特に予算の適格な執行ご予算の適格な執行につきましては非常に神経を使いましてそしてそれが適正になされているかどうかというふうなこと。それからそれに関連する証拠書類がはたして正規にあるいは正当につづられているかどうかというふうな観点からこれを綿密に監査してまいりました。そしてその結果につきましてはその四に示してありますとおり審査の対象となりました。各決算並びに決算に付属するところの証拠書類、及び帳票、並びにそれに伴うところの証拠書類等、照合の結果、計数には誤りはなく、かつ事務手続上においてもきわめて正確なものと認められました。ただし、それが一〇〇％であるということではなくて、この意見書の一番最後のほうに示されてありますような意見、あるいはこれから改善すべきもの、あるいは法律に従つて執行しなければならないというふうなことについては、最後のところにまとめておきました。そしてその会計決算の額につきましては、さらかじめ四ページの上のほうを御覧いただきたいと思います。そして、それらの決算の規模につきましても、その四ページの第二、決算規模について、そこに示したような結果でございます。そして、それに伴う具体的な計数は次の表から始まつております。したがいまして、これらをここで読み上げるということにつきましては、非常に時間が浪費ということですのでそれは省略させていただきたいと思います。それで先ほども申し上げましたとおり、最後のいわゆる意見書であるところの総まとめこれについて簡単に補足していきたいと思います。ページは四二ページでございます。ただいまの最初に冒頭に申し上げましたとおりきわめて精細なかつ綿密にその神経を配りまして審査をいたしました結果、結論といたしましては、四二ページから四三ページに掲げておきましたとおりの是正、もしくは改善を必要とする事項ということでここには二つの課題が含まれております。中には当然それは改善しなければならない、むしろ適法性を欠くというふうな内容を持つようなる執行もあるわけでそれらはその一番最後のところに書いておきましょけれども、それをひとつ順序にしたがつて説明し、そして諸先生方のこの意見書に対する認定についての参考の資料とさせていただきたいと思います。まず、一番最初に調定事務についてであります。ここに掲げました調定事務について、ちよつとそこを読み上げてみますと、本年度決算において清掃手数料、不納欠損は計上されていないけれども審査の結果、昭和四十年度分ごみ手数料十九万三千十六円、（昭和四十四年三月三十一日地方自治法施行令第百七十一条の五による徴収停止処分を行なつている）が滞納繰越となつている。したがつて、当年度決算において不納欠損処分とすべきものであつたはずの予算調定をしていなかつたために決算上表示ができなかつた。これは調定事務についての慎重さが足りない結果で今後十分注意されたいと思うわけであります。御承知のとおり調定事務といいますのはその金額がかりに途中でどこかに流れても調定がしてなければ全くわからない、把握できないという基本的な事務であります。したがいまして、各部局におきましては調定事務は必ずかつ的確に行なわなければいけないということを指摘しておきたいと思います。

それからその次の二番目でありますが、これは収入の年度区分を誤つたもの、これは自治体の会計でありますからいわゆる計算分割というふうな問題は起きないのでありますけれども、しかし年度の収入をこえてあるいは誤つて記入する。処理するということは、これは厳重につつしまなければいけないということになります。これは電話債券の売却の問題でありますが昭和四十六年五月三十一日償還期日の債券（B十四回口）が当年度収入として処理されている。しかしながら地方自治法施行令第百四十二条第一項三号による会計年度区分としては売り払いが行なわれた日の属する年度の収入とするよう規定しております。この年度に帰属するということについてはもろもろの確定した概念といいますか、それが当然基本になるわけでありますけれどもそこにありますようにいわゆる処分をしたその日を含む年度において処理するというのが、これはほかの慣習からいつても常識ではなかろうかと思います。したがいましてこれについては今後会計事務処理について、このような処理については十分注意していただきたいと思うわけであります。

それから次の三つ目でありますが、予算計上を誤つているものこれにつきましては、審査の過程でいろいろな多角的な議論をかわしたわけでありますけれども民生費のうち国民年金費の印紙購入予算であります。これは収入及び支出とも三百万を計上し、そしてそれを執行しているわけでありますけれども、結

果的には当年度においては三千五百一万円の印紙を購入しているということになります。これは年度当初において印紙購入予算二百万円を支出し印紙購入資金として年度内運用を行ない年度末において精算し全額を収入する方法で基金制度と同様な事務手続をしていたものであります。しかしながら基金条例も制定されていないというふうな現状でありますので、地方自治法第二百十条総計予算主義の原則により、規定により年間購入額全額の歳入歳出予算に計上しなければならないということになろうかと思うのであります。ですからこういう点につきましては今後やはり十分注意をしていただきたいと思います。

途中でありますが、ただいま局長のほうからの注意がございまして四三ページの一番上の予算計上の支出について注意を要するものということでありますが、下の内容から見ていきますと、それは収入であります。支出ではなく収入でありますので御訂正をひとつお願いしたいと思います。予算計上の収入について注意を要するものといたしまして、諸収入のうち小口事業資金及び中小企業厚生資金に関する預託元利収入の予算科目について、これはその款、項、目、節というふうに、こうなつておるわけですけれども、その科目として計上され、執行されている上記貸付事業は市が直接資金貸付けをせず、毎年一定額を金融機関に預託して、そして金融機関により各企業に対しての貸し付けを行なうシステムとなつておるわけであります。

したがつて貸し付けに対する元利収入ではなく預金、いわゆる預託金元金および預金利子収入ということになるわけで、それらの計上につきましては、やはり御訂正を願いたいというふうに思います。それでただいままでの内容につきましては、ほとんど是正をするという諸項目でありますけれども最後のこれは改善をしてもらいたいということであります。それは先ほどの三番目の課題と共通する課題ですが、用品調達基金は三百万円の基金を運用し、用品の効率的調達を目的として、昭和四十二年度より制度化されてきておるわけであります。本年度の用品取り扱い金額は一億三千八百万円をこれ、基金回転数も四十六回転となりその運用状況は用品会計的なものになつている。これにつきましても監査の時点で非常に多角的な議論が出まして、そして関係者よりもいろいろな意見を聞いたわけでありますけれども、やはり改善するのがよかろうということになつたわけであります。このように多額の用品を取り扱い、しかも適切に事務処理がなされていることは関係職員の努力によるものと判断されるが、これを基金制度本来の目的から見ますと、前にも述べましたとおり、いわゆる適切な運用状況ということは言えないんじやないだろうかということであります。このように四点改善を必要とするもの一点、という五点を本年度の意見書に含めたわけでございますけれども、最後にひとつ、一五ページをちよつとお開き願いたいと思うんですが、この一五ペー

ジにつきましては審査意見書の中で特に最終項目として取り上げなかつたわけでありますけれども不納欠損処分の問題につきましては、私が監査委員に就任以来、いろいろな角度から疑問というか注意をして見てきております。それで、各地方自治体の視察に行つた際も各種の不納欠損処分を必ず目を通すようにしております。といいますのは、不納欠損処分あるいは時効という問題は、これは基本的には関係職員の怠慢であるということにつながるわけです。あるいは法律をうまく適用して、そしていわゆる執行停止をするということにつながつてくるわけであります。そういうことでありますので非常に不納欠損処分については絶えず注意を払つているわけでありますけれども、この一五ページの後半に書かれておりますこれは転出先を念入りに調査する必要があるんではないだろうかということであります。ですから、いま少し転出者の先を追つてそしてどうしても徴収可能でないという場合にはこれは当然そういうような法律の範囲内で執行停止をするということは、これは当然であります。また当然許されたことでありますけれども、やはりつきとめられればある程度確認できるのではないだろうか、というふうな内容のものもあるんじやないだろうか、ということであります。したがいまして、その一五ページにはそのような問題を書いておきましたけれども、よろしく御検討をお願いしたいと思います。まだ非常にこの内容の全体を報告すればよろしいわけですけれども、先ほど申し上げましたとおり、非常な貴重な時間でありますのでだらだらと説明するまでもないと思いますので、この辺で終わりたいと思います。どうも失礼いたしました。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　監査委員さんは詳細な監査報告たいへん御苦労さまでしたが、この際監査委員さんに一・二点ちよつとお伺いしたいと思うことがあります。あるいは監査委員さんの領分でないかもしれないこともあるかもしれませんけれども第一点は、九ページちよつと書いてありますけれども昭和四十五年度の市債について監査委員の所見が述べられてるわけなんですが、四十五年度の市債は前年に比較して少なかつたという意味の評価をなされているわけなんです。この市債が少ないということは要するに事業が少なかつたということにもなりましようしそれから必ずしも市債が多いということが好ましいということも言えないでしようし、そこで監査委員さんはこのいわゆる市債について特にこういう類似市町村におきましての大体基準といつちやなんでございますけれどもどういうふうに考えておられますか。それからわれわれの予算規模で許される市債の限度というものは大体大まかにどの程度に考えられておりますか。それからもう一つは、いわゆる他の市町村に比較

しましてわがほうの市債の暦年のあり方というのはどういう位置にあるからどういうランクにあるか、こういうことが大体ざつとでいいんですけれどもおわかりでしたらお答えを願いたいと思うんです。

それから第二点は要するに予算を執行する過程の中には膨大な物件費があるわけなんです。膨大な事業を行なうわけであります。この中で、私どもが常に聞きますことは、指名業者に対するいろいろな不服でありますとか、あるいは業者間の不平でありますとか、こういうものを私どもは常に耳にするわけなんです。これが必ずしも正しいとは思いません。そこでいわゆる事業を執行しましてこういうものを評価する一つの何といいますか組織といいますか、あるいは検査制度といいますか、こういうものはやはり自治体自体は持つていないんじやないか、という感じがするわけなんですよ。なるほど監査委員さんが監査しまして、帳じりはピタつと合うかもしれませんけれども内容の評価はもちろんこれは監査委員さんのもちろん任務じやないと思いますけれどもどこで一体この内容の評価をするのか。そういう評価が適正になされなければやはり何といいますか、業者の指名に対するそういう不平であるとか、いろんな問題が出てくると思うんです。はたして前の学校なら学校をやつた業者がりつぱな、要するに評価を下していいのかどうか、あるいはインチキをやつてるのか、手抜きをやつてるのか、やつてるとは思いませんけれども、そういうことはないのかどうか。そういうことがやや的確に行なわなければやはり業者に対する評価が完全に出てこなければ次のやつぱり今後の指名業者に対するいろいろな問題が、忌まわしい風評や、いろいろな問題が出てくると思うんです。こういうものに対して監査委員の方はどういうふうにお考えになつていらつしやるか、あるいはこれはおれの任務をはずれているというふうにお考えかもしれませんけれどもお答えいただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　斉藤監査委員。

○監査委員（斉藤　明君）　石川先生の質問どうも私の手に負えないような非常にむずかしい質問でありますが一応先生のお断りもありますので個人的な意見になるかもしれませんが一応お答えしてみたいと思います。

まず最初の一点でありますが、ただいま局長のほうからちよつと指示がありましたが、一応の結論から申し上げますと、基準ということでありますが、その基準というものはないそうなんです。私の個人的意見あとでちよつと述べてみたいと思うんですが、大体八〇%から一〇〇%ということらしいんですが、これは基準ではなくて当然これから私の意見になるわけですがもお答えになると思うんですが、私はこの市債につきましては隣の市がこれだけあれしてるからうちもこうだ、ということではなくて、その市が当然執行すべき問題あるいは当然その年度において行なわなければならない問題にぶつかつたときに、それだけの資金が必要であるというときにはその基準というものをこえてもどうしてもそれは要求しなければならないのではないだろうか。そこに理事者のやはりこういう表現はよくないかもしれませんけれども、いわゆる政策的な面、あるいは執行に対する真剣さというものが出てくるのではないだろうかと思うんです。したがいましてやはり当市の特色ある独特な面でのいわゆる市債を要求するということが一番よろしいのではないだろうか。というのが私の私見であります。お答えになつたかどうかわかりませんけれども第一点についてはそのように考えます。

それから第二点につきましては、予算の執行に対する、いわゆるその物件費、あるいは事業費、というふうな問題に関連して特に工事に関連する、いわゆる指名業者、これにつきましてはまず私どもの監査の時点では現在の市に制度化されている検査正式には何ていう名前ですか、検査員ですね。現在委員の方に絶えず面会をしておりまして、そしてその検査の状況などを聞いております。そしてまず問題となるところは要するに検査を、検査の日にちに検査員が参りますが、その検査の時点で必ず数カ所の欠陥、いわゆる合格という認定の出されないものといいますか、工事があるはずであります。しかしながらいまのその手続の問題ですけれども、その時点では一応その合格の認定をしております。これはまずいんじやないか、要するに必ずその手なおしなり改善すべき個所があるんではなかろうか。だからこれを完全になおさせてから合格の判断を下すのがいいんじやないか、ということを再三申し上げておるわけです。これについては頻度の不備もあるわけです。ですからそういう点は、今度の監査の時点で改善するようには言つておきましたけれどもそういうふうな形式的な面ですけれども、そういうふうなことで指摘はしております。

それからいま一つは、要するに業者の評価の問題ですが、もちろんわれわれも工事に対しては全くのしろうとであります。したがいまして、いわゆる周囲の状況、いわゆる状況証拠といいますか、そういうものから判断するよりしかたがないわけですけれども、一応その辺につきましては、大きな工事をすればするほど、あるいはするようなればなるほど必要性を増すことになろうかと思うんです。したがいまして、いわゆるいままでの検査員制度をさらに強化していく必要があろうか、というふうには考えております。あるいはそれを全く独立させた一つの組織にしていくのがいいのではないだろうか、というようなことも個人的には考えております。非常にお答えになつたかどうかわかりませんけれども、以上のとおりでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　石川佐太郎君よろしいですか。

次に米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　二点ばかりお尋ねしたいと思います。八ページに実質収支において黒字決算となり健全な財政運営が

行なわれたものに認められる。このように書かれております。これは企業の決算と違つて必ずしも黒字だから、健全な財政運営が行なわれた、これでいいんだということにはイコールならないんではないかというように私は思つておるわけです。この辺についての監査委員の御見解をこの機会に伺つておきたいというふうに思います。

それから一二ページの不納欠損処分の問題でありますけれども、住所不明、あるいは生活困難等によるものでやむを得ないものと認められる、というふうに指摘されておりますけれども少なくとも固定資産税は行くえ不明というふうなことはあり得ないだろうし、先ほど不納欠損の問題では一五ページの児童措置費負担金、の問題で、もつと転出先まで追及した取り立てが必要ではないかということが強調されましたけれども、それよりもなおこの固定資産税についての不納欠損のほうが、より先行して努力が払われるべきではないだろうか、こういうふうに私は思うわけですけれども、この点についてお答えをいただきたい。以上二点です。

○議長（滝瀬政吉君）　斉藤監査委員。

○監査委員（斉藤　明君）　米沢先生の御質問二点についてまず最後のほうの御質問一二ページとそれから一五ページに関連して、これについてちよつと関連させてお答えさせていただきたいと思います。ただいま米沢先生の御指摘のありました

とおり確かに固定資産税は一五ページの児童措置費負担金に優先して先ほどのような指摘をせよということでございます。これは全くごもつともな御説　だと思います。これにつきましては、実は一五ページのこの問題と関連させてたまたまその一二ページのこの問題を、ある具体的には同一人である場合もあるわけなんです。この固定資産税につきましてはその下のほうにそういう指摘をしておきましたけれども、これは市税の徴収にあたられたいわゆる徴収担当者のこの処分に至るまでの手続過程を全部分析いたしました。分析してみましたところ、たまたまこの児童措置費等と同一人である件数が何件かあつたわけでございます。そうすると、その点がちよつと食い違つておる。じゃ、どちらが正しいんだろうか、ということでちよつと時間をかけて調べたわけでありますが、一二ページのこの固定資産税、市税を中心とするこの不納欠損につきましては、一応確認をいたしました。したがいまして先ほど特に強調したわけでもないんですけれども要するに不納欠損処分そのものはいかなる種類の収入項目であつてもそれは当然でありますが一応確認の時点でこれは生活困窮だということが確認されたわけであります。もちろんこの認定につきましてはいろいろな角度から念査をしたわけでありますけれども、そのようにいままで私どもが監査した過程における内容を御説明し、そしてあるいはお答えになつたかどうかわかりませんけれどもそのように説明をさせていただきた

いと思います。特に児童福祉についての、児童措置費についてだけの強化ということではないんで、やはり固定資産税その他の市税についても当然不納欠損については細心の注意を払うべきだというふうに考えております。

それから八ページの一番冒頭のいわゆる実質収支において黒字決算、だから健全な財政だということの御指摘でございますが、確かにこれも先生の御指摘のとおりであります。いわゆる収入を目的とした企業会計であるならば当然収入に対する費用、費用収益対応の原則によつて当然これは判断されなければならないことになりますけれども、一応地方自治体の会計であるならば、このような表現が適切であるということは必ずしも当を得た表現であるというふうにはいまここで私はそのようには思つておりません。ですから確かに御指摘のありましたとおり黒字決算だからいい、場合によつてはそれは執行率が悪いんではないんだろうか、というふうな反対の解釈さえ成り立つ場合があるわけであります。御指摘のとおりであります。回答になつたかどうかわかりませんけれども以上で終りたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第九十七号昭和四十五年度、日野市一般会計歳入歳出決算認定の件は一般会計決算委員会に付託いたしたいと思います。

○十番（米沢照男君）　議長、ちよつといいですか。委員会で審議するについてのちよつと意見があるんですが。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは委員会付託の前に御意見を承ります。

○十番（米沢照男君）　実は委員会に審議が持ち込まれてからでは、ちよつとおそいものですから、あえて時間いただいて、意見を述べるわけですけれども、今日まで議会側に提出されているこの決算書、並びに付属説明資料が、どうもやつぱり不親切だというふうに思うんです。これは毎度指摘しているところなんですけれども、いまだに改まつていないというのは、どういうことかということで、非常に心外なんですけれども、具体的に一・二指摘して、委員会までに、具体的な資料の提出を、議長をつうじて求めていただきたいというふうに思うんです。私は議会で決算を審査する場合は、計数的な問題は、むしろ監査委員がつぶさに検討されてきているわけですから、むしろ年間を通じて、当初予算の際約束された執行が、具体的にどのようにやられたのかという点からの、行政面からの、やはり審査が主になるかというふうに思うんですね。で、出されているこの決算書、それと、予算執行の実積報告書を、いろいろ並べてみても、どうも審査できない状況があるわけです。たとえばですね、この決算書の二二ページ、幼稚園の使用料、これが中味としてどうなのか。たとえば当初予算では、この幼稚園

の使用料は、千二百円掛ける五百三十人掛ける十二カ月と、こういう説明が入っているわけですね、決算の段階で実際に執行したあとの、積算の基礎といいますか、これはどういうことなのかという点で、全く説明が加えられていない。これは端からそういうことが言えるわけです。たまたま私は最近八王子の決算書を付属説明資料を見る機会があったんですけれども、非常に細かく出てます。本来そうあるべきだと思うんですね。これを見てその執行がどうだったかということがわからないんじゃや、これは審査にならないと思うんです。その点は具体的な資料を今指摘したのは一点だけですけれども、全般的にわたつて、きわめて不親切な資料提出になっておりますので、その点は、ぜひとも議長を通じて、具体的な資料の提出を求めていただきたい。もし委員会までに、具体的な資料の提出がなければ、一項目ごとに、質問せざるを得ません。それはそのように具現しておきます。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢議員に申し上げますが、意見がありますかという発言に対して、すばやく手を上げていただくようにお願いいたします。（笑声）それでは意見をこれで終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第九十七号昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算認定の件は一般会計決算委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、一般会計決算委員会に付託いたします。

それではこれより議案第九十八号、昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算認定の件議案第九十九号昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、及び議案第百号昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたしたいと思いますこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、議案第九十八号、九十九号、及び百号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　議案第九十八号は、昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計の決算を調整いたしましたので、議会の認定に付するため、所定の書類を添えて提出した次第でございます。議案第九十九号は昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計の決算を調整いたしましたので、議会の認定に付するため、所定の書類を添えて提出した次第でございます。議案第百号は、昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計の決算を調整いたしましたので、議会の認定に付するために、所定の書類を添えて提出した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次に監査委員から監査報告を求めます。

（監査委員登壇）

○監査委員（斉藤　明君）　実は先ほどの報告の中で、すでに、最初に私ちょつと失言いたしまして、九十七号から百号までということのつもりで、報告をしてしまつたわけでございます。また今の九十八号議案でございますが、これにつきましては、特別委員会の席上でも、もし御質問があればと思いますので、省略をさせていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本三件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　先ほど米沢議員からの資料の提出の件について、議長に要望意見が出されましたけれども、特別会計における委員会審査においても同様、十分審議できるよう資料の提出を議長に求めておきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　私は先ほど理事者並びに、部課長が全員おりませんでしたので、申し上げませんでしたが、明後日から始まる決算委員会には、資料を十分提出して、委員会に支障のきたさないように、資料を提出していただきたいと思います。それではほかに御意見はありませんか。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第九十八号、九十九号、及び百号を一括して特別会計決算委員会へ付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、特別会計決算委員会に付託いたします。

暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないということで、休憩いたしますが、休憩中に一般会計の決算委員会の委員長の互選をお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

午後二時四十四分　休憩

午後三時三十四分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案第百一号昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第四号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、昭和四十六年度日野市一

般会計補正予算第四号でございまして、補正額は、歳入歳出それぞれ二億七百二十七万三千円でございます。今回の補正は、一部の新規事業と、人件費の不足分、及び起債、補助金等の対象事業について計上いたしました。歳出の主なるものは、総務費で交通安全対策として踏切設置委託料五百五十万、東京都市交通災害共済組合負担金五百三十九万二千円、都有地の買収八十四万三千円と、人件費の不足分一千二百十万六千円を計上いたしました。民生費では、南多摩事務所廃止に伴う引き継ぎ事業と、私立保育所及び助産施設措置委託料一千六百十五万円を計上いたしました。衛生費は、継続事業であるごみ処理施設増設事業の年割額変更二千五百三十万円と、水道事業への出資金一千五百万円を計上いたしました。土木費では水路維持補修二千五百万円、程久保川改修橋梁負担金九百六十九万円と、神明上都市下水路事業の減額二千四百九十六万一千円を計上いたしました。教育費では百草台小学校屋内運動場新設三千四百万円、第七小学校、仮称でございますが、校地買収の不足分六千七百八十二万円、高幡台小学校、これも仮称でございます。通学路新設四百二十万円と、小中学校の社会増用備品購入費を計上いたしました。以上に見合う歳入といたしましては、地方交付税五千四百四十八万六千円、国庫支出金一千五百二十二万一千円、都支出金二千三百三十一万六千円と、市債一億一千四百万円を見込み、不足する分は、予備費からの組み替えをいたしました。詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　歳入全般の説明を、企画財政部長より求めます。

○企画財政部長（篠崎美雄）　説明書のほうをお開きいただきたいと思います。説明書の一ページでは、今助役が申しましたとおり、二億七百二十七万三千円の補正で、一般会計総額四十二億五千七百万九千円と相成つております。それで二ページにいきまして、地方交付税ですが、今年初めて交付税の交付団体になりまして、というのは、神明上の第七小学校用地取得事業四億余になるわけですが、そういう投資的経費がかさみましたので、経常的経費では、交付団体になりませんが、投資が非常に多くなつたというようなことで、このように交付税が付いたわけです。なお来年につきましては、現在の見込みでは交付団体にはならない。　さらには内容を開発基金の見合いとして、一人千円というふうに、交付税の還元になつているわけですが、自治省では、それらをしないという方向ですから、来年度は、交付団体ではないというふうに、見込みをしております。それから使用料ですが、これは七千円ここに書いてあるとおり墓地使用料の分です。四ページ民生費関係ですが、一千四百七万六千円、児童福祉関係は、単価の改正と施設の増。それから生活保護関係は南多摩事務所が、十二月一日に廃止になりまして、いわゆる都ケースといいますか、都のケースのもの、いわゆる住所が不定で、いわゆる不明で、日野の施設に送り込まれている病院とか、その他の施設に入つているケース、八十ケースが、都から移管になりまして、それらのものにつきましては負担割合は、国が八割、都が二割、こういうものを今まで都でやつていたものを、そのもの全額を市のほうに交付し、市がそれに代わると、こういうような措置がなされましたので、その費用でございます。したがいまして、あと、都市のほうにもそういうケースのものがあります。それから補助金ですが、じん介処理場の整備についての、これは追加分でございます。それから神明上都市下水路事業、当初予算で計上いたしましたけれども、事業の関係からこれを減額しいわゆる事業を打ち切つたということで、減額。それから生活保護、学校、小学校あるいは中学校のほうの関係ですが、　対象人員がふえましたので、その追加分。それから百草台小学校の屋内運動場、これについては、支出のほうにありますように補助金として一校追加ということで、六百三十六万三千円。それから民生費関係、児童手当の事務執行、事務交付金、これは来年度から、来年の一月から児童手当の改正がございまして、それに伴うところの、諸事務がありますので、それに見合うところの交付金でございます。三十万一千円。それから民生費の負担金ですが、福祉活動専門員、あるいは児童措置、それから生活保護これらの追加分でございます。国の費用に見合うものと、こういうことで措置がしてございます。それから八ページにまいりまして、総務費、これは市町村振興交付金、昨年度一千万ばかりだと思いますが、一応見込みをたてまして、一千万計上させていただきました。それから児童福祉補助金、これは施設増でございます。それから一番下つかたの、三番目のほうも、施設の増で追加分、産休代替職員ということで、今までは南平の保育所の開設要員というふうにありましたけれども、当然代替をしなければならないというようなことで見込みを三十六万二千円に計上いたしたと。それから生活保護の補助金追加分、これは先ほど申した都の関係でございます。それからじん芥処理施設の追加、これは三百万円決定がきましたので、追加としたと。それから農業委員会、農業関係のほうも、これも当初予算を計上しましたけれども、ここで決定を見ましたので、二十九万七千円補正をいたしました。それから土木事業ですが、これは減額です。これは先ほど申しました神明上都市下水路の関係が都市並びに国のほうの補助金を減額、事業の関係で減額をしたと。それから都の教育補助ですが、これは百草小学校の屋内運動場でございます。それから総務費の委託金ですが、ここにあります調査の委託金であります。それから統計調査であります。それから不動産の収入、売り払い収入、これは七生の直診の医師住宅を、今度不用になりましたので払い下げるということで、地主に払い下げると、こういう売り上げ代金であります。それから市債

に、一二ページにまいりまして、衛生債、これにつきましては二千二百万円、まだこれは三月の時点で、どうも変更になるかもしれませんけれども、一応見込として二千二百万円、土木債が、多摩平六丁目関係の新設の事業で、側溝新設ですが二千五百万円、一応折衝の結果起債を受けることになりましたと。さらになお都市計画の排水の関係を中止しましたので、そのほう三百万円減額したということで二千二百万円。それから教育債七千万円、ここに書いてあります七小の運動場、それから七小の校地買収、当初予定よりも審議会の神明上区画整理のほうの審議会の決定が、非常に高くなりましたので、その不足分。それから百草台小学校の屋内運動場の事業についての、起債九百万円、以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　一〇ページの都の委託金、これは二万八千円の計上ですけれども、これはいろいろな各種調査などによる委託業務がありますけれど、内容は、たとえばどういう内容のものについて二万八千円の委託金がおりるんですか。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　ここに説明欄に書いてありますとおり、住居環境職業等の移動理由ということで、そういうことについての調査委託料です。そういういろいろの

個々のたとえば統計資料は、統計局の資料もあるわけですが、ほとんど統計局、国の統計資料、都の統計資料と、こういう形で、市に委託されまして、統計を取ると、こういうことですから、個々の内容については、そのとおり、ここに説明してあるような内容でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　この内容のものについて調査をするということについては、このとおりだろうと思いますけれど、たとえば調査のやりかたですね、細かくなるかもしれませんけれども、どういうような調査をするのか。たとえば現地を歩くとか、あるいは書類だけの調査なのか、それに要する費用はどういうふうになるのかというふうなこと。二万八千円のものが、この調査にかかわるものとして妥当なものかどうか、ということをですね。それが国の場合の比較においては、どういう違いがあるのか、あるいは同じようなものなのか、その点についてお伺いしたいわけなんです。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　これは書類調査ですそのほかこの場合には、書類調査ですが、その他の場合には、いろいろの調査がありますが、調査員が委嘱してありますので調査員に頼む場合もあります。この場合は書面調査です。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　書面調査ですとね、二万八千円という金で、すべて調査をし終えるということですか。それとも私いろんな国、あるいは都の委託業務がありますけれど、いわゆる超過負担の問題とも、関連してくるんじゃないかというふうにも受け取れるわけです。委託業務というのは、この問題だけでなく、委託だけではなくづて、かなりあるというふうに聞いておりますけれど、これらの中で、今回の二万八千円というのは、額そのものから言えば、わずかですけれど、二万八千円内で、すべてまかなえるものかどうかというふうな内容かどうかですね。やはりほかのものと関連して考えていかなければいけないんじゃないかと思いますので、すべてそれでまかなえるものかどうか。

○議長（滝瀬政吉君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　これは一月に大体十五日でございます。日をきめまして、東京都のほうから、さつき言いましたように、様式がきまつております。それで窓口に転入したい、あるいは転出したいという方がいらつしやつた場合に、東京都のほうから支給されました用紙に、どういう要するに、理由で転出されるか、あるいはどういう理由で、どこから転入されてきたのか、こういうふうな理由を書いていただくわけでございます。ですから新しい公団住宅が出来たから、居住関係として、日野に入つてきたんだとか、あるいは職業上の理由で、こういうふうに仕事に近いところというところで、転入して来たんだとか、あるいは転出して行くんだとか、そういうふうな理由を、月に一日窓口にいらつしやつた方に、記入していただくと、こういうことでございます、これは、一件六十八円の単価で来るわけでございます。で、二万八千円というのは、取扱い件数に、それをかけたものでございます。そういうふうなことで、二万八千円来るということで、これでまかなえるかどうかというふうなことですが、窓口での受付の事務の中に、これが溶けこんでいくわけでございますので、金額の高ということは、そう強くは感じないわけでございます。大体東京都と、市の二十五市ですか、現在は二十五市ですか、相当一時は二十三市でございましたが、東京都の所管の方と、話し合いまして、この単価などもきめておりますので、そう不利な状態ではないんじゃないかと、そのように一応は考えております。そういうことでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　一点だけお伺いします。一一ページの旧直診医師住宅売り払い代金二十四万三千円ですが、これはざつと六十平米あつたと思うんですが、どういう基準で、この単価が出て来たのか、ちよつと・・・・・。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　この直診の土地につきまし

ては、御承知のとおり、地主から借りております。それで借りた目的ということにつきましては、御承知のとおり、直診の医師住宅ということで借りて、終戦直後から借りておりますが、目的が違いまして、御承知のとおり、工藤外科というものが、その後直診の土地を売り払つて、それにつけた額が、こういうことで、それで一昨年ですか、工藤外科にこの家屋を貸しまして、その後目的が荒廃して、工藤外科のほうでも、ここに建築ができまして、出ましたので、地主との話し合いで、土地は返すということでございます。ただ建物が、市の所有であるということで、この単価につきましては直診のあの問題のときに鑑定をしてもらいまして、その時の価格で払いさげるということでございます。これにつきましては、さら地で返すということでございますので、本来は、市のほうで取り壊して、さら地にして返すというのが建前だと思いますが、市の財産でございますので、地主に売り払うということで、鑑定価格、二年前の価格でもつて、売り払うということでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに御質疑はありませんか。

森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　市債に関する部分ですが一二ページ。この都市下水路の建設債が減額されるということで、これは計画変更によつて、本年度も減額をしたんだということだと思うんですけれども、都市下水路が、どのように計画変更をされたのか。計画そのものを、われわれよく知らされていないと思うんですけれども、これについてお伺いをいたします。もう一点。今説明で、この第七小学校の校地債を追加したということでありますが、第七小学校の用地として予定されています市のすでに持ち分、あるいは、保留地という形で買い取る部分、こういうことのこれまでの経過の中に大部変化があつたように考えるわけですが、どういう割合になつて、そうして単価が上がつたということもありますし、これは区画整理のほうの、資金関係の都合もあるかと思いますが、そういうことがほとんど説明を、経過の変更については、説明をあまりされていないと思うんですけれども、それをひとつわれわれにわかるように、説明をしていただきたいと思うわけです。

○議長（滝瀬政吉君）　市長。

○市長（古谷　栄君）　私のほうから簡単に御報告申し上げて、もし足りないところは部長に説明させますが、神明上の都市下水路については、当初実は私のほうでやりたいと、こととしから自分のほうでやろうと、市の直営でやろうという計画をもつたんでございますが、非常に膨大な資金量がいるということと、市の今の財政ではなかなか二年三年の継続事業では遂行できにくい面が出てきたわけでございます。そこで今度新都市公社に委託をしようという、こういう計画になりまして、あそこの用水管渠といいますか、そこでいろいろ検討をしまして

だいぶ従来の私どもが考えておつたものと変わつた形態も出てきますが、いずれにしても来年度から三カ年計画でやろうということになつたわけでございます。したがつてこれは市の直接やるほうがいらなくなつたと、こういうことでございます。それだけ検討の時間がかかつて遅れたことは非常に申しわけないと、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから七小のことでございますが、当初あそこに国道の分を地主さんの要望によりまして開発公社が買つたわけでございます。それを一部あてまして足りない分を保留地で買おうかということになつたわけでございます。ところが来年度からどうなるかわかりませんが、いまの時点では開発公社の買つた土地については起債をどうもつけてくれない、そこで私どもの計画とすれば先般の全協でもお話し申し上げましたとおり、市役所の用地の一部分にしたらどうか、従来市で持つております土地は、そこいらでつくりまして、第七小のほうは全面的に保留地を買おうと、こういう計画になりました。これはすでにもう前の予算のときもそうなつておるわけです。ところがここで区画整理のほうでどうもの価格ではだめだと言い出したわけなんです。ですから値上り分といいますか、評価委員会できめました額に変更を実はいたしまして起債の額でお願いする、こういうことになつたわけでございます。以上でございます。すでにこの分は前からそういうふうに全面的に保留地を買うような

そういう額にはなつておるわけでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　歳入全般に関する質疑はこれをもつて終結いたします。

次に歳出に移ります。議会費、総務費、の説明を関係部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　要点だけ私のほうから御説明申し上げて細部につきましては委員会おいて、質問等については担当部課長から説明いたします。議会費ですが、ここに書いてあります説明欄の内容で五十九万六千円でございます。

それから総務費の一般管理費で千二百二十八万九千円、全般的な職員の手当、あるいは給料につきまして申し上げますと当初予算を算定するときに、四十五年のベアの勧告についての指数が適格に把握できませんでした関係から、さらに保育所の開設等が見込みが非常に立ちにくい、こういうことで全般的には予算を、人件費の予算を縮小した形になつているわけでございます。したがいましてその間さらに人員の移動、こういうことがありましたので、この補正をいたしたと、総額は二千五百万くらいになろうかと思います。こういう職員手当については関係であります。それから通信運般、あるいは備品購入、これは事務的な費用でございまして、電話につきましても内線をふやす、こういう関係でございます。財産管理費では修繕費、あるいは工事請負、これは組みかえという形になつているわけでご

ざいます。それから公有財産の購入費、東京都の用地を上尿処理場の近くでありますけれども、飛び地がありますのでそれを東京都のほうで河川敷と含めまして、河川については無償公有財産的な整備をするための一部の買収でございます。それから公課費、これは自動車重量税が制定されまして車検ごとに一トン大体一万円くらいの税を公課、市町村といえども税として納める、こういう形になりましたので市の車検あるいは新規購入こういうときには当然公課費がかかってくるわけでございます。それから報酬で交通安全対策の協議会、これはノーカー運動の関係で会を余分にみましたので二回分として計上いたしました。それから次のページの需用費関係ですが、食糧費あるいは消耗品費こういうものが不足をいたしましたので計上いたしました。それから踏切の設置ですが、これは程久保五号につきまして京王と事前に打ち合わせまして発注をしているわけですけれども細目についての協定はまだ終わっておりません。概算で五百五十万、この分についての計上でございます。それから東京都の交通災害の共済組合の負担金、これは全協でもお話ししましたとおりで五百三十九万二千円。公害関係ですが、当初予算で委託料を相当大幅にカドミ関係で持ちましたので減額いたしました。それに三十万ほど足しましてＢＯＤの測定の付属品を購入いたしたいということで整備をはかるためでございます。それから諸費ですが、返還金、これは毎年行なわれるわけですが、民生関係は精算をするわけで見込みで計上してあつたものですから、これを精算で百四十五万二千円返還する、こういう内容でございます。

それから徴税費百三十万これは農地課税等がかわりまして、それから平山の町名地番の書きかえ、こういうことで電算のいわゆる委託をするわけで、その委託料の関係で百三十万円。

それから戸籍関係ですが、二十二万八千円、これは七生支所の通信運搬のほうは印鑑登録が漏れているところがあるので、それを通知するということと、コピーのほうは七生支所のコピーが非常に悪くなりましたので買いかえという内容です。

統計調査費につきましては先ほど二万八千出たんですけれども費用としてはスチールのキャビネットを買いたいということで二万五千円。

それから委員会の監査委員会関係ですが、これは旅費でございます。旅費の不足を五千円。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければ議会費、総務費に関する質疑はこれをもつて終結いたします。

次に民生費、衛生費、農業費、土木費の説明を関係部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　民生費関係につきましては、先ほど歳入でお話ししましたとおり、都の南多摩事務所の廃止関係のものが歳出として見返りの形であらわれてきてい

わけでございます。それから委託料の不足ですけれども、これは老人健康診査の計上を九月にみたんですけれどもその不足分。それから老人クラブのほうにつきましては一クラブふえるということで三カ月分、こういう形でございます。それから賃金につきましてはここに書いてあります名簿の書きかえの賃金です。

それから児童福祉関係、これは先ほど言いました職員の異動、それからその他の手当。それから児童手当関係の先ほど歳入にありました事務の整備、こういう賃金旅費、こういうものの不足分でございます。それから児童福祉施設関係ですが、これも歳入にありました産休代がえ。それから委託料の保育委託料、これは保育室が増設されましたのでそれに対する委託料でございます。それから次の二六ページですが、原材料費、これは都の補助金が見合いとして児童遊園地の砂場の補充をしようと、こういうことでございます。それから私立の保育所の助産施設の措置料、これは私立の保育所並びに助産施設がここで認可がおります関係でその費用を計上した、委託料として計上したという内容でございます。

それから生活保護関係ですが、職員手当については先ほど述べたものですが、これについての歳入が四十万九千ここに載つておるわけですけれども、その中でいわゆるケースワーカーその他の関係を機動化しようということで、特に自動車を一台買いたいと、こういうことで公課費もこの中に載つているわけです。それから扶助費ですが、ここに書いてあります生活扶助、医療扶助、これは先ほどの歳入のほうの関係の見合いでございます。

それから衛生費、清掃関係はここに書いてあります負担金が一千円。それからじんかい処理のほうでは光熱費が不足しますので六十万。それからごみ焼却、ごみ処理の施設の増設、歳入に二千二百万円ありましたのでこれを見合の中で百二十万円ほど、減額には当初よりなつていますが、二千五百三十万円ということになつております。

水道関係ですが、千五百万、これは三拡二拡の関係からいろいろ出資をいたしませんと、水道会計のほうが機能として成り立たないというようなことで千五百万水道のほうに出資金として支出する。

それから農業費ですが、これはここに書いてあります役務費の不足分五千円。

それから土木関係ですが、道路維持費二千五百万五千円この中で特に水路のほうは二千五百万円ですが、需用費の中で石材が足りませんので二十万円、敷砂利を減額してまことに不ていさいですけれども内容的に申しますと敷砂利はいわゆる公道分が減額してある。公道分としては当初百十万盛つていたわけです。それから私道のほうについては三百三十万円、その中で実際に現在執行しているものは二百六十万円で現在残額が六百七

万、こういう原材料費が残っているので、公道につきましてはいわゆる舗装が相当進みましたので減額しても支障ない、こういうことで当初予算に敷砂利のほうを大幅に盛ってたということの反面、舗装が進んできたというようなことで石杭のほうと相殺をしたい、振りかえたい、こういう内容でございます。それから程久保川の関係で道路が拡幅、川が広がるわけで現在かかっております橋が、たとえば四メーターのものを六メーターの道路にしたいと、あるいは一・八のものを四メーターにすると、こういうものについてはいわゆる幅が広がった分だけ市が負担をするように協定がなっているわけで、その幅を広げた分だけの東京都に対する負担金でございます。九百六十九万円。

それから都市計画関係ですが、これは人件費の不足でございます。それから土木費の都市計画の下水路関係ですが、先ほど申しました二・二・一〇の測量とか調査、設計、委託料この減額。それから神明上の都市計画の下水路の減額、請負工事の中止でございます。こういう関係でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　土木費の中の用水排水路改修工事に付随した資料だろうと思いますけれども、用排水路計画この説明は全然違うものなんですか。どうなんですか。青いコピーしたもの・・・・・。

○議長（滝瀬政吉君）　これはこの前、高橋議員からの要請により配布したものだと思いますが、それでは建設部長に簡単に説明していただきます。

○建設部長（中島武男君）　ただいま議長がお話したとおりでございます。この中の資料でございます。全員協議会でお話しした資料でございます。ですからそれを該当するわけでございます。同じものでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　関係委員会で詳しく検討されるでしょうけれども、水路維持の、水害をおこさないということからの維持、工事請負費になっているでしょうけれども、それは水道形態にはそういったものがなされた上での予算の形になっておりますが、たとえばこの程度やったらだいじょうぶだろうということなのか、かなり計算された上での工事なのか、当然計算された上での工事になっていることと解釈したいのですけれども、そうなのかどうかということを聞いておきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　建設部長。

○建設部長（中島武男君）　たしかこの件は板垣議員さん陳情のときもそういうお話をしたはずでございます。当然私どもおとといも林議員さんの質問にお答えしているはずでございます。当然そういう計算をしながらやっているわけです。

ですから水害はもちろん推定以上、こちらの計算以上に降ればこれはまた別でございますが、いまの雨量の計算からいけば六〇ミリではだいじょうぶだと、それと同時におとといも申し上げましたように、たとえばの話ですが現在川をさらう事業を今現在五〇から三〇くらい埋まっているわけです。ですから水面が広くなるので十分だいじょうぶという計算です。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに御質疑はありませんかなければ民生費、衛生費、農業費、土木費に関する質疑はこれをもつて終結いたします。

次に消防費、教育費、予備費の説明を関係部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　消防費の報償費の不足は水害がことしはだいぶありましたので、いわゆる防災関係の出勤手当の不足でございます。二十四万五千円。

それから教育費の事務局費の職員手当ですが、これは先ほど申し上げたとおり四百四十二万一千円でございます。小学校費に入りまして備品の購入、これは社会増確保をみまして来年度の児童の増加に見合いすとか教卓、こういうものの費用でございます。二百三十七万二千円。教育振興費につきましては卒業のアルバム、こういうものを準保護関係に扶助費として計上したいと。それから制服ですが、六年生の対象者に中学にいく制服を購入する、こういうものの不足を計上いたしました。それから学校保健関係ですが、給食費のここに書いてあります準要保護の児童に対する扶助費。それから工事請負費ですが三千万円、百草台小学校の屋内運動場の新設費、総工費が三千四百万円でありますが、現在まで入札差額こういうものがございますというようなことで二千七百万。それから高幡台小学校通学路新設、こういうことで三百万、これにつきましては前に文教厚生委員会のほうに請願が出されましてそれについては採択されている、こういうことで現地をよく見ましてそこにやはりつけるべきである、こういうことで明星前の学区変更とも関係しますし、さらには将来にわたつてはそれが生活道路として十分活用されるだろうと、と申しますことはショッピングセンターが公団の中にありますし、公団のほうとしてもそこを通つて公団の方々がたとえば動物園に行く場合でも一たんおりていかなくてもそこから回つていける、こういうようなことで効率的には通学路というだけでなく広く生活道路として活用がみられるだろうと、こういうことで一応三百万というふうに推定をしまして載せたんですがこまかくはまだ設計が終わつておりません。それから財産購入費ですが、七小の校地買収、これについては資料が別に出ていると思いますが、七小の校地の買収、先ほど歳入のほうで六千百万一応起債を見込みましたけれども、そういう不足分につきまして六千七百八十二万円。それから高幡小学校の通学路の用地買収、これもまだ、相手はありますけれど

も、幾らというふうにきまっておりませんが、いまのところ大体坪二万円ぐらいではないかというようなことでございます。百二十万と計上しましたけれども十分この中では残額が残ると、こういうふうに判断をいたしております。それから中学校費にいきまして給料、職員手当、共済費、これは抜きまして、先ほどの小学校と同じように社会増で来年度中学の生徒がふえるというようなことでいすとか教卓、これについては百二十七万二千円。それから扶助費ですが校外学習、ここに書いてありますような生徒についての扶助でございます。十四万円。それから幼稚園費四十万円、これはこの前の台風のときに第一幼稚園の屋根が破損をしました。他の目的でいわゆる計上してあつたものをすでにそこに応急的に使いましたのでその穴埋といいますか、その見合うものを四十万円計上したわけでございます。それから社会教育関係ですが、報償費の減額と、自動車の借り上げあるいはフイルムの借り上げ、こういうものの組みかえでございます。それから修繕費、公民館の一部修繕でございます。

それから予備費、総計の歳入と歳出の不足分を、予備費が三千百九十四万三千円ありましたんだから千五百四十二万八千円減額いたしまして予備費の残としては千六百五十一万五千円、かようになつております。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。鈴木美奈子君。

○一番（鈴木美奈子君）　三十九ページの高幡台小学校の通学路の用地の買収についてですけれども、この通学路の用地が買収されれば明星とそれから東方以降の児童を高幡台の小学校に通わせるということをこの間も言われたと思うんですけれども、その場合プレハブが三教室高幡台につくということを聞いております。新設校にプレハブがつくということはやはり父母の感情としてあまり好ましくないと思うんです。それで潤徳のほうには話し合いはついているらしいんですけれども、高幡台の父兄にはプレハブが建てられるということがまだ知らされていないというふうに聞いております。それでその見通しですね、プレハブ三教室事実つくのかどうか。それからそのあとの建設、とりあえず十二学級の新設になると思うんですけれどもそのあとのプレハブ校舎の予定はどういうふうになつているかお聞きしたいんですけれども。

○議長（滝瀬政吉君）　御質問が予算とちょつとはずれているようでございますが、それと同時に鈴木美奈子さんは文教厚生委員会でございますので、それでは教育長に簡単に答弁していただいて終わりにしたいと思うんですが。教育長。

○教育長（永野林弘君）　それでは私のほうから簡単に御説明いたします。まだ通学路がはつきり確定したわけではないんですけれども、陳情を見ました線にそいまして先ほど部長が言いましたような方向で進めている、それがこちらの希望どおりにきまれば潤徳のほうには四年から六年まで三学年、それから一年から三年までは明星団地や程久保の子供もそこにいける、半々ずつわけようという考えです。それでいまあなたのおつしやつたことは結局高幡台の住民の高幡台の団地の学校であつて潤徳のほうの子供を入れるのはいかんじやないかと、プレハブを三つつくつて、というようなことですね。たぶんそうでしよう、いまおつしやつたのは。高幡台の父兄からそういうなにがあると、これはあしたお話し合いすることになつているんです。事情を話をして、私たちの考えとしましてはこの前私が申し上げましたように三十学級くらいで将来くいとめようと考えております。いまですからいまの半々ずつ分けたら三十学級くらいで百草台も高幡台も潤徳もそれでおさまるという考えのもとに、いわゆる初めからプレハブを三つつくるのはまずいということはよく承知の上にやむを得ずそういうことをやろうという考えでございますが、あしたまたよく事情をお話ししてみたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければ消防費、教育費、予算費に関する質疑はこれをもつて終結いたします。

次に第二表継続費補正、第三表債務負担行為補正、第四表地方債補正の説明を関係部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　議案書のほうをお開き願います。第二表の継続費の補正ですが、ごみ処理の施設整備事業で、これはすでに議決をいただいて四十六年、四十七年、こういうふうに継続事業で行ないたい。年割額を六千百二十万、一億四千三百八十万、こういうふうに当初きめておつたんですけれども、破砕機を入れたいというふうなことで工事の変更を年割額の変更をいたしたいということで二千五百三十万円を四十六年度のほうに組みかえる、こういう内容でございます。総額につきましては変つておりません。

それから債務負担行為の補正ですが、小学校並びに中学校等の関係がプレハブを行なうわけですけれども、そういう仮設教室の関係、さらに二中ですが、特別教室の備品を購入いたしたい、ということは現在特別教室の不足を来たしているということで、これについては将来四中のほうにも使用できるわけでありますが、新しいプレハブにつきましてはその後の利用を考えていきたい、こういうことで総額四千五百八十一万七千円債務負担行為の補正をお願いしたい、こういうことでございます。

それから地方債の追加でございますが、先ほど歳入のときにもお話ししましたとおり、多摩平六丁目の側溝新設二千五百万円。それから百草台小学校関係で屋体関係で九百万、これを追加をいたしたい。利率、償還方法こういうことにつきましては、前のとおりでございます。それから変更でございますが、ごみの処理関係で補正前は限度額二千八百万、これを五千万円に、

それから小学校、七小の校地の関係ですが、三億二千八百万であつたものを三億八千九百万、かように変更いたしたい。それから下水路事業関係ですが、当初三百万計上したわけですけれども、これをゼロに変更いたしたい。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければ第二表継続費補正、第三表債務負担行為補正、第四表地方債補正に関する質疑はこれをもつて終結いたします。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　私の申し上げる意見は、実は必ずしもこの補正予算の内容ということにははまらないかもしれませんが、民生費関係の老人福祉という科目におきまして、市長はよく、これまで老人施設をつくりたいということもいわれておりましたし、また敬老金の条例等も出されたわけでありますが、当初相当いきごみでありました老人施設につきましては、いつこうに施策化が表に出てこないという意味にとるわけです。そこで施設をつくるものとすれば、どういう方法があるか、そういつた具体的な課題に対しまして、ひとつ、担当される、付託される委員会があるわけでありましようから、その場で十分御検討願いたいということが一つであります。もう一つは最近、七十歳以上の老人医療につきまして所得制限を行なわない、まるまる無料化をするということが他の自治体で行なわれております。そういうことにつきまして、当市としてはどのように、それを、その問題、これは国会でもことしはできない、四十八年度あたりからやりたい、というようなことが新聞などにも出ておりますが、先べんをつけて、そういう先の見通しもあることですから、手がけてもいい問題ではないか、というふうに、また、お年寄り自身も所得制限によつて無料化の適用を受けてない、ということに対する不満もちよいちよい聞くわけでありますので、そういう施策ができないものであるか、そういう問題をひとつ委員会におきまして、十分御検討をいただきたい、こういうことをひとつ意見としてお願いをしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百一号、昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第四号の件は、歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、予備費、第二表継続費補正、第三表債務負担行為補正、第四表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費、衛生費、教育費を文教厚生委員会へ、歳出のうち、農業費、土木費を産業建設委員会へ、歳出のうち土木費の都市計画費を、都市計画水道委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、それぞれ各委員会へ付託いたします。

これより議案第百二号、昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計の第二号補正でございまして、赤字補てんのため都から調整交付金が支出されましたので補正するものでございます。詳細につきましては、担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　歳入歳出全般の説明を関係部長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　それでは詳細につきまして、私のほうから御説明申し上げます。議案書のほうでございますが、議案書のほうはいま御提案がございましたように二百五十九万五千円の補正をいたしまして、国保会計の総額として三億六百七十六万六千円とするものでございます。内容につきましては、国保の予算の二ページを御覧になつていただきたいと思います。それで、本年度から始まつたわけでございますが、東京都から二百五十九万五千円の国保会計の赤字に対する補助金でございます。内容としましては均等割、それから調整割、こういうふうな二本立てでございます。それで二百五十九万五千円ということでございます。それで東京都の市町村全体としましては、一億一千五百万円、その中の日野に来た分がこれだけでございます。この歳出におきまして、八万九千円これをアルバイトの賃金代に充てたい。それから備品の購入費として二万一千円をキャビネット代に充てたい。

それから四ページ、五ページでございます。償還金及び還付金、ということで、保険税の過誤納還付金でございます。ちようど十月の本決定を終えまして、当初予算で盛りました過誤納還付金で不足するということで、ここで十万円をお願いするわけでございます。それで二百五十万円のうち以上申し上げました支出に使いまして、残余がございます。二百三十八万四千円でございます。これを予備費に入れる、こういうふうなことでございます。以上が国保の補正でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質議はこれをもつて終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百二号、昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号は、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

暫時休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時三十分　休憩

午後五時　四分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第三号、昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市都市計画事業特別会計第三号の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ四億八百四十一万八千円の増額補正であります。詳細、担当部長より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次に詳細の説明を都市計画部長に願います。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　二ページをお開き願います。歳入につきましては、保留地の処分金でありますが、これにつきましては一般会計の中でもありました仮称七小用地、私どもでは保留地の処分金でございますが、それと四ツ谷下の保留地の処分金を組みました。それから預金利子につきまして

は、九月までのそれぞれの預金利子を計上いたしました。

めくりまして、歳出関係につきましては、総務費の中で使用料及び賃借料でありますけれども、これについては神明上の仮換地前に街路築造を行ないました。これらについての借り上げをしておりましたが、これとあとは引き続き仮換地の指定をいたしましたけれども、やはり、使用収益ができないので、これらの土地の借上料を計上しました。四ツ谷下につきましては、総務費、委託費等でございます。画地確定測料をいたしたい、こういうことで委託費でございます。最終的な測量であつて、登記等に使用するものであります。十九の負担金補助及び交付金、これにつきましては、水道管の移設の負担金、水道会計に納入するものであります。国鉄のケーブル線移設負担金、工事費全額を負担するという負担金でございます。事業費につきましては補償補てん及び賠償金、家屋移転とブロックのへい等の雑費、それから水道管の移設補償、敷地内でございます。以上四ツ谷下については七百八十九万五千円の補正であります。よろしく御審議願います。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑は、これをもつて終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより議案第百四号、昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計の補正予算でございまして、節の組みかえによる補正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければ、歳出全般に関する質疑はこれをもつて終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会に付託いたします。

会計補正予算第三号は都市計画水道委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め都市計画水道委員会に付託いたします。

これより議案第百五号、昭和四十六年度日野市水道事業会計補正予算第三号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、水道事業会計の補正予算でありまして、内容は、収益的収入支出において二百四十九万二千円の増額補正であります。これは昭和四十六年度に借り入れた企業債の利息の増加が主なものであります。また資本的収入及び支出においては収入で二千九百三十四万五千円、支出で三千九千四万五千円の増額補正であります。これは南新井、その他の地域の配水本管布設工事の追加でありまして、詳細につきましては関係部長より説明いたさせます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　部長の詳細説明を省略しましてこれより質疑に入ります。なければ収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に関する質疑はこれをもつて終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会に付託いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会に付託いたします。

これより議案第百六号、昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、市立総合病院事業会計の第一号の補正でありまして、資本的支出の組みかえによるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければ資本的支出に関する資疑はこれをもつて終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百六号、昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第百七号、日野市遊び場条例制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、日野市遊び場条例の制定でございまして、子供たちの安全な遊び場を設置し、従来の児童遊園を合わせ、円滑なる管理運営をはかるため新たに条例を制定いたすものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百七号、日野市遊び場条例制定の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第百八号、日野市立総合病院事業会計補正予算第一号は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第百七号、日野市遊び場条例制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、日野市立公園条例の一部改正でございまして、遊び場条例の制定により児童遊園が除外されましたので、新設公園を加え、別表の改正を行なうものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なけ

だきたいと思います。別表がまいつておりますが、それぞれの二十一まで、それからその他、工事関係がそれぞれ種目として載つております。改正前と改正後の比較検討、増額になつた部分、それから、工事関係につきましては、増減がそれぞれなされております。合計十億九千六百四十三万円が以前でありましたが、今回、十六億一千三百八十九万六千円といたしたい、という新都市建設公社との契約でございます。

なお、お手元の本日配布しました中の議案第百十一号の説明資料を御覧になつていただきたいと思います。四十四年の三月、いろいろと問題が出ましてこれらを改善すべくいろいろ努力を重ねて今日まで二年九カ月経過しております。その間に、それぞれ変更になりまして、十月の八日に建設大臣の認可になつたその数字でございますが、収入面につきましては、合計いたしますと、最初の計画では、十四億八百万円ありましたけれども、二十一億八千八百万とする、ということで上段が従前、改正の部分が下段にそれぞれ印刷してあります。支出につきましては、事務費、工事費、補償費と合計いたしまして、上の数字が従前、改正後が下段でございます。それから、その下段にありますのは、公社委託分、それから市施行分、二つに分かれます。委託分の内容については、公社委託分、上段の、下段のということになりまして、下段の部分に今度金額を変更いたしたい、こういう内容でございます。そこで大きな変更を申し上げておきますが、いろいろと請願等で問題が提起されました。これを解決するために次のような変更なり緑地公園、これらはそれぞれ除外し、あるいは減らしたというようなこと、それから公社用地、これは七四、〇〇平方メートルを市が購入し、小宅地の減歩緩和に充当する予定で事務を進めております。一億二千万円。次が保留地面積を削りまして、これからこの場面に市の負担金三億円でございましたが、約一億の増額、細かく申し上げますと、九千八百二十六万三千円を、市の負担金として、新規計画の中に増額をしたいんだというようなことでございます。以上委託契約の金額の変更と、二年間延長をいたしたいと、そういうようなことで契約したので、御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　区画整理もずい分重ねておりますし、これからもいろいろな区画整理があるわけなんですがしたがいまして、こういうこの区画整理の仕法でありますとか、手順は大体もう板についたんだろうと思うんですよ。私どもはなかなかわかりにくいのはですね、こういう委託契約の内容の積算根拠ですね、これがなかなかわかりにくいわけなんですよ。そこで事務当局では、こういうなんと言いますか、おそらく少なくともこれだけやつていれば、積算根拠というのは、ほとん

ど係数的にできておるんだろうと思うんです。要するに、たとえば工事費なんて言うのは、それぞれケースバイ、ケースですから、いろいろあると思いますけれども、たとえば事務費なんて言うのはですね、仮換地の案を作成すると、これは筆数とかいろいろあると思いますけれども、大体のもうそういう積算根拠、基準、こういうものはもうはっきり出ているはずだと思うんです。したがつて、こういう私はまあ、もつと端的な言方をすれば、こういう委託契約の主導権は、どちらがもつているのかということが、常に疑問をもつているわけなんですよ。一体どつちにこういう委託契約の案をつくる、主導権はどつちにあるのかと。こつちにそういう主導権を持つているのかどうかと、こういう疑問を持つわけなんですけれども、その点についてはどうなんですか。もうそろそろこういうものは、こちらのほうでは区画整理がとにかく始まれば、事業が始まれば、委託契約をする場合には、こちらのほうからも出せるような根拠があるんですか、どうなんですか。

○議長（滝瀬政吉君）　区画整理課長。

○区画整理課長（小島　久君）　お答え申し上げます。大体区画整理の事務費の場合には、総事業費の二〇％ぐらい、三〇％内外ですね。それは確かに筆数、地形、そういつたもんによりますけれども、通常は、総事業費の二〇％ぐらいが事務費であると、こういうふうなことになつております。それで事務費の一から二十二まで、つまり基本調査から、建物の機械器具損料、その他までひつくるめますというとですね、部係ということで、積算表が出来ております。この積算表は、国、都で示された積算表に準じて作成されてあるもので、したがつてその積算表の内容によりますと、十万坪単位で、基本調査については何人、人夫で一人何千円と、こういうものを掛けて、総額幾らと、こういう状態になつております。坪数が、十万坪が単位でございますけれども、それが二十万、三十万という具合に大きくなつてきますと、その比率は、比例して上がつていくんではなくて、坪数が大きくなれば、なるほど少し比率は下がつてくると、そういうような部係になつておると、こういうことでございます。したがいまして、主導権が市にあるか、公社にあるかという問題はさておきまして、その基準の範囲内で、双方話し合つて決定していくと。もちろんこの委託契約を提出するに当たつては、まず事業計画の変更というものをやらなきやいけないと。その事業計画の策定の時点で国、都、市、そういうようなもので、それぞれ変更するわけですから、総額はそれに当てはめられてしまうと。それでその事業計画の変更のわくの中で、公社と、市との割り振りをきめていくと、こういう仕組みになつております。

○議長（滝瀬政吉君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎）　主導権がどつちにあるかという

ればこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百八号、日野市立公園条例の一部改正の件は文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第百九号、日野市立学校設置条例の一部改正の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、日野市立学校設置条例の一部改正でございまして、新たに日野市立高幡台小学校を加えるものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百九号、日野市立学校設置条例の一部改正の件は、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会に付託いたします。

これより議案第百十号、日野市基本的総合計画審議会設置条例を廃止する条例を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、日野市基本的総合計画審議会設置条例を廃止する条例の制定でございまして、すでに日野市基本構想も制定されましたので、廃止いたすものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

○二十番（森田喜美男君）　議長。

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　省略することに特に異存はありませんけれども、総合計画を立てる段階の審議と、立てたあとの確認といいますか、あと追いをする、そういつた何かしくみがあつてもいいんではないか、というふうに思うんですが、たとえば、この審議会がかりに存続したとしますと、そういう

場に市の、その計画に基づいての施策の報告なり、やはりまた諮問なりということが必要ないものであるかどうか。それは議会の仕事であるから、ということで割り切ることもできると思うんですが、廃止に伴ってどういうふうにお考えになっておられるか、その点を一べん伺っておきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）　この審議会の設置は市長が日野市の総合計画を策定するにあたって、広く、一般の意見、あるいは学識経験者、こういう形で委員を委嘱したわけでございます。しかし、今日すでにこれは制定が終わっております。ということでもし、かりにさらに内容を検討し、新しく総合計画の一部改正とか、ということになりまして、市長のほうのそういう要件が出た場合には当然新しく時限的にやっぱりそういう審議会を設ける必要がくるかどうかはわかりませんけれども、そういうものでありまして、すでにこのことは事業が終わっておりますから、その前に廃止をしておくべきであった、こういうふうに思っております。ですから一応、この使命が終わったということですから廃止を、すでにもうすこし前に廃止をしておけばよかったんですけれども、この審議会をさらにあと必要でないというふうに解釈しているわけです。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百十号、日野市基本的総合計画審議会設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。これより議案第百十一号、日野都市計画神明上土地区画整理業に関する業務委託契約書の一部改正の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部改正でございまして一部設計変更を行ないましたので契約期限及び委託金額の変更を行なうものでございます。詳細部長より説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　都市計画部長。

○都市計画部長（杉本好次郎君）　説明をいたします前にそれぞれ契約書を締結しておりますが、三条と四条の変更でございます。提案理由にありましたとおり、期限を二年延長する、委託金額を変更すると、こういう二つの問題でございます。変更金額は五億一千七百四十六万六千円の増額であります。この二点で他のものについては従前と同じでございます。説明資料をお手元に配布になっておりますので、御覧になっていた

うのは、ちょっと端的な質問でしたけれども、私どもは常にこういう委託契約に対して、疑問を持っているわけですよ、これは。この積算の根拠というのは、これは大丈夫なのかと。われわれが、しろうとが聞いた場合に、ぱんぱんはね返ってくるような積算根拠の説明が、解明できるかどうか、ということで、非常に疑問を持っているわけですよ。今までのこういう委託契約について、みんな疑問のままにきているわけですよ、私どもは。私は少なくとも・・・・・。したがつて、こういうものについて主導権はまあ、公社が持つても、市の都市計画が持つてもいいんですけれども、少なくともこちらのほうで、いろいろむずかしいと思いますよ。これは私がそう言いましてもですね、全部ケースバイケースですから、これはむずかしいと思いますが、少なくともやはり一つの基準とか、基本とかひな型というものは、もうここまでやればあるはずだと思うんですよね。たとえば一日幾らだとか、時間幾らだとか、一筆当り幾らだとかというものがなくつちやいけんし、そういうものは、やつぱりそれなりの基本が、やつぱりなければいけないんじやないかと。したがつてやはりそういう点について、当然委託、いわゆる委託させる側のその市と、それから委託をする側の公社との意見は、それぞれ違うと思うんですが、少なくとも市は、そういう一つの基本に基づいて、やはり公社に対して主張すべきは、主張しているだろうと思うんですが、しているだろうとは思うんですが、その辺について非常に疑問を持つわけです。そういうものを持つてほしいということを、われわれは少なくとも、ここまでやつたら、もう手順や、仕法もおのずともう要するに板についたはずなんだから、そういうものがなくつちやいけないはずだと思うんです。そうでなければ、そういつちや悪いけれども、公社の言うなりじやちよつと困ると。そんなことはないと思いますがね、困ると思うわけですよ。そういうものは何かの機会には、担当委員会当たりでは、そこら辺の要するに、基本を、やはり掌握、まあ、説明をしてほしいという感じがするんですがね。その点をひとつお願いしておきます。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに御質疑はありませんか。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　新都市公社は、市が大きな事業を次々と委託するわけであります。したがつて、すべての面で信頼関係が確立されていなければいけないと思うわけですが、たまたまこの新都市公社と、市との関係におきまして、公社が市に若干の問題になる事件も起こしていると思うのであります。一つは今トヨダボールが使つておる用地の授受の問題それからなおもう一つはオイルターミナルに関係いたしまして、公社が持つておる土地を、おそらく国鉄のほうに譲渡したでありましようから、オイルターミナルの話につきましては、日野市とあらかじめ話し合いが成り立つまで、だまつて譲渡するこ

とはしないでおいてほしいということの要請があつたはずであります。そういうことにつきまして、これは政治的な問題かもしれませんけれども、ほとんどわれわれからみれば、日野市に対して一般の責任を担うべき立場にありながら、明快な信頼関係に欠ける事件が起きておるということについて、われわれはそう取つておるわけですが、市のほうではそういう事柄につきまして、どんなことが話し合われておるか、あるいはトヨダボウルが使つておる用地の授受等につきましては、市としてもやはり何らかの方針を持つて、いま行なわれておる民事訴訟の内容なり、成り行きなり、しかも傍聴にいつてみますと、市議会の全員協議会のあることばだとか、あるいは市の職員の名前も出てくるわけでありますが、市としては、やはりしつかりした態度、方針を持つて、そういう市民に、あるいは議会に不信となる行為につきまして、それを解く働きかけがなきやいけないというふうにも思うんですが、その当りがどういうふうになつておりますか、一度伺つてみたいと思つとります。

○議長（滝瀬政吉君）　森田議員に申し上げますけれど結局この議案第百十一号というのは、もう賢明な森田議員ですから御存じかと思うんですが、契約についてのことで、ただいまの森田議員の発言については、これ以外の件だというふうに私ども感じますので、次の機会を得てひとつ御質疑なり、御意見なりを申し上げたほうがベターだというふうに考えますので、この件はこれで打ち切りたいと思います。

○二十番（森田喜美男君）　議長、次の機会というのはどういう場を、じや与えて下さいますか。

○議長（滝瀬政吉君）　ですから緊急質問なり、あるいは一般質問という議会で正々堂々と発言する・・・・（笑声）機会が与えられて・・・・・。

○二十番（森田喜美男君）　質問じやなく、こういうことはやつぱり・・・・（「そのとおり」と呼ぶ者あり）しかるべき場で、報告なり、説明なりというものがやつぱりなきやいけないんじやないでしようか。たまたま契約という、まあ、大きな契約には、これは相手がやつぱり信頼ということが一番大切なことですからして、まあ、技術面なり、能力面で、そう、不信に思つているわけではないですけれども、そういう、その姿勢において日野市と、その全く信頼関係がなきやいけないということから出発して、そういうことをやつぱりかかわりになる問題を対照さしていかなきやいけないと、そういうふうに思うんです。

○議長（滝瀬政吉君）　また私とのやりとりになるようですが、先般も市政経過報告以外で、森田議員は、いろいろ質問なさつているわけですね、ですからそういう機会もあるというふうに思いますけれど、時間的に余裕があると同時に、皆さん理事者の方がそれを存じておれば、ここで答弁していただいてもけつこうだというふうに考えますが、この次にはそういうことのないように議長からお願いして、今回に限つては簡単に答弁していただきます。もしかりにここで詳細な答弁ができなくても、ひとつ森田議員には御了解願います。

○二十番（森田喜美男君）　いや、別段きようでなくつてもですね、どつかそういう場があつて、あるいは担当委員会でもけつこうです。そういうことがやつぱり報告なり、解明なり行なわれていけばいいと思つております。（「じや、委員会でやれ、委員会で・・・・・」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　それではその件については、担当委員会でひとつ御検討を願うようお願い・・・・・（「いや、議長、これは担当委員会の問題じやないでしよう」と呼ぶ者あり）

○市長（古谷　栄君）　私から申し上げますよ。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは市長のほうで答弁するそうでございます。

○市長（古谷　栄君）　何か新都市公社と信頼関係になけりやいかんということは、お説のとおりだと思います。私どもは現在の新都市公社に、全幅の信頼を置いているわけであります。そういう信頼がなければ、こういう契約案件を、こういう協定を、さらにやり直すというふうなことを、あるいはまた新都市公社にいろいろなお願いをする、委託をするという態度にもならないわけでございます。これはもう信頼を申し上げておるということは当然のことだと思います。ただ確かに御指適のとおり二、三エラーがあつたということは率直に認めざるを得ません。その点については、そのエラーを改めるということに最大の努力を傾倒してもらうことを期待をいたしたいと思つております。ただオイルターミナルの問題については、私は実はそういうこちらから申し入れがあつたというふうなことは、承知をいただいておりませんので、この点はひとつごかんべんをお願いしたいと、こういうふうに考えております。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百十一号日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正の件は、都市計画水道委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会に付託いたします。

これより議案第百十二号市道路線廃止の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、道路法第十条第一項の

規定に基づく市道路線の廃止でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百十二号、市道路線廃止の件は、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第百十三号南多摩東部共立病院組合規約の一部改正の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、南多摩東部共立病院組合規約の一部改正でございまして、御承知のとおり、多摩町は去る十一月一日、市に昇格いたしましたので、これに伴う組合規約の一部を改正をいたすものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　よつて本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百十三号南多摩東部共立病院組合規約の一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第百十五号、昭和四十六年における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、昭和四十六年度における日野市議会議員の、期末手当の特例に関する条例の制定でございまして、今期の支給率を百分の三百三十といたしたいものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　よつて本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百十五号、日野市市税条例の一部改正の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は、日野市市税条例の一部改正でございまして、農地に対する固定資産税及び都市計画税について、特例課税を実施することに伴い市税条例の一部を改正するものであります。その他として条例の付則規定の、事務的な整備をも合わせて御提案申し上げた次第でございます。詳細は担当部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　御説明申し上げます。最初にこの条例、追加議案ということになつたわけでございます。東京都のほうから準則がまいりましたのは　十一月の末でございましたので、御研究のいとまが議員さんに、追加議案でなかつたという点については、十分御了承いただきたいと思います。そういうふうな事情もございまして、九日の全協には農地課税の概略について、御説明申し上げた次第でございます。よろしくお願い申し上げます。条例の内容に入ります。第一条でございますが、最初に付則の、付則中見出しを削ると、こういうことでございます。と言いますのは、市税条例の付則、これは条例付則でございます。三十三項でございます。その中に見出しがあるのは十ございます。その十の見出しを一応ここで削ると、こういうことでございます。それからその下の付則二十一項から、この一ページの一番最後の行の、最後のほうに十三字上へいきますと、改めとなつております。ここまでを御説明申し上げます。この三十三項の中で、文の中で、ほかの付則をいろいろと引用している文章がございます。その引用部分の項を条に改めると。要するに今まで付則は、項だけを承認しておりましたけれども、地方税法のほうが、昨年から、条だけに変わりました。それと合せまして、条だけに変更しようということで、はつきり申し上げますと、事務的な整備ということで、項

と呼んだものを条と呼ぶということになつたわけでございます数字は多少動いたわけでございますが、事務的な整備で、このように中で引用している条項の、要するに、項と呼んでいたものを、条と呼ぶと、こういう改正でございます。それから一番末尾の次の表の上欄に掲げるということから、一枚めくつていただきます、十一条。十一条は、今まで固定資産と、都市計画税両方合わした法律用語の意義を、規定しておつたわけでございますが、農業、農地課税というふうな複雑な事情が入つてまいりましたので、固定資産税の用語と用語の意義と都市計画の、都市計画税の用語の意義を二つにわけたわけでございます。この十一条は、固定資産の用語の意義だけを規定しておるわけでございます。これも事務的な性格の条項でございますが、項そのものは、各条項の、そのものの項は、改まつておりませんので、一項は、一条に改めると、こういうふうに、頭の条項を、このように改めるだけでございます。これも事務的な整備でございます。一条はこれで終ります。二条のほうでございます。二条のほうの付則の第八条でございます。付則の八条と言いますのは、これは肉を取る牛でございます。乳牛ではございません。肉を取る牛を飼つている農業所得ですね。農業所得に対しましては、所得税がかかりません。したがつて、地方税の所得割も減免すると、こういう趣旨がここに書いてございます。租税特別措置法二十五条の二の第一項の規定でございます。これに基づいて、市民税のほうも減免すると、こういうことでございます。で、これは今までの改正条項に、今まであつたわけでございます。四十三年に新規に設定されましたわけで、そのときから改正付則の中にあつたわけです。あとで、それは削除になりますけれども、そこからここに持つてきたと、こういうもんでございます。一枚めくつていただきます、十一条。十一条は、今まで固定資産と、都市計画税両方合わした法律用語の意義を、規定しておつたわけでございますが、農業、農地課税というふうな複雑な事情が入つてまいりましたので、固定資産税の用語と用語の意義と都市計画の、都市計画税の用語の意義を二つにわけたわけでございます。この十一条は、固定資産の用語の意義だけを規定しておるわけでございます。これも事務的な性格の条項でございますが、項そのものは、各条項の、そのものの項は、改まつておりませんので、一項は、一条に改めると、こういうふうに、頭の条項を、このように改めるだけでございます。これも事務的な整備でございます。一条はこれで終ります。二条のほうでございます。二条のほうの付則の第八条でございます。付則の八条と言いますのは、これは肉を取る牛でございます。乳牛ではございません。肉を取る牛を飼つている農業所得ですね。農業所得に対しましては、所得税がかかりません。したがつて、地方税の所得割も減免すると、こういう趣旨がここに書いてございます。租税特別措置法二十五条の二の第一項の規定でございます。これに基づいて、市民税のほうも減免すると、こういうことでございます。で、これは今までの改正条項に、今まであつたわけでございます。四十三年に新規に設定されましたわけで、そのときから改正付則の中にあつたわけです。あとで、それは削除になりますけれども、そこからここに持つてきたと、こういうもんでございます。一枚めくつていただきます、十一条。十一条は、今まで固定資産と、都市計画税両方合わした法律用語の意義を、規定しておつたわけでございますが、農業、農地課税というふうな複雑な事情が入つてまいりましたので、固定資産税の用語と用語の意義と都市計画の、都市計画税の用語の意義を二つにわけたわけでございます。この十一条は、固定資産の用語の意義だけを規定しておるわけでございます。これも事務的な性格の条項でございますが、項そのものは、各条項の、そのものの項は、改まつておりませんので、一項は、一条に改めると、こういうふうに、頭の条項を、このように改めるだけでございます。これも事務的な整備でございます。一条はこれで終ります。二条のほうでございます。二条のほうの付則の第八条でございます。付則の八条と言いますのは、これは肉を取る牛でございます。乳牛ではございません。肉を取る牛を飼つている農業所得ですね。農業所得に対しましては、所得税がかかりません。したがつて、地方税の所得割も減免すると、こういう趣旨がここに書いてございます。租税特別措置法二十五条の二の第一項の規定でございます。これに基づいて、市民税のほうも減免すると、こういうことでございます。で、これは今までの

思います。それから十三条の三でございます。これは一応実質的な規定でございます。それで九日の日も御説明申し上げましたわけでございますが、従来は、この中の三行目にございます。十三条の三の三行目にございます。付則十三条の規定にかかわらずということは、付則十三条というのは、農地はいままで昭和三十八年のままの税額で、据え置くという規定でございます。そういう規定で今まできたわけですが、それにとらわれずに、今後は十三条の三の規定によつて宅地並みに農地課税していくんだと、こういうあれでございます。それぞれの課税の段階としましては急激な課税ということにつきましてはいろいろ問題がございます。それから農地の市街化の対応に応じて税を少しずつ上げていくんだと、そういうふうなことと等も考えられまして、この欄を説明いたします。一というのは通称A農地といわれているところでございます。日野の場合には宅地の平均価格は坪当たり二万二千円ちょつとでございます。ですから二万二千円以上はA農地になる、こういうことでございます。それから口の規定は非常に地価の高いところ、地価の高い市の規定でございます。東京都内等でございます。ですから日野の場合には口のほうは関係ない。Aの場合には四十七年から課税しますと、それぞれ宅地にかかつている税額の二割でございます。四十八年は六割、四十九年に十割、こういうことでございます。Bというのは二と書いてあるのがBでございます。これは日野の場合で申し上げますと二万二千円以下で一万一千円以上の坪当り評価額のところでございます。これにつきましては四十七年までいままでの十三条付則十三条で据え置きでございますけれども、四十八年からは宅地並み課税をいたしますと、こういうことでございます。四十八年は二割、それで五十一年には十割、こういう段階でございます。C農地、C農地というのは日野の場合ですと一万一千以下でございます。それは五十年まで現在のとおり据え置きでいきます。五十一年からは二割、五十五年には十割、こういうことでございます。こういう規定でございます。それから二項へまいります。二項の場合は四十八年、四十七年じゃなくてその次の年からあとに市街化調整区域から市街化区域の農地に変更した場合の法律の適用のしかたがここに書いてあるわけでございます。それから三項へまいりますと、これは市長の処置でございます。ということで普通はABCというのはABCの農地を区分けしますとそれは当然固定化するわけでございます。ただ通常は固定化するわけでございますが、固定化じゃなくて市長の処置によつてABCの農地の区分を変更する事情が生じた場合には市長の考えによつて変更できるということでございます。それは地方税法施行令の十四条の三の二項で地価が著しく変化したとか、あるいは震災とか風水害とかの発生によつて地価が著しく変動したとか、市町村の合併等によつて地域が大きく変更したとか、そういう事情のときは市長の

処置によつてＡＢＣの区分けをできる、こういうことでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　おはかりいたします。本日の会議時間はこの際あらかじめこれを延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて本日の会議時間はこれを延長することに決定いたしました。

○市民部長（赤松行雄君）　あと十六条でございます。

十六条のほうは土地の免税点というのが八万円でございます。それで八万円というのは課税標準でみるわけでございますので、課税標準のとり方、免税点のとり方がこの十六条に規定されておるわけでございます。

それから二十一条へまいります。二十一条につきましてはこれは先ほど申し上げました都市計画税に対する規定でございます。都市計画の場合にはＡＢＣをどう区分するか、それから税金をかけるときは何年度からかけるか、何割ずつかけるのか、これについては固定資産と全く同じだという規定でございます。

それから二十二条、この二十二条はさつき申し上げました一本化しました用語の意義を都市計画だけに独立させた条項が二十二条でございます。

それで付則に入ります。改正付則でございます。一条として第一条の規定は公布の日から施行すると、こういうことでございます。それから二条のほうの規定は四十七年一月一日から、来年度から施行すると、こういうことでございます。

二条のほうは改正後の市税条例の規定中、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する部分は昭和四十七年度から適用し、四十六年度分までの固定資産税、都市計画税についてはなお従前の例によるんだということで四十七年度から始まりますのはさしあたりＡ農地の課税こういうことでございます。

それから三条のほうは一番最後の行に付則の二十七項及び二十八項を削る、こういうふうになつております。二十八項のほうはさつき説明申し上げました肉牛を飼つている農業所得は免税にします、こういう規定が削りまして向こうに移つたわけでございます。それから二十七項のほうはたばこの本数の計算でございます。それでたばこの本数の計算は現在こういう計算の方法をとつていないわけでございます。葉巻きの場合には一本を十本に計算すると、葉巻きの場合には紙巻きたばこ十本にあたるというふうな計算のしかたをしていまして、これは計算が全然違つて現在は生きていないのでこれを削ると、こういうことでございます。以上概略でございますが、参考資料と合わせて御検討いただきたいと思います。終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百十七号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についての件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第百十八号字区域の一部を廃止し、その区域をもつて新たに町区域を画することの件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は字区域の一部を廃止しその区域をもつて新たに町区域を画することについてでございます。豊田地区は地番の配列が入り乱れているのでいろいろと支障が生じています。したがつてこれらを解消するために地方自治法第二百六十条第一項の規定による手続を行なつて町名及び地番を整理するものであります。なお東豊田三丁目の吹上団地に接する部分については吹上団地の分筆登記の関係から地番の設定ができないので早急にこの作業を行ない、次回定例会に議案提案の予定でございます。また実施の時期につきましては昭和四十七年七月一日を予定しております。詳細につきましては担当部長より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百十八号字区域の一部を廃止し、その区域をもつて新たに町区域を画することの件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は衛生処理場脱水機改良工事請負契約締結についての議案でございます。本件につきましては最近の人口の急増、あるいは生活様式の変化に伴ない廃棄物はますます多様化し、その処理処分の困難性が一そう清掃事業の障害となつてまいりました。これからの処理方式として生し尿の投入から流出までの過程をできるだけ短い時期で処理できる酸化処理方式に改善したいと考え、今回はその計画の

一環として本工事の施行を急ぐことになりました。本工事の特殊性から酸化処理方式で最も実績のある三信衛生工業株式会社と随意契約にて契約を締結いたしたいのでよろしく御審議の上、御承認お願いいたしたいと思います。詳細については担当部長より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　御説明いたします。ただいま提案理由のあつたとうりでございまして、契約金額五千九十万円、契約の方法随意契約、工期四十七年三月三十日まで、契約の相手方、三信衛生工業株式会社でございます。このおもな工事といたしましては脱水機を三基布設するということでこれに伴う上屋の工事、脱水機の設置工事、特に脱水機につきましてはカネボウのＳＬ型セパレーターを使用するということで、現在八王子、稲城、多摩という各処理場で使用しておりまして、非常に脱水能力も良好であるということから三信衛生工業株式会社を随意契約の相手としたということでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　契約ですけれども、結局契約の相手はこれでは会社の代表者とはみなされないんじゃないですか。これはどうでしょうか。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　この会社につきましては本社が兵庫県でございます。社長の東京事務所長が委任を受けておりまして、いままでも各学校建築等につきましても東京支所長というようなことで工事の契約をいたしております。

○議長（滝瀬政吉君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　これはやはり会社の場合にはちゃんと明記していると思うんですよね。会社を代表する者がどういう者か、たとえば常務であるとか、社長でなくとも、本社が違い関係でこういうような契約をする場合はあろうと思うんですが、やはり特にこういう会社はいままで契約をしばしばやつている会社ではないわけなんですよね。あるいは事務当局ではよく御存じかもしれませんけれども、契約の形式としてはやはりこれは好ましくないんじゃないですか。やはり会社を代表する者が法律的にやはり明確でないというと契約として問題があるんじゃないですか。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百十九号日野市衛生処理場脱水機改良工事請負契約締結の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　担当委員会は総務委員会であ

りましようけれども、担当委員会をどうこうというわけではありませんけれども、ひとつこの問題は十分に検討していただきたいというふうに私は注文をつけておきます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　私はたまたま総務委員会に所属いたしますので、これは総務委員会に付託するという議長の仰せなんですが、私はこういう形式はまずいんじやないかということを言つているわけです。契約の形としておかしいんじやないかということを言つているわけで、これはまあささいなことですけれども、契約というものはそういうものじやないと思うんです。これは契約の形としてはまずいんじやないかということを申し上げているのに対して何ら返答がないというのはまずいんじやないですか。

○議長（滝瀬政吉君）　わかりました。総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　会社といたしましては東京の事務所長に代表権を与えている、委任しているということでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　石川佐太郎君。

○十八番（石川佐太郎君）　代表権を与えているということは結局そういうことはちやんと要するに法律的には肩書がちやんとなつていなさやいけないわけでしよう。そういうものがちやんとあるはずですよ。たとえば代表権というのはどういうものが代表権を持つているのかということがあるはずなんですよね。代表権を与えているそうだということではやはり、これは問題ないと思いますけれども、こういうことはやはり大事な契約ですから、しかも随契ですからこういうのはやはりきちんとしておかないというとぼくはまずいと思うんですよ。とにかく総務委員会で審査せいということでありますから、また総務委員会でも意見を述べますけれども、こういうちよつとしたやつぱり形式にのつとらないことがいろいろ問題を起こすんじやないですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　正国務君。

○二十九番（正国　務君）　先ほど私が要請しましたが、担当委員会で検討していただきたいという内容は、いままでは要するにこういう契約につきましては、処理場をとりましても要するに担当委員会ではほうぼうの施設を見にいつたものですね。そういうことも合せて十分にやつていただきたいということを申し上げたわけです。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは本件については総務委員会に付託いたしまして、よくただいまの意見について検討していただくようにお願いいたします。

これより議案第百二十号、日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約締結の件を議題といたします。理事者から提案理由を

説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　本議案は日野市豊田下水道事業所改良工事の請負契約締結についての議案でございます。本件につきましては事業所から発生する悪臭、ロバエ等のため付近の住民を悩ましたいへん御迷惑をかけてまいりましたが、今回この公害問題を解決するため本年度から二カ年計画で改良するものでございます。なお浅川の一級河川指定に伴い放流水の規制強化を考え責任施行の立場をとり、現在最もよい放流水を出している三信衛生工業株式会社と随意契約にて契約を締結いたしたいのでよろしく御審議の上、御承認をお願いいたします。詳細につきましては担当部長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。

（「担当部長の説明」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　この件については先ほどの議案と同じ会社でありますので総務部長の説明を省略したわけでございますが、これも当然総務委員会に付託されると思われますので、委員会で検討していただくように私から申し上げて総務部長の説明は省略したわけでございます。ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　前の議案も一緒ですけれども、三信衛生工業株式会社というのは初めて聞く会社ですよね。会社の資本金の額だとか、営業内容、それから実績、こういつたものも委員会で十分検討して委員長報告の中でその辺は明らかにしていただきたいというふうに思います。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもつて議案第百二十号日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約締結の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

この際請願を付託委員会に区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願五十号、五十八号、六十一号、六十二号の要旨を説明。

○議長（滝瀬政吉君）　おはかりいたします。請願五十号、五十八号、六十一号、六十二号を総務委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）（「ちょつと」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　高橋通夫君。

○二十一番（高橋通夫君）　公害関係があるんだけれども、これは総務委員会でいいんですか。

○議長（滝瀬政吉君）　案件は何ですか。

（「航空公害」と呼ぶ者あり）

○二番（板垣正男君）　航空公害の請願、あつたでしょう。それについて公害の委員会じやないかということです。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願の五十八号、立川基地再開に反対する請願、これは関連して公害というふうに、ですからこのほかに三件あるわけです。それで取扱い方としては同一案件については東京都の場合はそれにならつてということですので、処理方法としてはその一、その二、その三、というふうにさせていただいたんですが。ただ付託委員会の問題についてはいま総務委員会というふうに申し上げましたけれども・・・・・（「内容的に違う」「全く同一じやないの」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　それでは起立してひとつどなたか代表して言つてください。

（「ちょつと」と呼ぶ者あり）（正国務君。

○二十九番（正国務君）　一つにまとめたということですが、どうも私、ちょつと目を通しただけでよくわかりませんけれども、前文見たんですけれども内容的にはかなり違つているところもあるように思つたんですがそうではございませんか。これは一つにまとめていいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　大下博君。

○十九番（大下　博君）　紹介議員になつた一人として、空を飛ぶヘリコプターにしろ、飛行機にしろ、そういう騒音があるからこれについてそれをなくするということをやつてくれそれにはやはり立川基地が再開されるというふうに私は解釈して紹介議員になつたわけです。ですから公害というものが柱になつて立川基地をやめてもらいたいということだ、というふうに解釈してるわけです。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは五十八号につきましては付託委員会を総務委員会から除きます。それでは次に。。。。

○十七番（名古屋史郎君）　議長、それだと意味がよくわからないんですが、まとめるということはやめたということですね。

○議長（滝瀬政吉君）　そうではなくて結局五十八号は総務委員会付託ということになつておりましたけれども、最後に公害の委員会へ付託するというふうな順序がございますので、

とりあえず総務委員会から除いたということです。五十八号については。

○十七番（名古屋史郎君）　五十八号のうち同じようなものが三つあるというふうな表現をされたわけでしょう。その三つともはずしちゃったということですか。総務から。全部公害へ持っていったということですか。はっきりわからないんですけれども。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは暫時休憩してよく調べてのちに御返答いたします。

午後六時二十五分　休憩

午後六時四十一分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは事務局長に説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それでは請願の五十八号について申し上げますが。五十八号では、おおかた同趣旨の請願がほかに三件あるということで合計四件ということでございます。したがつて処理方法としては枝番で処理するという方法でございますが、なお、その内容といたしましては紹介された議員さんが公害の発生をするからという趣旨での請願ということで紹介をされた、こういう意味に受け取れます。

○諫長（滝瀬政吉君）　それではおはかりいたします。請願五十号、六十一号、六十二号を総務委員会へ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、総務委員会へ付託いたします。

次に文教厚生関係の請願要旨を事務局長をして説明させます

○諫会事務局長（田倉高光君）　請願第四十七号、五十二号、五十三号、五十五号、五十六号、六十号、六十三号、六十四号、六十五号を説明。

○諫長（滝瀬政吉君）　おはかりいたします。請願四十七号、五十二号、五十三号、五十五号、五十六号、六十号、六十三号、六十四号、六十五号を文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、文教厚生委員会へ付託いたします。

次に産業建設関係の請願要旨を事務局長をして説明させます

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第四十六号、四十八号、四十九号、五十四号、五十九号を説明。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま事務局長が説明いたしました請願四十六号、四十八号、四十九号、五十四号、五十九号を産業建設委員会へ付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○諫長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、産業建設委員会に付託いたします。

次に都市計画水道関係の請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第五十一号、五十七号を説明。

○議長（滝瀬政吉君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第五十一号、五十七号を都市計画水道委員会へ付託いたしたいと思いますが。。。。

○十七番（名古屋史郎君）　議長。

○議長（滝瀬政吉君）　名古屋史郎君。

○十七番（名古屋史郎君）　五十一号の内容ですが公害的な非常な表現が多いように感ずるんですが公害委員会が適当ではないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（滝瀬政吉君）　名古屋君のただいまの発言でございますがこれを内容を大体想像するところによると宅造事業ということのように見受けられたもので都市計画水道委員会ということになると思います。

○十七番（名古屋史郎君）　最初の表現を見ますと、都市計画街路二号道路新設工事が進められていますが、ということなんですね。それであとはもう全部とにかく公害源になるから、環境を保全してくれ、という表題にも生活環境保全をしてくれということなんですから公害委員会のほうが当を得てると思いますが。

○議長（滝瀬政吉君）　一応、私のほうでは都市計画と言いましたし、また都市計画であろうが公害であろうが

○十七番（名古屋史郎君）　言いましたしと言うが、言いましたについて僕は意見を言ってるんだから。私も言いましたしと言うけれども、その言いましたことについて意見を言ってるんですからはかってくださいと言ってるんですから。書いてあるからと言ったって。。。。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは請願五十一号につきましては最初の文面は宅造関係のようでございますが、その他ほとんどが公害に関するような要旨でございますので請願五十一号は都市計画水道委員会より削除いたします。

それでは請願五十七号を都市計画水道委員会へ付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、都市計画水道委員会へ付託いたします。

それでは請願五十一号、並びに五十八号を公害対策特別委員会へ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め公害対策特別委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。ただいま請願六十六号、請願六十七号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて請願第六十六号、大規模学校解消に関する請願、請願第六十七号、教育予算増額に関する請願の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

請願第六十六号、大規模学校解消に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第六十六号を説明。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、請願第六十六号、大規模学校解消に関する請願は文教厚生委員会に付託することに決しました。

次に請願第六十七号、教育予算増額に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第六十七号を説明。

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、請願第六十七号、教育予算増額に関する請願は文教厚生委員会に付託することに決しました。

次に委員会の日程連絡を事務局長にさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではお手元に定例会付託表というのがあろうかと思いますので御覧いただきたいと思います。なお、それで、ただいま付託いたしました請願が多少変わつておりますので、総務委員会につきましては、五十八号を消していただきまして、五十八号は枝番と合わせまして四件あるわけでございますが、これが公害の委員会へまいりますので御訂正をいただきたいと思います。それからなお、議案の百十九号、日野市衛生処理場脱水機改良工事並びに百二十号日野市豊田下水道事業改良工事請負契約を記入をしていただきたいと思います。それから文教厚生委員会につきましては請願の六十六号並びに六十七号を記入をしていただきたいと思います。それから都市計画水道委員会につきまして、請願の五十一号を消していただきまして、これを公害の委員会にお願いをいたしたいと思います。

それでなお日程でございますけれども総務委員会につきましては、十六日の午前十時、文教厚生委員会につきましては十六日午前十時から、産業建設委員会も同様、午前十時、都市計画水道委員会につきましても同様、十六日の午前十時から、公害対策特別委員会につきましては十八日の午前十時より、一般会計決算委員会につきましては十七日並びに二十日、いずれも午前十時より、特別会計決算委員会につきましては十七日並びに二十日、いずれも午前十時より、こういうことで委員長会議できまつておりますので御報告いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　本日の日程はすべて終了いたしました。明、十六日より二十一日まで休会といたします。なお、この間十六日、十七日、十八日、二十日は各委員会を開きます。付託案件の審議をお願いいたします。次回本会議は二十二日午後一時より開議いたします。時間厳守で御参集をお願いいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十九分　散会

十二月二十二日　水曜日（第五日）

昭和四十六年第四回定例会

日野市議会会議録

第三十二号

十二月二十二日水曜日（第五日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子	君
二番	板垣正男	君
三番	市川芳太郎	君
四番	秦正一	君
五番	滝瀬敏朗	君
六番	池田重太郎	君
七番	林重義	君
八番	谷栄吉	君
九番	百済勇	君
十番	米沢照男	君
十一番	西沢保	君
十三番	岩沢哲夫	君
十四番	伊藤松之輔	君
十五番	剣持佐吉	君
十六番	杉山寅三郎	君
十七番	名古屋史郎	殿
十八番	石川佐太郎	君
十九番	大下博	君
二十番	森田喜美男	君
二十一番	高橋通夫	君
二十二番	滝瀬政吉	君
二十三番	日野源作	君
二十四番	杉山亘	君
二十五番	伊藤定	君
二十七番	清水芳雄	君
二十八番	佐々木昭雄	君
二十九番	正国務	君
三十番	三浦重春	君

欠席議員（二名）

十二番	大柄保	君
二十六番	吉冨繁	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	古谷栄君	
助役	葛西正彦君	
収入役	市川晴夫君	
企画財政部長	篠崎美雄君	
総務部長	遠藤政之君	
市民部長	赤松行雄君	
民生部長	松村清栄君	
建設部長	中島武男君	
都市計画部長	杉本好次郎君	
福祉事務所長	田中若一君	
病院事務長	成井正夫君	
業務課長	柳下章君	
教育長	永野林弘君	
教育庶務課長	落合豊君	
選挙管理委員会事務局長	佐久間義信石	

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光君	
書記	坂口泰雄君	
書記	武居一茂君	
書記	川上輝子君	
書記補	深海弘子君	
書記補	安原清美君	

昭和四十六年十二月二十二日（水）

午後一時開議

一　議案第　百一号　昭和四十六年度日野市一般会計補正予算について（第四号）（総務・文教厚生・産業建設・都市計画水道委員会審査報告）

二　議案第　百二号　昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第二号）（文教厚生委員会審査報告）

三　議案第　百三号　昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）（都市計画水道委員会審査報告）

四　議案第　百四号　昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第二号）

五　議案第　百五号　昭和四十六年度日野市水道事業会計補正予算について（第三号）（都市計画水道委員会審査報告）

六　議案第　百六号　昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）（文教厚生委員会審査報告）

七　議案第九十七号　昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算認定について（一般会計決算委員会審査報告）

八　議案第七十八号　昭和四十五年度日野市立総合病院事業会計歳入歳出決算認定について（特別会計決算委員会審査報告）

九　議案第七十九号　昭和四十五年度日野市水道事業会計歳入歳出決算認定について（特別会計決算委員会審査報告）

一〇　議案第　八十号　昭和四十五年度日野市農業共済事業会計歳入歳出決算認定について（特別会計決算委員会審査報告）

一一　議案第九十八号　昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算認定について（特別会計決算委員会審査報告）

一二　議案第九十九号　昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（特別会計決算委員会審査報告）

一三　議案第　百　号　昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（特別会計決算委員会審査報告）

一四　議案第　百七号　日野市遊び場条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）

一五　議案第　百八号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）

一六　議案第　百九号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について（文教厚生委員会審査報告）

一七　議案第百十一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正について（都市計画水道委員会審査報告）

一八　議案第百十二号　市道路線の廃止について（産業建設委員会審査報告）
一九　議案第百十七号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）
二〇　議案第百十八号　字地域の一部を廃止し、その区域をもってあらたに町区域を画することについて（総務委員会審査報告）
二一　議案第百十九号　日野市衛生処理場脱水機改良工事請負契約の締結について（総務委員会審査報告）
二二　議案第百二十号　日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約の締結について（総務委員会審査報告）
二三　議案第五十三号　日野市議会委員会条例の一部を改正する条例について（総務委員会審査報告）
二四　議案第六十五号　日野市道路占用料徴収条例の制定について（産業建設委員会審査報告）
二五　請願第四十一号　ボーリング場建設反対決議を要請する請願（総務委員会審査報告）
二六　請願第六十一号　豊田線バス運行確保に関する請願（総務委員会審査報告）
二七　請願第六十二号　大型トラック駐車場設置反対に関する請願（産業建設委員会審査報告）
二八　請願第四十三号　緑ヶ丘西地区排水溝設置費補助に関する請願（産業建設委員会審査報告）
二九　請願第四十八号　日野駅周辺農業用水路整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三〇　請願第四十九号　交通費・作業服・年末手当の支給に関する陳情（産業建設委員会審査報告）
三一　請願第五十四号　失対労働者の諸要求実現に関する陳情（産業建設委員会審査報告）
三二　請願第　五十号　私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情（総務委員会審査報告）
三三　請願第　十七号　し尿浄化槽の汲取許可に伴う清掃法等諸法令完全実施に関する陳情（文教厚生委員会報告）
三四　請願第五十七号　万願寺地区への市立保育園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三五　請願第二十九号　南新井自治会地域への地区センター建設に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三六　請願第三十八号　保育時間延長に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
三七　請願第　四十号　ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三八　請願第四十五号　在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
三九　請願第四十七号　公立幼稚園設置の適正化に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）

四〇　請願第五十二号　市立第二中学校過大校解消について（文教厚生委員会審査報告）
四一　請願第五十三号　市営柔剣道場設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告
四二　請願第五十五号　公立幼稚園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四三　請願第五十六号　幼児教室存続に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四四　請願第　六十号　さくら学童クラブに関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四五　請願第六十三号　富士見台・矢の頭・神鋼南地区への小地区センター建設について（文教厚生委員会審査報告）
四六　請願第六十四号　子供のムシ歯の予防処置の無料化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四七　請願第六十五号　健康相談室の存続と内容の充実に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四八　請願第六十六号　大規模学校解消に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四九　請願第六十七号　教育予算増額に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
五〇　請願第　二　号　市道市場線拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五一　請願第　十六号　新井五六番地先道路拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五二　請願第三十四号　南川辺自治会内側溝新設に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五三　請願第三十五号　ひばりヶ丘自治会内下水排水溝設置に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五四　請願第四十六号　宮三六五番地先道路整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五五　請願第五十九号　栄町二丁目十四番地五～九号地内側溝新設に関する請願（産業建設委員会審査報告）
五六　請願第二十一号　万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
五七　請願第　九　号　都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
五八　請願第二十三号　程久保第一自治会地域内市水道布設に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
五九　請願第二十八号　住宅街を縦断する無計画道路一・三・四号線建設反対に関する請願（都計計画水道委員会審査報告）
六〇　請願第五十七号　平山台区画整理補償に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
六一　請願第　十九号　メッキ工場団地建設反対に関する請願（公害対策委員会審査報告）

六二　請願第五十一号　百草団地住民環境保全に関する請願（公害対策委員会審査報告）
六三　請願第　十一号　健康相談室の廃止反対に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
六四　請願第　十九号　日野台二丁目三五番地先一帯下排水路設置に関する請願（産業建設委員会審査報告）
六五　日野市選挙管理委員会補充員の選挙について
六六　請願第六十八号　倉沢自治会地域への市水道布設に関する請願
六七　請願第五十八号　立川基地再開に反対する請願（公害対策委員会審査報告）

追　加　日　程

一　会期延長の件

本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二五及び追加日程一まで

午後五時十六分　開議

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまより本日の会議を開きます。出席議員二十八名であります。吉富議員は欠席の連絡がございました。大柄議員は少しおくれるという連絡がありました。

これより議案第百一号、昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第四号の件を議題といたします。本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので順次審査報告を願います。それではまず総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務部員長（伊藤　定君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。歳入全般二億七百二十七万三千円、歳出のうち議会費、総務費、消防費二千八百四十六万一千円、予備費第二表、継続費補正、第三表債務負担行為補正、第四表地方債補正を全員一致して認定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて総務関係費の審査報告を終わります。

次に文教厚生委員会関係の審査報告書を職員をして朗読させます。

○書記（武居一茂君）　文教厚生委員会議案審査報告書を朗読。

○議長（滝瀬政吉君）　文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（正国　務君）　報告をいたします。重点的に審議の中心になつたものだけを御報告申し上げます。説明書の二二ページの老人福祉費でございますが、これにつきましては、内容だけを申し上げますと、いままではこれは日野市の医師会で取り扱つていただいていて、したがつて非常にこれが安くお願いしてあつた、こういうことでございますが、やはり南多摩医師会として再三、再四これに対しては同一歩調をとらなくては困る。医師会の会長は町田の宿谷さんと聞いておりますが、そのほうからいろいろと強行に申し入れられましたので、日野の医師会としては万やむを得ずここでひとつ同一歩調にしてもらいたいという要望がありましたので、これに対しては同意せざるを得なかつたということでこういうふうにアップしてきたというわけでございます。委員会といたしましては、どうもそうすんなりと受けるのもおかしいからひとつ、ここでは医師会にどうこうということでなく、今日まで非常に好意的にやつてもらつていたならば医師会にどうこうということでなくして、やはりこの問題については理事者にお願いして国と都に十分にこれをアップしてもらうようにお願いしようということで医師会にも、これを同調していただこうということで結論

を出しましたわけです。います。これが審諮の内容でございます。それから二四ページの保育室保育委託料の問題でございますが、これにつきましてはやはり五十人分を見込んでなされたものでございますが、その中で、やはり委員の方から保育ママの手当てですね。これを現在は六千円であるけれども、これを多少でもアップすることはできないかという質問もございますが理事者といたしましては、かねがね考えておることでありますからこれは検討いたします、こういう回答がございました。それから次は二六ページに入りますが児童措置費でございますが、これにつきましては桜ケ丘第一保育園、これは行政区域が多摩にかかつておる保育園でございますが、これに金を出す。その中にはいろいろと児童数もいわれておりますが略しますがさらにこれについてはこばともあろうし、それからまたここでよしとみベビーホームが認可されるということもいわれますしそれからつくしんぼという保育室が認可される予定である、これは秋山さんという方がおやりになるそうでございますが、こういう理由のもとにこれを組んだ、お願いしたということでございました。したがつてこれは認めたわけでございます。それから二十八ページの生活保護の問題でございますが。これについては御案内のとおり南多摩の地方事務所が廃止になつた、ということで、こういうふうにしわ寄せと申しますか、こういう形がきたということで、やむを得ないということではございますが、これについて都といたしましては理事者も担当のほうも非常にこれについては三多摩全部の合同の担当の方の会議もあつたようでございますが、その中ではそのまま受けるというよりもこれを単価を非常に強くアップしてもらうと同時に、これに対しては、都としては振興交付金として来年は出したい、という意向のようですが、それでなく、委員会といたしましては、はつきりしてもらつて、これは交付金をもらつたほうがいいんじやないか。そのものずばりでもらつたほうが、はつきりするんじやないか、という意見も出まして、これに対しましては、理事者は十分に努力をしていただくということであるし、それから議会でも場合によつては、これに努力いたしましょう。同じことでバックアップをしていきましようということで、審議の内容で終りました。したがいまして全会一致でこれを認定したわけでございます。よろしく御審議を願います。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　委員会に時間をおかけして申しわけなかつたわけですが、私は民生費の福祉関係の補正予算の計上の付託の場だと思いますけれども、委員会にお願いいたしまして、老人福祉関係の老人施設、あるいは老人医療の格差是正といいますか、無料化ということで、当局とこの問題の可能性について、煮つめてください、できないとすれば、何がゆえにできないか、何がゆえに問題があるか、というようなことをひとつ御審議いただきたい、ということを意見としてお願いしておいたわけですが、その分の報告が省略されておりますのでお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　文教厚生委員長。

○文教厚生委員（正国務君）　これにつきましてはもちろんおことばどうり、委員会といたしましては、市長の出席を求めまして、市長の意見も聞きましたわけです。市長といたしましては、森田さんの発言の内容もよくわかるし、かたがたこれについては前向に今後検討していきましよう、ということでございまして、せつかくの発言であるので、委員会といたしましても、よろしくお願いしますということで、終わつておるわけでございますが、さらに、これを委員会として森田さんの御意思を委員会として、これを検討して、あくまでもこれは実現するように持つていく必要があるならば後日この委員会としてさらに検討しようということで結びました。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて文教厚生関係費の審査報告を終わります。おはかりいたします。職員の審査報告書の朗読は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、朗読を省略いたします。

次に産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告いたします。産業建設委員会は、農業費、それから土木費について審議をいたしました。農業費の農業総務費の役務費五千円の補正でありましたけれども、これは当初九千円予算計上されておりましたけれども、カドミ汚染の問題等によつて不足が生じたので、五千円を補正したという内容であります。土木費の道路橋梁費、この中の道路維持費、需用費の二十万の補正、これは当初二十一万円計上されました。内容は境界査定に伴うくいの設定に要する費用でありますけれども、当初五百本を予定しておりましたけれども、不足が生じましたので、原材料費、敷砂利の当初の予算四百四十万円から二十万円を需用費のほうへ組みかえたと、こういう内容であります。この二十万円でくいを四百本補正で増設したいと、こういう内容であります。それから工事請負費の二千五百万、これは御存じの水路維持補修の経費でありますけれども、この内容については、すでに、詳しく資料も提出され、説明もされておりますので、省略したいと思いますが、この計画の中で、委員会として問題になつたの

は、はたしてこの計画で必配されている水害浸水が、全く解消できるかどうか、こういう点について、主として論議がなされたわけですけれども、現状この市の責任でやるべき水路の維持、補修については、万全を期した執行がされるわけですけれども問題は、東京都の責任でやるべき個所、たとえば橋の下が非常に狭い、前後の用水の補修をやつても、その部分だけがネックになつていると、こういう部分的な問題があります。これは当局から積極的に、東京都に改修を要求していくということで、委員会ではこの予算を認定いたしました。さらに道路新設改良費、負担金補助及び交付金の九百六十九万でありますけれども、これは程久保川改修橋梁負担金であります。これは程久保川の一号、二号、三号の橋梁にかかわる負担金でありますけれども、一号、二号については、幅六メーター、三号については四メーターそれぞれ拡幅、改修が行なわれる予定になつております。負担金は、東京都が二千百六十九万円、そして市が九百六十九万負担するということになつております。以上が農業費、土木費の補正でありますけれども、委員会としては、原案を可決するということで、決定をみておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これをもつて産業建設関係費の審査報告を終わります。

次に都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都計画水道委員長（名古屋史郎君）　都計画費の減額補正でございますが、主として神明上の都市下水路の工事を本年はやらずに、来年にやるということで、大幅な減額でございます。全員一致で認定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告のとおり可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百一号、昭和四十六年度日野市一般会計補正予算第四号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第百二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号の件を議題といたします。文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（正国務君）　報告いたします。これは主として赤字補てんについてきたものであるけれども、そして、この保険証に、今度は書きかえるということが、主たるものでございまして、委員会といたしましては、全員一致をもつてこれを認定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百二号昭和四十六年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第二号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第百三号昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号の件を議題といたします。都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（名古屋史郎君）　御報告いたします。百三号は歳入歳出ともに、神明上、四ツ谷下区画整理費でございます。全員一致で認定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百三号昭和四十六年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第百四号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号の件を議題といたします。本件については、理事者から取り下げたいとの申し出があります。理事者の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）　議案第百四号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号の提案は誤りでございますので、取り下げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま理事者から説明があり

ましたとうり、本件については取り下げることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め議題第百四号昭和四十六年度日野市下水道事業特別会計補正予算第二号の件については、取り下げることに了承されました。

これより議案第百五号昭和四十六年度日野市水道事業会計補正予算第三号の件を議題といたします。都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（名古屋史郎君）　百五号について、慎重審議いたしまして、全員一致で原案どうり認定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければ、これをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百六号昭和四十六年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九十七号昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。一般会計決算委員長の審査報告を求めます。

（一般会計決算委員長登壇）

○一般会計決算委員長（正国務君）　御報告いたします。歳入につきまして別に報告はございませんが、大体この審査の報告をお手元にさしあげておるわけですが、審議内容につきましては、こういうことがいろいろと意見が出されまして、そうしてこれが集約されたものでございます。中で一々申し上げればと思いますが、中で重点的に非常に要望なり、それから審議の対象となりましたものは、教育費の中で準要保護者の扶助費でございますが、この問題につきましては、非常に何と申しますか、現実にこの支給されるのについて期日がないし、しかもむしろ時間がないと、明日すぐに取りに来いというような、状況があるので、非常に困るんだということがございまして、この問題については、いろいろ現場の先生もお困りになるという状況も勘案の中で、ぜひともこの問題については、何とか将来は考えなくちゃなんないし、将来といえども、むしろ教育に支障をきたすようなことがあるとするならば、十分にこれは考えなければならんということが、非常に審議の対象になりました。そのほかにつきましては、まことに恐縮ですが、御質問によつてお答えできればお答えしたいと、こういうふうに考えます。以上でございます、よろしく。それでこれにつきましては、さらに申し上げたいことは、最後の認定の段階に入りまして、お一人認定ができないという方がございました。ほかの方は、全員でこれを認定いたしましたわけでございまして、よろしく合わせて御報告いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　二つばかし質問をいたします。一つは歳出の項の四の二でございますが、火葬場使用条例と、管理規則は、あらたな企画で制定されたいと、こういうふうに書かれていますが　火葬場使用条例の管理規則に、何か私どもわからないわけなんですが、予算に関連しまして、いろいろと難点があつたというふうに見受けられるわけでございますが、具体例があるからこそこういうのが出たんじゃないかと思いますので、この点を御解明をしていただきたいと思います。なお次に同じ四項の四でございますが、消防費につきましては委託消防制度の抜本的な検討を求める都市負担に一元化されるよう努力されたいと、こういうふうに書かれておりますが、これは都のほうに全部出していただきたいというふうなことだと思いますんで、まことにけつこうなことだと思いますが、消防組織法と、消防事業の委託に関する規約等に関連しまして、このようなことが、どのような状況で、具体的にできるかということの検討中で、この文章が出たものと判断するわけでござい

ますが、この二点につきまして、御説明を願います。

○議長（滝瀬政吉君）　一般会計決算委員長。

○一般会計決算委員長（正国務君）　火葬場のこの条例については、何と申しますか、はつきり金を、何とかというのがありますなあ、名前はマハヤナ、これがやつておいでになるんですが、なかなか金の出し入れが、もちろんはつきりしているんでしようけれども、これについてはどうも明確でないんだというようなこともありましたし、これは理事者のほうへ納まつているのかどうか知らないけれども、そういう点からいろいろと検討して、これは検討が要するんじやないかということでございました。それについては、これについて問題を出されました森田委員もおられますので、私の説が不十分ならば、ひとつ補足をいただきたいと、こういうふうに考えます。それから消防費につきましては、これは消防費が、もちろんこれは全部都でやつてくれたほうが、一番いいんですけれども、御承知のように、負担を持つて、各市町村がやつておるわけですが、これを抜本的に考えるということは、要するに、都で全部やつてもらいたいということの中から、これが出たわけでございまして、こたえたと。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　ちよつと、四の消防費につきましては、これは確かに望ましいことだと。私も委員長と同意だし、委員会の皆さんと、同意なんですが、消防組織法の七条と八条を読みまして、いろいろと、市に義務づけられていることがあると。その前提の中で、消防義務の委託に関する規約というのが、きまつているんで、むしろ日野市のほうが、法的には主体性をもつてお金を出すんだと。一部都のほうで出していただくんだというふうな規約なり、法律なりになつているように見受けられるわけなんですが、それを一元化して、都の負担金で全部やつていただきたいというふうに、努力されたいといいますが、これがはたして法的な根拠の中で、どういうふうな法律改正をして、どういうふうにすればできるんだということを、お考えの中で、これを書かれたかどうか。

○一般会計決算委員長（正国務君）　そこまで検討しておりません。ただそこまでは、法的なものまでは、別にしておりませんが、できればそういうふうにしていただきたいということで、理事者と一緒にやりたいということでございます。

○三十番（三浦重春君）　それでは一のほうを・・・・

（「ちよつと、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　一般会計決算委員会の副委員長といたしまして、委員長の報告に対する追加を補足説明という形でやらしていただいて、よろしいでしよか・・・・・。ただいま三浦議員から委員会の指摘しました意見につきまして、

御質疑があるわけですが、委員長の報告で、大綱は整つておるわけですが、それをさらに補うということで、若干の追加をさしていただきますと、最初の火葬場、使用条例に関する指摘意見ですが、現行火葬場使用条例があるわけですけれど、必ずしもそのとおりに施行されていないということから、質問を当局に申しましたところ、その事実も認められて、来年度予算には、あるいは条例改正を行なつて、今後進めて、あらたなる構想で進めていきたいというふうな、発言もありましたので、それを了として記録に残すということで、ここに意見の指摘を行なつたということであります。それから消防費関係につきましてはこれもただいまこの負担金のことで、市長会において、いろいろと、都と折衝をなさつておられるということを、市長から先般お話がありました。それをひとつ一自治体としまして、バックアップする意味で、かなり強い表現をもつて、意見をさしあげたということでありまして、それがもし通るならば、通るということになれば、当然法改正も伴うでしようし、そういうことで、処理されていくと思いますので、法があるから、そのワクは突破していないという見解には立つていなかつたということで、御報告を補つておきます。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　ただいまの説明によりますと、四の二のほうにつきましては、条例どうり予算の処理がしていないからよく聞いてみたら、どうやら予算の処理のほうが正しくつて、条例のほうが間違つていると。したがつて今後新たな施策で、政治をされたいと、このように受け止めるわけですが、このことでよろしゆうございますか。

○一般会計決算特別委員長（正国務君）　それでいいと思います。

○三十番（三浦重春君）　じや条例どうり決算の処理がはたして決算の認定の問題に、からまないかどうかと。この点ひとつ委員会としての考え方を述べていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　おはかりいたします。本日の会議時間は、この際あらかじめこれを延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、よつて本日の会議時間は、これを延長することに決定いたしました。

（二十番議員「議長」）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　差し出がましいですけれどもただいま三浦議員の御指摘のことにつきましては、条例は存在するが、予算計上において、すでにその使用料という予算が、計上されていないわけでありまして、したがつて決算にも問題は出てこない。ただし条例という観点からいえば、予算の扱い、決算の扱いとして多少疑義があるということが、事務当局でも

承知されておりまして、そういう条例の扱い方は、今後改廃したいというふうに言つておられますので、決算審査ということで、その予算との対比においては、特にこういう意見をすれば事足りるというふうな見解であるわけです。

○三十番（三浦重春君）　大体わかりました。じゃ、さきほどにもどりまして、そのいろいろの会計の処理が、はつきりしていないというような御件名もおありなんですが、そのはつきりしていないというところは、たぶん、ただいま森田議員の言つた、使用料か何かのことだろうと思うんですが、予算にない以外のことまで、そのような御検討を加えていただいて、はなはだありがたいことでございますが、そういうはつきりしていないことでしたら、特に予算外のいわゆる呼買資産とか、呼買商品において、はつきりしてないということは、これは条例にある以上たいへんなことでございますので、この点の御解明をお願いしたいと思います。（「事務当局にやつてもらつたらどうですか、事務当局から事の説明をしてもらつたら。」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　それではこの件について。。。。

○一般会計決算委員長（正国　務君）　事務当局から説明をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは民生部長より答弁させます。

○民生部長（松村清栄君）　お答えをいたします。この火葬場の問題につきましては、九月の議会におきまして、森田議員からも一般質問がございまして、その節にも私説明をいたしましたが、確かにいままで、このずうつと条例がございましても条例ではある一定の基準がきまつておりますけれども、マハヤナ協会に委託しているという関係から現状の料金でマハヤナ協会が徴収しているということは条例に違反する向きもある、こういうことで実は当初予算からこれを改廃いたすべく検討いたしたわけですが、マハヤナ協会での話し合い等もございましたので条例改正にまで至らなかつたと、しかし市長から答弁もございましたとおり、来年度この火葬場というものを全部無料化いたしたい、その節に条例を改正いたしたい、こういうふうな答弁もございました。私どもも来年の三月にこの条例改正の上程をいたしたいと、こういうふうに委員会のほうにも答弁をいたしてございます。ですからただいままでの条例違反は確かに私どもの手落ちであつたかもわかりませんけれども、これを改廃をいたしましてすつきりした形にもつていきたい、こういうことでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　了解いたしました。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。最初に委員長報告に反対する者の発言を求めます。米沢照男君。

（十番議員登壇）

○十番（米沢照男君）　共産党議員団を代表しまして四十五年度一般会計決算に対する意見を申し述べたいと思います。四十五年度の当初予算は御存じのように教育最優先そして社会福祉の増進、さらには都市計画の推進というのが三本の柱として重点施策と強調されてきましたけれども、一年間を通じて執行されてきた事業がどれだけ市民の要求と生活にこたえる内容であつたか、とりわけ緊急に解決が迫られている切実な市民要求が市政の具体的な施策の中にどれだけ反映されてきたのか、その実績が明らかにされているのが決算であろうと思います。私は当然のことながら市民の暮らしと要求に直結した立場からこの決算を審査してまいりました。具体的な内容に入る前にまず第一に指摘しなければならない問題は、市当局の決算議会軽視のマンネリ的な傾向であります。議会に対する誠意誠実さが全く見られないということはきわめて遺憾なことだといわなければなりません。当初の計画に対して執行の実績と効果がどうであつたのか、その具体的な内容を示すことが決算の主たる目的であるならその内容が決算書と付帯資料によつて当然明らかにされなければならないわけであります。しかし実態はどうであつたかという点、多くの例を引くまでもありません。一に指摘したいと思いますけれども、たとえば総務管理費、文通安全対策費、工事請負費として当初予算ではガードレール五〇〇メートル設置費として百五十万円、またカーブミラーは十三本四十五万五千円設置する、こういう予算書の説明がされております。この当初の計画がどのように執行され、結果はどうだつたかということを示さなければならない決算書の説明では単にガードレール四千百六万五千四百九十五円、この数字だけの記載に終わつております。またカーブミラーも七十九万円たつたこれだけの記載に終わつております。予算の際に約束されていた事柄、事業が執行の段階でどうだつたのか、そして決算の結果がどうだつたのかということが全くこれでは皆目見当がつかない、そういう内容になつております。さらにもう一点例を引くなら教育費、国庫補助金、準要保護生徒補助金が予算のときには修学旅行給付費補助単価は九千円で、対象人員二十名、補助率が二分の一で計九万円、学用品の給付費については補助単価が七千円で対象人員四十名、補助率二分の一で計十四万円、校外給付費として補助単価百八十円対象人員四十名補助率二分の一で計三千六百円、こういう説明がされております。決算ではどうかといいますとこの三つの給付費が、こういう表現になつております、修学旅行、学用品、遠足二十万六千四百三十四円、これではいくら比較しても予算に対しての執行がどうだつたかということが見当つかない。対象人員を予定した人員に対して執行の際どうだつたのか、この辺も全くわからないままの決算の説明

になつております。こういうずさんないいかげんな説明資料で予算の執行実績がわかるわけはありません。しかも決算委員会に先立つて資料の提出を求めましたけれども、委員会の開催にあたつては一ぺんの資料の提出もなかつたというのが実態であります。議会が決算を審査するのに必要不可欠な条件は提案者として当然整えなければならない最低の義務だろうと思うんです。これは執行機関そして決議機関の間でのルールの問題だと思うんです。この辺を最高責任者である市長としては十分留意して今後善処するように強くこの機会に要求をしておきたいと思います。

具体的な内容についてでありますけれども、まず歳入の点では一つは市民の税負担の増加の問題があります。市当局が示した実績報告書によりましても、市税の市民一人当たりの負担額は四十年度一万一千二十円に対して四十五年度一万八千八百三円、一・七倍の負担増加となつております。市民税の場合所得割の課税最低限度額が、つまり免税点は四十五年度の場合標準世帯で約七十二万円でありました。これは御存知のように所得税と比べてなお三十万円の開きがあります。市民税はそれだけ市民生活に非常に重い負担になつている。大衆収奪的な性格を持つた税制であるということがいえると思います。所得税を納めるほど収入のない市民からも所得割課税がされておりますし、さらにはそれより低い所得者からも均等割という形で、しかも生活実態を全く度外視した中で徴収が行なわれており、所得税の場合四千五百万円以上の所得に対しては七〇%の課税がされておりますけれども、市民税の所得割は五千万円以上の所得であつてもわずか一四%のきわめて低い累進度に押えられております。したがつて上には軽く下には重いというきわめて反住民的な税制の内容、性格をもつております。したがつて市当局は市民税の均等割の廃止、そして免税点の大幅な引き上げ、さらには高度累進課税の実施など、市民の税負担を軽減するという立場から積極的に国に対して要求を突きつけていくべきだろうというふうに考えます。さらに固定資産税都市計画税の問題でありますけれども、いずれも負担調整措置がとられてきておりますけれども、税収総額の四十年度対比でみますと固定資産税が約二・六倍、都市計画税が約七倍とそれぞれ大幅な負担増加になつております。さらに宅地並みの課税が実施されるということになりますといやおうなしに農地を手放さざるを得ない、そういう状態に追い込まれようとしているのが農家にとつて深刻な問題を投げかけているわけであります。国に対して住民の負担軽減を要求すると同時に市長の自由裁量の余地が残されている都市計画税については思い切つた軽減措置が検討されてしかるべきかと考えております。

さらに競輪競艇の事業収益の問題でありますけれども、四十五年度では二億一千七百七十万二千円が収益として計上されております。けれども、この収益によつて住民のための福祉行政や教育内容の充実がはかられたとしても社交心をあおつて多くの大衆に不幸と悲劇をもたらす政治の罪悪をぬぐい去ることはできないだろうと思います。ばくちのテラ銭を当てにせざるを得ない地方財政の実態は突き詰めてみれば自民党政府による不当な超過負担の押しつけによつて一端はもたらされているということが指摘できると思います。先般全国知事会の実態調査によりましても四十五年度における地方超過負担の額は約二千億円にも及んでおります。そのことが報告されておりますけれども日野市の場合も決して例外ではないと思います。しかし超過負担の具体的な内容を示す資料と説明がされない現時点では一体日野市の年間の行財政の中でどれだけの超過負担が負わされているのか、これはいまもつて明らかにされておりません。地方公共団体に負担を転嫁してはならないという地財法の完全実施を国に対して積極的に要求していかなければならない、これは市政を担当する市長の大きな責務であろうかと思います。

次に歳出の問題でありますけれども、歳出については教育内容の充実、そして社会福祉、児童福祉、さらには公害対策などで一定の成果と前進がみられたことは率直に評価できるというふうに思います。しかし内容をつぶさに検討してみますとその多くが都の施策によるところが大きいということが数字的にも明らかにされております。四十年度に都の支出金はざつと五千百万でありました。四十五年度では三億八千三百万ざつと七・五倍の増加になつております。中身を見ますと民生費の補助は四十年度にはわずか八十七万円でありました。それが四十五年度では四千六百三十八万七千、五十三倍の増加をみておりますし、教育費にいたつては四百七十倍という非常に大幅な補助金の増加をみております。ここに一定の成果と前進をみた大きな要因があつたことは否定できないというふうに思います。ちなみに国庫支出金の場合はどうであつたかといいますと、四十年対比で一・五倍にとどまつております。これがもしかりに都の支出金並みにスライドしてきたなら十八億円国庫支出金があつていいはず、こういうことも一つにはいえるのではないかと思います。そういう点でこの四十五年度の市政事業の中で一定の前進と成果がみられましたけれども、しかし市の独自の施策という点ではきわめてまだまだ消極的な域を出ていなかつたというふうにいえるのではないかというふうに考えます。この東京都の支出金、補助金が大幅に増額され、そして市政の中でも住民福祉のための施策が大きく前進した、これがこの四十五年度一般会計決算最大のやはり特徴であろうと私は考えております。

次に具体的な問題でありますけれども、委員長報告の中でも不用額の問題が指摘されました。二、三指摘したいと思いますけれども、幼児教育の援助費百二十万、児童福祉費がざつと五

百万、その中身として児童手当が三百八十万それぞれ不用額として計上されております。せつかく前向きに予算計上しながら積極的に執行するという姿勢が欠けていた、そのために不用額が出たということも一面では指摘されなければならないと思いますし、かつてゼロ歳児保育、保育時間の延長等、多数市民から要求が出されておりました。これにこたえる暫定的な措置として保育ママ制度が取り入れられまして、当初百八十三万五千円計上されました。しかし決算ではわずか三十三万七千円の執行に終わっております。これはいろいろ事情はあったにせよせっかくの前向きな市民の要求にこたえる施策がこれだけの執行に終わったということは大いに反省の余地があろうかというふうに考えます。さらに前々から多くの指摘があった労働費の予算の中で四十一万五千円の備品購入費が計上されて、そして勤労者対策として一つの前進面が予算の計上ではみられたわけですけれども、これが全額不用額として落とされている、全く執行しなかった、こういう点もつきつめてみますと全く予算だけの見せかけに終わってしまった、きわめて積極性に欠けた執行にとどまっているということが指摘できるかと思います。

最後に私は今度の予算審議を通じてどうしても改善を要求しなければならない問題として、記録事務がきわめてずさんだと、きょうも正誤表が提出されておりましたけれども、これも審議を通じて指摘されたあとやっと気がついてそれを訂正する、こういうことがやられております。たとえば財産調べの一覧表の中に電子計算機が十台ある、よくよく聞いてみると実は九台だと、四十五年度に七台買ったというのが実際には六台だと、こういうことが審議の中で再三訂正もされました。また事務報告書と財産調べの一覧表の中で示された備品購入費、購入期日が全く食い違って記載されている、こういう中から電子計算機の一台分が金額も違うし、記載も違うのではないかということで長時間委員会が空転したということもありましたけれども、いずれにせよこの記録事務はもつと内容の正確なものを出していく必要があるんではないか、市から出た資料は一応まゆつばもので逐一確かめなければ安心できないというような資料であつてはならないと思いますし、この点は根本的な改善が必要であろうというふうに思います。この点は強く要望をしておきたいと思います。

以上問題点を指摘して四十五年度一般会計決算の認定に反対する意見といたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に賛成する者の発言を求めます。　佐々木昭雄君。

（二十八番議員登壇）

○二十八番（佐々木昭雄君）　昭和四十五年度の一般会計決算について認定するものであります。本決算に賛成の立場から申し上げます。本決算につきましては前年度に引き続き健全

財政を維持するとともに、当初計画された事業が適切に執行されたことはまことに喜ばしい限りであります。皆様も御承知のとおり本市の人口は急激に増加しております。このような現況下において市長の重点施策である教育の最優先、社会福祉の増進、都市計画の推進等、市の将来にわたる重要な事業が着実に執行されたかどうか、私は市民の立場に立つて本決算を検討したわけでございます。

まず歳入については市税を初めとする自主財源が順調な延びを示し、合わせて国、都の支出金の確保に努力され、当初予定された財源が確保されております。

一方歳出については執行率が九六％を超え、特に教育費においては七生中学校の建設を初め、第三中学校の新設、潤徳小の増築、二小、三小の体育館の建設やプールの増築等人口急増に対応する事業や施設の充実が滞りなく行なわれております。

また福祉事業については百草台保育園、南平保育園、平山児童館など他市に先行する施設が建設され幼児、児童対策が一段と進捗するとともに、敬老金、児童手当の増額、また幼児教育に対する補助金の増額などが市民の要求に沿つた事業が行なわれ本市の福祉水準が非常に向上されたものと思われます。また市営住宅の建設など市民生活にとつて必要な諸施策が着実に遂行され、本年度事業の執行についても努力されたあとが十分うかがわれるものと私は確信いたしました。したがつて本決算を認定することを可とする立場でありますが、若干付言させていただきますと、決算審査に当たりまして各委員から質疑事項の中にまことに当を得た意見もありましたので、理事者側におかれましてはこれを将来の参考といたしまして市政執行に努力されるようお願いいたしまして私の賛成討論を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立多数であります。よつて議案第九十七号昭和四十五年度日野市一般会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり原案認定されました。

これより議案第七十八号昭和四十五年度日野市立総合病院事業会計歳入歳出決算認定の件、議案第七十九号昭和四十五年度日野市水道事業会計歳入歳出決算認定の件、議案第八十号昭和四十五年度日野市農業共済事業会計歳入歳出決算認定の件、議案第九十八号昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第九十九号昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び議案第百号昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め議案第七十八号、七十九号、八十号、九十八号、九十九号及び百号を一括議題といたします。特別会計決算委員長の審査報告を求めます。

（特別会計決算委員長登壇）

○特別会計決算委員長（石川佐太郎君）　一括して審査の経過を申し上げますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。まず七十八号の市立病院の決算でございますけれども、簡単に御説明申し上げますというと、四十五年度は新しい投資事業が行なわれた年でございまして四十二床の増床と合わせまして百四十二床が完了いたしまして翌年度から稼働が約束されたのでございます。事業収益面では三千万何がしかの欠損を前年に引き続きまして計上しております。委員会といたしましては最後に一括して審査意見を付言しておりますけれども、このようなことで病院会計は多数をもつて認定という結論になつておりますので、よろしくお願いいたします。

次に水道事業でございますけれども四十五年度におきましては浅川以南の工事が多うございまして、新たな給水戸数が約四千戸をこえたというふうに報告されております。したがいまして収益的な収支の面におきましても千六百五十万円ばかりの事業収益を上げております。この点につきましても二点の意見を付してございます。

それから農業共済でございますけれども若干付言をいたしますならば日野市の農業共済事業はやむを得ない事情ではありますけれども、加入者が年々減少し、また事業規模も縮小の傾向にございます。損益勘定の面では農作物勘定で四十五万円何がし蚕繭　勘定で約一千円、合計で四十五万二千円ばかりの純益を上げておりますが、この問題につきましては、日野市の置かれております立場といいますか、都市化現象や減反政策などによつて事業がこのような反面になかなか経費を圧縮することは困難であります関係上、やはり将来は広域施行の方向をやはり検討すべきではなかろうか、そのようなことを理事者におきましては検討してほしい、とこういうような意見を付したわけでございます。

都市計画事業の決算でございますけれども、四十五年度の末におきましては、平山台におきましては約八七％、神明上におきましては三〇％弱、四ツ谷下におきましては、約七三％の執行率までいつた、とこういうふうになつてございます。大体、平山台は四十六年度でもつて事業は、いわゆるおおむね完了しまして、精算業務に入る、四ツ谷下もややそういう方向に近づいておる。神明上の本格的な事業は四十六年度以降からである、こういうことになつております。決算額におきましては、歳入におきましては、五億七千三百万円、歳出におきましては、四億九百万円、一億六千三百万円何がしかのいわゆる決算じりは、

四十六年度に事業を持ち越した、こういうことになつております。この都市計画事業につきましては、この議会におきましても、いろいろ議論があるところでございまして、決算委員会でも慎重にこれを審議したのでございますけれども、やはりなんといいましても、各区画整理の事業が今後進捗していきますけれども、少なくとも、基本的な事項については統一したやはり基準を作成して押し進めるべきじやなかろうか。それから、何といいましても、事業が長期化しております関係上住民に影響を与えることは少なくないのでございますけれども理事者におきましては、くふうをいたしまして、少しでも事業が短年度に縮まるようにいつそうの努力をお願いをしたい、こういうことでございます。

国保の決算でございますけれども、歳入におきましては、二億七千四百万円、歳出におきましては二億六千二百万円、差し引き千二百六十万円ばかり翌年度に繰り越すという決算じりを見ております。しかしながらこれはもう国保では申し上げるまでもなく、一般会計から毎年繰り入れをしておりまして、特に四十五年度におきましては、約四千万円に近い繰り入れを余儀なくされております。まことに国保の将来にとつて何といいますか、非常に寒心にたえない状態でございます。この点につきましては、何としても、国のやはり国庫支出にいわゆる向かつて働きかけをせざるを得ないんじやないか。少なくとも管理費といいますか事務費については国がやはり自治体の国保を見るめんどうを見る、こういうような理事者におきましては、いわゆるこの単独の力でなく大きな力をもつて今後いつそうの努力を進めていただきたい、こういう結論でございます。

次は、下水道事業の決算でございますけれども、御承知のように、当市の下水道の特別会計は、下水道処理場の保持といいますか、使用料の徴収に関する特別会計でございます。したがいまして、歳入におきましては二千三百万円、歳出におきましても二千三百万円、二十九万九千円の繰り越し、とこういうことになつております。この下水道の処理場におきましては、非常に多額の工事費を投じまして、改良拡張工事を行なつておるのでございますけれどもこのいわゆる成果を、周辺の住民に少しでも多く累を及ぼすように能力を拡充してほしい、こういう意見が第一点でございます。第二点の意見はたいへんこの下水道事業の困難なことは私どもも十分承知しておりますけれどもいかにしましてもこの決算を見る限りにおきましては事業の進歩といいますか、こういうものが数字の面にあらわれていないわけでございます。今日下水道のいわゆる事業は、市民生活の夢といいますか、夢でなくて願望でございます。そういうような見地から市の下水道の展望に市民の立場から見ては、積極性はどうも見当らない。困難さはわかりますけれどもいつそうこの点に力を傾注していただきたい、こういうような意見を付し

ました次第でございます。

最初に申し上げましたように病院会計については、委員会の多数をもつて認定をいたしました。水道会計も同様でございます。農業共済事業会計につきましては、全員一致をもつて認定をいたしてございます。都市計画事業につきましては、多数をもつて認定をいたしております。国保会計決算につきましては、多数をもつて認定をいたしております。下水道事業特別会計につきましては全員一致をもつて認定をいたしました。

最後に付言をいたしますが、非常に私どもが審査をいたしました特別会計の、とりわけ企業会計でございますけれどもこの審査報告は、事務当局にいわせますと、全く規則どうりといいますか、法律どうりだとこういうふうに言つておりますけれども審査をする立場から見ますというときわめて審査がしにくいわけでございます。必ずしも規則どうりで、それ以上一言も付言してはならんということはないわけでございまして、今後理事者におかれましては十分くふうをいたされましてこの決算審査が便なるように、またその報告書が市民にわかるように今後十分にくふうをして審査報告の御研究をしていただきたい、こういうことを口頭をもつて理事者のほうにお願いをしておきます。以上簡単でございますけれども一括して特別会計の決算審査報告を終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　これより一括して質疑に入ります。

西沢　保君。

○十一番（西沢　保君）　特別会計決算委員会審査意見の最後のほうなんですが、昭和四十五年度日野市下水道事業計画の付帯意見の中では一、多摩平処理場の改良拡張工事に関連して周辺の住民にも累を及ぼすように処理能力の拡充につとめてほしいと書いてあるわけですが、あそこの場で言われましたのは累を及ぼすというと何となく被害をこうむるような感じを与えられるので周辺住民にも恩恵を及ぼすようなとそういうふうに委員会では言われたと思うんですが、これは委員長に一任いたしましたので何とも言えないんですが、もし訂正できるならばしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　委員長。

○特別会計決算委員長（石川佐太郎君）　私の作文のまずさがあるいはそういうことになつたかと思いますが累というのは必ずしもただいま西沢さんが仰せられたようなことではなくて、累ということはいわゆるこういう恩恵の累を及ぼすようにということでございましたので、もし、この文章がおきに召さなければ御訂正いただければありがたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　西沢保君。

○十一番（西沢　君）　ただいまの委員長の説明でよく内容はわかるんですが、議長のほうでひとつはからつていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　それではこの件に関しましては、西沢議員よりの要求もございますので、議長に一任されたいんですが、よろしゆうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　ではそのようにいたします。次に米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　病院事業会計の意見についてちよつとお尋ねしたいわけですが、二点目の公立病院経営の立場から、という断わり書きがあるわけですけれども、もつと診療費以外の収入増にも力を尽すべきだというこの中味がちよつとひつかかつておりますので、内容、もし委員会で意見が出ていればちよつと御説明いただきたい。

○議長（滝瀬政吉君）　委員長。

○特別会計決算委員長（石川佐太郎君）　たいへんどうもそういう疑点を抱かせた点おわびいたしますが、これは意見を集約するについての経緯はこういうことでございました。ここにも書いてありますように、市立病院は公立的な病院でございますから、いわゆる民間の病院のように、ただ、しやにむに、要するに診療収入をあげればいい、もちろんそれだけがいわゆる収入源である、こういうことではないはずである。もちろん診療収入を度外視する、軽視するものではございませんけれども、公立病院の経営である以上は、市長もこの前言われておりますけれども、もつと公立病院であるならば、あるいは都から、国からあるいは別な歳入も当然考えるべきじやないか。そういうことによつて、やはり損益のバランスというものに資すべきじやないか、こういうことで、特に公立病院でありますから、診療収入だけでなく、ということを強調したわけでございまして、御理解いただければ幸いでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　わかりました。ちよつととりようによつてはもつと多角経営をやれというようなふうにもちよつと受けとれますので、その点ちよつと心配したわけです。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて質疑を終結いたします。

これより議案第七十八号の討論に入ります。最初に委員長報告に反対する者の発言を求めます。鈴木美奈子君。

（一番議員登壇）

○一番（鈴木美奈子君）　日本共産党議員団を代表いたしまして、四十五年度市立総合病院事業会計決算に対する意見を述べさせていただきます。公立病院は民間の医院と比べまして、内容の充実と、また安い診療費で受けられる、また病院で働いているいわゆる看護婦、職員などもお互いの信頼の上で、気持よく働ける場でなければならないと考えます。決算意見書によりますと、当年度の赤字決算になつた要因は、人件費の増

加で今後検討すべき大きな課題であると述べらておりますけれども、全国の公立病院の約六割が赤字をかかえ、また、人件費も毎年二〇%の増加を続けております。これはこれに見合う医療収入が伸びないためです。赤字を減らして利潤を追求するということは、本来の公立病院としての意義が失なわれます。一般会計からの繰入金も当然ありますし、もつと国からの補助金をふやさせるように努力すべきだと考えます。病院事業費用の材料費の薬品費、決算で、一億八百四十一万四千三百六円、これが記載されておりますけれども、この中で末払金で薬品費三千万が記載されておりません。これは当然つけるべきだと思います。それから薬品費は、薬品の単価が大企業の製薬会社によつてもうけられており、こうしたものが病院にしわ寄せがきてるわけです。これらも変えていく必要があると思います。それから医師の増員についても理事者の説明が不足であり、よくわからない点があります。病院運営委員会、これもいつまでも現状のままの病院運営委員会でなく市立病院の医師や、また市民の代表を入れたみんなの声が反映するような運営委員会に変えていく必要があるのではないか、と考えます。最後に資料の提出として、運営委員会の議事録と、自治体病院の診断の資料の提出を求めましたけれどもこれが委員会の間に提出されませんでした以上述べた点で四十五年度市立総合病院事業会計決算の認定に反対いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に賛成する者の発言を求めます。秦正一君。

（四番議員登壇）

○四番（秦　正一君）　病院事業特別会計の決算に対しての賛成の立場から一応意見を述べさせていただきます。本決算においては問題となるのはやはり赤字の点だと思いますが、四十五年度の決算額三千万、一応公立病院である限りにおいては、多少の赤字もやむを得ないと、そのように考えます。特に日野市の市立病院が当初設立されて、医師会等のいろいろな覚え書きとか、そういつた面の一つの　歴史をもつて現在に至つてるわけですけれども、さきほどの運営委員会等の問題も出しましたけれどもこれはやはり根本的に組織の面また機構の面　内容等においても大いにこれは検討していかなければほんとうの市立病院としての運営はなされないだろうし現状においては医師会等を擁護するような運営に終わつてしまう、こういう点で将来の一つの方向としてそういうものを大いに考えていく必要があるんじやないか、相当きびしいむずかしい点もあると思いますが、こういう面で、またもう一点といたしましては、赤字の原因として、運営上人事の人件費とかまた医療費、貯蔵品とか給食費とか、いろいろな面の具体的な、そういう面もありますが、公立病院であれば、先ほども言いましたように、かなりのそういう赤字は覚悟の上でいかなければならないし、ただし、ある程度の防げる赤字は、これは防いでいかなければならないし、必要、どうしてもしようがないという点について

は、しかたがない、とこのようにも思うわけで、人件費等においても、かなりパートの人もいられるし、そういう面で大いにこれから意思の疎通なりまた、そういう面の内部の職員、医師、いろいろなそういう面の指導も必要としなきやならんだろうし、また、貯蔵品とか医薬品、こういつた面の取り扱いについても大いに検討され、給食費等においても、もつともつと改善していかなきやならんと、このように思うわけです。すでに四十六年度においては、かなり前進した方向できてると思いますが、いずれにしても四十五年度の決算といたしましては、そのような将来の意見を付して本決算を認定する、またこれに賛成する立場の発言をしたわけであります。以上簡単ですが、賛成のほうの意見を終わらせます。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案認定であります本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立多数であります。よつて議案第七十八号昭和四十五年度日野市立総合病院事業会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり、原案認定されました。

次に議案第七十九号の　討論に入ります。最初に委員長報告に反対する者の発言を求めます。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）　私は日本共産党市議団を代表して、引き続き意見を述べたいと思います。先ほど一般会計決算意見の中で、米沢議員が審議に臨むわれわれの態度を述べました。そして委員会における市当局の提出した決算書が、非常に委員会における審議がやりにくい。あるいはやるのに困難であるということの意見がございました。私はそれらの意見の上に立つて、さらに一、二の点をつけ加えておきたいと思います。決算書が配布されてから一週間余り期間があるわけですけれど、委員会における市当局の説明によつて、初めて決算書をひも解く、あるいは理解するというものではないはずであります。われわれが、事前に決算書を受けるということは、事前にそれを審査しなければいけない、そういうわれわれの立場での審査が必要なわけであります。それに十分こたえるだけの資料がないということは、議会審議を軽視しているのではないかということの、指摘を免れないのではないかというふうに考えます。さらに、私は、議会の意見がどれほどこの予算の執行において認められているか、実行の中に組み入れられているかという点での、この決算書を見ていくことも非常に重要なことではないかというふうに考えております。そこで水道事業決算における意見でありますけれど、四十五年三月二十七日予算における審査報告が、当時の委員長三浦議員よりなされておりますけれど、その中での付帯決議といたしまして、三点盛られております。

その中の二点目の、末給水地区においては、早急に区域内とし、早期全域給水を実施すべきであるという意見がつけられております。これは当然の意見であろうかと思いますけれど、本市における末給水地域は、かなり多数にのぼつております。現在市が行なつております水道本管布設においては、国の起債条件、三点ほど説明されましたけれど、その起債条件から一歩も出ない本管布設を行なつております。それ以上の布設においては、すべて市民が負担するというような工事内容になつております。これでは市民が早急に水道を必要とする、そういう生活上の必要も満たされない。費用が高くかかつて、なかなか水道が引けないという声は、至るところにあるわけですけれど、そういう面での市の積極的な水道施策は、何らこの四十五年度ではみられなかつたと、私は認めざるを得ないのであります。そのことの数字的な一つの例として、市民の新規、あるいは増改築、増改修の申し込み件数が、二千四百六件ございました。そのうち工事完了をしたのが、千七百六十二件であります。これは完了率と申しますか、工事を行なつたのは、七三%、前年対比では四%ほど落ちております。この一言をもつてみても、十分市民要求が解決されていないということが、言えるのではないかというふうに思います。さらにこの工事残については、事務当局の説明によりますと、十分やはり納得できない、そういう説明内容になつております。私は推察するところによると、市民の要求を十分こたえられるだけの、市当局の態勢が整つていないのではないかというふうに考えられます。これは一つには企業会計のワクの中に行なうという制約があるためのことの、原因かもしれませんけれど、しかしながら十分やはり、市民要求にこたえるその態勢を整えることも、必要なのではないかということも、申し上げておきたいと思います。さらに付帯決議の三番目に、電柱共架賃借料十万九千四百四十円を支払う事になつているが、道路占用料不徴収の現状に関連して、当該費目の無料化を考えるべきであるという意見がつけられております。この意見の無料化がどれほど行なわれたかということについては、一言も議会には報告されておりません。この一言をもつてしても、議会での審査意見というものが、執行者側において、どのように扱われているのか、非常に軽視されているのではないかというふうに、私は見ざるを得ないのであります。この十万九千四百四十円においても、支払つているという報告が、別のところでありました。これは当然無料化を考えるべきであるという議会の意見を無視した支払いであると、私はこういう支払いについては、絶対認めるわけにはまいりません。なお企業会計にかかわる事務当局職員の問題にも一言触れておきたいと思いますけれど、これについては、あとの二つのものにも関連いたしましたので、最後に申し上げることにいたしまして、以上のような問題点の指摘を行ないまして、私はこの決算には認定できないという立場で、意見を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に賛成する者の発言を求めます。池田重太郎君。

（六番議員登壇）

○六番（池田重太郎君）　昭和四十五年度日野市水道事業会計認定に賛成する者の二人といたしまして、御意見を申し上げます。御案内のとおり、昭和四十五年度におきまする水道事業は、第二期拡張事業変更によりまして、特にこの浅川南岸、並びに百草台、高幡台を含めたところの宅造急激、かつまた人口急増で、最もこの地域に住まわれておりまする、市民の急速な、かつまた緊急な要望に添いまして、これら地域を中心としての、工事を施行したものでございます。特にこの水道会計におきましては、先ほど来も、委員長報告にございましたとうり、企業会計という特殊性において、なかなか難点の点がございましたけれども、委員会に提出された関係法規、並びに、準拠しました各関係書類は、地方公営企業法によるところによりまして、その計数等については、数字的には一つの誤りもなく、経営成績及び、財政事情を本当に適性に表示しているものでございます。ちなみにこの内容について、若干触れてみたいと思うわけですが、まずこの収益的収支、並びに、収益的支出についてでございます。まずこの収益についてまず収入率が九八・六八%ということで、四十四年度と比較しましては、若干下回つてはおります。しかしこれら営業収益の主体であるのは、当然ながら、給水収益でございまして、この点については、収入率は一〇〇・九四%となつておるわけでございます。このこれらはパーセンテージが上がつておるというのは、当然ながら、給水戸数の増加ということと、一戸当たりの場水量の増加と相まつて、給水収益は順調の伸びを示したということでございます。なおこの収益に対する、対応する費用でございますけれども、当初予算の、当初予算につきまして、その執行率は九四・二%となつて、これもまた若干の前年対比にいたしまして、低下はしております。しかしその内容と申しますのは、この費用支出において、特にこの営業費用が増加したわけですが、これらは、ただいま申し上げましたとおり、この拡張事業計画の変更による、給水地域の拡大と合わせて、戸数が前年に比較して四千十八戸というふうに、大幅に増加しておるというふうなことでございます。その他営業外費用というふうな点がございますけれども、これらの点については、若干の増加がありますけれども、これらは主として支払い利息等が中心ということでございます。そこで、特にこのうちにおいて、大切というふうに考えられましたのは、有水水量に対して、総排水量、これはパーセンテージでいきますと、八五・七%でございますけれども、これらの計算単価でございます。これが、若干四十四年度と比較しまして、差が出

ておるということですが、たとえていうならば、一立方についての、有水水量の計算でございます。その中については、人件費が七円三十八銭だとか、支払い利息だとか、そのうち特に減価償却というふうなことになるわけですが、そのうち特に減価償却支払い利息、それから人件費というふうな費用が、比較的七三・四%というふうな、高率を占めておるということでございます。そこでこれらを総体に見た場合においては、経営状態全般は、若干の下降を示しておるわけでございますけれども、一応これを貸借対照表によりまして、財産状況を見る場合におきましては、負債資本というふうな中において、特に資産の部から申しますと、資産関係においての多くの増額が見られます。たとえていうならば、バランスシートの上において、資産合計が十六億二千九百九十八万九千九百八十一というふうに対して、このうちの、特に内容的において、この資産のふえた内容でございますけれど、これは固定資産のうちにおいて、四十六年度より開始するところの、都分水の先行的投資というふうなこと、並びに、先ほど来申し上げましたとおり、百草、高幡台地域における事業に対しての、資産というふうなことが、多く残っております。それとともに、負債の関係でございますけれども、当然この・・・・・（「ゆつくりやれ」と呼ぶ者あり）（笑声）企業会計上の問題でございますので、バランスシート上には、多額の、やつばり数字が出ておるわけですが、これはどうしても、事業年度が・・・・・（「監査と違うぞ」と呼ぶ者あり）一般会計と違つて、三月三十一日というふうなことで、どうしても、この負債関係の末払いが多かつたというふうなことでございます。そういうふうなわけで、この水道事業全般を通じまして感じますことは、何といつてもやはり一定のワクにしぼられておるということでございまして、これをいでしてなかなか多くな収益的要素といおうか、または、支出面においては、なかなか思うような技術操作がむずかしいということですが、しかしこれらの点につきましては・・・・・（笑声）関係各職員の真の努力というものが実りまして、バランス上の意味から当然ながら、均衡ある内容が期待されておるということでございます。ここでもつて一言考えてみるに・・・・・（笑声）特にあとに残されておりますこの起債の償還だとか、それから営業外損失の問題が、大きく今度この経営にものしかかつてくるというわけでございますけれども、何はともあれ、現在の当市における水道普及率七二%有余というものは、五年前から比較しますと、相当な伸びを占め、絶えず各市民からの要望について、一歩一歩近づいており、かつまたその内容自体もこの経営に対して、まことに適切であると、このように考えられるわけでございます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）以上簡単でございますけれども・・・・・（笑声）このような内容におきまして、企業体系の特質において、なかなか認定する上においては、いろいろの意見等がなされておるごとく、この事業に対しての熱意に対して心から敬意を表しまして、本認定に対して賛成いたします（「討論の内容じやない」と呼ぶ者あり）以上でございます。（「うまい、うまい」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立多数です。よつて議案第七十九号昭和四十五年度日野市水道事業会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり原案認定されました。

次に議案第八十号の討論に入ります。なければこれをもつて討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案認定であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第八十号昭和四十五年度日野市農業共済事業会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり原案認定されました。

次に議案第九十八号の討論に入ります。最初に委員長報告に反対する者の発言を求めます。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）　日本共産党市議団を代表して、反対の意見を述べたいと思います。この都市計画事業特別会計についても、予算委員会における意見が、五点つけられております。そのうちの二点目でありますす新都市建設公社用地の処分については、市の事業計画に沿つて処理せしめるよう指導し、結果を市民の前に明確にされたい。この意見が付帯決議として付されております。しかしながら、四十五年度においては、その処分、市の事業計画で処理せしめるよう指導したという報告は一言もございません。公社用地は、純然たる性格の違うものであるという説明がございますけれど、しかしボウリング場、あるいはオイルターミナルの例にもよりますように、公社用地の処分後の、市民の不安、疑惑を呼ぶような例をみまするならば、当然そのことが議会の前、議会に、あるいは市民の前に明確にされなければならないのではないかということを、私は考えております。次に四点目の意見として付されております意見の中に、神明上土地区画整理の実施に当たつては云々と、なお地区外下水路の整備等を並行させ、これが早期実現を期し、地区外関係地域の雨水に伴う災害をこうむらせないよう処理すべきであるという意見が付されております。四十五年当初すでに議会において、このような意見が付されておきながら、この指摘そのままの雨水による災害をこうむらせているという事実が

ございます。四十五年度において、そのような災害をこうむらせないよう処理を当然すべきである。そのことを怠つた市当局の責任は、決して免れないものと、私は判断して、この都市計画事業特別会計決算に反対いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に賛成する者の発言を求めます。西沢保君。

（十一番議員登壇）

○十一番（西沢　保君）　ただいまの九十八号の決算につきまして認定の立場に立つて申し上げます。この区画整理事業につきましては、やはり市民との理事者、そういう関係、利害関係が伴つてまいりますので、問題としては、委員会の中でも、質疑が相当繰り返えされたわけでございまして、さきほどの委員長の決算報告書の中の、付帯意見として、二点つけられているわけでございますが、区画整理で一番やはり問題になりますのが、絶えず工期で計画が変更になつて、それがために、地域内の権利者に及び、一般会計からの圧迫、そういうものが起こるということで、たえず早期に実施されたいということなんですが、これにつきましても、委員会の中で終始話し合つたわけですが、この中で、やはり最終的には、やはり市民の地域の中の、住民との話し合いがもたれるということで、いろいろの面で、遅れていくということでございます。こういうふうな中で、委員会といたしまして、そういう対話の時間、それから法的な区画整理法の中の、いろいろの待つという待期時間等は当然遅れてくるけれども、事務的には、やはりもう少し積極的に、話し合いも進めた中で、ひとつ今後やつていただきたいということで、御意見等を申し上げたわけでございますが、この九十八号につきましては、いろいろの問題もございますが、そういう中から私はこの決算につきましては、認定いたしたいと思います。以上意見でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもつて討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立多数。よつて議案第九十八号昭和四十五年度日野市都市計画事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり原案認定されました。

次に議案第九十九号の討論に入ります。最初に委員長報告に反対する者の発言を求めます。

（二番議員登壇）

○二番（板垣正男君）　共産党市議団を代表いたしまして決算認定に反対する立場での意見を述べたいと思います。委員会の中でも数多く論議されましたように、国民健康保険事業が市民の負担によつて行なわれているということは、すでに明らかであります。したがいまして、予算特別会計委員会における付帯意見の中にも超過負担解消の見地から、国、都補助金の増額について、なお一そう積極的に押し進められたいという意見が、付されております。この超過負担を見ていきますに、私は事務費関係をひとつ取り上げてみたいと思います。総務費で二億百十六万四千四百八円決算されております。そのうち国の負担が八百二十八万九千円占めております。この負担率は、全体の四一・二％にしかとどまつておりません。このように市の負担が、市民の負担がいかに大きいものであるかということが、事務費関係一つとつただけでも、明らかであります。総額にして約七百万円の市の支出になつております。このように、事務費関係一つとつてみても、大きな超過負担があるわけですけれども、この超過負担の解消に、なお一そうの積極的な努力をせられたいという議会の意見が、どれほど執行の中において尊重されてきたか、残念ながら私はその姿勢が、認定に足るだけの姿勢に立つていないと、判断せざるを得ないのであります。このことで、私はさらにつけ加えておきたいことは、予算委員会においては、収納率九五％は若干高望みの感がするという疑問符を付しておりますけれど、しかし実際は九四・何％かの収納率を上げております。これは徴税体制の強化の一つのあらわれであろうということが、言えるのではないかと、私は考えております。当然政府に向けられるべき負担金が市民のほうに向けられていると、そのことの大きな一つのあらわれが四十六年度においては保険税の値上げというものにつながつていつたというふうに考えざるを得ないのであります。なおこの国民健康保険の中で東京都の老人十割給付が実現しております。これは総額にして三百十万円でありますけれども、都の積極的な施策の一つとして高く評価されるべきものであると考えます。

次に企業会計担当いたしております市当局より説明がありましたけれども、それらの説明の中からうかがえる一つの印象といたしまして、私は非常に大きな負担が事務当局にかかつているのではないかという印象であります。このことは地方公務員としての労働を通じながらその本人が持つている創意性やあるいは能力が阻外されている、そのことの非常に大きな要因にこの企業会計そのものがなつているのではないかということはいなめない印象であります。私はこの企業会計がいかに市財政、市民を圧迫するものであるかということと同時に、それを担当する事務当局においても非常に大きな障害になつているのではないかということを特にこの場をもつて指摘しておき、市長にそのことの問題意識を高めていただくよう要望しておきたいと思います。

以上のような幾つかの問題点によりまして国民健康保険特別会計決算の認定には反対いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に賛成する者の

発言を求めます。

（六番議員登壇）

○六番（池田重太郎君）　国民健康保険事業特別会計認定に賛成する者の立場において申し上げます。昭和四十五年度におきまする歳入は四十四年度に対しまして二七・八八％の増、また歳出におきましては二四・四％というふうな増を示しておるわけでございますけれども、特にこのうちにおいて被保険者の数がこれまた前年に対比いたしまして一〇・三〇％受診率、受診件数ともに増加をみております。当然ながらこれら経費増の上昇によりまして今事業の財源というものは非常な圧迫を来たされておるわけでございますけれども、やはり健全な運営を確保するといってもやはり社会保障と市民の健康保持という目的から考えますと、やはりこれら一般財源からの繰り入れもやむを得ないものと思われます。特にこの事業につきましては関係職員の鋭意知恵をしぼり、かつまたこの事業達成のためのなみなみならぬ努力によりましてこのような数字の結果をみたというものは今後市発展のためにも、また市民要望についても当然のことながらこれらによって本来の国民皆保険といわれておりまする現況の一端をになう最も身近な保険のうちの事業を四十五年度におきましてこのような一つの成果を上げられたということはこれはとりもなおさず市長の市政の中における基本方針に沿うたものと心から御同慶にたえないわけでございます。

以上のようなわけで本国民健康保険事業特別会計認定について賛成いたします。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立多数、よって議案第九十九号昭和四十五年度日野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり原案認定されました。

次に議案第百号の討論に入ります。最初に委員長報告に反対する者の発言を求めます。次に委員長報告に賛成する者の発言を求めます。なければこれをもって討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって議案第百号昭和四十五年度日野市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり原案認定されました。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。

午後七時三十八分　休憩

午後九時四十八分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案第百七号日野市遊び場条例制定、議案第百八号日野市立公園条例の一部改正の件を一括議題といたします。文教厚生委員長の審査報告を求めます。

（文教厚生委員長登壇）

○文教厚生委員長（正国　務君）　それでは百七号、百八号につきまして審議内容を御報告いたします。百七号につきましては目的は御案内のとおりでございますので、まことにけっこうなことであるとして委員会としてはこれを全員一致で賛成いたしました。それから百八号につきましては百八号の中の公園条例の中でございますが、百八号の日野市の公園条例でございますが、これは児童遊園を除外しておいて、そしてこれを百七号の子供の遊び場にもってくるというものでございまして、関連があると申しましたのはそこが関連がございますので、ともにこれは委員会といたしましては全員をもって賛成をいたしました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより一括質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百九号日野市立学校設置条例の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第百十一号日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正の件を議題といたします。

都市計画水道委員長の審査報告を求めます。

（都市計画水道委員長登壇）

○都市計画水道委員長（名古屋史郎君）　議案百十一号について御報告申し上げます。都市計画の神明上の土地区画整理事業に関する業務委託契約の件ですが、理由はここに書いてあるとおりで委員会といたしましては事業計画の変更についても詳細に検討いたしましたし、二名の方からの御意見などもございましたので、別表の点などについても詳細検討いたしました。特に委託契約の主導権の問題、市と公社との意見の違いの問題など、担当委員会で十分審査するようにということでかなりの時間をかけましたが、委託業務の別表によるところのそれぞれについて説明なり質疑なりをかわしまして御質問にあつたように市と公社の意見の食い違いというものは当然あつたと、それは別表の十四番、委託業務の中の十四番から二十番のところは全然改正前と改正後の金額の変更もないと、この辺は向こうから示してきたものと市の意見と違うと、それからほかの件についてはたとえば工事の関係などでは区画街路や水路、そういう距離の問題、あるいは単価の問題、舗装する予定ではなかつたところを舗装したとか、開渠の予定であつたところを暗渠にしたとか、そういつた事情あるいは金額の上昇といいますか、その分は給与の上昇であるとか、あるいは単価の上昇と、そういつたことからこういう契約をするようになつたと、こういう説明を受けまして、あるいはこの根本であるところのなぜ事業計画の変更に至つたのかといつたことなどについてもいろいろ審議をいたしました。結果的に全員一致でこれを認定すると、こういうことになりました。以上御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件に対する委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百十一号日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第百十二号市道路線の廃止の件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告いたします。この市道路線の廃止は東光寺西四号線延長三七メートル幅員一・八二メートルの路線廃止でありますけれども、御案内のように多摩工業団地の追加造成に伴い廃止するものであります。本来この種の議案は路線の認定議案と同時に提案されるのが至当かと思いますけれども、これは工事の進捗に合わせて早ければ三月議会に認定議案を提案すると、こういう理事者側の事務当局の説明を了といたしまして委員会としては原案を可決決定をみたわけであります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。本件に対する委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて議案第百十二号市道路線の廃止の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第百十七号日野市市税条例の一部改正の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（伊藤　定君）　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についての総務委員会の審査報告を申し上げます。この条例は新しい農地課税について先の全員協議会で詳しい説明があつたが、それに伴い市税条例の一部を改正するものであります。主文は十八条の三に規定されたとおり昭和三十八年以来据え置きの農地課税をＡＢＣにランクしてＡは昭和四十九年、Ｂは昭和五十一年度、Ｃは昭和五十五年度までに宅地並とするものであり、それぞれ異なつた負担調整率をかけております。委員会といたしましては慎重に審議いたしました結果、次の意見を付して全員一致して認定いたしました。一、改正にあたつては十分な進入路のない農地は宅地並みの課税は無理であるから十分考慮すること。二、市としては課税どうりに宅地化が進めばよいがむずかしいので、あらゆる方法を考慮して農地の評価が上がるように努力すること。三、農地課税については納税者が納得して納税するよう十分ＰＲすること。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　御質問いたします。ただいま

小路とか袋路とか傾斜地等については十分勘案するようにと、非常にけつこうな委員会の付帯意見がついたわけでございますが、一応説明によりますと総合補正が二〇%であるということなんですが、その十分なる勘案ということは技術的処置といたしまして二〇%以上にも及ぶということをおつしやつているのかどうか、その点が一つ。それから線下の問題でございますが、線下控除が現在の宅地に対しても線下補償がどの程度にとられているかということ、とられているかということも御検討になられたと思いますが、そのパーセントが三〇%であるかどうか、その点が一つ。それから造成費の控除によりまして年々貨幣価値の変動によりまして、もちろん物価も向上し、それによつていろいろと造成費も変わるものと思いますが、年々変わるものかどうかと、あるいはまた一律に畑が千五百円、田んぼが三千円と東京地方はきめてあるということですが、この点につきましてどのような意見が開陳され、どのような審議がなされたか御質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　総務委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　お答えいたします。第一点につきましては及ぶ限り努力するということでございまして、これはいろいろ問題がありますけれども、委員会のいろいろの中の意見といたしましてはそうした当然宅地とみられない袋路を持つているものに対しましては当人が結局道路をつけて宅地にしたいというようなことがありましたら、これはできるだけ援助しなくてはまずいと、それが当然ではないかということでございます。それから第二点、第三点はこの前の全員協議会の説明においても言及してありましたがその程度でございましてそれ以上の突つ込んだ審議はいたしておりません。以上了解願います。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　それでは二点、三点はけつこうでございます。またいずれお聞きすることにいたしまして、第一点の付帯意見につきましては二〇%と限定してありますが、総合補正が二〇%と限定してありますが委員会の付帯意見につきましてはそれ以上ということにとりましてよろしゆうございますか。

○総務委員長（伊藤　定君）　はい。そういう希望を持つてつけました。

○三十番（三浦重春君）　わかりました。

○議長（滝瀬政吉君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　今回の市税条例の一部改正の議案は先日も事務当局から御説明があつたように、国の法律改正に伴うものであります。そしてまたその内容が市の独自裁量の余地がないものだと、こういう説明もされております。したがつて上から押えられた形の条例改正だということは理解できるわけですけれども、年々固定資産税、あるいは都市計画税の値上がりが、経過措置はとられてはいますけれども、振り返つてみて相当大幅な負担の増加になつております。特に市街化区域の指定に伴つてさらに農地を手放さなければならないような宅地並みの課税が今度の改正の中でも十分その意図がくみ取れるわけであります。したがつて問題なのは将来にわたつても当分の間、市街化区域内だけれども農業経営を維持していきたいこの農家に対する課税をどうするかという、ここが一番大きな問題ですし、当事者としても非常に深刻な問題だと思うんです。結局突き詰めれば農業をやつていきたいけれども農業収益だけではなかなか税金がまかないきれない、こういう中で手放さざるを得ないところに追い込まれるということが一番大きな問題であると思うんです。私は国のこの法律改正に伴つていやおうなしに条例改正が迫られているという点はわかりますけれども、だからといつてじやあそれらの住民の声、要求を無視した形でしようがないんだという態度もとれないんではないかというふうに私は思つております。したがつてこの今回の条例の一部改正については基本的には反対であるという態度を表明しておきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　それではこれをもつて意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立多数であります。よつて議案第百十七号日野市市税条例の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第百十八号字区域の一部を廃止し、その区域をもつてあらたに町区域を画することの件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（伊藤　定君）　字区域の一部を廃止しその区域をもつて新たに町区域を画することについての総務委員会の審査報告を申し上げます。今回の町名地番の変更に伴い字区域の一部を廃止し、その一部の区域をもつて東豊田一丁目、豊田一、二、三、四丁目を新たに画し、一部を東豊田二丁目に編入し、昭和四十七年七月一日から施行するものであります。審議の結果、全員一致して認定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもつて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもつて意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって議案第百十八号、字区域の一部を廃止しその区域をもって新たに町区域を画することの件は原案のとおり可決されました。

これより議案第百十九号、日野市衛生処理場脱水機改良工事請負契約の締結の件、議案第百二十号、日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め議案第百十九号、百二十号を一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（伊藤　定君）　審査に先立ちまして差し替えを申し上げます。この議案を。。。。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは差し替えがあるとのことでございますので、理事者よりお願いいたします。助役。

○助役（葛西正彦君）　お手元に差し替えの議案をお届けしてありと思いますが、先ごろお話の中で契約の相手として会社の社長を選ぶようにということで連絡いたしまして差し替えの議案をお手元に届けてございますので、差し替えたものは契約の相手といたしまして兵庫県明石市大明石町一丁目六番二十二号三信衛生工業株式会社取締役社長成田繁雄という議案とお差し替え願いたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（伊藤　定君）　百十九号、百二十号について総務委員会の報告を申し上げます。この件につきましては石川議員より契約の相手が違うのではないか、正国議員より、随意契約の内容については、厚生委員会は何も聞いてないから立ち入って審議するように米沢議員より契約の資本金、営業内容、実績について十分に審議してほしいという三点の発言がありました。この三点に基づき十分な審議をいたしました。第一点につきましては市長の発言にて契約の相手方を東京事務所長太田土佐夫より三信衛生工業株式会社の社長かあるいは代表権を持つ重役に契約替えをし、議案は差し替えをするということで了解いたしました。第二点につきましては担当課長は厚生委員会には了解を取ってあると言われましたが、厚生委員長は説明を受けていなかったとのことで、了解できませんでした。第三点につきましては、資本金四千万であり、中小企業で実績は八王子、田無、稲城等を手がけており、酸化方式という新しい方式を取り入れております。以上の審議内容から見てとうてい

満足すべきことではありませんでした。古谷市長は常々、議会を尊重し、議会の意見を重視して予算執行を進めています。そのため就任以来の難問題は現在すべて解決し、市政に大きな業績を与えております。こうした市長の基本姿勢、議会重視の基本姿勢が今回担当部課長に見られず、議会軽視とも見られるほどの発言があったことはまことに残念ではありますが脱水機改良工事は市民の要望であり、下水道事業の改良工事は池田議員、吉富議員、名古屋議員、石川議員、西沢議員、剣持議員等の公団関係議員の強い要望と市長の熱意によって予算化されたものであり、起債その他の関係等も考慮して委員会としては次の意見をつけて全員一致して認定いたしました。

昭和三十三年、日野、七生が合併して日野町が誕生し、第一に古谷町長が着手したものが衛生処理場の建設であり、当時の厚生委員会が各地を視察して建設しており、続いて同じ守住方式の増設にあたっても産業建設委員会、厚生委員会合同にて数ケ所、処理場を視察し、単価の決定等に当たっては当時の町長と協力して市民要求を充足してきました。続いて防音校舎の建設、市立病院の創設等、十一万人の近代都市、日野市建設に市議会の果たしてきた役割は大きなものがありました。しかるに今回の一億六千八百八十万の改良工事については、担当委員会も議会も何ら審議していない。年に何回もないこうした大工事に対して契約会社の設定は当然市議会にはかるべきではないか担当部課長は今後このようなことがないように気をつけてもらいたい、今後、契約については十万都市の市長の相手方は代表権のある社長にするよう、意見として申し上げます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。西沢保君。

○十一番（西沢　保君）　ただいまの委員長から契約内容については、いろいろと、たいへん議会の意思を入れた報告をなさったわけですが百二十号議案でございますが、この議案が出されまして、計画等をずっと見てきたわけでございますが、あそこの多摩平の下水処理場の現況と、この工事の契約の内容を照らし合わせてみますと、現在の散布沪床方式を半分つぶして半分を今度工事してまたでき上がったら半分をやるというようなことなんでございますが、現在、多摩平の処理能力というのはいつぱいということですが二万三千に対して二万近くということで、相当多く処理されているのでそういう方式をやりますというと、つくられた半分の稼働を絶えず繰り返すわけで、能力は半分に減るということもございますし、そういうことで出てくるものが非常に濃度の高いものになる、また、せっかくつくった散布沪床気槽のあれがすぐ悪くなるというそういういろいろな問題がございますので、できればこれは工事の契約を差し替える必要はないと思うんですが、場所を、あそこたくさ

んありますので、それは理事者のほうで、自分の領域じゃないので言いませんが、考慮に入れてひとつ再検討を願いたいと思うんですが、その点ひとつ、よろしく市長のほうで御検討いただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　次に米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　先ほどの説明ですと資本金四千万周辺の市の工事もやつて実績があるということなんですが、ひとつお聞きしたいのは、この四千万の、この種の企業としては小さい企業のように見受けるんですけれども、この三信衛生工業を選定した主たる理由が何なのか。それから周辺の市で実際に実績があるということなんですが、その工事の内容と契約金額等が個々にわかつたら御説明いただきたいというふうに思うんです。これ、お聞きするのは、かつて市の焼却炉を請負つた栗田工業が粉飾決算で倒産したり、あるいは汚職事件で営業部長が逮捕されたりというような事件が現実にあつたわけですね。ですからいままで聞きなれない企業については特に議会側としても留意する必要があるのではないか、ということから再度質問するわけです。

○議長（滝瀬政吉君）　委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　わかつてる範囲でお答えになるかどうかわかりませんけれども、いわゆる総務委員会の審査も満足したものではなかつたということを申し上げましたけれども、一応、私が市長から聞きましたのは、相当、酸化方式というものをつくり上げまして初めてこれを厚生省に認定させたという実績を持つておる。それから社長そのものは十四、五億の自分の財産を持つておる、そういうことと、近隣においては、今度、多摩町に三億円の工事を発注し、その前、田無ですか、七億円の発注をしておる。こういうふうな実績を持つていまして、担当課長の説明ではこれは最高のものだ、ということを言つておりましたけれども、だんだん話を聞くと、ほかの会社でもやつておるというようなことでして、それはとにかく一日の審議で、さつき言いましたとおり、どうしてもこれは議決しなくちやならないという案件でございますから、それ以上は正国委員長の要請がありましたけれども審議はできませんで、この程度でもつて認定いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君、よろしいですか。

○十番（米沢照男君）　大体わかつたような気もするんですがただ特にこの企業を選んだ理由、どういうやつぱりあれがあるんだということがどうも、まだちよつと腑に落ちないんですが。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務委員長（伊藤　定君）　特に選んだということにつきましては先般も申し上げましたが、脱水機の選定、脱水機のカネボウのものを使うということを前提といたしまして、各社四社、そのほかに三社を選びました。それで見積もり、現説をいたしまして、同一なる説明をして、それで現場でもつて十分説明をし、それから見積もりを徴しまして、その中で機種、それから実際の経歴そういうものを勘案いたしまして、もちろん金額もそうでございますが三信工業を選んだということでございます。なお、この周辺の工事内容でございますが、先ほど総務委員長から説明がございましたが、この周辺では八王子が一八〇キロ、それから柳泉園、これは田無でございます。二〇〇キロと一〇〇キロ、多摩、稲城衛生組合が七〇キロ、それで金額にいたしましては、多摩稲城衛生組合が一億一千万、柳泉園が一億九千四百万、それから続きまして一億七千五百万、ということでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　この同時契約で同じ時期に衛生処理場の脱水機改良工事もやるし、豊田下水道事業の改良工事もやる。しかも資本金がわずか四千万ぐらいの会社でふたまたかけて仕事やるということになるかと思います。その辺はよほど理由がなければこういう契約はあまり例がないのではないか、というふうに思うんですね。ですからその点特にこの同じ時期にふたまたかけてやられる工事を、両方ともこの企業と契約するという点の理由の説明でさらに補足があればしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　総務部長。

○総務部長（遠藤政之君）　これにつきましては、一番の原因は放流水を一番重視しております。それでそれにつきましては脱水装置でございますが、脱水機がカネボウのものがいいんだということでカネボウ製品を選定した、それでこのカネボウ製品の脱水機につきましては、この三信衛生工業がいままで一号機から現在まで三信による工事が主であるということから三信を選んだということでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　西沢　保君。

○十一番（西沢　保君）　さつき、私が言つたのは意見を申し上げたのでなくあの工事内容の計画であのままにしておくと問題があるから、それを工事の方法を議題として出されたものに対して将来考えてそういう支障のないようにできるかどうか、ということを意見を申し上げたんじやないんです。質問をしているので。。。。

○議長（滝瀬政吉君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　実は今度の多摩平の改修工事につきましては、東京都の衛生研究所にお願いをいたしまして、どういうふうにしたらいいか、ということで検討を加えて参つたわけですが、いまの散布沪を爆気槽にすればいいだろう、こういうふうな東京都からの指示もございましたので、その方向で私ども検討いたしてきております。技術的にいま西沢議員さんのおつしやられたとおり四つあるのが、二つだけ止めまして、そこに爆気槽　を設置するわけです。ですから当然二

つのほうにウエートがかかつてくるのは事実かと思うんです。そういうことで、できますれば、何か別の方法がないかということで、いろいろ検討はいたしておるわけですけれども、私どもといたしましても、技術屋じやございませんので、他の場所へ設置してできるかどうか、こういうこともこれから検討してみなければ御期待にそえるかどうかわかりませんので、そのように今後、業者ともいろいろ相談をいたしまして検討させていただきたいと、このように思つております。

○議長（滝瀬政吉君）　西沢　保君。

○十一番（西沢　保君）　研究されてるというので現在でもいつぱいいつぱいなんで、これは十分考えてやつていただかないというと工事が始まつたら、えらい問題が起きると思うので、十分ひとつ考慮してやつていただきたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　この議案の工事契約の締結ということに当たりまして、重複質問のきらいがあるかもしれませんが、審議の過程でやつぱり経なければならない問題だと思うんですが、この契約相手がきめられた根本というのは方式とか、機種の採用ということに、機種のつまり性能ということに一番のウエートが置かれて、そして業者の信用とか、あるいは価格の問題ということは、これは、いわば二の次というかつこうで随契という形になつてると考えざるを得ませんですが、つまり一番根本になつた性能、あるいは機種の選定ということにつきまして、したがつて非常にいろいろと調査なり検討がなされたと思わざるを得ないわけです。放流水がつまり、この機種の性能ということで一番汚染の薄いといいますか清らかな状態のものが放流されるということに一番ウエートがかかつたと取るわけです。したがつて、それを確認する手段にどういう調査が行なわれたかということがやはりきわめて大切なポイントになると思うんです。カタログ等で見ますと機械類ではいろいろと性能の宣伝なり、あるいは一番いい条件においての成績が書かれておるのが普通であります。具体的な、つまり、すでにできてる施設において、その調査が何年間の使用ののちに、なお、この状態が保たれておるというような調査もやつぱり大切で当然行なわれると思うわけですが、委員会の審査なり何なりで、その一番大切なポイントについて確認が行なわれたと思いますので、その点のひとつ報告をお願いしたいことと、もし、それが伊藤議員のいまの御報告では必ずしも委員会としてはどの部分だかわかりませんが、満足をした聴取のあれがなかつたということでありましたから、なおひとつ、そこを事務当局側は議会を納得させるだけのひとつ説明をこの際、お願いしておきたい、こういうふうに思います。

○議長（滝瀬政吉君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　御存じのとおり、この処理

施設というのは、非常にいろいろ多種多様にわたつておるわけでございますので、私どもといたしましては、広く各関係部長さんの御意見をお伺いして、最もいいものを設置するのが、私どもの義務でございますので、いま各関係部課長さんの、し処理施設調査委員会というものをつくりまして、皆様方の御意見を伺つたわけでございます。そのうちで、三つの柱がございます。それはまず、放流水が一番いいもの、これは公害問題にも関係してきますので、放流水がいいこと、それから、アフターサービスがいいこと、それから相当の実績を持つている会社でなければならない、これが三つの私どもの柱として、これらに合致した会社を選んだ、これが私どもの願いでございました。私どもの調査委員会から今度指名委員会に移つたわけでございまして、これらの柱をもとにいたしまして今回のこの契約になつたわけでございます。私どもの調査した範囲におきましては、御存じのとおり浅川に放流するＢＯＤの基準というのは二〇ＰＰＭ以下でございます。たまたま稲城市、それから柳泉園、これらの放流水の都の調査のデーターを私ども聞かしていただきました。これを見ますというと、稲城市におきましてはＢＯＤが一〇ＰＰＭになつたのは二回ぐらいしか現在までにない。非常に優秀なＢＯＤの放流水を放流している、こういうことでございます。またＳＬセパレーター、その前にＣＰフェルターというのが私どももよく議会でお話ししたことがございます。しかし、これらの両方の長所短所、これらの比較検討も全部データーとして私ども持つておるわけでございますが、厚生省におきましても、ＣＰフェルターよりもＳＬセパレーター、これはあとで開発されたものでございますから、非常に機械が簡単でなお脱水が八〇％から九十％まで脱水できる、こういうことで、それは非常に新しいわけですが柳泉園に第一号が設置されたわけであります。私どももこれを行つて見て参りました。非常に優秀でございます。私ども、今一番困つているのは、現在の消化方式によるところの、消化された最終汚泥ですね、ちょうど油のようなものでございます。これが現在の真空脱水機では取ることができない。そのためにこの分を毎日二五キロから二〇キロ同じ消化槽に返送をいたしておるわけでございます。ですからとりあえずこの濃縮汚泥を取らなければならない。これを取るにはどうしてもＳＬセパレーターを使わなければ絶対取れるものじやない。これを取ることによつて一五キロから二〇キロの余分の処理が可能になるということから、私ども本年度五〇キロの処理施設をつくる予定で当初予算に計上いたしました。六キロしか補助金がつかない。四十七年度から補助金の方式が変わるということから、本年度は厚生省においては待て、来年度にやりなさいということでそれと勘案をいたしまして、五〇キロに勘案していまのＳＬセパレーターの脱水機を設置したわけであります。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　　ほかに御質疑はありませんか。
正国務君。
○二十九番（正国　務君）　　総務委員長の審査報告でわかりますが、私が前、付託する前に申し上げたことはそれに対して御検討いただいたということはわかります。したがつて、厚生委員会にはお話がなかつたということを申し上げたんですが、それについては話はあつたということなんですか。それとも話はなかつたということで解明していただいたかということと、それについてはなかつたらば何がゆえになかつたか、ということを担当の部長にお願いしたい。それから対象人口については、見積りのときの対象人口が出ているのではないか。それから私はしろうとながら考えるですが、そういう点についてはどういうふうにあつたか、ということも場合によつては担当部長にお願いしたいこういうことです。
○議長（滝瀬政吉君）　　総務委員長。
○総務委員長（伊藤　定君）　　お答えします。ただいまの正国文教厚生委員長の発言でございますが、担当の課長は私がただいま報告しましたとおり厚生委員会には了解を取つてありますと、こういう発言だつたわけでございます。その後また厚生委員の方に聞きましたら、そういうふうな話は了解はしていない、そういうことで、それでは困るから、以上の意見を申し上げたのでございますけれども、担当課長の話はだんだんおかしくなつていつて、最後のときには非常に支離滅裂で結局これが一番いいんだというようなことを言われましたが、市長も来て審議しました結果、いや、ほかにもたくさんこういうのやつてるところもあるんだというようなこと出まして、私が総務委員会全員の意見としまして集約して申し上げたわけでございます。
○議長（滝瀬政吉君）　　引き続きまして民生部長より答弁を求めます。
○民生部長（松村清栄君）　　文教厚生委員長さんのこともございますので簡単に今までの経過を申し上げますと、実は九月の定例議会におきまして、この多摩平の処理施設の予算が五千五百万計上されました。十月九日の代表者会議、十時でございましたがこの席におきまして、時間がないようでしたら厚生委員会の御了解を得まして、専決をしたいけれどもいかがでございましょう、ということはおはかり申し上げておりましたところそれはよろしいと、こういうことで、実は私ども十月十一日に、調査委員会を開催をいたしたわけですが、この時点におきまして、これは指名委員会でやるべきが至当であろうとこういうことから、指名委員会に切りかえになつたわけでございます。いま調査委員会で結論が出ますれば、十四日の文教厚生委員会に、当然皆さま方に御説明を申し上げる予定でございました。しかしこれが結論が出ませんでしたので、私は委員長

さんに結論が出ておりませんので、今回はお話できませんと、申し上げたつもりでございます。その後指名委員会が約三回、四回にわたりまして行なわれ、さきほど総務部長がお話申し上げたとおり、九月の十五日ですか、最後の指名委員会で、市長の決裁を得まして、そしてその業者にきまつたというのが現況でございます。指名委員会において、相当慎重に検討をされた結果、厚生委員会にかける理由がなかつたんじやないかと、こういうふうに思つております。（「対象人口は・・・」と呼ぶ者あり）対象人口は、実はいま現在二万三千人ですが、二万三千人の現在処理能力です。いまは一万九千七百人ですか、これは大体三万人ぐらいまで広げられるような施設ができないものかということで、そういうふうな予定で現在のところはきておるわけです。
○議長（滝瀬政吉君）　　正国務君。
○二十九番（正国　務君）　　いま民生部長の話によりますと、結局結論としては、私どもの文教厚生委員会には、話はなかつたということでございますか、そうですか・・・・。それによつて了解いたします。
○議長（滝瀬政吉君）　　これをもつて質疑を終結いたします。なければ、これをもつて意見を終結いたします。これより本二件について一括採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件はいずれも委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬政吉君）　　御異議ないものと認めます。よつて議案第百十九号日野市衛生処理場脱水機改良工事請負契約締結の件、議案第百二十号日野市豊田下水道事業所改良工事請負契約締結の件は、いずれも原案のとおり可決されました。
これより議案第五十三号日野市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長より、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬政吉君）　　御異議ないものと認めます。よつて委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。
これより議案第六十五号日野市道路占用料徴収条例制定の件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。産業建設委員長より、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中

の継続審査に付することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よつて委員長申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。
これより請願第四十一号ボウリング場建設反対決議を要請の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。
（総務委員長登壇）
○総務委員長（伊藤　定君）　審査報告を申し上げます前に、委員長報告の数字に誤りがありますので、訂正をいたします。請願者の島津高明ほか千四百六十四名となつておりますが、これは千九百七十六名の誤りであります。御訂正を願います。ボウリング場建設反対決議を要請する請願についての総務委員会の審査報告を申し上げます。請願要旨は南平に敷地二千四百二十坪、八〇レーンの規模を持つボウリング場の建設を予定して、現在市の都市計画部に書類が提出されております。この建設について、南平都営住宅自治会より、地域住民の生活環境を根本からくつがえす環境保全に支障をきたす、青少年の不良化が進行する、学童への悪影響がある等を理由として、ボウリング場建設反対、南平周辺の第二種住宅専用地域指定の決議を、指定してくださいということでございます。署名者は千九百七十六名であり、地元の方が千二十名であります。委員会は四回にわたり審議いたしました結果反対住民意思を、都市計画部に反映させるために、継続にすべきだという二名の意見と、生活環境を守ろうという住民の意思は尊重するが、十分審議した結果、市議会で決議する理由がないから、不採択にすべきだという意見が対立しましたので、委員長の判断において採決を行ない、不採択賛成四名、反対二名という結果で、不採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。石川佐太郎君。
○十八番（石川佐太郎君）　私は質疑ではございませんが委員長が言いましたように、私はこの採決に当りましては継続審議にすべきであると。かくかくなる理由があるから、継続審議にすべきであると、こういう主張をしておりますので、これを本議会の場におきまして、皆さんに御報告しまして、皆さんの御賛同を得たいと思つております。で委員長は、今るる申し上げられましたけれども、このボウリング場の建設反対については、委員長が言われましたように、千九百七十六名、約二千人からの署名を持つて、いわゆるいわれることは、近所にボウリング場が来られることは、非常に、いわゆる付近の性格上、不安を与えること。たとえば子供に与える影響が非常に大きいとか、あるいは騒音で悩まされるとか、あるいは深夜早朝に及んで、営業を開始されることによつて、非常に生活が、いわゆる何といいますか、困ると。駐車場の問題、交通量の問題と、こういうことを結局上げまして、何とか市において対処してほしいという請願要旨なわけなんです。委員長おつしやいましたように、委員会のときには数回にわたりまして、関係者を呼びました。関係者を呼びましたところが、そういつたような趣旨の陳情をされました。それからこの何といいますか、ボウリング場賛成とは言わなかつたんですが、来てもいいじやないかという立場の自治会長さんも、委員会としては呼びました。田中自治会の清水義輝自治会長さん、あるいは第二自治会の小暮太市さん、こういう方々に来ていただきまして、委員会としては、意見を聞きました。委員会において自治会長さんに尋ねますというと、同じような不安を訴えていると。しかしながらこれを自治会長さんは、会社と折衝したところが、いさぎよくそれを全部飲んでくれたから、まあ、私どものほうではいいと思いますと、こういうことだつたんです。ところがいわゆる心配をすることについては、大体同じようなわけなんです。しかもたとえば騒音の問題にしましても、あるいはその回りにへいをめぐらせるとか、そういうことにしましても、あるいは雑排水の処理ですね、これは何か活性汚泥方式でやるんだということですけれども、これは簡単にオーケーして、それを約束を守られるとは、考えられないわけですよ。そういう中におきまして、私どもは、やはりこれはまだ法律的な手続も済んでおりませんし、もちろん建設もしておりません。したがつて、これは市及び市議会の立場としては、まず建設当初において完全に、そういうことを履行するかどうかということを、監視しなければならないと思うんです。そういう立場から、これは早急にこの結論を出すんじやなくて、継続審議にしておいて、こういうものを見守る必要があると、こういうふうに私どもは、主張したわけでございます。なぜなれば、委員長がここに言つておりますように、不採択にすると。これはですよ、二千人からの請願を、不採択にするということはですね、これは私は重大な問題だと思うんです。少なくとも関係者を呼んで、かくかくなるゆえに、あなた方の意見は、取り上げることはできないから、取り下げてくれないかということを、条理を尽くすのが第一段階だと思うんです。そういうことをしないで不採択にするということは、きわめてこれは、住民に対する不信なことだと思うんです。それからもうひとつは、無条件にこういう大多数の、やはり、請願を退けるということは、裏を返しますというと、いわゆる建設業者、いわゆる企業者に対して、企業者側に対して、監視を、いわゆるそらすと、こういうことになりますからどういうことをされるか、非常に住民は心配をすると思うんです。したがつて、私は市、それから市議会、こういうものは少しでもやつぱり、住民の不安をなくするということ、除去するということにつとめるのが、これは責務であるし、義務だと思

うんです。そういう点から、もうこういう請願を、ただ突っぱねて、不採択にしてしまうと、こういうことだったら、非常に企業側に安心感をある程度与えてしまうと。まことにこれは、私どもは、住民側の立場に取りましては、遺憾なことだと思うんです。したがって私は、これは少なくとも、継続審議にして、もう少しやっぱりきびしい監視の態度を、企業者に与えるべきであるというわれわれの主張が、なぜこんなに早急に採決をして、しかも不採択にいう行為をしなければいけなかったということについて、私は非常に総務委員会の不信が、なじられてもしかたのないことだと思うんです。今回のこの議会におきましては、十分そういう経緯を審議されて、願わくば、この本会議におきまして、総務委員会に差し戻し、継続審議されるように、私は議長に対して要望いたします。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　私は幾つか質問した上で、さらに要望もあるわけですが、とりあえず質問をしたいと思うんです。この請願者の請願要旨の第一は、東京都がこれから四十八年五月までの予定で、用途地域の指定替えをやろうとしております。それによりますと、もし仮にこの請願で求めている指定ですね。つまり二種の指定がはずされたら、どういう環境になるかと。つまりその次の地域になるわけですね。環境としては。一種、二種それからその次というのは、単なる住居地域の指定ですが単なる住居地域の指定になってしまうと、ここにはボウリング場はもちろん、マージャン屋パチンコ屋、射的場、ホテル、旅館、モーテル、こういう一連のものが、自由に建てられるという地域になってしまうんです。ですからあそこに住む住民としては、住宅環境を守るという点からも、最低限第二種の指定は、何とかしてつなぎ止めたいと。そのために住民だけの力では、どうにもならん面がある。そこで、ひとつ市議会としても、うしろだてをしていただきたいんだと、こういうことが一点ですね。それから二点目は、今の説明にもありましたけれども、何といってもボウリング場ができると、子供の環境にとって非常に好ましくない状態が揺り起こされると。それはやはり子をかかえた親として、当然おとなの責任として守ってやんなきゃいけないんだと、こういうことで、請願を出しているわけです。いま東京都内で、三多摩も含めて二十一カ所ボウリング場に反対する運動が起きている。これはやはりいずれもその地域地域の、区なら区議会、市なら市議会に、それぞれ請願を出してやってます。八王子の場合には、これも最近の例ですけれども、反対請願に対して、今度は賛成の請願も出たわけです。そういう中で、継続審査になっているわけですね。今度のこの場合、なぜこう急いで総務委員会が結論を出さなきゃなんないのか。まだ建築確認申請も出ていないんですね、これは。いま市の段階で、事前審査している段階なんです。そこへもってきてね、ここで何か追っかけ市議会

で不採択するということはですよ、そういう住民の声に全く耳をふさいで、促進する役割りを果すということになるかと思うんです。私どもは、住民側は企業側とも話し合いをやりました。企業側は、こういうふうに言っているんですね。私どもがずく立ち回るなら、一年も前から看板は出しませんと、ちゃんと予告しましたって言うんですね。それで強い反対があるなら、あえてそれを押し切ってまでつくる気はありませんと、こうまで言い切っているんですね。私どもは本当にあそこに住む住民の声が、企業側にも説得力をもって届くなら、阻止できるというふうに思っているんです。しかしそこで住民を代表する市議会が、そういうやはり住民の声を反映させて、何とかやはりこの採択をする反対の意思を表明してもらいたいと。これはやはり住民としては、当然の気持だろうというふうに思うんです。ですから、そういう点で、なぜここへきて確認申請も出ていない段階で、あわてて不採択にしなきゃいけないのか、その点がどうも理解できないわけなんです。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後十一時　○分　休憩

午後十一時五〇分　再開

○議長（滝瀬政吉君）　休憩前に引き続き会議を開きます。おはかりいたします。この際会期延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よってこの際会期延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。会期延長の件を議題といたします。おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を十二月二十三日まで延長いたしたいと思いますこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって会期は十二月二十三日まで一日間延長することに決定いたしました。

おはかりいたします。十二月二十三日の会議は議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって十二月二十三日の開議時刻は午前零時に繰り上げることに決

定いたしました。
本日の未了日程は明日の日程といたします。本日はこれをもつて延会といたします。

午後十一時五十七分　延会

十二月二十三日　木曜日（第六日）

昭和四十六年第四回定例会　日野市議会会議録　第三十三号

十二月二十三日木曜日（第六日）

出席議員（二十八名）

一番	鈴木美奈子君	十六番	杉山寅三郎君
二番	板垣正男君	十七番	名古屋史郎君
三番	市川芳太郎君	十八番	石川佐太郎君
四番	秦正一君	十九番	大下博君
五番	滝瀬敏朗君	二十番	森田喜美男君
六番	池田重太郎君	二十一番	高橋通夫君
七番	林重義君	二十二番	滝瀬政吉君
八番	谷栄吉君	二十三番	日野源作君
九番	百済勇君	二十四番	杉山亘君
十番	米沢照男君	二十五番	伊藤定君
十一番	西沢保君	二十七番	清水芳雄君
十三番	岩沢哲夫君	二十八番	佐々木昭雄君
十四番	伊藤松之輔君	二十九番	正国務君
十五番	剣持佐吉君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

十二番	大柄保君	二十六番	吉富繁枝君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　古谷　栄君
助役　葛西正彦君
収入役　市川晴夫君
企画財政部長　篠崎美雄君
総務部長　遠藤政之君
市民部長　赤松行雄君
民生部長　松村清栄君
建設部長　中島武男君
都市計画部長　杉本好次郎君
水道部長　加藤一男君
福祉事務所長　田中若一君
病院事務長　成井正夫君
秘書課長　佐藤智春君
教育庶務課長　落合豊君
選挙管理委員会事務局長　佐久間義信君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　田倉光君
書記　坂口泰雄君
書記　武居一茂君

議事日程

一、請願第四十一号　ボウリング場建設反対決議を要請する請願（総務委員会審査報告）
二、請願第六十一号　豊田線バス運行確保に関する請願（総務委員会審査報告）
三、請願第六十二号　大型トラック駐車場設置反対に関する請願（総務委員会審査報告）
四、請願第四十三号　緑ケ丘西地区排水溝設置費補助に関する請願（産業建設委員会審査報告）

昭和四十六年十二月二十三日（木）
午前零時開議

書記　川上輝子君
書記　補深海弘子君
書記　補安原清美君

五、請願第四十八号　日野駅周辺農業用水路整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
六、請願第四十九号　交通費、作業服、年末手当の支給に関する陳情（産業建設委員会審査報告）
七、請願第五十四号　失対労働者の諸要求実現に関する陳情（産業建設委員会審査報告）
八、請願第　五十号　私立幼稚園保護者の経済的負担軽減のための補助金増額に関する陳情（総務委員会審査報告）
九、請願第　十七号　し尿浄化槽の汲取許可に伴う清掃法等諸法令完全実施に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
一〇、請願第五十七号　万願寺地区への市立保育園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一一、請願第二十九号　南新井自治会地域への地区センター建設に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一二、請願第三十八号　保育時間延長に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
一三、請願第　四十号　ダストボックス購入費用の一部補助に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一四、請願第四十五号　在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一五、請願第四十七号　公立幼稚園設置の適正化に関する陳情（文教厚生委員会審査報告）
一六、請願第五十二号　市立第二中学校過大校解消について（文教厚生委員会審査報告）
一七、請願第五十三号　市営柔剣道場設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一八、請願第五十五号　公立幼稚園設置に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
一九、請願第五十六号　幼児教室存続に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二〇、請願第　六十号　さくら学童クラブに関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二一、請願第六十三号　富士見台。矢の頭。神鋼南地区への小地区センター建設について（文教厚生委員会審査報告）
二二、請願第六十四号　子供のムシ歯の予防処置の無料化に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二三、請願第六十五号　健康相談室の存続と内容の充実に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二四、請願第六十六号　大規模学校解消に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二五、請願第六十七号　教育予算増額に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
二六、請願第　二　号　市道市場線拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）

二七、請願第　十六号　新井五六番地先道路拡幅に関する請願（産業建設委員会審査報告）
二八、請願第三十四号　南川辺自治会内側溝新設に関する請願（産業建設委員会審査報告）
二九、請願第三十五号　ひばりケ丘自治会内下水排水溝設置に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三〇、請願第四十六号　宮三六五番地先道路整備に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三一、請願第五十九号　栄町二丁目十四番地五～九号地内側溝新設に関する請願（産業建設委員会審査報告）
三二、請願第二十一号　万願寺土地区画整理事業から中万願自治会地区除外に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
三三、請願第　九　号　都市計画道路計画変更に伴う取付道路の工事計画中止に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
三四、請願第二十三号　程久保第一自治会地域内市水道布設に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
三五、請願第二十八号　住宅街を縦断する無計画道路日野一。三。四号線建設反対に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
三六、請願第五十七号　平山台区画整理補償に関する請願（都市計画水道委員会審査報告）
三七、請願第　十九号　メッキ工場団地建設反対に関する請願（公害対策委員会審査報告）
三八、請願第五十一号　百草団地住民の生活環境保全に関する請願（公害対策委員会審査報告）
三九、請願第　十一号　健康相談室の廃止反対に関する請願（文教厚生委員会審査報告）
四〇、請願第　十九号　日野台二丁目三五番地先一帯下排水路設置に関する請願（産業建設委員会審査報告）
四一、　日野市選挙管理委員会補充員の選挙について
四二、請願第六十八号　倉沢自治会地域への市水道布設に関する請願
四三、請願第五十八号　立川基地再開に反対する請願（公害対策委員会審査報告）

追加日程

一、決議案第　六　号　航空機による騒音公害阻止に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第一から日程第四三及び追加日程第一まで

午前零時七分　開議

○議長（滝瀬政吉君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。吉富議員並びに大柄議員は欠席でございます。開会前に議会運営委員会が開催されましたので議会運営委員長の報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　吉富議員さんは、入院で、欠席されてるということで、あれなんですが、大柄議員には連絡してありますか、きょう開くっていうことで。

○議長（滝瀬政吉君）　してあります。

○三十番（三浦重春君）　確認で欠席ということはわかっているんですね。

○議長（滝瀬政吉君）　はい、そうです。わかっているそうですので、了解願います。

○三十番（三浦重春君）　知らないで欠席じゃ気の毒だから……。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは議運の委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（佐々木昭雄君）　御指名をいただきましたので、御報告いたします。会期が一日延期されましたので、日程につきまして、議会運営委員会を開きましたわけでございますが、本日の日程につきましては、昨日に引き続きまして、日程番号を変えて、日程一ということで、順次御審議を願いたいと存じます。総務委員長の報告に対しての質疑から入っていただきたいと存じます。森田さんの質問が残っておりますので、森田さんの質問からお願いいたしましてその前に石川さんの発言が動議といたしまして、委員会といたしまして認められましたので、この点につきましては、議長にて取り計らっていただくようお願いいたすと。以上のように議会運営委員会といたしまして、日程につきまして、意見一致をみましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは議会運営委員長の報告のとおり、進めたいと思います。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　石川議員の発言を、動議として認めるというのが、議運できめられたそうですが、それはどういうわけなんですか。

○議長（滝瀬政吉君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐々木昭雄君）　お答えいたします。昨日の審議の過程の中から、議会運営委員会といたしまして、総務委員会の採決に際しての問題が提起されたわけでございまして、この際二対四ということで、採決されたような御報告がなされましたけれども、少数意見の留保については、その点はっきりしたきめがなかったという点と、いま

一つは、石川さんの発言内容からして、一応留保意見と、少数意見というふうな面もありましたけれども、委員会といたしましては、これらを検討いたしました結果、動議として認めようということに、意見一致がなったわけでございます。

以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　時間もかかりますことなんで、あまりくどくど申し上げませんが、簡単に申し上げます。少数意見の留保がなかったからというけれども、これは、少数意見というのは、反対であろうと、賛成であろうと、結局少数意見の留保をするという、個人の申し出がない限り、まさか委員長は、少数意見にいたしますというわけにいかないと思うんです。そういうわけで、なかったものと私どもは判断したわけなんで、この点につきましては、別に議運のほうで、取り計らう必要がなかったんじゃないかと、かように考えるわけです。それから石川議員の発言内容について、何か動議として取り上げるべきことのようなんだというけれども、石川議員そのものが、動議として言っているわけじゃないし、賛成も得なかったということの中で、何で動議として取り上げなきゃなんないかというので、ちょっと疑問に考えましたので質問いたします。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは一応会議の前に、想像されるということの中からいろいろ検討なされたように見受けられるわけでございまして、私のほうとしましては、議運の委員長さんの報告もさることながら、再度石川議員には議長から質問して、議会運営をスムーズにいかせるような考え方をもったわけでございます。したがって、私のほうとしますと、石川議員に確認いたしますが、石川議員のきのうの発言は、動議として取り上げていただきたいとの趣旨でございますかということを、私のほうから石川議員に質問することであります。ですからちょっと先走ったような感じもしますけど、その点議運としては、了解したので、お認め願いたいということなんです。それは今後の問題も含めてということだろうと思います。

○三十番（三浦重春君）　それじゃですね、これは釈迦に説法ですが、動議というのはですね、取り上げる以上は、一名以上の賛成者がいなけりゃならないということなんで、それが現実にできてからこそ、動議になるんで、議運で、それを、ただ人が言ったのを、個人の意思も何も考えずに、動議としてみなすなんてことは、もってのほかだと、私は考えるわけなんです。

○議長（滝瀬政吉君）　三浦議員の御発言、もっともだと思いますけど、いろいろ夜中にもなっておりますし議事の進行上、そのようにしたと判断いたしますので、御了解

願います。次に板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　委員長報告では、森田議員の質問終わったあと、動議として取り扱うということのようですけれど、質疑はそれでおしまいということなのか、そうではなくって、あくまで森田議員の発言までのところで、動議を取り上げるということなんですか、どちらですか。

○議会運営委員長（佐々木昭雄君）　お答えいたします。さきほど御報告いたしましたように、総務委員長の報告に対しての、質疑から入っていただくということを申し上げてあります。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　それでは本日の日程を事務局長をして報告させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それでは申し上げます。議運の委員長さんから報告がありましたことと同じでございますけれども、印刷等間に合いませんので前日の日程の二十五を一号としていただきまして以下順にというふうにお願いをしたいと思います。なお日程の一は前日の報告が済んでおりますので本日分はその質疑から続行する、こういうことでございます。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいまの事務局長の報告のとおり進めたいと思いますのでよろしく御協力お願いいたします。

それではこれより請願第四十一号ボウリング場建設反対決議を要請の件を議題といたします。総務委員長の審査報告はすでに前日終わっておりますので省略いたします。前日に引き続き質疑を続行いたします。先ほどの議運の委員長さんの報告では森田議員が終わっているということでございましたが、まだ米沢議員の質疑の途中で休憩したので米沢議員と森田議員の質疑を行ないたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。それでは委員長の米沢議員に対する質問の答弁を求めます。

○総務委員長（伊藤　定君）　四点の質問がありましたけれども、これにお答えいたします。そのほかのことも含めまして大体五点の理由で委員長はこの採決に踏み切ったのでございますけれども、四日間の審議をふまえまして結局採決に至りました時点の状態における委員長の判断は、都営住宅は直線距離で二〇〇メートル以上離れていると、南平自治会に比べて比重がどう考えても軽いと、こういうことが判断の第一点になっております。それは南平の第一、第二の自治会長を呼びまして意見を聞きましたときに、六項目の要求を会社側へ出しましてそれに対する確約があると、こういうふうな文書が出まして、その六項目の要求が得られれば地元とすれば地元発展のために賛成いたしますということがこの書類にも載っております。そういうふうな事情で自治会はこ

の文書を自治会全員に配布しまして、そうして賛成を得たということを申しておりまして、私どもとしますと両方のいわれたことをそのとおり受け取っておりますからこれもそのとおり受け取りまして、そういう意味からいいますと非常に都営住宅のほうが比重が二〇〇メートル以上の直線距離があるので軽くなるというふうにまず第一に判断した次第でございます。

それから第二点といたしまして平山小においてＰＴＡがこの問題に対しまして一応ＰＴＡの総会にかけまして採決をしたという時点があります。それにつきましてその採決はボウリング場賛成ではないのでありますけれども、これに反対する運動に対して干渉しないというものが九十三人、干渉するほうがよろしいというのが三十六人、こういうことで一応その地域の民意がはかられております。

次に第三点といたしまして現行憲法で保障されている所有権、営業権の侵害になるおそれがあるのではないかと、こういうことでございます。

第四点といたしまして二〇〇メートル以上離れているので都営住宅の方々から出された四つの理由が非常に薄弱になっております。

第五点としまして第二種住宅専用地域指定は市がやる意思がないということでございます。一応第一として今後もっていきたいと、こういうことが都市計画上はっきりしておりま

す。

以上五点の理由をふまえましてまことに地域住民の意思はよくわかるのでありますけれども、慎重に審議した結果委員会としては採決に踏み入らざるを得ないという状態において採決しております。

○十番（米沢照男君）　最後もう一度言ってください。第二種……

○総務委員長（伊藤　定君）　第二種住宅専用地域指定を促進してくれということになっておりますけれども、市としては第一種を予定しておると……（十番「第一種」）そうです。将来は、将来のことでありますからはっきりとはいえませんが、現在はそういうことを予定しておりまして、この請願によってそれをつくる意思はないとはっきりと言明しております。以上五点の理由によって採決した次第でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　事実確認にちょっとあやまちがあるようなのでその訂正も含めて再質問したいと思うんですが、都営住宅は予定地から直線二〇〇メートル以上離れていると、これはそのとおりです。私どもはボウリング場が直接に出す騒音これは一向に問題にしていないわけです。ただ一つには子供の行動範囲からみてちょうど七生中学と平山小学校の中間に位置する、そういうことからいって子供の健全な環境を保全するという立場からすれば、小学校区あるいは中学校区内にそういうスナックやゲームコーナーなどを併設するボウリング場が設置されるということについては非常に大きな影響をもたらすんではないかということで二〇〇メートルが三〇〇メートルであれ、あるいは五〇〇メートルであれいまの子供の行動範囲からみて影響というのはそんなに変わるものではないだろうというふうに判断しております。そういう点で私どもは距離が離れているから、近いからということで問題にしているわけではないわけであります。ですからそういう点で多くのデーターを見ても同じ学校区内にそういう営業がされた場合に子供に非常に大きな影響を与えるということははっきりしているわけです。ですからそういう点で距離そのものを委員会でそれだけを問題にしたというのはちょっと判断に甘さがあるのではないだろうか、その点どうでしょうかということが一点。

それから業者の六項目を地元の自治会として業者がそれを厳守するという確約を得たからということで、自治会全体がいわゆる賛成という態度をきめたんだということですけれども、たとえば線路をはさんですぐ北側の松風自治会、あそこは自治会としては特に反対運動に取り組む、取り組まないという態度決定はしないんですが、それぞれの自由意思にまかせるということで九割以上の人があの署名に、この請願署名に参加をしております。それからたまたま呼ばれた参考意見を聞く必要から呼ばれた自治会長というのは敷地を売った地主ですね。しかもその隣接地に千三十七平米の土地を持っている、これはボウリング場ができれば当然その隣接地が地価がつり上がるというやはり期待もあって積極的な誘致に動いている。しかもその地主がその地域に一定の影響力を持っていてなかなか正面きってその反対を叫べない。そういう事情にあるということも私どもは十分承知しております。したがってこの業者の六項目が口約束されたからといってこれがそのまま周囲の環境を完全に保全するということにはならないと思っております。具体的な例を上げれば世田谷の八幡山ボウリング場がつくられました。それから東村山でもつくられた。それは周辺の自治会と業者との協定書によって一応条件つき賛成をしたわけですが、それの大きな問題は営業時間です。都の条例にある、また業者の自主規制の一つでもある十一時半までの営業と、こういうことが協定にうたわれていたわけですけれども、それがことごとく現状では事実上破棄されているということが先日開かれた建築公害市民連合の第二回総会の中でもつぶさに報告がされております。したがってそういうことを委員会がそのまま受け入れた形で反対請願に対比させて考えるというのはやはり問題があるんではないかと

いうふうに思います。

それから平山小のＰＴＡの総会で干渉しない、するというふうな採択決議をしたという報告がありましたけれども、事実はそうじゃないんです。ボウリング場に反対か賛成かという採決のしかたじゃなしに、いまのＰＴＡの財政からいって、それから役員がなり手がいなくてしかたなしというか、何もやらないという条件つきで多くの役員が役員を引き受けたと、こういう内部事情もあって反対運動に取り組むか、取り組まないか、もし取り組むとすれば会費を臨時徴収までしなければならんと、そういう財政事情にあるというような説明の中で採決をした結果いまのＰＴＡではこの運動に取り組むだけの財政的な余裕がないと、こういうようなことできまったわけです。したがってボウリング場反対、賛成の住民の意思決定ではないんだということははっきりいえると思います。そういう点でいまの私有権を侵すことはできない云々ということがありますけれども、確かにその点はおっしゃるとおりです。しかし問題は人間が生活していく上で必要な生活環境を守っていく、これは基本的な権利なんです、住民の。そういうやはり権利からみて私有権だからといってその侵してはならない住宅環境、生活環境さらには子供の健全な環境を私有権を優先させてそれを侵していいんだということにはならないのではないかというふうに思うわけです。

それでいろいろ申し上げましたけれども、ひとつここでお何いしたいのは先ほどもちょっとふれましたけれども、まだ建築確認申請が出されていない市の段階で事前審査が進められているこの時点でなぜあわててここで不採択にしなければならないか、これは私は非常に疑問に思わざるを得ないわけです。その点について御説明いただきたい。

○議長（滝瀬政吉君）　総務委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　お答えします。まず四点あげられましたけれども、中学、小学の行動範囲にあるからボウリング場をつくってはいけないということでございますけれども、そうするとこれは完全にどこでもつくれないと、たいていのところがそういうところへ入ってしまうということになると思います。

それから第二点の六項目は信用できないと、安易にこれを信用して地元がいるというような御意見と、それから地主が自分の土地を売ったと、これは私、初めて聞きました。そういうことは知りませんでした。だれの土地というようなことは調べもしませんでしたし、知らないでいま初めて知りました。また隣接地を持っているということもまた初めて知りましたけれども、これはそういうことでありましても自分の所有地を自分の気にいった単価で売るということは当然の権利でありまして、そのためにこの人をとがめることはできないということに放棄することはないと思います。非常にこの点は私は出た数字をそのままに受け取りたいと、そういう考えでございます。

それからいままでのなぜこれだけの住民が環境をよくしたいということに熱意を持っているのになぜここで不採択、採択の採決をするのかということでございますが、一応来ました二人の自治会長に言いましても結局自分たちが一番手近にいてそういう問題に一番影響はあるんだけれども、それは自治会のお母さん方がしっかり子供を教育すればそういうことはないんだということを言い切っているわけなんです。その き然たる態度に圧倒されまして、まして三〇〇メートルも離れている都営住宅ではそれほど気にすることはないじゃないかという判断に委員長は立ったわけでございます。

以上四点そういうわけでございまして、まことに住民の環境を守るということに対する熱意に対して申しわけないとは思いますけれども、公正な審議の結果、委員会としては採決に踏み切らざるを得なかったというのが実情でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　次に森田喜美男君の質疑を許します。

○二十番（森田喜美男君）　委員長の報告を伺っておりまして、委員長の報告が議会を納得させる客観性がやっぱりなければいけないというふうに考えるわけです。それでボウリ

ング場の是非の問題は一応置きまして、何かこういう不採択の結果となったというその結果が非常にいままでの報告で受ける受け取り方としましては委員長の先ほどの御答弁の中にも私は私はと、こうおっしゃいますが、つまり私はという非常に主観的なお考えがかなり露骨に出ているということと、それから今日特に不採択という結論を出さなければならないという積極的な意味が、積極的な理由がどうしても理解できないわけです。といいますのは昨日来の発言を伺っておりましても継続にしておくことの意味もあるようであります。それから何か不採択という結果を早くつくり出すための何か理由があるような気がしてならないわけです。そこのところがわかりませんので、なぜこういう結果を急いで総務委員会はつくり出されたかというその客観性に理解できないものを感じるわけです。以上はつまり委員長の報告に対するまだ不採択の結果をつくり出したということの積極的な理由のわからない内容だったわけですが、これまでのこの問題に対しまして九月の議会で議員の中からこのことを含めた一般質問がありまして、市長御自身の答弁の中で市としても一般的な環境保全ということを何らかの形で考えたいと思っておるので、その中でこの問題を考えたいというふうに答弁された記憶を持っております。

それからもう一つはその企業、その事業の場所が事業内容を含めて面積とかそういう点で開発行為に該当するかどうかということが都市計画当局で検討される段階があるというふうに聞いておりましたので、そういうことをふまえて考えますならば不採択という結果を、今日特に受け取れますのは意見の相違があったわけですし、特に踏み切ったとおっしゃいますから強行採決という形にとらざるを得ないわけであります。そうなりますと強行採決をしたまだつまり審議の中身が残っているというふうに私はとるわけです。以上先ほど言いましたような二つの事柄につきましても。強行採決をしてまでその結論を急いで出さなければならないという理由がますますわからなくなるわけです。その点につきましてひとつ客観性のある御返事をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　総務委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　答弁します。第一の私の主観が非常にまじった委員会の報告であるということでございますけれども、さっき申しましたとおり委員の意見を聞きまして四回にわたり審議し、両方の賛成、反対の代表を呼んで十分やることは尽してあるというのが委員の御意見でございまして、それを順々に聞いたわけでございます。四人の方はそういうことを申しましてあと二人の方はこれは絶対に伸ばすべきであると、非常に主張して、中には採決するなら半日でも言うことがあるんだという方もございます。そういうふうな状況におきましてこれは当然委員長が委員会の流

れというものを判断してここはどうしても採決に踏み切るべき時期であるということでやりましたので私の主観は何もありません。委員会の流れをそのままに採決しろというから採決しただけでございます。

それから積極的な理由、そういうものが見受けられるということでございますが…（二十番「理由がわからないということです。」）理由がわからないと、しかし委員会として審議をすることを全部し尽くして意見が全部出尽くして、採決しろという声が四人にわたってあるんだったらこれは積極性も何もなくて委員長はそのとおりやらざるを得ない、これが委員長の私の議事運営の態度でございます。これは森田さんはどう考えるかわかりませんけれども、これはもう主観の相違というよりしかたありません。

それから第四点の開発行為、このことにつきましては都市計画のほうではっきりと断定しておりまして書類が正しければ受け付けるということを申しております。

それから強行採決と申しますけれども、別に強行というようなことも何もありません。ただ両方の代表も呼びまして十分審議を尽くしたと、言うことも聞いたと、その時点において自然と委員のほうから全部発言がありまして、四対二に分かれてしまったと、委員長は当然採決するのが責務であるという判断に立ちまして採決いたしました。私自身強行とは全然思っておりません。以上です。

○議長（滝瀬政吉君）　森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　これ以上言ったって結局議論倒れになるでしょうから、委員長のいまの答弁で私の先ほどの質問しました内容が全部消されて、したがって全くよくわかりましたというわけにはならないんですけれども、時間のこともありますからしてこれ以上議論はいたしませんけれども、伊藤委員長自身も私が私がということばをつかわれかつ採決に踏み切ったということを言われているわけです。内容が、意見が分かれたということですからやはり強行採決だというふうに取らざるを得ないわけです。

○二番（板垣正男君）　議事が一時中断したことからもわかりますように先ほど伊藤委員長の報告の中に重大な誤認と申しますか認識違いが含まれてるということから、委員会の出しました結論、請願を不採択にするということは正しい結論ではないんではないか、というふうに判断されますので、委員会に引きもどして再審議をされるのが妥当ではないか、ということで、委員長のほうで、そのように取り計らわれるようにお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　総務委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　先ほどの私の審査報告のうちに総務委員会の審査に誤りがあるから差しもどして審議をしろという発言でありますけれどボウリング場が第一種に建つということはそのとおり私の考え違いであったということはわかりますけれども、誤りがあるということは私としては同じることはできない。というのは、第二種にしてくれという請願の要旨であり、事務局の判断は、将来のことではわからないけれども、第二種にはしがたい予定であるということは、審査のうちに総務委員全部が聞いていると思います。そういうことでありまして、……（「違うよ」と呼ぶ者あり）……そういうことであるので、さしもどし、ということは私としては承知できません。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　請願の趣旨はボウリング場の建設はやめてくれということですよね。一言で言えば。そうしますと、第一種住宅専用地域に指定されればボウリング場というのは建てられなくなるわけでしょう。いまより第二種よりも、もっときびしい条件になるわけですよ。それおわかりになると思います。ですからここからくるものであれば第二種にしてくれということと何ら矛盾するものはないわけでしょう。請願者の言ってることよりも。そうでなくて。いまここで不採択にするということであれば、将来できなくなるからいまのうちに建てようというような意図があるんではないか、あるいはそういう疑いを持たれるということになりはしないか、ということが。先ほど来から出てる質問でもあるわけです。ですから第一種に指定されれば、なおきびしくなるものでありますから、この用途指定については、当然こ

の請願にそったもののように取り計らうべきではないかというふうに私は申し上げてるわけです。

○議長（滝瀬政吉君）　総務委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　趣旨はよくわかりました。しかし私がさっき誤りがあったと混同したのは第一種ということも聞きましたけれども、住宅専用地域ということも聞いてるわけですよ。総務委員会の審議において。その二つを混同してしまったので板垣議員の質問に対して間違ったことを言ってしまったということになると思いますけれどもそういう意味においてとにかく第二種にはしがたいんだということは私は聞いております。そういうことも含めましてこれを不採択の一つの要素としたのであるけれども、それはあくまでも五つの、まあ、これ以上にあるんですよ。総務委員の意見というのは…。私がこれを採決するときの判断に使ったまででして、そのほかにもたくさん意見は出てます。それを言っては数えがたいほどあるんですけれども、これを不採択にするという意見は。そういう中においてこれ一つを取り上げて差しもどして再審議しろということは私としてはできません。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　ちょっと質疑が食い違っているように思いますけれども第二種というふうに請願には書かれてありますけれども、市の指定、将来指定する用地として第二種には指定しがたいということなんでしょう。伊藤さんの言われていることは。第一種ならなおいいという考えもあるわけですよ。そういう考えもあるんですよ。請願者の中には、ですから第二種でなければ絶対いけないんだということではないわけですね。要はボウリング場が建つか建たないか、建たない方向で用途指定をしてくれということの請願ですからそれよりもっときびしい第一種の指定であれは、これは請願者は別に反対するものではないだろうというふうに思えるんです。ですから伊藤さん言われていることとちょっと私の言ってることとは違うんじゃないかということなんです。その点どうですか。

○議長（滝瀬政吉君）　総務委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　それは結局…。私は結局おたくのほうの……。

（「私はじゃだめだ、委員会はでなくちゃ。」と呼ぶ者あり）

○総務委員長（伊藤　定君）　では委員会の意思としましては結局、この時点においてはこれも一つの要素になってる。最後の五番目の要素になってる、こういうことでして何回も申しますとおりこれ一つをもって採択、不採択の採決に入ったのではない、こういうことなんです。そのほかの

うんとたくさんの重なった要素があって、こうなりましたので、この件については幾らこれからやりとりしても同じようなことなのでここで打ち切らせてもらいたいと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　委員長の説明によりますとこの五番目の理由一つだけではない。たとえそれは認識の違いがあったとしてもあと四つの主要な原因があるから不採択にするんだということの意味のようですけれども、そうなりますと、たとえば一つだけではなくて、誤った認識が一つだけでなくて三つ、四つとあった場合そういう場合もやはり一つか二つ理由になってるからこれは不採択とするんだ、そういう考えですか。

○議長（滝瀬政吉君）　総務委員長。

○総務委員長（伊藤　定君）　そういうことではないんで結局これは一番最下位にあげてある理由なんで一番優先するのは第一点ですよ。そのためにいままでも何回も言ってるんで、ただそういうふうな話が出ましたから、つい第五点を触れたら間違った解釈をやったこういうことなんです。

○議長（滝瀬政吉君）　板垣正男君。

○二番（板垣正男君）　そうすると、あなたが先ほど言われた五点は非常に重みのある順につけた順位をつけたということですか。

○総務委員長（伊藤　定君）　もちろんそうです。

○二番（板垣正男君）　その順位のことについてはまたあとでやるかもしれませんけれどもこの用途地域の指定の問題というのは私非常に重要な問題だろうと思うんです。委員会では五番目にランクしたということのようですけれども、地域の指定がされれば法によってボウリング場はつくることはできないということになるわけですね。これには非常な建設者にとっては大きな関心ごとだろうというふうに思うんです。もちろん地域住民にとっても大きな関心事であるわけですね。ですから五番目に重要なんだというような認識に総務委員会としては立たれたようですけれども、私は決してそういう順位をつけられるような問題ではないんじゃないかというふうに思うんですよ。むしろこの五番目の中にあげた中にも私は非常に重要な部門を占める問題ではないかというふうに感じているわけです。ですからその辺の認識のしかたもやはり委員会に帰られて、再度皆さんと意見の中で検討されることが必要なんではないか、というふうに私は考えるわけですね。ですから、すみやかに委員長、この不採択を差しもどされ、委員会で再度審議されるということが妥当なんではないか、ということを再度申し上げたいわけです。

○議長（滝瀬政吉君）　これをもって質疑を終結いたします。確認いたしますが、昨日の石川議員の発言、並び

にただいまの板垣議員の発言は動議として取り上げていただきたいとの趣旨でございます。したがいまして動議には所定の賛成者が必要でありますので賛成者の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（滝瀬政吉君）　石川議員並びに板垣議員からの動議の内容は本件を再付託されたいとのことであります。所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。よって本動議を直ちに議題といたします。おはかりいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立少数であります。よって請願第四十一号、ボウリング場建設反対決議を要請する件を再付託されたいとの動議は否決されました。これより討論に入ります。最初に委員長報告に反対する者の発言を求めます。米沢照男君。

○十番（米沢照男君）　本来、この種の環境を保全する問題は、保守とか革新とかそういう違いを乗り越え全市民的なやはり課題として取り組まれなければならないそういう性格のものだろうというふうに思います。しかし結果的には市議会の中ではいまの結果に見られたように保守、革新の対立というような状況に至っているわけですけれども、いま委員長から報告された委員会の結論は住民にとってはきわめて遺憾なことだというふうに私は思います。このボウリング場が一般市民に知らされたのは、ことしの春でありますけれどもこのボウリング場建設の予定に対して関係住民は約半年間都内の各ボウリング場反対運動の経験やまた実際にボウリング場が設置されてその後にどういう環境の変化がもたらされている。特に子供の環境にとってどうなのか。こういう点をつぶさに調査した結果、おとなとして、あるいは親としてその環境は守ってやらなきゃいかん、こういうことから九月末に至って最終的に反対の態度を決めたわけです。それだけに慎重にこの問題については態度をとったわけですけれども、そしてその後約二千名からの反対署名の意思が署名という形で集約されたわけですけれども、その請願が全く紙切れのような取り扱いで、その意思が無視されたということについてはなはだ遺憾であると思いますし、同時に住民の立場に立つなら、市議会が本当に市民の要求にこたえ、そのうしろだてになると、こういうことが、全く期待はずれだったということに尽きるのではないかというふうに思います。本来この環境を守る要求というのは、住むための環境を守るという、人間としての基本的な権利を守る問題だと思うんです。それを住民の代表である市議会が、それを受けて支持するというのは、当然であります。それが全く支持されない不採択というようなことだと、市議会は、何のための市議会かという批判を、住

民から受けてもやむを得ない結果になろうかというふうに、私は思います。特に住民がみずからの生活環境を守りたい。親として子供の環境を守ってやりたいと、こういうやはり切実な要求に対して、不採択という結果は、きわめて冷淡な、反住民的な態度だというふうに、指摘せざるを得ないわけであります。特にその委員会における採決が、いわば強行採決の形で行なわれたということも、非常に大きな問題があると思いますし、引き起こされる結果、これも今後の問題として、大きな禍根を残すことになろうというふうに思います。結果的に、住民の立場に立つのではなく、もうけ本位の業者や、一部のブローカー、地主の利益を守る、こういう立場に市議会が立たされると、こういうことになるかと思うんです。私どもは本来町づくりの方向というのは、そこに住む住民の総意によって決定づけられるべきものだというふうに思うんです。金があるから、土地があるからその力によって、一部の者が勝手に町づくりの方向をきめていいと、そういうことにはならないだろうと、こういうふうに思うわけであります。当初住民側は住宅環境を守るという点では、二種よりも一種の指定のほうが、なおよろしいと、こういうことで、請願の内容も、一種の指定を要求した内容でありました。しかしいろいろ検討した結果、一種の指定がもしされるとしたら、あの駅周辺に、商店も建てられなくなり、小売り業者、その他の商店が、一切締め出されるということになる。そういうことを要求したのでは、やはり行き過ぎではないか。駅周辺という状況から判断して、やはり二種の指定を要求するのが、妥当であろうと、こういうことで、二種に途中から訂正をした形で、要求を整えたわけでありますけれども、先ほどのやり取りの中でも、伊藤委員長は、一種ではボウリング場ができるという、しかも市は一種の指定を予定しているんだと、だからこの請願は、採択できないんだと、こういう言い方をしたわけです。ところが実際にはその認識が誤っていて、一種ならなおけっこうと、だから二種の要求の請願を支持できないなんていう、そんなばかな話はないんです。問題は、結果的に議会が不採択するということは、即ボウリング場が設置され、ボウリング場が設置されれば、市が一種の指定を予定し、あるいは二種の指定を予定していても、結果的に、単なる住居地域の指定に道を開くことになるんではないかと、それに手を貸す結果になるんではないかと、こういうことだろうと思うんです。もし単なる住居地域の指定にされるとしたら、あの地域は、ほとんど何でも建てられると、こういうことになる。そういう環境破壊に手を貸すだけでなく、積極的に推進をはかる、そういう役割りを果す結果になるんではないかと、こういうふうに思うわけです。したがって用途地域指定という問題は、きわめて重要な問題ですし、ボウリング場をつくるか、つくらないか、阻止するか、賛成するかっ

ていう問題以前の、より重要な問題だろうというふうに思うんです。この用途地域の指定によって、その地域の町づくりの方向が必然的に決定づけられる、こういう重要な内容を持った問題であります。したがって、そういう立場から、住民が最低限二種の指定は勝ち取りたい。二種の指定をしてほしいんだと、そういうやっぱり働きかけを、市議会として、やはり都に対してしてもらいたいと、こういうのが請願の趣旨であったわけです。これが住民の代表たる市議会で支持されないっていうんでは、これはもう何をか言わんや、住民にとってはそう言わざるを得ないんではないか。きわめて遺憾なことだと。将来に大きな禍根を残すことになるだろうというふうに思います。したがっていろいろ委員長あるいは委員会としては、メンツの問題がからむでしょう。一たん結論を出したものを、差し戻すということは、委員会のあり方から言っても問題がないとは言えない。しかし事の重大性から言って、勇気をもって差し戻し、もっと深いところから、審議をし直すと、こういうやはり立場に立っていただきたいということを、意見として、述べたいと思うんです。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に賛成する者の発言を求めます。剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）　それでは二、三の御意見を申し上げます。ただいま米沢議員から熱弁を拝聴いたしまして、敬服をいたしております。ことに、都営住宅の周辺千九百七十六の請願同調の署名を取ったことについては、敬意を表します。その関係もございまして、私は都営住宅、米沢氏のお住まいのその住宅を、数戸回って、調査をしてみました。なるほどあそこにはボウリング場反対というビラが各戸に張ってございました。私の調査した限りにおいては、このビラは、きわめて迷惑だと言っておりました。それでこのボウリング場建設についての意見を聞きましたら、素朴な答えが返ってまいりました、それは私どもは賛成でございます。なぜなれば、あそこは、非常に便利が悪くって、内職に行くにも、アルバイトをやるにもできないと。もしこれができたら、掃除番でも何でもできるだろうというかすかな望みでございましたが、それらのところから、この住宅にも必ずしも反対のグループばかりではないというふうに、判断をいたしました。それからさきほど伊藤委員長が説明されたように、地元におきましては、促進をすらこいねがっている向きもございました。それからもう一つの問題はボウリングが直ちに風紀を乱すという断定は、私は早計だと思います。むしろボウリング場がないほうがいいと、断定することすら疑問があるのでございます。御案内のとおり、ボウリングそのものは健全なスポーツでございますし、それによって当然起こるであろうということが、もし懸念されるならば、風紀を

乱すような設備が、もし懸念されるならば、その風紀を乱すそれは、あるいは社会教育の面で、児童保護の面で、あるいは警察の面で、これを強制していくべきだと思います。ことに、営業は憲法にも保障されている、自由でございます。ボウリング場を建てることによって、その地域が発展するであろうということを、こいねがって希望している向きが多分にございます。その状況からみまして、直ちにこれを押えるがごとき態度を表明することは早計だと考えます。したがって私は委員長の報告に賛成するものでございます。きわめて住民の意思を尊重したつもりでございます。これで終わります。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に反対する者の発言を求めます。森田喜美男君。

○二十番（森田喜美男君）　私はこの委員長報告に反対という前に、やはり再審議が必要であるというふうに考えます。なぜならば、用途地域の指定という、どの指定におくかということが、風俗営業といいますか、ボウリング場を含めて規制される、きめ手になる部分があるわけであります。したがって、市の方針が、当該地域を将来ボウリング場の設立を認めない指定を、想定をすでにしておるということが事実であるならば、やはりこの請願は継続にしておいて、これを一つの盾といいますか、規制をしようという材料に当てていくべきではないかと。したがってそのきめ手になる用途地域の指定というものが、市の意思に合致していないということがあるならば、委員会は早計に、急いで不採択というふうな結論は、それこそ委員会自身の結論が早計ではないかということになると言えます。また先ほど質問の中で申し述べましたとおり、先ほど来の委員長と、質問者のやり取りを聞いておりましても、やはり何か駆け込み建築の用途地域制定前に、現実をつくろうとするほうに加担をする予断が左右しているんではないかというふうに取れるからであります。また委員長御自身の、報告の中の、大変独断的なところがあるように、どうしたってその印象が拭い去られません。環境保全こそ、今日当面する大きな日野市都市計画、あるいは基本構想という中できわめて重大な要素でもありますので、もう一辺ひとつ、委員会で、もう少し深めた討議を持って結論を出していただきたいと。この場で不採択という結論を出すことには、私は反対であるという気持であります。これに対応するだけの討論があれば、あるいは理解できるかもしれませんけれども、かみ合う討論がなければ、やはり議会は、何か少し狂っていると、あるいは変しておるというそしりを免れないと思います。

○議長（滝瀬政吉君）　次に委員長報告に賛成する者の発言を求めます。なければこれをもって討論を終結いたします。（二十番議員「かみ合う討論をさしてくれよ。」）

これより本件を採決いたします。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（滝瀬政吉君）　起立多数。よって請願第四十一号ボウリング場建設反対決議を要請の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第六十一号豊田線バス運行確保の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（伊藤　定君）　豊田線バス運行確保に関する請願について、総務委員会の審査報告を申し上げます。来年四月、現在運行中の、浅川沿いの高幡、豊田路線の通勤バスを還休するという通告が、京王帝都バス会社から、市執行部に届きました。同地域一帯の住民にとって、同バスの還休は、通勤、通学の足を奪われ、大きな打撃となります。総務委員会といたしましては、審議の結果、日野市の総力を上げて、京王帝都と交渉し、四月以降も引き続き、還行するよう結論を出していただきたいという意見を付して、全員一致して採択した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって請願第六十二号大型トラック駐車場設置反対の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四十三号緑ケ丘西地区排水溝設置費、補助の件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告をいたします。この請願は、金井清二ほか三十一名の方から出されていた請願でありますけれども、排水路の設置について、本年六月に組合を設立して、自己負担において、その促進をはかるということで、月掛けによって工事費の積み立てを実施しているとの。その工事費が約二百五十万、これを一世帯当たりに割りますと、約八万円の負担になるので、応分の助成をお願いしたいと、こういう請願であります。委員会としては、願意にそって助成措置を、考慮されたいと、こういう意見をつけて、採択をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四十三号緑ケ丘西地区排水溝設置費、補助の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第四十八号日野駅周辺農業用水路整備の件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告いたします。天野喜久蔵さんほか六百七十六名から出されていた請願でありますけれども、これは今回の用水改修計画の一部に入っているということで、委員会としては、採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四十八号日野駅周辺農業用水路整備の件は、委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第四十九号交通費、作業服、年末手当支給の件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　御報告をいたします。全日自労八南分会執行委員長名で、出された請願でありますけれども、この請願につきましては、ちょうど委員会が開かれた十六日の日に、年末手当の支給が行なわれております。請願の要求内容は、年末手当として総額十四万一千八百四十円と、こういう内容でありましたけれども、その後折衝した結果、十一万六千六百五十円ということで、交渉がまとまりまして、すでに支給されたと。この内、市が四万二千円を支給するということになっております。それで、この年末手当の、日野市から支給される総額でありますけれども、三十二万三千八百三円ということであります。委員会としては、採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質議を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって請願第四十九号交通費、作業服、年末手当の支給の件は、委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第五十四号失対労働者の諸要求実現の件を議題といたします。産業建設委員長の審査報告を求めます。

○産業建設委員長（米沢照男君）　この請願は、前の請願と同じ人から出された請願であります。失対事業での就労を保障してほしいと。この要求が柱として、その他数件連記された請願でありますけれども、委員会としては、この請願の内容について必要を認め、そして願意を尊重されたいと、こういう意見を付して採択といたしました。この願意を尊重されたいという中味は、国に対して、市当局が、積極的に働きかけてもらいたいと、こういう趣旨であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五十四号失対労働者の諸要求実現の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

この際請願審査報告を付託委員会ごとに一括上程いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に文教厚生委員会関係の請願第十七号、五十七号、二十九号、三十八号、四十号、四十五号、四十七号、五十二号、五十三号、五十五号、五十六号、六十号、六十三号、六十四号、六十五号、六十六号及び六十七号を一括議題といたします。文教厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教厚生委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に産業建設委員会関係の請願第二号、十六号、三十四号、三十五号、四十六号及び第五十九号を一括議題といたします。産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。産業建設委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に都市計画水道委員会関係の請願第二十一号、九号、二十三号、二十八号及び第五十七号を一括議題といたします。都市計画水道委員長の審査報告はこれを省略いたします。都市計画水道委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に公害対策特別委員会関係の請願第十九号、五十一号を一括議題といたします。公害対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。公害対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に委員会審査報告書はございませんが、請願第十一号健康相談室の廃止反対に関する請願については請願者より文教厚生委員長より報告を求めます。

○文教厚生委員長（正国　務君）　この問題につきましては請願者の方を御足労願いまして、そして親しく陳情人全部集まりましていろいろと御相談申し上げたわけでございます。この問題につきましては廃止ではなくて実際にはやっているんだということであり、ことに保健所でもやっているということでございましたのでそういうことならばということで御了解を得まして取り下げていただいたということでございますが、それを強化するということがさらに出ておるようでございます。これはまた審議する予定でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま文教厚生委員長の報告のとおり本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、請願第十一号健康相談室の廃止反対に関する請願については取り下げることに了承いたされました。

次に請願第十九号日野台二丁目三十五番地先一帯下排水路設置に関する請願については請願者より産業建設委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので産業建設委員長より報告を求めます。

（産業建設委員長登壇）

○産業建設委員長（米沢照男君）　請願十九号はかなり前から継続審査になっておったものですけれども、先ほど採択いたしました補助金の請願が議会で採択されそれと同時に取り下げたいというそういう請願者の意向であります。したがって先ほどの補助金の請願採択と同時に自動的に取り下げられたと、こういうものであります。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま産業建設委員長の報告のとおり本請願については取り下げることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、請願第十九号日野台二丁目三十五番地先一帯下排水路設置に関する請願については取り下げることに了承いたされました。

これより日程第四十一日野市選挙管理委員会補充員の選挙を議題といたします。おはかりいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法については正国　務君において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって正国　務君において指名することに決定いたしました。

それでは正国　務君の発言を求めます。

（二十九番議員登壇）

○二十九番（正国　務君）　御指名によりまして僭越ですが私が指名を申し上げます。お手元に差し上げてありますところの四名の方を選管の補充として推薦いたしたいと思いますのでよろしく御審議をお願いいたします。では名前を申し上げます。溝呂木寿君、日野市日野一五九九番地、明治四十三年十一月二十一日生、斉藤俊一君、日野市万願寺一二五番地、大正三年三月十七日生、大沢量作君、日野市東平山二丁目一の二四番地、明治四十二年五月一日生、朝倉睦郎君日野市落川三四五番地、大正十二年十二月十日生、以上四名の方を推薦いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま正国　務君において指名いたしました溝呂木寿君、斉藤俊一君、大沢量作君、朝倉睦郎君を日野市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました第一順位、溝呂木寿君、第二順位、斉藤俊一君、第三順位、大沢量作君、第四順位、朝倉睦郎君が当選されました。

請願第六十八号、倉沢自治会地域への市水道布設の件を上

程いたします。請願要旨を事務局長をして説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願六十八号を説明。

○議長（滝瀬政吉君）　本請願は都市計画水道委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認め、請願第六十八号倉沢自治会地域への市水道布設に関する件は都市計画水道委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

おはかりいたします。ただいま高橋通夫君ほか九名から決議案第六号航空機による騒音公害阻止に関する決議が提出されました。この際これを日程に追加しただちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって決議案第六号を日程に追加しただちに議題とすることに決定いたしました。

次に高橋通夫君ほか九名提出の決議案第六号航空機による騒音公害阻止に関する決議の件を議題といたします。職員をして決議案を朗読させます。

○書記（武居一茂君）　決議案第六号を朗読。

○議長（滝瀬政吉君）　提案者から提案理由の説明を求めます。高橋通夫君。

（二十一番議員登壇）

○二十一番（高橋通夫君）　請願第五十八号を、立川再開に反対する請願を慎重審査中でありますが、審査中決議文を提出することになりましたので、決議文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。航空機による騒音公害阻止に関する決議、戦後立川飛行場は米軍の航空基地として長年使用されてきたが、先年その使用が停止され周辺住民が航空騒音から開放され、ようやく愁眉を開いた感じでおります。しかるに近時当該地区に飛行場としての機能を再開すべく計画されておるやに仄聞します。これによって市民が再び騒音公害をまともに受けるおそれがあるので本市議会は憂慮の惑を深くしております。関係各庁においては右の実情を御高察の上、関係住民の民生安定のため、深甚の御配慮を払われるよう要望します。右決議する。以上でございます。

○議長（滝瀬政吉君）　これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。

よって決議案第六号航空機による騒音公害阻止に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

請願第五十八号、及び五十八号の二、三、四、立川基地再開に反対する請願を議題といたします。公害対策委員長の審査報告はこれを省略いたします。公害対策委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に請願第五十八号の五、六、七立川基地再開に反対する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高夫君）　請願第五十八号の五、六、七を説明。

○議長（滝瀬政吉君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては公害対策委員会に付託し同委員会の閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬政吉君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

長時間の御審議まことに御苦労さまでございました。これをもって昭和四十六年第四回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前四時三十五分　閉会

右、会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和四十七年　月　日

日野市議会議長　滝瀬政吉

署名議員　伊藤定

署名議員　清水芳雄

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 118